

調達価格等に関する報告

令和8年4月

本電子媒体（PDF）は原本と相違ない。

令和8年4月10日

経済産業省

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条の2第6項、第2条の3第9項、第3条第10項、第4条第5項において準用する同条第4項、第5条第9項において準用する同条第8項、第15条の12第7項及び同条第8項において準用する同条第7項並びに第15条の13第4項において準用する第2条の3第9項の規定に基づき、この報告を国会に提出する。

調達価格等に関する報告

令和8年4月

本報告は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の規定に基づき、次の事項を国会に報告するものである。

- 一 経済産業大臣が定めた交付対象区分等（令和8年経済産業省告示第32号）【第2条の2第6項】
- 二 経済産業大臣が定めた基準価格等（令和8年経済産業省告示第31号）並びに当該基準価格等の算定の基礎に用いた数及び算定の方法（調達価格等算定委員会「令和8年度以降の調達価格等に関する意見」（以下「委員会意見」という。））【第2条の3第9項】
- 三 経済産業大臣が定めた特定調達対象区分等（令和8年経済産業省告示第33号）及び調達価格等（令和8年経済産業省告示第31号）並びに当該調達価格等の算定の基礎に用いた数及び算定の方法（委員会意見）【第3条第10項】
- 四 経済産業大臣が指定を取り消した入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等（令和8年経済産業省告示第35号）【第4条第5項において準用する同条第4項】
- 五 経済産業大臣が変更した入札実施指針（入札に基づく基準価格及び調達価格の額の決定の方法並びに入札に付する交付対象区分等及び特定調達対象区分等に係る交付期間及び調達期間に係る部分）（令和8年経済産業省告示第36号）【第5条第9項において準用する同条第8項】
- 六 経済産業大臣が指定した積立対象区分等及び経済産業大臣が指定を取り消した積立対象区分等（令和8年経済産業省告示第34号）【第15条の12第7項及び同条第8項において準用する同条第7項】
- 七 経済産業大臣が定めた解体等積立基準額（令和8年経済産業省告示第31号）並びに当該解体等積立基準額の算定の基礎に用いた数及び算定の方法（委員会意見）【第15条の13第4項において準用する第2条の3第9項】

令和8年度以降の調達価格等に関する
意見

令和8年2月5日（木）
調達価格等算定委員会

目次

I. はじめに	4
II. 今年度の検討の視点	5
1. 電源横断の論点.....	5
(1) 再生可能エネルギーの自立化.....	5
(2) 今後の FIT/FIP 制度における価格算定のあり方.....	7
III. 分野別事項	10
1. 太陽光発電.....	10
(1) 事業用太陽光発電（地上設置）のコスト動向.....	11
(2) 事業用太陽光発電（地上設置）の 2026 年度の調達価格/基準価格.....	16
(3) 2027 年度以降の事業用太陽光発電（地上設置）の取扱い.....	19
(4) 事業用太陽光発電（屋根設置）のコスト動向.....	20
(5) 2026・2027 年度の事業用太陽光発電（屋根設置）の調達価格・基準価格.....	25
(6) 事業用太陽光発電の 2027 年度の解体等積立基準額.....	26
(7) 2027 年度以降の初期投資支援スキーム（住宅用太陽光発電）の取扱い.....	27
(8) 住宅用太陽光発電のコスト動向.....	29
(9) 住宅用太陽光発電の調達価格.....	32
(10) 太陽光発電の 2027 年度以降に FIP 制度のみ認められる対象.....	33
(11) 新たな発電設備区分の創設に関する検討.....	34
2. 風力発電.....	35
(1) 陸上風力発電のコスト動向.....	37
(2) 陸上風力発電（新設）の 2026 年度の入札上限価格等.....	42
(3) 陸上風力発電（リプレース）の 2026 年度の調達価格/基準価格.....	44
(4) 陸上風力発電の 2027 年度に FIP 制度のみ認められる対象.....	45
(5) 着床式/浮体式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）の取扱い.....	45
(6) 洋上風力発電の 2028 年度に FIP 制度のみ認められる対象.....	48
(7) 洋上風力発電（再エネ海域利用法適用）の取扱い（価格調整スキーム）.....	49
(8) 風力発電の解体等積立基準額等.....	49
(9) 洋上風力発電に係る今後の進め方.....	55
3. 地熱発電.....	57
(1) 地熱発電のコスト動向.....	58
(2) 地熱発電に係る 2027 年度以降の取扱い.....	61
4. 中小水力発電.....	64
(1) 中小水力発電のコスト動向.....	66
(2) 中小水力発電に係る 2027 年度以降の取扱い.....	71

5. バイオマス発電	73
(1) バイオマス発電のコスト動向	75
(2) バイオマス発電に係る 2027 年度以降の取扱い	83
(3) バイオマス持続可能性 WG からの報告	84
IV. 入札制度	85
1. 太陽光発電	85
(1) 2026 年度の入札上限価格の事前公表/事前非公表	85
(2) 2026 年度の入札対象範囲	85
(3) 2026 年度の入札実施回数	86
(4) 2026 年度の入札募集容量	86
(5) 2026 年度の入札上限価格	87
2. 陸上風力発電	88
(1) 2026 年度の入札対象範囲	88
(2) 2028 年度以降の入札制の活用	88
(3) 2026 年度の入札上限価格の事前公表/事前非公表	88
(4) 2026 年度の入札募集容量・入札実施回数	88
3. 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）	90
(1) 2025・2026 年度の入札制の取扱い	90
4. 入札実施スケジュール	92
(1) 2026 年度の入札実施スケジュール	92
5. その他の制度見直し	93
(1) 2026 年度に実施される入札（太陽光発電）における第 2 次保証金の繰り越しの 取扱い	93
(2) 2026 年度に実施される入札（太陽光発電）における保証金免除事由の取扱い	94
V. 地域活用要件	95
1. 2026 年度以降の地域活用要件について	95
VI. その他電源共通事項	97
1. 2026 年度以降のバランスングコスト	97
2. 変更認定申請案件の取扱い	98
3. FIP 移行の取扱い	99
4. 再生可能エネルギーの自立化	99
(1) 技術動向等を踏まえた再生可能エネルギーの自立化に向けた取組状況の検証	99
(2) 来年度に向けた論点	101
VII. 調達価格等に関する結論	103

I.はじめに

我が国は、すぐに使える資源に乏しく、エネルギー供給の多くを化石燃料の輸入に依存することによる価格変動リスクや国富流出といった課題を抱えている。化石燃料への過度な依存から脱却し、エネルギー危機にも耐えうるエネルギー需給構造への転換を進めていくためにも、エネルギー安定供給と脱炭素の両立を図る必要がある。こうした観点から、再生可能エネルギーについては、2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画において、主力電源化を徹底し、関係省庁が施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すという方向性が掲げられたとともに、2040年度エネルギーミックスにおいて、再エネ比率は約4～5割程度と示された。

今年度の本委員会では、こうした点や、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会等における再生可能エネルギーの主力電源化に向けた検討等も踏まえつつ、調達価格・基準価格や入札制度等の検討を行った。

再エネ特措法の規定に基づき、ここに本委員会の意見を取りまとめる。

本意見が再生可能エネルギーの最大限導入の後押しとなることを期待するとともに、電力需要家や関係事業者、国民各層の理解が広く得られたかたちで、事業環境の整備を含めた再生可能エネルギーの導入促進が図られることを望む。

経済産業大臣におかれては、本意見を尊重して、2026年度以降の交付対象区分等、基準価格等、特定調達対象区分等、調達価格等、入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等、入札実施指針並びに解体等積立基準額の決定を行うことを求める。また、これらについてパブリックコメント等を実施した結果として、本意見の内容と異なる決定をするときは、事前に本委員会の意見を聴くように求める。

本委員会として、どのような考え方で意見集約に至ったかを明らかにすることで、再エネ発電事業者の事業の予見可能性を向上させるため、以下、意見集約に当たって、本委員会として合意した考え方を記す。

Ⅱ. 今年度の検討の視点

- 再生可能エネルギーについては、2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画において、エネルギー政策の原則であるS+3Eを大前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促していくことが基本方針として掲げられており、2040年度エネルギーミックスにおいて再エネ比率は約4～5割と示された。
- 今年度の本委員会では、国民負担の抑制、電源の特性を踏まえたリスクの評価や分担、電力システムへの影響等も勘案し、中長期的な視点で時間軸を意識しながら、調達価格・基準価格等について、検討を行った。

1. 電源横断の論点

(1) 再生可能エネルギーの自立化

- 昨年度の本委員会においては、電源の特性、導入状況等に応じて、コストダウンのスピードに差異がある点を踏まえ、各再エネ電源の自立化に向けた進捗状況とそれを踏まえた支援のあり方等について検討を行った。昨今のインフレによる建設費の上昇等が見られる中でも、引き続き、環境価値が適切に評価される再エネの事業環境整備を図りながら、FIT/FIP制度がない状態でも新規の電源投資が進展する状況までコストダウンを目指していくことが重要であることから、昨年度整理された支援のあり方を踏まえ、各電源について下記の観点から今年度の本委員会において検討することとした。

① コストダウンが進展している/見込まれる電源（例：太陽光発電・陸上風力発電）

- 太陽光発電や陸上風力発電については、コストダウンが進展している/見込まれる電源である。既にFIT/FIP制度によらない案件の形成が進んできている。地域との共生の観点から、関係法令に基づいて適切に事業規律の強化を図りながら、自立化に向けた道筋の検討を加速化させる必要がある。
- 特に、大規模な事業用太陽光発電については、調達価格/基準価格が卸電力取引市場価格を下回るなど、着実なコスト低減が実現されてきている中で、大規模な事業用太陽光発電の入札件数の減少やPPA等を活用しながら卸電力取引市場価格を大幅に下回る価格での入札も生

じている。こうした事業者の入札行動を踏まえつつ、具体的な自立化の道筋の検討をより加速させていく必要がある。具体的には、2027年度以降の支援のあり方、価格水準について、検討していくべきである。

② 電源の特性を踏まえた中長期的なコストダウン策を検討すべき電源（例：地熱発電・中小水力発電）

- 地熱発電・中小水力発電は、太陽光発電等と比べて稼働期間が長いという特徴を有している。この特徴も踏まえ、まずは、FIT/FIP制度の支援期間の終了後も長期安定的な稼働が確保されることが重要である。その上で、特に小規模なこれらの電源については、中長期的に「FIT/FIP制度がない状態でも新規の電源投資が進展する状況」を目指しながら、緩やかなコストダウンを実現していくべきである。
- また、地熱発電は、地熱資源の開発を伴うという電源の性質上、開発リスク/開発コストが高いという特徴を持つことから、官民の役割やリスク分担のあり方、自立化に向けたコスト低減の見通しについて関係審議会等にて議論が行われている。これらの見通しについて確認した上で、支援のあり方を検討していくべきである。

③ 大規模化や案件形成等を行うことによる産業基盤の構築を通じてコストダウンを目指すべき電源（例：洋上風力発電）

- 国内の洋上風力発電は未だ黎明期にあることから、今後、大規模化や案件形成、人材育成等を行うことによる産業基盤の構築を通じてコストダウンを目指すことが求められるものの、投資額が大きく、総事業期間が長くなることによる収入・費用の変動リスクが大きいという大型電源としての特性を持つ中で、足下では国内における洋上風力発電事業についても世界的なインフレ等による影響が生じていることが指摘されている。
- こうした状況を踏まえ、洋上風力発電については、自立化に向けたコスト低減や産業基盤構築に関する中長期的見通しを明確にしながら、その意義を改めて確認した上で、支援のあり方を検討していくべきである。

④ 自立化への課題が大きいコスト構造にある電源（例：バイオマス発電）

- バイオマス発電については、発電コストの大半を燃料費を含む運転維持費が占める構造にあるが、FIT/FIP制度による支援終了後の事業の

安定継続に課題が生じるなど、自立化への課題が大きいコスト構造にある電源である。

- 電源の特性を踏まえ、自立化に向けたコスト低減を進めていくに当たって重要な燃料供給サプライチェーンの強化・構築の状況を確認した上で、支援のあり方を検討していくべきである¹。

(2) 今後の FIT/FIP 制度における価格算定のあり方

① コストデータの上昇を価格に反映させる場合の対象及びその考え方

- 再エネ特措法に基づく調達価格/基準価格の算定に当たっては、同法第2条の3第2項又は第3条第5項の規定に基づき、再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎とし、適正な利潤その他の事情を勘案して定めることとされている。
- 加えて、FIT/FIP 制度は、再エネのコスト競争力が他電源と比べてまだ十分ではない段階において、国民負担により価格支援を行うことで導入拡大を図り、導入拡大によるスケールメリット・習熟効果等を通じてコストダウンを実現していく制度である。したがって、FIT/FIP 制度の対象となる電源は、将来的に FIT/FIP 制度がない状態でも新規の電源投資が進展する状況までコストダウンを実現していくこと、すなわち、再生可能エネルギーの自立化を実現していくことが制度の前提である。
- 昨今のインフレによる建設費等の上昇が見られる中で、足下のコストデータが上昇しているという電源も現れているが、これらの前提を踏まえ、コストデータに上昇が見られる全ての電源について、機械的に一律の想定値の引上げ等を行うのではなく、各電源の特性を考慮しつつ、①自立化に向けた取組がなされているか、②コストデータの上昇について、当該電源の中でも事業が特に効率的に実施されている場合においても生じているものかを確認した上で、総合的に判断しながら足下のコストデータの上昇について適切に調達価格等/基準価格等への反映を行うこととした。

¹ 例えば、大規模バイオマス発電については、発電コストの大半を燃料費が占めるというコスト構造であり、その燃料費は国際市場の需給や円安等の影響を強く受ける性質があり、現在の事業環境下では、新規の案件形成が大きく進むとは考えにくいことから、2024年度調達価格等算定委員会においては、一般木質等（10,000kW以上）及び液体燃料（全規模）は、2026年度以降、FIT/FIP制度の支援の対象外とするとの意見が取りまとめられた。

- 今年度の本委員会では、コストダウンが着実に進展している太陽光発電・陸上風力発電以外の電源については、将来に向けた自立化の具体的な道筋、コストの中長期的な見通しを確認した上で、その支援のあり方を検討していくこととした。これらの電源については、コストデータの上昇の調達価格等/基準価格等への反映を行うに当たっては、前述の「コストデータの上昇を価格に反映させる場合の対象及びその考え方」における①の点について確認を継続して行っていくことが重要である。
- こうした観点から、今後の各業界からのヒアリング等の機会においても、自立化に向けた取組状況や業界としてのコミットメントについて本委員会への報告を求めることとした。

② 2026・2027年度における調達価格/基準価格の考え方

- 再エネ導入の促進を図る観点から、事業者に FIT/FIP 認定の時期を遅らせるインセンティブが働かないようにするため、コストデータの上昇について調達価格等/基準価格等への反映を行ったうえで、当該価格が既に設定している 2026・2027 年度の調達価格等/基準価格等を上回る場合は、2026・2027 年度の調達価格等/基準価格等を改めて設定することが考えられるが、既に設定されている調達価格等/基準価格等との関係が論点となる。この点について、以下のとおり整理することを本委員会として確認することとした。
 - a) 再エネ特措法上、調達価格等/基準価格等は、原則として年度ごとに経済産業大臣が定めて告示しなければならないこととされている（第 2 条の 3 第 1 項、第 3 条第 2 項）が、これらの項のただし書において、再エネの供給量の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、半期ごとに当該半期の開始前に調達価格等/基準価格等を定めることができることとされている。これは、法制定時の国会審議等を踏まえ、今後 FIT/FIP 認定を行う案件の調達価格等/基準価格等について、年度当初に想定していなかった急激な状況の変化が生じた場合には、当該年度の途中で下半期の調達価格等/基準価格等を改めて設定することができる旨を定めた規定であると解釈されている。
 - b) また、再エネ特措法上、再エネの供給量の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、複数年度の調達価格等/基準価格等の設定ができる（第 2 条の 3 第 3 項、第 3 条第 3 項）とされている。これらの規定に基づき複数年度の調達価格等/基準価格等の設定を行った場合についても、法第 2 条の 3 第 1 項又は第 3 条第 2 項のただし書の趣旨を踏

まえ、同様に、今後 FIT/FIP 認定を行う案件の調達価格等/基準価格等を改めて設定することができるかと解されている。

c) こうした考え方に基づく規定の適用については、厳格に解することが必要であるが、

- コストデータの上昇の反映は、インフレ下においても、特にその影響を受ける電源に対する投資が進むようにすることを目的とした措置であり、事業者にとっては投資促進の効果があること
- 仮に 2026・2027 年度の調達価格等/基準価格等を再設定しない場合、コストデータの上昇を反映させた調達価格等/基準価格等で支援を受けるために FIT/FIP 認定を 2027・2028 年度以降に遅らせる事態が発生し、再エネ導入拡大を滞らせるおそれがあること

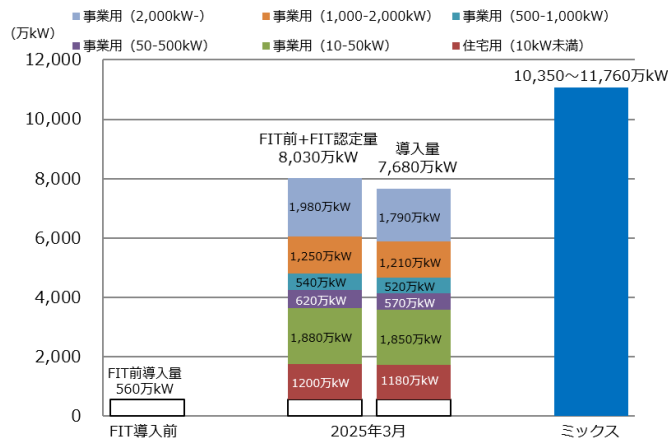
などを総合的に勘案すると、コストデータの上昇について調達価格等/基準価格等への反映を行ったうえで、当該価格が既に設定している 2026・2027 年度の調達価格等/基準価格等を上回る場合には、2026・2027 年度の調達価格等/基準価格等を改めて設定することが妥当と考えられる。

Ⅲ. 分野別事項

1. 太陽光発電

- 太陽光発電については、2030年エネルギーミックス(10,350~11,760万kW)の水準に対して、2025年3月末時点のFIT前導入量+FIT・FIP認定量は8,030万kW、導入量は7,680万kWであった。10kW以上50kW未満の小規模事業用太陽光発電案件が多く、事業用太陽光発電のFIT・FIP導入量全体に占める割合は、容量ベースで31%程度となっている(参考1、2)。

【参考1】太陽光発電のFIT・FIP認定量・導入量



※ 失効分(2025年3月末時点)を反映済。

【参考2】事業用太陽光発電の年度別・規模別でのFIT・FIPの認定量・導入量

年度	10-50kW	50-100kW	100-250kW	250-500kW	500-750kW	750-1,000kW	1,000-2,000kW	2,000kW-	10kW-全体合計
2012年度	2,182(91,669)	46(559)	388(2,438)	673(1,894)	542(960)	969(1,073)	3,406(2,164)	6,188(363)	14,394(101,120)
2013年度	5,852(200,093)	26(304)	363(2,136)	985(2,815)	814(1,474)	907(1,053)	5,000(3,312)	8,421(452)	22,367(211,639)
2014年度	2,998(125,700)	16(180)	270(1,630)	562(1,620)	367(661)	316(373)	1,504(1,003)	2,919(167)	8,953(131,334)
2015年度	1,293(51,273)	4(45)	87(520)	216(629)	139(245)	98(116)	428(288)	308(21)	2,572(53,137)
2016年度	1,658(58,006)	2(27)	97(560)	304(865)	162(282)	154(185)	462(326)	988(48)	3,828(60,299)
2017年度	580(23,968)	2(19)	57(326)	210(573)	82(138)	104(124)	301(207)	32(3)	1,367(25,358)
2018年度	2,580(73,777)	4(45)	116(637)	443(1,199)	196(321)	214(254)	718(484)	196(6)	4,468(76,723)
2019年度	1,304(36,467)	1(16)	49(271)	385(924)	1(2)	15(17)	73(42)	105(4)	1,935(37,743)
2020年度	54(1,868)	4(51)	183(843)	37(81)	12(19)	41(47)	97(59)	135(7)	563(2,975)
2021年度	176(4,358)	3(35)	243(1,121)	53(123)	47(79)	65(75)	229(146)	118(6)	934(5,943)
2022年度	76(2,406)	3(37)	171(784)	16(39)	13(23)	39(44)	39(25)	130(4)	486(3,362)
2023年度	46(1,539)	3(41)	71(353)	66(164)	12(21)	28(32)	104(67)	185(6)	515(2,223)
2024年度	13(530)	3(41)	35(212)	10(28)	9(15)	15(17)	72(45)	30(3)	186(891)
合計	18,812(671,654)	117(1,400)	2,131(11,831)	3,959(10,954)	2,398(4,240)	2,965(3,410)	12,433(8,168)	19,755(1,090)	62,569(712,747)

年度	10-50kW	50-100kW	100-250kW	250-500kW	500-750kW	750-1,000kW	1,000-2,000kW	2,000kW-	10kW-全体合計
2012年度	2,413(116,418)	45(536)	380(2,405)	560(1,606)	403(716)	641(708)	1,782(1,153)	539(55)	6,763(123,597)
2013年度	3,577(146,396)	23(270)	261(1,554)	562(1,644)	462(843)	543(625)	1,936(1,299)	1,000(85)	8,365(152,716)
2014年度	2,921(109,785)	13(150)	238(1,426)	561(1,617)	430(778)	439(513)	2,291(1,547)	1,255(91)	8,148(115,907)
2015年度	1,935(68,848)	8(91)	142(840)	356(1,015)	266(478)	250(292)	1,342(898)	1,145(87)	5,443(72,560)
2016年度	1,491(50,565)	4(43)	96(567)	295(848)	182(323)	185(215)	1,049(680)	1,443(96)	4,745(53,337)
2017年度	1,522(52,441)	4(44)	83(473)	267(742)	143(247)	162(189)	882(573)	1,842(100)	4,905(54,809)
2018年度	1,530(46,909)	3(29)	77(430)	288(780)	139(233)	164(192)	742(481)	1,937(104)	4,878(49,158)
2019年度	1,272(31,029)	2(25)	71(393)	317(832)	121(203)	156(183)	791(510)	2,271(129)	5,001(33,304)
2020年度	837(18,919)	4(47)	84(428)	219(564)	80(133)	100(117)	445(290)	1,962(98)	3,731(20,596)
2021年度	526(12,074)	3(45)	117(589)	188(472)	49(81)	96(113)	372(234)	2,194(93)	3,546(13,701)
2022年度	279(6,690)	3(36)	94(464)	112(273)	40(67)	67(77)	260(164)	1,253(48)	2,107(7,819)
2023年度	136(3,344)	3(40)	91(444)	86(212)	28(45)	54(62)	215(139)	1,023(41)	1,635(4,327)
合計	18,439(663,418)	114(1,356)	1,733(10,013)	3,811(10,605)	2,343(4,147)	2,856(3,286)	12,107(7,968)	17,865(1,027)	59,268(701,820)

※ 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

- 2025年度の調達価格/基準価格は、住宅用（10kW未満）については、4月～9月については15円/kWh、10月～3月については初期投資支援スキーム（運転開始から4年目までは24円/kWh、5～10年目は8.3円/kWh）、地上設置（50kW以上250kW未満）が8.9円/kWhなどである。事業用太陽光発電（250kW以上）は屋根設置を除き入札対象となっており、2024年度からは、250kW以上の設備はFIP入札を実施している。今年度の入札については、コスト低減の加速を図る観点から、入札対象範囲は可能な限り拡大していくことが望ましい一方で、250kW以上/未満では資本費に一定の差異が見られることや、入札準備に必要な経費は小規模案件ほど相対的に大きな負担であることも踏まえ、2025年度の入札については、これまでと同様に、原則250kW以上を対象として実施した。
- 今年度、既に実施している入札（第24～26回）の落札容量は、計269MWであった（入札容量は491MW）。また、平均落札価格は7.13円/kWh（第26回）と相当程度低減した（参考3）。

【参考3】太陽光発電入札の結果（2022～2025年度）

<事業用太陽光入札結果>

※第12回以降はFIT入札結果・FIP入札結果を併記

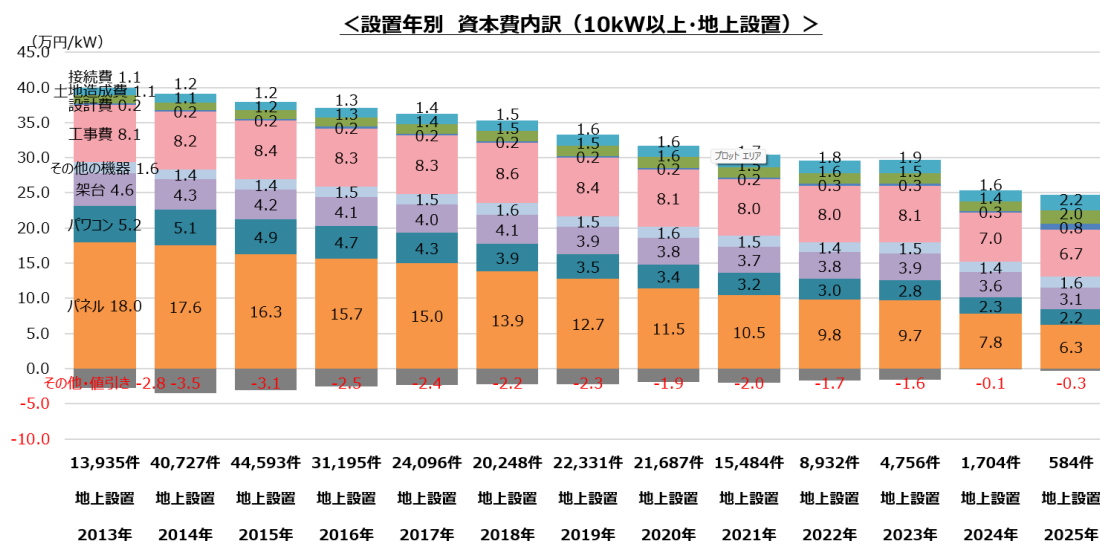
	事業用太陽光															
	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回	第21回	第22回	第23回	第24回	第25回	第26回	
第23回実施時期	2022年度第1四半期	2022年度第2四半期	2022年度第3四半期	2022年度第4四半期	2023年度第1四半期	2023年度第2四半期	2023年度第3四半期	2023年度第4四半期	2024年度第1四半期	2024年度第2四半期	2024年度第3四半期	2024年度第4四半期	2025年度第1四半期	2025年度第2四半期	2025年度第3四半期	
入札対象	FIT250kW以上1,000kW未満・FIP1,000kW以上				FIT250kW以上500kW未満・FIP500kW以上				FIP250kW以上							
募集容量	50MW・175MW	50MW・175MW	50MW・175MW	50MW・175MW	105MW	110MW	105MW	134MW	93MW	107MW	93MW	93MW	79MW	115MW	163MW	
上限価格	10.0円/kWh 事前公表	9.88円/kWh 事前公表	9.75円/kWh 事前公表	9.63円/kWh 事前公表	9.5円/kWh 事前公表	9.43円/kWh 事前公表	9.35円/kWh 事前公表	9.28円/kWh 事前公表	9.20円/kWh 事前公表	9.13円/kWh 事前公表	9.05円/kWh 事前公表	8.98円/kWh 事前公表	8.90円/kWh 事前公表	8.83円/kWh 事前公表	8.75円/kWh 事前公表	
入札容量 (件数)	25MW・129MW (39件・5件)	12MW・14MW (18件・10件)	11MW・137MW (17件・11件)	16MW・164MW (25件・9件)	120MW (35件)	69MW (55件)	178MW (61件)	312MW (127件)	118MW (59件)	34MW (22件)	56MW (23件)	144MW (43件)	158MW (77件)	258MW (68件)	75MW (27件)	
平均入札 価格	9.93円/kWh 9.87円/kWh	9.79円/kWh 9.81円/kWh	9.70円/kWh 9.73円/kWh	9.59円/kWh 9.56円/kWh	9.36円/kWh	9.30円/kWh	8.84円/kWh	6.83円/kWh	7.28円/kWh	8.08円/kWh	8.17円/kWh	6.33円/kWh	6.08円/kWh	6.58円/kWh	7.13円/kWh	
落札容量 (件数)	25MW・129MW (39件・5件)	12MW・14MW (18件・10件)	11MW・137MW (17件・11件)	16MW・164MW (25件・9件)	105MW (20件)	69MW (55件)	105MW (33件)	134MW (29件)	93MW (47件)	34MW (22件)	56MW (23件)	93MW (5件)	79MW (5件)	115MW (5件)	75MW (27件)	
平均落札 価格	9.93円/kWh 9.87円/kWh	9.79円/kWh 9.81円/kWh	9.70円/kWh 9.73円/kWh	9.59円/kWh 9.56円/kWh	9.34円/kWh	9.30円/kWh	8.55円/kWh	5.11円/kWh	6.84円/kWh	8.08円/kWh	8.17円/kWh	5.06円/kWh	4.06円/kWh	5.38円/kWh	7.13円/kWh	
調達価格 決定方法	応札額を調達価格として採用（pay as bid方式）															

(1) 事業用太陽光発電（地上設置）のコスト動向

① 事業用太陽光発電（地上設置）の資本費

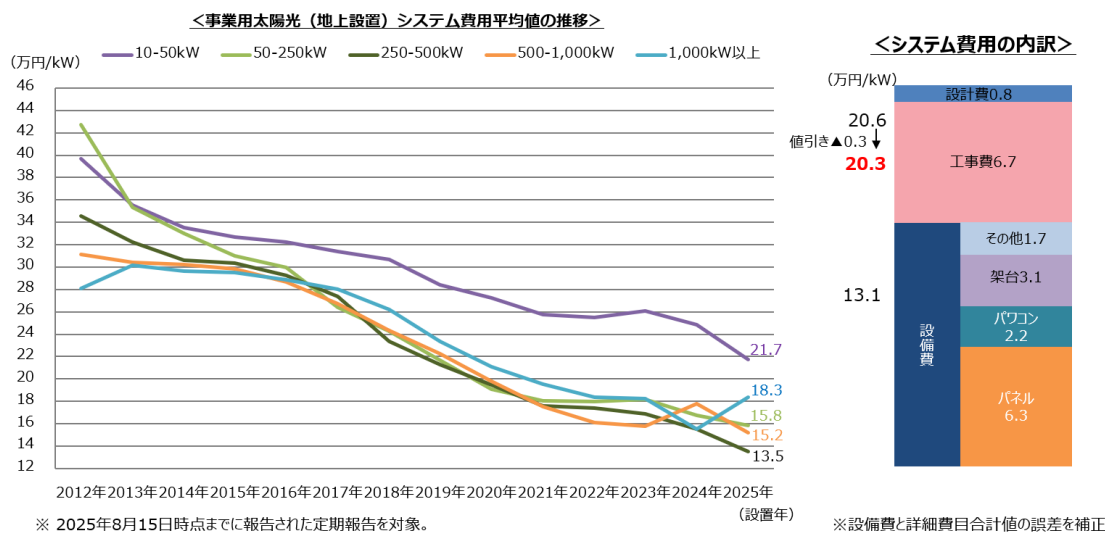
- 地上設置の事業用太陽光発電について、設置年別に資本費を見ると、全体的に低減する傾向が見られた。特にパネル費用や工事費が低減する傾向にある（2013年から2025年までに、パネル費用は▲65%）（参考4）。

【参考4】事業用太陽光発電の設置年別の資本費内訳（10kW以上全体：地上設置）



- 事業用太陽光発電(地上設置)のシステム費用については、すべての規模で低下傾向にあり、2025年に設置された10kW以上の平均値(単純平均)は20.3万円/kW(中央値は19.7万円/kW)となった。平均値の内訳は、太陽光パネルが約33%、工事費が約33%を占める(参考5)。

【参考5】事業用太陽光発電(地上設置)のシステム費用の規模別の推移



- これまでの本委員会においては、費用効率的な事業実施を促していく観点から、運転開始期限が3年間であることを踏まえ、足元のトップランナー水準が、3年後にどの程度の水準に位置するかに着目して、システム費用の想定値を設定してきた。

- これまでと同様に、3年前の設置案件のコスト水準に着目した場合、地上設置（50kW以上）のコスト水準においては、2020年設置の上位36%水準、2021年設置の上位38%水準、2022年設置の上位36%水準が、それぞれ2023年設置、2024年設置、2025年設置の中央値と同程度であることが確認できた（参考6）。

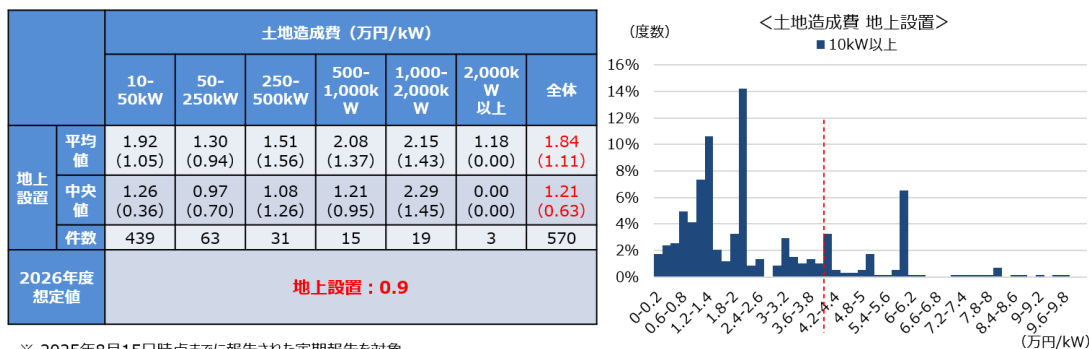
【参考6】事業用太陽光発電（地上設置）のシステム費用のトップランナー分析

万円/kW	地上設置（50kW以上）						地上設置（10kW以上）
	2025年 1~8月設置 N=139	2024年 1~12月設置 N=505	2023年 1~12月設置 N=790	2022年 1~12月設置 N=1,014	2021年 1~12月設置 N=1,154	2020年 1~12月設置 N=1,574	2025年 1~8月設置 N=584
%							
5%	8.74	9.30	10.01	9.43	9.47	10.24	10.44
10%	9.43	9.94	11.16	10.61	10.68	11.49	10.94
15%	10.00	11.05	11.99	11.52	11.37	12.85	11.23
20%	10.46	11.71	12.76	12.10	12.01	13.73	12.39
25%	11.02	12.19	13.46	12.76	12.86	14.45	13.81
30%	11.80	12.96	14.14	13.63	13.73	15.29	14.74
32%	12.20	13.21	14.51	13.90	13.99	15.60	15.20
35%	12.79	13.53	14.95	14.20	14.54	16.10	15.76
36%	12.91	13.62	15.09	14.28	14.72	16.31	15.80
38%	13.48	13.84	15.30	14.55	15.07	16.72	16.34
40%	13.60	14.00	15.52	14.98	15.32	17.09	16.61
45%	14.02	14.75	16.06	15.72	16.20	17.99	18.24
50%	14.53	15.13	16.65	16.43	16.90	18.65	19.67

※ 2025年8月15日時点までに報告された定期報告を対象。

- これらを踏まえると、トップランナー水準は上位36%水準として、2026年度の地上設置（50kW以上）の想定値は、2025年の地上設置（50kW以上）の上位36%水準である12.9万円/kWを、2026年の地上設置（10kW以上50kW未満）の想定値は、2025年の地上設置（10kW以上）の上位36%水準である15.8万円/kWとすることが考えられ、それぞれ、地上設置（50kW以上）については、2026年度の想定値（11.3万円/kW）をやや上回るが、地上設置（10kW以上50kW未満）については、2026年度の想定値（17.8万円/kW）を下回る。
- システム費用と同様に、土地造成費についても、事業用太陽光発電（地上設置）において2025年設置案件の定期報告データを分析すると、地上設置は平均値1.84万円/kW、中央値1.21万円/kWとなり、2026年度の想定値0.9万円/kWを上回る。なお、平均値については、4万円/kW以上の土地造成費が高い少数の案件により引き上げられており、分布としては、4万円/kW以下の案件がほとんどである（参考7）。また、事業用太陽光発電（地上設置）における土地造成費について、2020～2025年に設置された案件のトップランナー分析を行うと、コストは上昇傾向にあることが確認された（参考8）。

【参考7】事業用太陽光発電（地上設置）の土地造成費



※ 2025年8月15日時点までに報告された定期報告を対象。
 ※ () 内は昨年度の本委員会で検討した2024年設置案件の土地造成費。

【参考8】事業用太陽光発電（地上設置）の土地造成費のトップランナー分析

万円/kW	地上設置 (10kW以上)					
%	2025年 1~8月設置 N=570	2024年 1~12月設置 N=1,672	2023年 1~12月設置 N=4,646	2022年 1~12月設置 N=8,707	2021年 1~12月設置 N=15,108	2020年 1~12月設置 N=21,065
5%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
10%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
15%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
20%	0.19	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
25%	0.60	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
30%	0.79	0.00	0.10	0.00	0.00	0.00
35%	1.01	0.04	0.20	0.20	0.00	0.00
40%	1.09	0.21	0.49	0.46	0.26	0.34
45%	1.21	0.50	0.71	0.71	0.58	0.61
50%	1.21	0.71	0.95	1.01	0.83	0.85

※ 2025年8月15日時点までに報告された定期報告を対象。

- 接続費についても、事業用太陽光発電（地上設置）において、2025年設置案件の定期報告データを分析すると、平均値 2.15 万円/kWh、中央値 1.45 万円/kWh と、2026年度の想定値 1.35 万円/kWh をやや上回る（参考9）。また、2020～2025年に設置された案件のトップランナー分析を行うと、2024年から2025年にかけてコストの上昇が見られる（参考10）。

【参考9】事業用太陽光発電（地上設置）の接続費

		接続費（万円/kW）						
		10-50kW	50-250kW	250-500kW	500-1,000kW	1,000-2,000kW	2,000kW以上	全体
地上設置	平均値	2.52 (1.63)	0.69 (0.94)	1.12 (0.87)	0.85 (0.71)	1.24 (1.34)	1.19 (2.46)	2.15 (1.42)
	中央値	1.92 (1.25)	0.38 (0.55)	0.38 (0.40)	0.38 (0.22)	0.60 (0.71)	0.52 (2.46)	1.45 (1.14)
	件数	439	63	31	15	19	3	570
2026年度 想定値		地上設置：1.35						

※ 2025年8月15日時点までに報告された定期報告を対象。
 ※ () 内は昨年度の本委員会で検討した2024年設置案件の接続費。

【参考10】事業用太陽光発電（地上設置）の接続費のトップランナー分析

万円/kW	地上設置（10kW以上）					
	2025年 1～8月設置 N=570	2024年 1～12月設置 N=1,672	2023年 1～12月設置 N=4,646	2022年 1～12月設置 N=8,707	2021年 1～12月設置 N=15,108	2020年 1～12月設置 N=21,065
5%	0.16	0.13	0.20	0.18	0.20	0.23
10%	0.30	0.24	0.40	0.41	0.47	0.50
15%	0.47	0.38	0.57	0.63	0.66	0.67
20%	0.67	0.50	0.73	0.77	0.80	0.79
25%	0.80	0.65	0.83	0.85	0.89	0.87
30%	0.91	0.73	0.95	0.97	0.97	0.93
35%	1.01	0.81	1.09	1.05	1.04	1.01
40%	1.15	0.91	1.21	1.17	1.15	1.11
45%	1.31	1.07	1.27	1.25	1.21	1.21
50%	1.45	1.16	1.41	1.39	1.31	1.24

(※) 2025年8月15日時点までに報告された定期報告を対象。

② 事業用太陽光発電（地上設置）の運転維持費

- 事業用太陽光発電（地上設置）における運転維持費について、2025年設置案件の定期報告データを分析すると、平均値 0.53 万円/kW/年、中央値 0.43 万円/kW/年となり、2026年度の想定値 0.42 万円/kW/年と概ね同水準となった（参考11）。

【参考11】事業用太陽光発電（地上設置）の運転維持費

		運転維持費（万円/kW/年）						
		10-50kW	50-250kW	250-500kW	500-1,000kW	1,000-2,000kW	2,000kW以上	全体
地上設置	平均値	0.52 (0.51)	0.54 (0.57)	0.53 (0.51)	0.62 (0.61)	0.67 (0.66)	0.84 (0.79)	0.53 (0.53)
	中央値	0.42 (0.40)	0.45 (0.44)	0.44 (0.43)	0.53 (0.51)	0.59 (0.59)	0.79 (0.77)	0.43 (0.42)
	件数	22,938	644	1,058	958	1,407	243	27,248
2026年度 想定値		地上設置：0.42						

※ 2025年8月15日時点までに報告された定期報告を対象。
 ※ () 内は昨年度の本委員会で検討した運転維持費。

③ 事業用太陽光発電（地上設置）の設備利用率

- 事業用太陽光発電（地上設置）における設備利用率については、昨年度と同様に、直近の設備利用率の地上設置：上位 15%水準を参照すると、地上設置（10kW 以上 50kW 未満）は約 21.6%、地上設置（50kW 以上）は約 18.5%となり、2026 年度の想定値（地上設置（10kW 以上 50kW 未満）：21.3%、地上設置（50kW 以上）：18.3%）と概ね同水準となった（参考 12）。

【参考 12】 事業用太陽光発電（地上設置）の設備利用率

買取期間	設備利用率（地上設置）：平均値				
	10kW 以上	50kW 以上	250kW 以上	1,000kW 以上	2,000kW 以上
2023年6月－2024年5月	16.5%	15.2%	15.3%	15.3%	16.2%
2024年6月－2025年5月	16.7%	15.4%	15.4%	15.3%	15.9%

設備利用率（地上設置）				
%	10kW以上	50kW以上	250kW以上	1,000kW以上
5%	24.45%	20.83%	20.48%	19.87%
10%	22.82%	19.41%	19.21%	18.80%
14%	21.82%	18.68%	18.51%	18.28%
15%	21.59%	18.52%	18.39%	18.17%
16%	21.36%	18.39%	18.25%	18.05%
20%	20.53%	17.84%	17.73%	17.62%
25%	19.55%	17.29%	17.22%	17.12%
30%	18.67%	16.80%	16.75%	16.70%
35%	17.86%	16.35%	16.33%	16.31%
40%	17.14%	15.94%	15.93%	15.94%
45%	16.50%	15.54%	15.54%	15.60%
50%	15.92%	15.15%	15.17%	15.25%

(2) 事業用太陽光発電（地上設置）の 2026 年度の調達価格/基準価格

① 事業用太陽光発電（地上設置）に係るコストデータの動向

- 事業用太陽光発電（地上設置（10kW 以上 50kW 未満））については、システム費用は昨年度設定した 2026 年度の想定値（17.8 万円/kW）をやや下回り（15.8 万円/kW）、土地造成費、接続費については昨年度設定した 2026 年度の想定値（それぞれ 0.9 万円/kW、1.35 万円/kW）をやや上回った（それぞれ 1.21 万円/kW、1.45 万円/kW）。一方で、運転維持費・設備利用率については、昨年度設定した 2026 年度の想定値と概ね同程度であった。
- 事業用太陽光発電（地上設置（50kW 以上））について、システム費用、土地造成費、接続費については、昨年度に設定した 2026 年度の想定値（それぞれ 11.3 万円/kW、0.9 万円/kW、1.35 万円/kW）を上回った（それぞれ 12.9 万円/kW、1.21 万円/kW、1.45 万円/kW）。運転維持費・設備

利用率については、昨年度設定した 2026 年度の想定値と概ね同程度であった。

② 調達価格・基準価格の設定方法

- 運転年数について、昨年度は、パネル保証の動向や卒 FIT の再エネ電気に対するニーズを踏まえ、25 年間の運転を想定し、2026 年度の想定値としたことから、引き続き、昨年度設定した 2026 年度の想定値を据え置くこととした。
- なお、2026 年度の調達期間終了後の売電価格の想定値について、2021～2022 年度の卸電力取引市場価格は、2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵略開始等による燃料輸入価格の高騰に伴う影響を受けている一方、2023 年度（10.74 円/kWh）には 2020 年度（11.21 円/kWh）と同水準となったことから、2016 年度（電力小売全面自由化）から 2024 年度のうち、2021 年度と 2022 年度を除いた 7 年間のシステムプライス平均値の平均を採用し、10.0 円/kWh を想定することとした。
- 運転維持費、設備利用率については、地上設置（10kW 以上 50kW 未満）、地上設置（50kW 以上）ともに、昨年度設定した 2026 年度の想定値と概ね同程度であることから、想定値を据え置くこととした。
- その上で、今後の FIT/FIP 制度における価格算定のあり方についての今年度の本委員会の方針²に基づき、以下の点を確認した。
 - ①について、FIT 制度開始以降におけるコストダウンの着実な進展をもって、自立化に向けた取組がなされていることが確認された。
 - ②について、最新のコストデータに上昇が見られたのは、事業用太陽光発電（地上設置（50kW 以上））のシステム費、事業用太陽光発電（地上設置）全体における土地造成費・接続費であることから、これらについて、特に効率的に実施されている場合においても上昇が見られるのか確認する必要がある。直近 6 年におけるコストデータ

² 事業用太陽光（地上設置）について、コストデータの上昇を調達価格等/基準価格等に反映する場合、以下 2 点を確認の上、総合的に判断を行うこととした。

- ① 自立化に向けた取組がなされているか。
- ② コストデータの上昇について、当該電源の中でも事業が特に効率的に実施されている場合においても生じているものか。

を見ると、接続費・土地造成費については特に効率的に実施された場合について上昇が見られたものの、事業用太陽光発電（地上設置（50kW 以上））のシステム費用のコストは着実に低下しており、上昇は見られなかった。

- ②を厳格に適用した場合、接続費・土地造成費については想定値を引き上げ、事業用太陽光発電（地上設置（50kW 以上））のシステム費のコストデータの上昇は見られなかったことから、想定値の引き上げは行わないこととなる。一方で、事業用太陽光発電（地上設置（50kW 以上））のシステム費について、足下複数年については、実際のコストデータが想定値を上回っていたものの、効率的な事業の実施を促す観点から、従来のトップランナー水準として設定してきた想定値を目指すべきとして、想定値を据え置いてきた。
- 引き続き、効率的な事業の実施を促すことは重要であるものの、今後のFIT/FIP 制度における調達価格/基準価格の設定に係る基本的な方針を踏まえ、足下においてはコストデータの上昇が継続的に見られていることも含めて総合的に判断し、コストデータの上昇を調達価格/基準価格に適切に反映を行うこととした。
- また、今年度の本委員会においては、前述のとおり、コストデータの上昇について調達価格等/基準価格等への反映を行ったうえで、当該価格が既に設定している 2026・2027 年度の調達価格等/基準価格等を上回る場合には、2026・2027 年度の調達価格等/基準価格等を改めて設定することとした。
 - 事業用太陽光発電（地上設置（10kW 以上 50kW 未満））について、全ての最新のコストデータに基づいて調達価格/基準価格の算定を行った結果、昨年度設定した 2026 年度の調達価格/基準価格を下回ることが確認されたため、昨年度設定した 2026 年度の想定値及び調達価格/基準価格は据え置くこととした。
 - 事業用太陽光発電（地上設置（50kW 以上））については、既に設定した 2026 年度の調達価格/基準価格を上回ることから、改めて想定値を設定することとした。
- 前述のコストデータ等を踏まえて、2026 年度の調達価格/基準価格における想定値については、参考 13 の表のとおりとした。

【参考 13】 2026 年度の事業用太陽光発電（地上設置）の
調達価格/基準価格における想定値

		今年度設定する2026年度の想定値		昨年度設定した2026年度の想定値	
		2026年度 地上・50kW以上	2026年度 地上・10-50kW	(参考) 2026年度 地上・50kW以上	(参考) 2026年度 地上・10-50kW
資本費	システム費用	12.9万円/kW (想定値より上昇)	据え置き (17.8万円/kW)	11.3万円/kW	17.8万円/kW
	土地造成費	1.21万円/kW (想定値より上昇)	据え置き (0.9万円/kW)	0.9万円/kW	0.9万円/kW
	接続費用	1.45万円/kW (想定値より上昇)	据え置き (1.35万円/kW)	1.35万円/kW	1.35万円/kW
運転維持費		据え置き (0.42万円/kW/年)	据え置き (0.42万円/kW/年)	0.42万円/kW/年	0.42万円/kW/年
設備利用率		据え置き (18.3%)	据え置き (21.3%)	据え置き (18.3%)	据え置き (21.3%)
自家消費率		-	-	-	-
自家消費分の便益		-	-	-	-
運転年数		25年間	25年間	25年間	25年間
調達期間終了後の 売電価格		10.0円/kWh	据え置き (9.6円/kWh)	9.6円/kWh	9.6円/kWh

(3) 2027 年度以降の事業用太陽光発電（地上設置）の取扱い

- 今年度の本委員会においては、事業用太陽光発電(地上設置)に係る 2027 年度以降の取扱いについて、以下の点について方向性を確認した。
 - 技術の進展状況を考慮した際に FIT/FIP 制度からの自立の時期が到来しつつある状況や、太陽光発電に係る課題や特性を踏まえた支援策の重点化の方向性を勘案した上で、支援の廃止を含めて支援の必要性について検討を行うこととし、最新のコストデータを踏まえて方針を議論すること。
 - 地域共生が図られた形で導入がされる太陽光発電への支援の重点化についても検討すること。
 - 加えて、2026 年度の取扱いについては、既に調達価格等/基準価格等が設定されており、基本的には事業者による今年度中の具体的な事業の着手が想定されることを踏まえ、事業の予見可能性に配慮する観点から、慎重な取扱いが必要となること。
- その上で、事業用太陽光発電（地上設置）について、最新のコストデータの動向や入札状況を踏まえて以下が確認された。
 - FIT 制度開始以降、認定量・導入量ともに大幅に拡大してきたこと。
 - FIT 制度開始から現在にかけて、大規模のみならず全ての規模において技術革新等による着実なコスト低減が実現されてきたこと。特に、足下では、競争が働き、入札上限価格を下回る落札が継続的に見られていることや、入札回によっては入札上限価格を大幅に下回

る落札も見られていること。

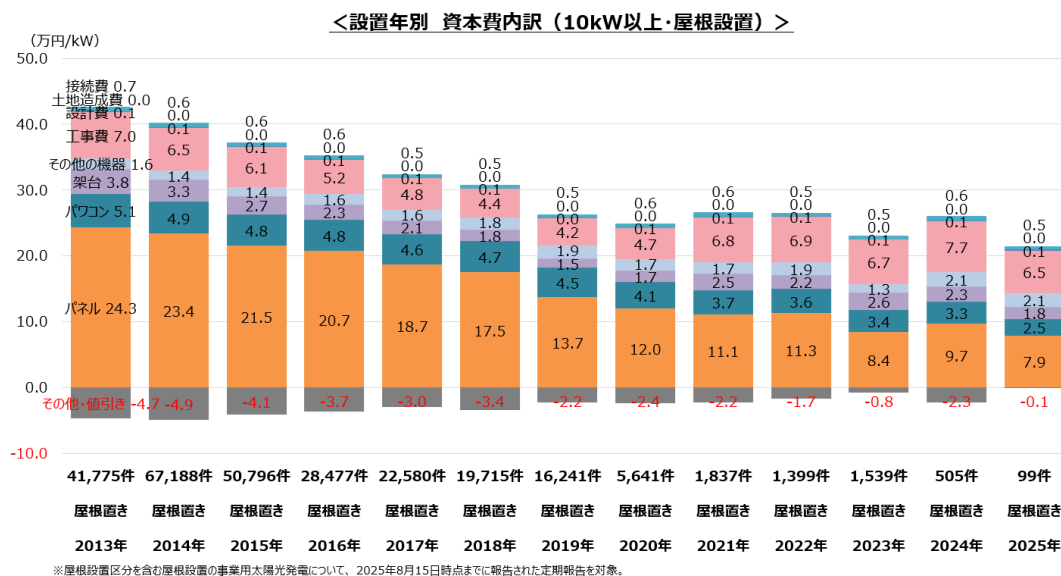
- コスト効率化に加え、PPA による収益の確保等により、FIT/FIP 制度によらない案件の形成も見られるようになってきたこと。
- こうした導入拡大・コスト低減が実現してきている一方で、自然環境・安全・景観等の地域共生上の課題が顕在化し、いわゆる「負の外部経済性」が生じているのではないかとの指摘がなされる状況に至っていること。
- 上記の点を総合的に判断し、現在支援対象区分となっている事業用太陽光発電（地上設置）については、2027 年度以降、FIT/FIP 制度における支援の対象外とすることとした。
- 一方で、再エネ導入拡大の観点から、例えば屋根設置等の地域との共生が図られた形での太陽光発電の導入を促進していくことは重要である。電源の持つ特性やその設置形態等を踏まえ、地域共生が図られた形で導入が期待される太陽光発電の類型等について、詳細の検討は再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において電源横断的な観点から行うこととし、支援の重点化を行う対象等の 2027 年度以降の太陽光発電への具体的な支援のあり方については、来年度の本委員会において検討・決定することとした。

(4) 事業用太陽光発電（屋根設置）のコスト動向

① 事業用太陽光発電（屋根設置）の資本費

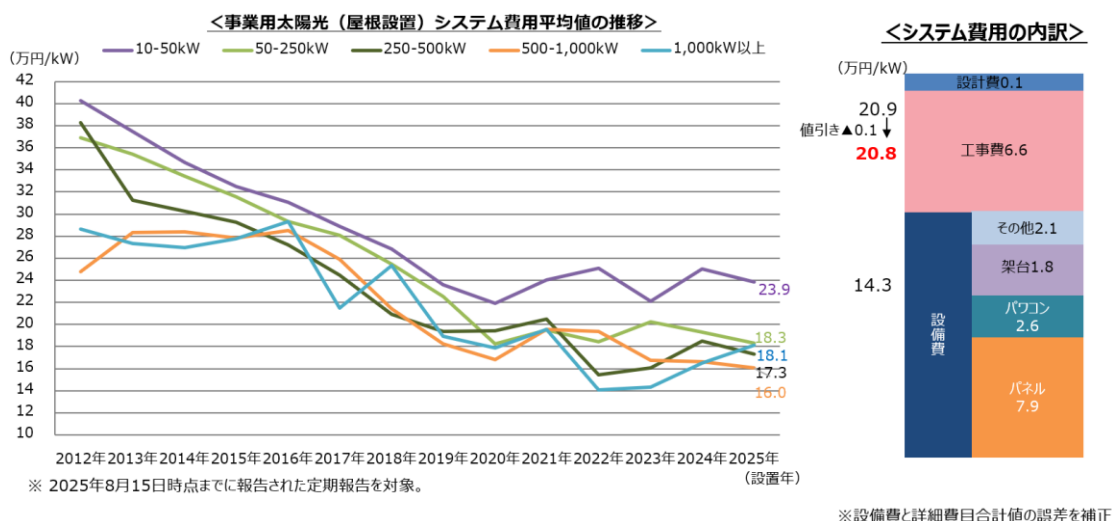
- 屋根設置の事業用太陽光発電について、設置年別に資本費を見ると、2021 年以降は一定の費用水準で推移している（参考 14）。

【参考 14】 事業用太陽光発電の設置年別の資本費内訳（10kW 以上全体：屋根設置）



■ 事業用太陽光発電（屋根設置）のシステム費用は、概ねすべての規模で低下傾向にあり、2025年に設置された10kW以上の平均値（単純平均）は20.8万円/kW（中央値は18.5万円/kW）であることが分かった。平均値の内訳は、太陽光パネルが約38%、工事費が約32%を占める（参考15）。

【参考 15】 事業用太陽光発電（屋根設置）のシステム費用の規模別の推移



■ 事業用太陽光発電（屋根設置）における10kW以上のシステム費用について、過去4年の案件において、2026年度の想定値（15.0万円/kW）の水準について確認すると、2022年は上位34%水準、2023年は上位23%水準、2024年は上位26%水準、2025年は上位38%水準と推移しており、各年度によって水準にばらつきがある（参考16）。

【参考 16】 事業用太陽光発電（屋根設置）のシステム費用のトップランナー分析

万円/kW	屋根設置（50kW以上）			
	2025年 1～8月設置 N=52	2024年 1～12月設置 N=151	2023年 1～12月設置 N=187	2022年 1～12月設置 N=141
5%	9.90	10.86	12.07	12.34
10%	11.08	11.82	13.55	12.97
20%	12.57	14.21	14.75	13.91
23%	13.35	14.60	15.00	14.25
24%	13.38	14.79	15.04	14.39
25%	13.43	14.94	15.10	14.47
26%	13.46	15.04	15.22	14.66
27%	13.47	15.08	15.29	14.77
28%	13.58	15.12	15.39	14.83
29%	13.78	15.28	15.45	14.85
30%	13.89	15.42	15.50	14.88
31%	13.94	15.55	15.58	14.91
32%	14.04	15.65	15.66	14.94
33%	14.17	15.79	15.77	14.96
34%	14.34	15.94	15.88	14.99
35%	14.52	16.02	15.92	15.03
36%	14.61	16.07	15.97	15.19
37%	14.64	16.13	16.02	15.19
38%	14.94	16.20	16.28	15.30
39%	15.33	16.29	16.36	15.38
40%	15.54	16.50	16.72	15.43
45%	15.33	17.09	17.21	15.79
50%	15.54	17.85	17.81	16.14

※ 2025年8月15日時点までに報告された定期報告を対象。

- 2024年度におけるトップランナー水準（上位26%）を想定値として設定することも考えられるが、直近複数年でのコストデータのばらつきが大きいことを踏まえ、今後のトップランナー水準は20～40%水準を基本としつつ、上位38%をトップランナー水準とすると、2026年度の想定値と概ね同水準となる。
- 土地造成費について、事業用太陽光発電（屋根設置）は平均値0.00万円/kW、中央値0.00万円/kWと土地造成費を要していない（参考17）。

【参考 17】 事業用太陽光発電（屋根設置）の土地造成費

		土地造成費（万円/kW）						全体
		10-50kW	50-250kW	250-500kW	500-1,000kW	1,000-2,000kW	2,000kW以上	
屋根設置	平均値	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (-)	0.00 (0.00)
	中央値	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (-)	0.00 (0.00)
	件数	47	35	5	3	8	1	99
2026年度 想定値		屋根設置：0						

※ 2025年8月15日時点までに報告された定期報告を対象。

※ () 内は昨年度の本委員会で検討した2024年設置案件の土地造成費。

- 接続費について、事業用太陽光発電（屋根設置）において、2025年設置案件の定期報告データを分析すると、平均値0.51万円/kW、中央値0.26万円/kWとなり、平均値に着目すると、2026年度の想定値0.3万円/kWをやや上回るものの、中央値に着目すると、想定値と同程度の水準であった（参考18）。

【参考 18】 事業用太陽光発電（屋根設置）の接続費

		接続費（万円/kW）						
		10-50kW	50-250kW	250-500kW	500-1,000kW	1,000-2,000kW	2,000kW以上	全体
屋根設置	平均値	0.57 (0.78)	0.59 (0.61)	0.21 (0.29)	0.02 (0.40)	0.19 (0.17)	0.15 (-)	0.51 (0.71)
	中央値	0.22 (0.35)	0.37 (0.25)	0.20 (0.13)	0.03 (0.21)	0.11 (0.03)	0.15 (-)	0.26 (0.35)
	件数	47	35	5	3	8	1	99
2026年度 想定値		屋根設置：0.3						

※ 2025年8月15日時点までに報告された定期報告を対象。

※（ ）内は昨年度の本委員会で検討した2024年設置案件の接続費。

② 事業用太陽光発電（屋根設置）の運転維持費

- 運転維持費についても、事業用太陽光発電（屋根設置）における 2025 年設置案件の定期報告データを分析すると、平均値 0.53 万円/kW/年、中央値 0.42 万円/kW/年となる。平均値に着目すると、昨年度に引き続き、2026 年度の想定値 0.5 万円/kW/年を上回るものの、中央値に着目すると、想定値を下回る（参考 19）。

【参考 19】 事業用太陽光発電（屋根設置）の運転維持費

		運転維持費（万円/kW/年）						
		10-50kW	50-250kW	250-500kW	500-1,000kW	1,000-2,000kW	2,000kW以上	全体
屋根設置	平均値	0.56 (0.56)	0.40 (0.39)	0.39 (0.35)	0.47 (0.42)	0.44 (0.40)	0.30 (0.29)	0.53 (0.54)
	中央値	0.45 (0.44)	0.24 (0.26)	0.28 (0.24)	0.34 (0.28)	0.34 (0.29)	0.30 (0.29)	0.42 (0.40)
	件数	6,545	504	356	201	116	2	7,724
2026年度 想定値		屋根設置：0.5						

（※） 2025年8月15日時点までに報告された定期報告を対象。

（※）（ ）内は昨年度の本委員会で検討した運転維持費。

③ 事業用太陽光発電（屋根設置）の設備利用率

- 事業用太陽光発電（屋根設置）における設備利用率については、昨年度と同様に、直近の設備利用率（50kW 以上）の上位 26%水準を参照すると、約 14.4%となり、2026 年度の想定値（屋根設置 14.5%）と概ね同水準であった（参考 20）。

【参考 20】 事業用太陽光発電（屋根設置）の設備利用率

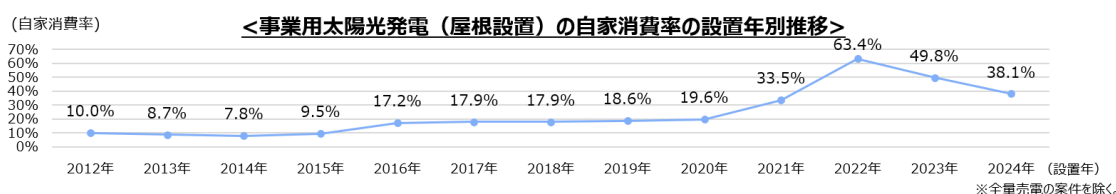
買取期間	設備利用率（屋根設置）：平均値				
	10kW以上	50kW以上	250kW以上	1,000kW以上	2,000kW以上
2023年6月－2024年5月	12.9%	12.6%	13.2%	13.6%	14.3%
2024年6月－2025年5月	13.0%	12.6%	13.3%	14.1%	15.0%

%	設備利用率（屋根設置）			
	10kW以上	50kW以上	250kW以上	1,000kW以上
5%	17.19%	17.72%	18.25%	18.72%
10%	15.94%	16.40%	16.92%	17.94%
15%	15.30%	15.57%	16.15%	17.29%
20%	14.86%	14.95%	15.49%	16.45%
25%	14.50%	14.46%	15.02%	15.77%
26%	14.43%	14.37%	14.95%	15.71%
27%	14.36%	14.27%	14.89%	15.60%
30%	14.18%	14.02%	14.64%	15.41%
35%	13.90%	13.66%	14.23%	15.19%
40%	13.62%	13.34%	13.91%	14.77%
45%	13.37%	13.07%	13.60%	14.44%
50%	13.11%	12.80%	13.31%	14.15%

④ 事業用太陽光発電（屋根設置）の自家消費分の便益

- 事業用太陽光発電（屋根設置）³の自家消費率の実績に着目すると、全設置期間で平均 17.6%、特に直近の設置年の自家消費率は約 38%となっており、低圧事業用太陽光発電（10kW 以上 50kW 未満）に対して 30%超の自家消費を求めていることの影響が見られる（参考 21）。

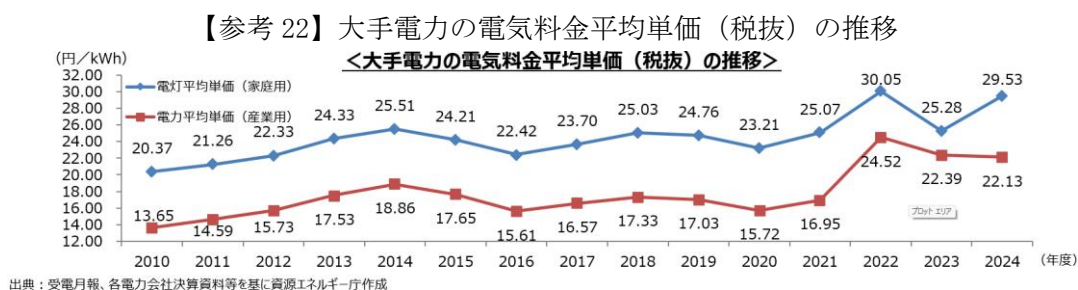
【参考 21】 事業用太陽光発電（屋根設置）の自家消費率の設置年別推移



- なお、自家消費率の想定値は、地域活用要件で求めている自家消費率を参考に設定している。地域活用要件における自家消費率の設定に際しては、蓄電池コストが高い実態や、住宅用太陽光発電における自家消費率の想定値が参考にされた。
- 自家消費の便益について、これまでと同様の考え方にに基づき、大手電力

³ 全量売電の案件を除く。

の直近 10 年間（2015～2024 年度）の産業用電気料金単価⁴の平均値に、現行の消費税率（10%）を加味すると、20.45 円/kWh となる（参考 22）。



(5) 2026・2027 年度の事業用太陽光発電（屋根設置）の調達価格・基準価格

- 運転年数について、昨年度は、外壁や屋根の塗り替え等が想定されることから、屋根設置については 20 年間の運転を想定し、2026 年度の想定値としたことから、引き続き、昨年度設定した 2026 年度の想定値を据え置くこととした。
- 資本費・運転維持費・設備利用率について、昨年度設定した 2026 年度の想定値と概ね同水準であることから、引き続き、想定値を据え置くこととした。
- その他、自家消費率・自家消費分の便益については、昨年度設定した想定値をやや上回る水準となっているが、足下の変動状況や、ウクライナの影響を受けた 2021・2022 年を含んだ水準となっている点など、総合的に勘案して、2026・2027 年度の屋根設置（10kW 以上）における調達価格・基準価格における想定値は、昨年度設定した 2026 年度の想定値を維持することとした。
- 前述のコストデータ等を踏まえて、2026・2027 年度の調達価格/基準価格における想定値については、参考 23 の表のとおりとした。

⁴ なお、電気料金については、2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵略開始等による燃料輸入価格の高騰に伴う影響を受けているものの、本頁に記載の電力料金の水準は、2023 年 1 月使用分から開始された電力・ガス料金支援による効果を含めた価格であることを踏まえ、2021 年度と 2022 年度を含む直近 10 年間の電力料金単価の平均値を参照しつつ、引き続き動向を注視していくこととする。

【参考 23】 2026・2027 年度の事業用太陽光発電（屋根設置）の
調達価格・基準価格における想定値

		最新のコストデータに基づいて算出された諸元		昨年度設定した2026年度の想定値
		2027年度 屋根・10kW以上	2026年度 屋根・10kW以上	(参考) 2025年度 屋根・10kW以上
資 本 費	システム費用	据え置き (15.0万円/kW)	据え置き (15.0万円/kW)	15.0万円/kW
	土地造成費	-	-	-
	接続費用	据え置き (0.3万円/kW)	据え置き (0.3万円/kW)	0.3万円/kW
	運転維持費	据え置き (0.5万円/kW/年)	据え置き (0.5万円/kW/年)	0.5万円/kW/年
	設備利用率	据え置き (14.5%)	据え置き (14.5%)	14.5%
	自家消費率	据え置き (30%)	据え置き (30%)	30%
	自家消費分の便益	据え置き (19.56円/kWh)	据え置き (19.56円/kWh)	19.56円/kWh
	運転年数	20年間	20年間	20年間
	調達期間終了後の 売電価格	-	-	-

(6) 事業用太陽光発電の 2027 年度の解体等積立基準額

- これまでの本委員会では、2012～2023 年度認定の解体等積立基準額について、各年度の調達価格・基準価格・入札上限価格における想定値（廃棄等費用、設備利用率等）に基づき、「想定設備利用率で電気供給したときに、調達期間又は交付期間の終了前 10 年間で、想定廃棄等費用を積み立てられる kWh 当たりの単価」を設定してきた。
- 2024 年度認定の解体等積立基準額についても、同様の設定方法としつつ、低圧事業用太陽光発電については、1 割以上設備利用率が低下しても、廃棄等費用を適切に積み立てる観点から、調達価格・基準価格の想定値から 1 割減じた設備利用率に基づき、2024 年度認定の解体等積立基準額を設定することとした。また、以降の委員会においては、2024 年度と同様の設定方法に基づき設定を行った。
- 引き続き廃棄費用を適切に積み立てていく必要があることを踏まえ、昨年度の本委員会においては、特段の事情変更が生じない限りは、今後も同様の設定方法に基づき設定することとして取りまとめた。
- 一方で、今年度の本委員会において、2027 年度以降の事業用太陽光発電（地上設置）については支援の対象外とすること、屋根設置等の地域との共生が図られた形での太陽光発電の導入を促進していくことは重要との観点から、支援の重点化を行う対象等の 2027 年度以降の太陽光発電への具体的な支援のあり方を来年度以降の本委員会で検討・決定することとして議論がされた。2027 年度のその他太陽光発電の解体等積立基

準額については、2027年度以降の太陽光発電の支援のあり方を踏まえ、来年度の本委員会において検討することとした。

- なお、引き続き支援の対象となる事業用太陽光発電（屋根設置）の2027年度認定の解体等積立基準額については、従来の設定方法に基づき設定することとした（参考24）。

【参考24】2027年度の事業用太陽光発電の廃棄等費用の取扱い

認定年度※	調達価格/基準価格	廃棄等費用の想定額	解体等積立基準額の 想定設備利用率	自家消費比率	解体等積立基準額	
2012年度	40円/kWh	1.7万円/kW	12.0%	—	1.62円/kWh	
2013年度	36円/kWh	1.5万円/kW	12.0%	—	1.40円/kWh	
2014年度	32円/kWh	1.5万円/kW	13.0%	—	1.28円/kWh	
2015年度	29円/kWh 27円/kWh	1.5万円/kW	14.0%	—	1.25円/kWh	
2016年度	24円/kWh	1.3万円/kW	14.0%	—	1.09円/kWh	
2017年度	入札対象外	21円/kWh	1.3万円/kW	15.1%	—	0.99円/kWh
	第1回入札対象	落札者ごと	1.1万円/kW	15.1%	—	0.81円/kWh
2018年度	入札対象外	18円/kWh	1.2万円/kW	17.1%	—	0.80円/kWh
	第2回入札対象	(落札者なし)	—	—	—	—
	第3回入札対象	落札者ごと	0.9万円/kW	17.1%	—	0.63円/kWh
2019年度	入札対象外	14円/kWh	1.0万円/kW	17.2%	—	0.66円/kWh
	第4回入札対象	落札者ごと	0.8万円/kW	17.2%	—	0.54円/kWh
	第5回入札対象	落札者ごと	0.8万円/kW	17.2%	—	0.52円/kWh
	10-50kW以外	12円/kWh	1万円/kW	17.2%	—	0.66円/kWh
2020年度	10-50kW	13円/kWh	1万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	10-50kW以外	11円/kWh	1万円/kW	17.2%	—	0.66円/kWh
2021年度	10-50kW	12円/kWh	1万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	10-50kW以外	10円/kWh	1万円/kW	17.2%	—	0.66円/kWh
2022年度	10-50kW	11円/kWh	1万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	10-50kW以外	9.5円/kWh	1万円/kW	17.7%	—	0.64円/kWh
2023年度	10-50kW	10円/kWh	1万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	地上・10-50kW以外	9.2円/kWh	1万円/kW	18.3%	—	0.62円/kWh
2024年度	地上・10-50kW	10円/kWh	1万円/kW	19.2%	—	0.60円/kWh
	屋根・10kW以上	12円/kWh	1万円/kW	14.5%	30%	1.12円/kWh
	地上・10-50kW以外	8.9円/kWh	1万円/kW	18.3%	—	0.62円/kWh
2025年度	地上・10-50kW	10円/kWh	1万円/kW	19.2%	—	0.60円/kWh
	屋根・10kW以上	11.5円/kWh	1万円/kW	14.5%	30%	1.12円/kWh
	地上・10-50kW以外	(審議中)	1万円/kW	18.3%	—	0.62円/kWh
2026年度	地上・10-50kW	(審議中)	1万円/kW	19.2%	—	0.60円/kWh
	屋根・10kW以上	(審議中)	1万円/kW	14.5%	30%	1.12円/kWh
	地上・10-50kW以外	(審議中)	1万円/kW	14.5%	30%	1.12円/kWh

※簡易的に認定年度を記載しているが、調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用を積み立てるといった観点から、本日、御議論いただきたい事項
 実際には、適用される調達価格/基準価格に対応する解体等積立基準額が適用されることとする。
 ※太陽光パネルを更新・増設する際は、当初設備相当分は解体等積立基準額を維持し、増設分相当分は最新の解体等積立基準額を適用（按分計算により基準額算定）。
 ※2027年度については、地域共生が図られた形で導入が期待される太陽光発電については、具体的な支援のあり方を決定した後、解体等積立基準額について検討することとする。

(7) 2027年度以降の初期投資支援スキーム（住宅用太陽光発電）の取扱い

- 昨年度の本委員会においては、住宅用太陽光発電に適用する初期投資支援スキームとして、住宅用太陽光発電を設置する家庭等にとって、「階段型の価格」を採用してFIT期間の後期に低い価格でのFIT支援を受けるよりも、「支援期間の短縮」を採用して小売電気事業者の買取メニューによる売電を行った方が、より大きな収益を確保できる可能性があり、「支援期間の短縮」が適切であるとの議論が行われた。
- その上で、「階段型の価格設定」について、FIT制度に依らない事業モデルの構築に一定の時間を要すること、事業者の予見可能性が担保されるよう、一定の猶予期間を設定する観点から、2026年度まで適用することとし、その上で、2027年度以降の取扱いについては、今年度以降の本委員会で議論することとして意見を取りまとめた。

- 一方で、昨年度の議論を踏まえ、住宅用太陽光発電における導入等の実態を精査するべく、再度事務局が業界団体に対して改めてヒアリングを行ったところ、以下のとおり意見があった。
 - 昨年度の本委員会における議論を踏まえ、PPA 事業における FIT 制度を前提としないビジネスモデルの構築に向けた協議が金融機関との間で行われているところであるが、結論を得るまでに一定の期間を要すること。
 - FIT 制度による支援終了後には住宅用太陽光発電を設置する各家庭等が小売電気事業者と契約を結ぶことになるが、当該契約が単年度契約であることを踏まえ、住宅用太陽光発電を設置する各家庭等からは買取期間が 10 年間から短縮されることについて懸念が示されていること。
- 住宅用太陽光発電についても他電源同様、早期の自立化を目指していくという方向性や、小売電気事業者の買取メニューによる売電を行った方が、より大きな収益を確保できるという可能性を踏まえれば、引き続き、住宅用太陽光発電についても、早期に「支援期間の短縮」を適用していくことが望ましい。一方で、初期投資支援スキームは、住宅用太陽光発電の導入促進を図ることを目的とした制度であることから、改めて実施したヒアリングを通じて、事業者や家庭等から「支援期間の短縮」の適用に対して懸念が示されたという点については、2027 年度以降の初期投資支援スキームの取扱いを検討するに当たって、適切に考慮をする必要がある。
- 以上を踏まえ、初期投資支援スキームにおける「支援期間の短縮」の適用に当たっては、FIT 制度を前提としないビジネスモデルの構築や自立化に向けた業界団体等による取組の継続を前提としつつ、卒 FIT 後のビジネスモデルが成熟するまでの猶予期間として更に 2 年程度の準備期間を設けることとし、2029 年度に支援期間の短縮の適用を開始することを基本とすることとした。
- また、初期投資支援スキームの認定開始が 2025 年 10 月であることを踏まえ、自家消費の動向に与える影響について把握すべく、2026 年度よりモニタリング体制を構築することとした。
- 具体的には、再エネ特措法に基づいた定期報告にて太陽光発電を設置している主体(家庭等)から以下の項目(参考 25)について情報収集を行い、

結果については今後の本委員会にて事務局から報告することとした。

【参考 25】 自家消費の動向に与える影響に関するモニタリングの項目

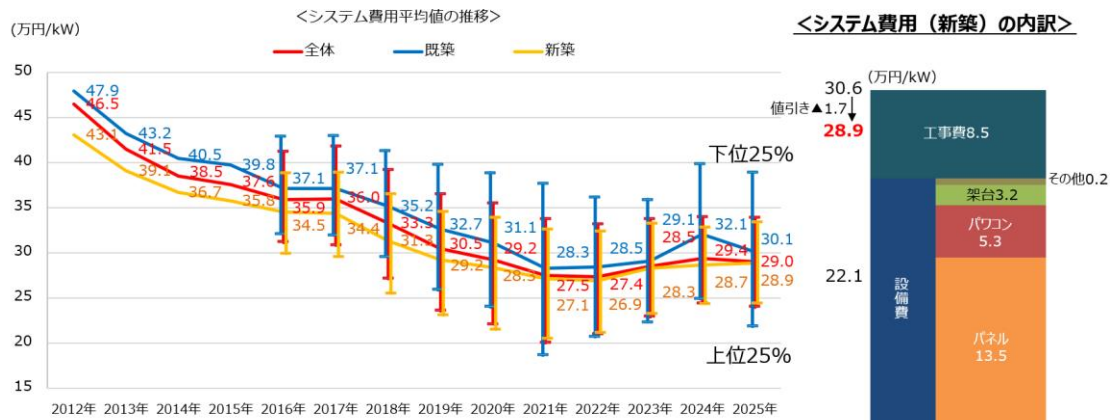
モニタリング項目	選択肢
設備設置住宅にかかる情報	新築住宅
	既存住宅
設置状況	設置有（蓄電池、給湯器、その他の中から複数選択可）
	設置無
設置年度	
契約中の電気料金プラン	従量電灯型料金プラン ・ 一定の単価に基づき、使用電力量に応じて料金が決定されるプラン
	時間帯別料金プラン ・ 昼間・夜間等の時間帯ごとにあらかじめ設定された単価に基づき料金が決定されるプラン a. 夜間が昼間の時間帯に比べて割安となるプラン b. 昼間が夜間の時間帯に比べて割安となるプラン
	市場連動型料金プラン ・ 卸電力取引市場の価格動向に連動して変動するプラン
	その他

(8) 住宅用太陽光発電のコスト動向

① 住宅用太陽光発電のシステム費用

- 住宅用太陽光発電(10kW 未満)のシステム費用は新築案件・既築案件ともにやや低下傾向にあるが、直近 2023 年度以降はやや増加傾向にある。
- 新築案件について、設置年別に見ると、2025 年設置の平均値は 28.9 万円/kW(中央値 29.4 万円/kW)となり、2026 年度の想定値(25.5 万円/kW)を上回り、2024 年設置より 0.2 万円/kW(0.6%)、2023 年設置より 0.5 万円/kW(1.9%)増加した。平均値の内訳は、太陽光パネルが約 47%、工事費が約 29%を占める(参考 26)。

【参考 26】住宅用太陽光発電のシステム費用の推移とその内訳



～2014年：一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センター補助金交付実績データ
 2015年～：定期報告データ（2015年の新築・既築システム費用は、2014年の全体に対する新築・既築それぞれの費用の比率を用いて推計）

- 住宅用太陽光発電(10kW未満)のシステム費用について、過去5年の案件において2026年度における想定値(25.5万円/kW)の水準について確認すると、2021年は上位43%水準、2022年は上位41%水準、2023年は上位35%水準、2024年上位29%水準、2025年上位30%水準と推移している(参考27)。
- 引き続き、上位30%のトップランナー水準に着目すると、25.6万円/kWと、想定値(25.5万円/kW)と概ね同水準であった。

【参考 27】住宅用太陽光発電のシステム費用の推移とその内訳

万円/kW	住宅太陽光（新設・既設）				
	2025年 1～8月設置 N=34,163	2024年 1～12月設置 N=76,291	2023年 1～12月設置 N=73,854	2022年 1～12月設置 N=61,224	2021年 1～12月設置 N=50,292
5%	15.24	15.44	14.76	13.86	13.64
10%	17.38	19.09	17.18	15.69	15.50
15%	20.00	21.41	19.52	17.92	17.09
20%	22.22	22.90	21.44	19.52	18.80
25%	24.00	24.46	22.94	20.99	20.07
26%	24.43	24.72	23.24	21.33	20.35
27%	24.73	25.00	23.50	21.57	20.64
28%	25.06	25.24	23.81	21.83	20.91
29%	25.32	25.45	24.09	22.07	21.25
30%	25.63	25.66	24.39	22.29	21.55
31%	25.87	25.85	24.59	22.54	21.86
32%	26.10	26.07	24.87	22.84	22.18
33%	26.34	26.25	25.09	23.14	22.49
34%	26.54	26.44	25.27	23.45	22.81
35%	26.76	26.61	25.47	23.78	23.14
36%	27.00	26.78	25.63	24.11	23.45
37%	27.17	26.92	25.82	24.41	23.75
38%	27.41	27.12	26.02	24.69	24.07
39%	27.62	27.33	26.16	24.99	24.44
40%	27.81	27.53	26.35	25.23	24.69
41%	28.03	27.74	26.49	25.42	24.97
42%	28.22	27.92	26.68	25.66	25.22
43%	28.37	28.09	26.87	25.92	25.48
44%	28.52	28.27	27.09	26.14	25.78
45%	28.69	28.43	27.19	26.40	26.08
50%	29.42	29.23	27.84	27.68	27.41

※ 2025年8月15日時点までに報告された定期報告を対象。

② 住宅用太陽光発電の運転維持費

- 運転維持費について、2025年設置案件の定期報告データ⁵を分析すると、平均値は、1,045円/kW/年であり、2026年度の想定値(3,000円/kW/年)を下回っている。

③ 住宅用太陽光発電の設備利用率

- 設備利用率について、2025年1月から2025年8月の間に収集したシングル発電案件の平均値は14.1%であった。これまでの本委員会と同様に、過去4年間に検討した数値の平均をとると14.2%となり、想定値(13.7%)と同水準である(参考28)。

【参考28】過去4年間に検討した設備利用率

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
14.0%	14.1%	14.5%	14.1%
平均値：14.2%			
想定値：13.7%			

④ 住宅用太陽光発電の余剰売電比率・自家消費分の便益

- 余剰売電比率について、2025年1月から2025年8月の間に収集したシングル発電案件を分析すると、平均値64.8%(中央値60.7%)であり、想定値(70.0%)と同水準であった。

⁵ なお、定期報告データ(2025年1~8月)の88%が0円/kW/年であり、この原因としては、定期報告データに対象年に点検費用や修繕費用が発生していない案件が多く存在する可能性が考えられる。

また、例年どおり、一般社団法人太陽光発電協会へのヒアリング調査を実施し、コストデータの収集を行った。ヒアリングの結果、5kWの設備を想定した場合、発電量維持や安全性の確保の観点から3~5年ごとに1回程度の定期点検が推奨されており、1回当たりの点検費用の相場は約3.8万円程度であること(昨年度のヒアリング調査では約4.1万円程度)、パワコンについては、20年間で一度は交換され、38.4万円程度が一般的な相場であること(昨年度のヒアリング調査では42.3万円程度であり、上昇の要因としては、人件費増等が考えられる。)が分かった。以上をkW当たりの年間運転維持費に換算すると、約5,740円/kW/年となり、2025年度の想定値(3,000円/kW/年)を上回った。想定値の設定においては、定期報告データを参照しつつ、点検費用やパワコン本体の費用動向について、今後もよく注視することとした。

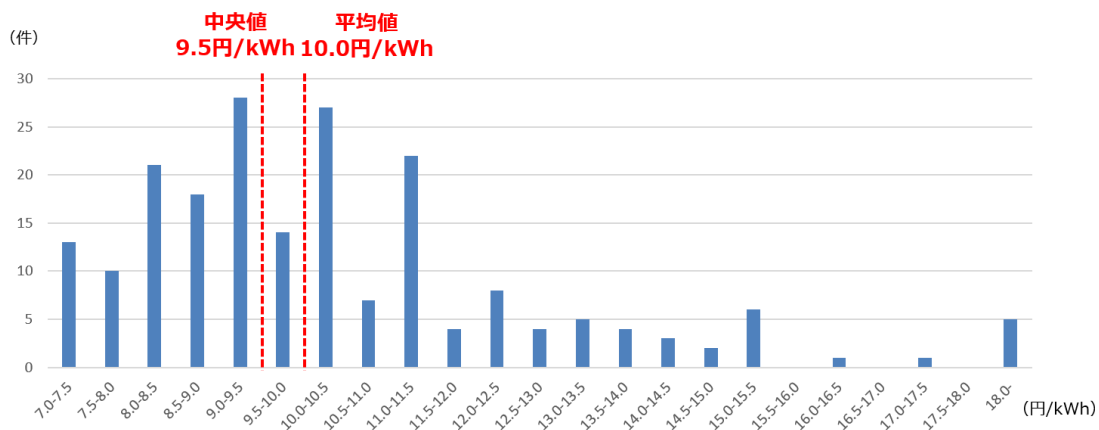
- 2026年度の自家消費分の便益については、大手電力の直近10年間(2014～2023年度)の家庭用電気料金単価に、消費税率(10%)を加味して、27.45円/kWhと設定されている。
- 同様の考え方にに基づき、大手電力の直近10年間(2015～2024年度)の家庭用電気料金単価の平均値に、現行の消費税率(10%)を加味すると27.86円/kWhとなる(参考29)。

⑤ 住宅用太陽光発電の調達期間終了後の売電価格

- 住宅用太陽光発電の調達期間終了後の売電価格については、各小売電気事業者が公表している買取メニューにおける売電価格をもとに、これまで設定してきた。
- 今回、2025年12月時点で確認できた買取メニューにおける売電価格を確認したところ、その平均値は10.0円/kWh、中央値は9.5円/kWhであった(2024年12月末時点での確認では中央値は9.5円/kWh)(参考29)。

【参考29】各小売電気事業者が公表している買取メニューの分布
(2025年12月時点)

<各小売電気事業者が公表している買取メニューの分布(2025年12月時点)>



※小売電気事業者からの掲載希望登録にもとづいて資源エネルギー庁HP「どうする?ソーラー」に掲載された情報をもとに、各小売電気事業者の公表する調達期間終了後の住宅用太陽光発電を対象とした買取メニューを参照して作成(図中の7.0-7.5円/kWhは7.0円/kWh以上7.5円/kWh未満を意味する。他も同様。)

(9) 住宅用太陽光発電の調達価格

- 運転年数について、昨年度は、外壁や屋根の塗り替え等が想定されることから、20年間の運転を想定し、2026年度の想定値としており、引き続き、昨年度の想定値について据え置くこととした。
- 2026・2027年度の調達期間終了後の売電価格の想定値について、10円/kWh水準以上のメニューは、当該小売電気事業者による電気供給とのセ

ット販売や、蓄電池併設等の条件付きであることが比較的多いため、状況を注視することが重要である。こうした点を踏まえ、2026・2027年度の想定値は、引き続き昨年度設定した2026年度の想定値(10.0円/kWh)を据え置くこととした。

- 運転維持費について、想定値の設定においては、定期報告データを参照しつつ、定期点検やパワコン本体の費用動向について、今後もよく注視することとし、想定値を据え置くこととした。
- 資本費、設備利用率、余剰売電比率について、昨年度設定した2026年度の想定値と概ね同水準であることから、引き続き、想定値を据え置くこととした。
- 自家消費分の便益については、昨年度設定した2026年度の想定値をやや上回る水準となっているが、ウクライナの影響を受けた2021・2022年を含んだ水準となっている点を踏まえ、引き続き動向を注視することとし、想定値を据え置くこととした。
- 以上を総合的に勘案して、2026・2027年度の住宅用太陽光発電(10kW未満)における調達価格・基準価格における想定値は、昨年度設定した2026年度の調達価格における想定値を維持することとした(参考30)。

【参考30】2026・2027年度の住宅太陽光(10kW未満)の調達価格における想定値

		最新のコストデータに基づいて算出された諸元		昨年度設定した2026年度の想定値
		2027年度	2026年度	(参考)2026年度
資本費	システム費用	据え置き (25.5万円/kW)	据え置き (25.5万円/kW)	25.5万円/kW
	運転維持費	据え置き (0.30万円/kW/年)	据え置き (0.30万円/kW/年)	0.30万円/kW/年
	設備利用率	据え置き (13.7%)	据え置き (13.7%)	13.7%
	余剰売電比率	据え置き(70%)	据え置き(70%)	70%
	自家消費分の便益	据え置き(27.31円/kWh)	据え置き(27.31円/kWh)	27.31円/kWh
	調達期間終了後の売電価格	据え置き(10.0円/kWh)	据え置き(10.0円/kWh)	10.0円/kWh

(10) 太陽光発電の2027年度以降にFIP制度のみ認められる対象

- 昨年度の本委員会では、FIP認定の状況や、FIP制度を活用する発電事業者の契約先であるアグリゲーターの動向等を踏まえ、FIP制度のみ認められる対象については、事業の予見性に配慮し、2025年度は250kW以上とし、2026年度は50kW以上とした。

- 昨年度の議論を踏まえ、引き続き、再エネの早期自立化による電力市場への統合を促すことは重要であることから、2027年度についても、FIP制度のみ認められる対象を50kW以上とすることとした⁶。

(11) 新たな発電設備区分の創設に関する検討

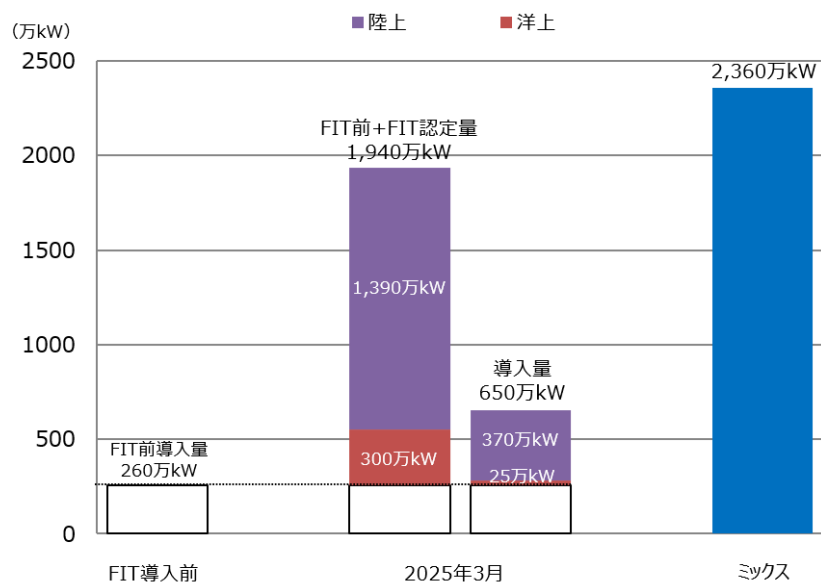
- 昨年度の本委員会においては、国民負担の抑制と、適切な自家消費を促す観点から、発電コストが電気料金水準未満になる時点を目安に、新区分による支援を開始する方向で検討を継続し、今後、「次世代型太陽電池戦略」を踏まえた自立化に向けた官民連携による取組や、予算による導入支援の状況を確認していくこととした。
- 次世代型太陽電池の早期社会実装に向けては、量産技術の確立、生産体制整備、需要の創出を三位一体で、官民関係者が総力を挙げて取り組み、2030年を待たずにGW級の生産体制の構築、2040年には約20GWの導入を目指しているところであり、具体的には、全国各地でのペロブスカイト太陽電池の社会実証、量産化に向けた3,000億円規模の設備投資が進められているほか、今年度から予算による需要家向けの補助が開始するなど、社会実装に向けた取組が見られている。
- ペロブスカイト太陽電池は、エネルギー自給率の低い日本における国産エネルギーとして重要であり、早期の社会実装を進めることが必要不可欠であるが、FIT/FIP制度は、再エネを広く普及拡大するための強力な支援制度である一方、電気の需要家による国民負担に支えられており、支援を行う電源は、国民負担の抑制や、将来的に自立化する見込みがあることを前提とする必要があることから、引き続き、昨年度の本委員会において示した方向で来年度以降の本委員会で議論を継続しつつ、ペロブスカイト太陽電池の量産化・低コスト化に向けた状況や、予算による導入支援の状況を引き続き確認していくこととした。

⁶ 屋根設置等の地域との共生が図られた形での太陽光発電の導入を促進していくことは重要との観点から、支援の重点化を行う対象等の2027年度以降の太陽光発電への具体的な支援のあり方を来年度以降の本委員会で検討・決定することとしたことを踏まえ、追加で検討すべき事項が生じた場合には、来年度の本委員会において検討することとする。

2. 風力発電

- 風力発電については、2030年エネルギーミックス（2,360万kW）の水準に対して、2025年3月末時点のFIT前導入量+FIT・FIP認定量は1,940万kW、導入量は650万kWであった。洋上風力（着床式・浮体式）発電については、現時点では導入案件は少ないものの、今後の導入拡大が見込まれる（参考31～33）。

【参考31】風力発電のFIT・FIP認定量・導入量



※ 失効分（2025年3月末時点）を反映済。
※ リブレースは除く。

【参考 32】陸上風力発電（新設）の年度別・規模別の FIT・FIP 認定量・導入量

<陸上風力発電（新設）のFIT・FIP認定量> 単位：MW（件）

認定年度	20kW	20-50kW	50-250kW	250-1000kW	1,000-7,500kW	7,500-10,000kW	10,000-30,000kW	30,000-37,500kW	37,500-50,000kW	50,000kW-	全体合計
2012年度	0(3)	0(0)	0(0)	0(0)	126(33)	28(3)	393(22)	103(3)	133(3)	51(1)	834(6)
2013年度	0(4)	0(0)	0(0)	0(0)	78(23)	8(1)	0(0)	34(1)	38(1)	51(1)	209(3)
2014年度	0(28)	0(0)	0(0)	0(0)	133(28)	9(1)	344(17)	196(6)	42(1)	278(3)	1,002(6)
2015年度	3(186)	0(0)	0(0)	0(0)	74(17)	0(0)	100(5)	35(1)	86(2)	182(3)	480(21)
2016年度	42(2,166)	0(0)	0(0)	0(0)	289(59)	0(0)	315(16)	232(7)	425(10)	1,628(20)	2,930(2,27)
2017年度	44(2,257)	0(0)	0(0)	0(0)	54(12)	0(0)	63(3)	64(2)	88(2)	707(9)	1,020(2,28)
2018年度	15(777)	0(3)	0(0)	0(0)	44(7)	0(0)	86(4)	34(1)	120(3)	578(7)	877(80)
2019年度	0(9)	0(5)	0(0)	1(1)	29(6)	9(1)	170(8)	62(3)	92(2)	802(9)	1,164(9)
2020年度	0(2)	1(19)	0(0)	1(1)	42(10)	0(0)	161(8)	169(5)	346(8)	1,590(23)	2,311(7)
2021年度	0(1)	1(18)	0(0)	0(1)	46(12)	0(0)	29(1)	67(2)	92(2)	677(9)	913(4)
2022年度	0(0)	0(0)	0(0)	2(6)	4(2)	8(1)	101(4)	101(3)	231(5)	765(9)	1,213(3)
2023年度	0(0)	0(0)	0(1)	2(7)	0(0)	10(1)	26(1)	34(1)	355(8)	486(8)	913(2)
2024年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	104(5,433)	2(45)	0(1)	6(16)	921(211)	72(6)	1,787(89)	1,132(34)	2,047(47)	7,795(102)	13,866(5,98)

<陸上風力発電（新設）のFIT・FIP導入量> 単位：MW（件）

認定年度	20kW	20-50kW	50-250kW	250-1000kW	1,000-7,500kW	7,500-10,000kW	10,000-30,000kW	30,000-37,500kW	37,500-50,000kW	50,000kW-	全体合計
2012年度	0(7)	0(0)	0(0)	0(0)	193(53)	36(4)	393(22)	137(4)	171(4)	51(1)	981(9)
2013年度	0(27)	0(0)	0(0)	0(0)	109(22)	9(1)	344(17)	165(5)	42(1)	122(1)	791(7)
2014年度	1(93)	0(0)	0(0)	0(0)	42(12)	0(0)	100(5)	35(1)	86(2)	182(3)	446(11)
2015年度	13(672)	0(0)	0(0)	0(0)	99(24)	0(0)	126(7)	133(4)	263(6)	640(9)	1,273(72)
2016年度	18(913)	0(0)	0(0)	0(0)	37(7)	0(0)	0(0)	30(1)	42(1)	0(0)	126(92)
2017年度	10(510)	0(0)	0(0)	0(0)	7(2)	0(0)	0(0)	0(0)	42(1)	0(0)	59(51)
2018年度	0(9)	0(3)	0(0)	1(1)	18(5)	0(0)	20(1)	0(0)	0(0)	0(0)	39(1)
2019年度	0(1)	0(2)	0(0)	1(1)	4(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5(0)
2020年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
2021年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(1)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)
2022年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
2023年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
2024年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	42(2,232)	0(5)	0(0)	2(3)	511(128)	45(5)	982(52)	499(15)	645(15)	995(14)	3,722(2,46)

※入札対象は、認定日の属する年度ではなく入札に参加した年度で集計 ※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

【参考 33】陸上風力発電（リプレース）の年度別・規模別の FIT・FIP 認定量・導入量

<陸上風力発電（リプレース）のFIT・FIP認定量> 単位：MW（件）

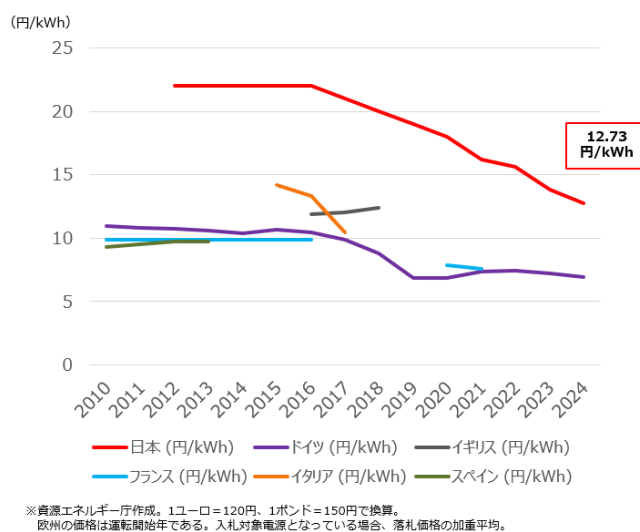
認定年度 (リプレース)	20kW	20-50kW	50-250kW	250-1000kW	1,000-7,500kW	7,500-10,000kW	10,000-30,000kW	30,000-37,500kW	37,500-50,000kW	50,000kW-	全体合計
2017年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	8(3)	8(1)	20(1)	0(0)	0(0)	0(0)	36(5)
2018年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	19(5)	0(0)	35(2)	31(1)	0(0)	0(0)	85(8)
2019年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
2020年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(1)	22(8)	0(0)	195(10)	96(3)	43(1)	0(0)	356(23)
2021年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	15(1)	33(1)	0(0)	0(0)	48(2)
2022年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
2023年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	13(1)	0(0)	50(1)	0(0)	63(2)
2024年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	21(1)	0(0)	0(0)	0(0)	21(1)
	0(0)	0(0)	0(0)	0(1)	49(16)	8(1)	300(16)	159(5)	93(2)	0(0)	608(41)

<陸上風力発電（リプレース）のFIT・FIP導入量> 単位：MW（件）

認定年度 (リプレース)	20kW	20-50kW	50-250kW	250-1000kW	1,000-7,500kW	7,500-10,000kW	10,000-30,000kW	30,000-37,500kW	37,500-50,000kW	50,000kW-	全体合計
2017年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5(2)	0(0)	20(1)	0(0)	0(0)	0(0)	25(3)
2018年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	19(5)	0(0)	35(2)	31(1)	0(0)	0(0)	85(8)
2019年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
2020年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)	0(0)	67(3)	0(0)	0(0)	0(0)	69(4)
2021年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
2022年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
2023年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
2024年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	27(8)	0(0)	122(6)	31(1)	0(0)	0(0)	179(15)

- 調達価格・基準価格は、陸上風力発電が 13 円/kWh（2025 年度入札における上限価格）、着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）が 24 円/kWh（2024 年度）などであるが、海外の買取価格と比べて高い（参考 34）。

【参考 34】 風力発電（20,000kW）の各国の買取価格



- 陸上風力発電については、2021年度から入札制に移行している（対象：第1回 250kW以上、第2・3・4・5回 50kW以上）。
- 第4回入札では、上限価格は14.00円/kWh、募集容量は1,000MWとして実施し、応札容量885MW（応札件数17件）と募集容量を下回り、応札分は全件落札された。また、第5回入札では、上限価格は13.00円/kWh、募集容量は900MWとして実施し、応札容量は651MW（応札件数14件）と募集容量を下回り、応札分は全件落札された。
- 一方で、平均落札価格は第4回が12.73円/kWh、第5回が11.96円/kWhとなっており、コスト低減が着実に進展していると評価できる。
- なお、入札参加資格の審査のために事業計画を提出した件数・容量は第4回が22件1,012MW、第5回が15件741MWであり、このうち第4回で5件・126MW、第5回で1件・90MWは実際に入札まで進んでいない。その多くが、期日までの認定取得が困難等を理由に入札前に辞退したものであった。

(1) 陸上風力発電のコスト動向

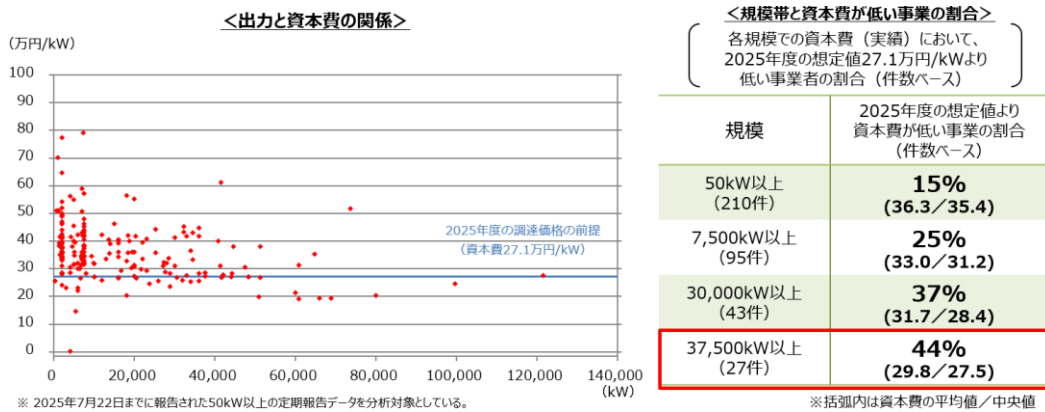
① 陸上風力発電（新設）の資本費

- 陸上風力発電の想定値を算定するためのコスト分析（資本費、接続費、運転維持費、設備利用率）は、50kW以上を対象に実施した。
- 資本費の定期報告データは210件得られた。2025・2027年度の調達価格等における資本費の想定値27.1万円/kWに対して、定期報告全体での中央値は35.4万円/kWであった。ただし、

- 7,500kW 以上（旧環境影響評価制度の第2種事業の対象）では 31.2 万円/kW
- より大規模な 30,000kW 以上では 28.4 万円/kW
- さらに大規模な 37,500kW 以上（現行の環境影響評価制度の第2種事業の対象）では 27.5 万円/kW

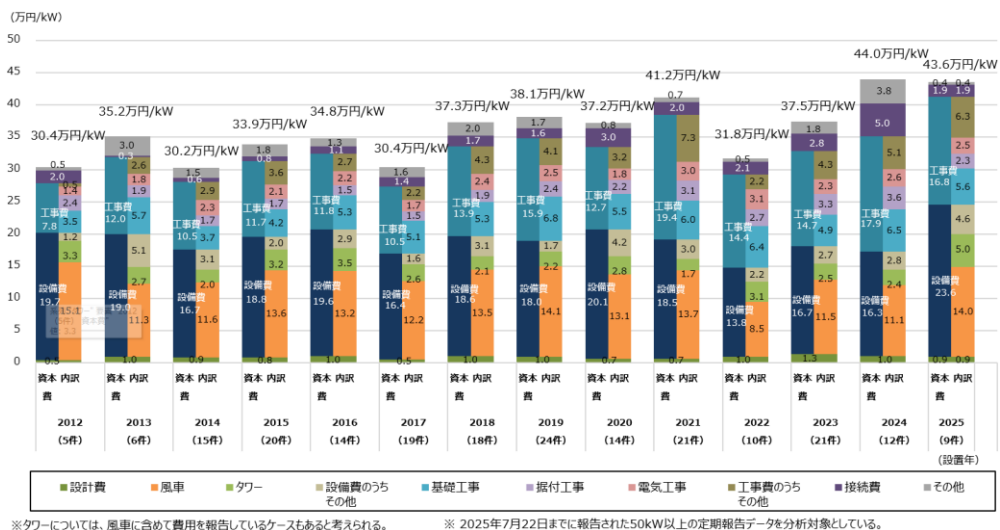
となっており、大規模案件ほど低い資本費で事業を実施できている傾向にある（参考 35）。

【参考 35】 陸上風力発電の規模別の資本費



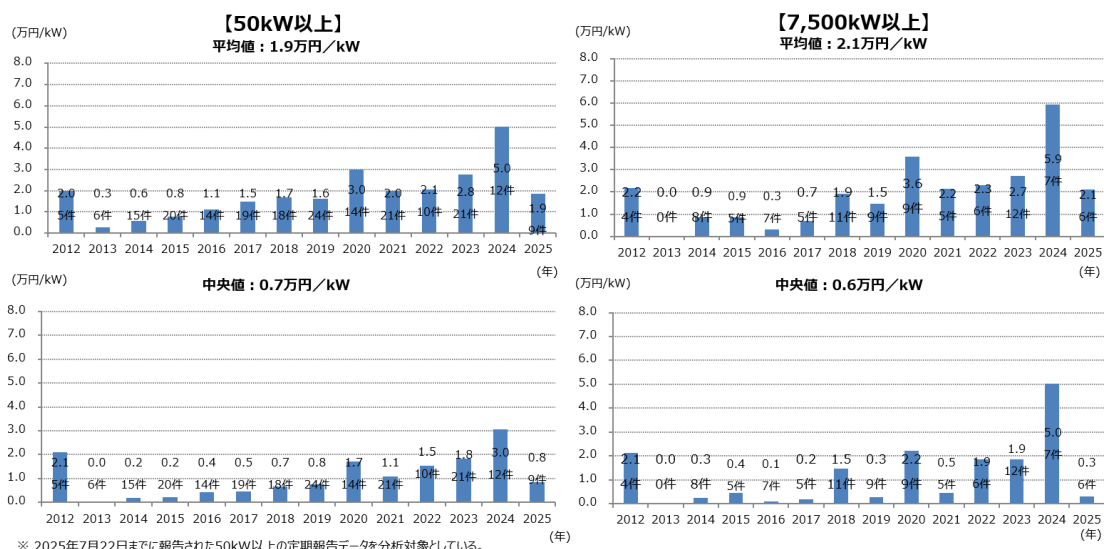
- 陸上風力発電における設置年別の資本費については、2022年に大きく低下し、その後は増加傾向となっているが、各設置年の件数が少なく、各費目において設置年ごとのばらつきが大きいことに留意する必要がある（参考 36）。

【参考 36】 陸上風力発電の資本費及びその構成の設置年別推移



- 定期報告データにより、接続費（資本費の内数）を設置年別に分析すると、平均値は1.9万円/kW、中央値は0.7万円/kWとなっており、高額な案件が全体の平均値を引き上げていることを勘案して中央値を参照すると、想定値（1.0万円/kW）を下回った。なお、7,500kW以上の比較的大規模な案件に限定して分析しても、同様の傾向が見られた⁷（参考37）。

【参考37】陸上風力発電の接続費の推移



② 陸上風力発電の運転維持費

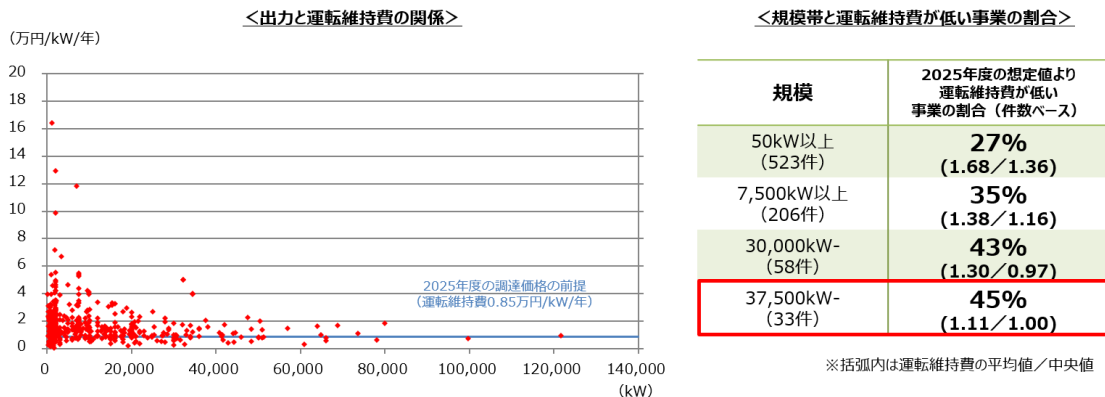
- 運転維持費の定期報告データは523件であった。2025・2027年度の調達価格等における想定値0.85万円/kW/年に対して、定期報告データ全体での中央値は1.36万円/kW/年となっている。ただし、
 - 7,500kW以上（旧環境影響評価制度の第2種事業の対象）では1.16万円/kW/年
 - より大規模な30,000kW以上では0.97万円/kW/年
 - さらに大規模な37,500kW以上（現行の環境影響評価制度の第2種事業の対象）では1.00万円/kW/年

となっており、大規模案件は比較的低い運転維持費で事業を実施できて

⁷ 2024年設置案件では12件の内、接続費10万円/kWを超える案件が3件あり、平均値が大幅に引き上がっている。いずれも距離当たりの接続費が16万円/m以上と他の案件よりも高く、うち2件は系統接続距離が40km以上ある。

いる傾向にある（参考 38）。

【参考 38】 陸上風力発電の規模別の運転維持費



※ 2025年7月22日までに報告された50kW以上の定期報告データを分析対象としている。

③ 陸上風力発電の設備利用率

- 設備利用率について設置年別・期間別に見ると、期間ごとの設備利用率は、その年々の風況等により、ばらつきがあるものの、設置年ごとの設備利用率については、全体的に、設置年が近年になればなるほど、大きくなる傾向にある。例えば、風車の大型化等によって、より高効率で発電できる風車が増加していると考えられる（参考 39）。
- これまでの本委員会では、直近3年の各年に設置された案件の中央値を平均した値に着目してきた。設置年別に直近3年間の設備利用率データの平均値・中央値に着目すると、2022～2024年設置それぞれの平均値を平均した値は30.7%、中央値を平均した値は29.5%と、2025・2027年度の想定値と概ね同水準である。

【参考 39】 陸上風力発電の設置年別の設備利用率

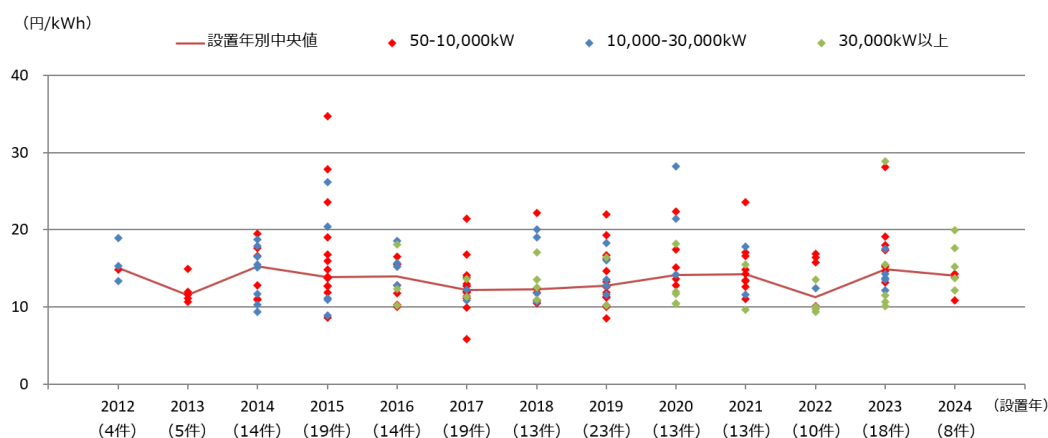
50kW以上 全体	設備利用率（平均値）				平均 30.7%	50kW以上 全体	設備利用率（中央値）				平均 29.5%
	2024年6月～ 2025年5月の データ	2023年6月～ 2024年5月の データ	2022年6月～ 2023年5月の データ	左記3年間の 各年データ 平均			2024年6月～ 2025年5月の データ	2023年6月～ 2024年5月の データ	2022年6月～ 2023年5月の データ	左記3年間の 各年データ 平均	
設置年	2024年	33.3%(5)			33.3%(5)	2024年	32.3%			32.3%	
	2023年	31.1%(14)	33.2%(7)		31.8%(21)	2023年	29.5%	31.2%		30.4%	
	2022年	27.7%(14)	26.9%(12)	24.5%(4)	26.9%(30)	2022年	27.7%	25.1%	24.6%	25.8%	
	2021年	29.8%(13)	31.8%(12)	30.5%(9)	30.7%(34)	2021年	31.0%	30.5%	31.7%	31.1%	
	2020年	26.5%(19)	25.9%(19)	28.3%(18)	26.9%(56)	2020年	28.1%	24.2%	28.1%	26.8%	
	2019年	25.9%(24)	24.9%(24)	26.7%(25)	25.8%(73)	2019年	24.7%	25.8%	26.9%	25.8%	
	2018年	27.8%(11)	29.0%(9)	27.6%(9)	28.1%(29)	2018年	29.9%	29.9%	28.4%	29.4%	
	2017年	25.8%(23)	25.4%(22)	25.1%(22)	25.4%(67)	2017年	24.9%	24.9%	25.2%	25.0%	
	2016年	26.0%(18)	23.7%(19)	25.2%(17)	24.9%(54)	2016年	25.4%	23.8%	26.1%	25.1%	
	2015年	24.2%(25)	23.7%(23)	26.5%(25)	24.8%(73)	2015年	24.7%	25.7%	27.9%	26.1%	
	2014年	23.7%(20)	23.7%(19)	24.3%(18)	23.9%(57)	2014年	25.0%	23.5%	26.7%	25.1%	

※括弧内は件数

④ 陸上風力発電の kWh 当たり発電コスト

- また、各案件の kWh 当たりのコストをプロットすると、案件ごとのばらつきは大きいものの、各設置年別の中央値は 10 円台で推移していることが分かった（参考 40）。

【参考 40】 陸上風力発電の設置年別の kWh 当たりの発電コスト



※ 2025年7月22日までに報告された50kW以上の定期報告データを分析対象としている。

※ (資本費+運転維持費) / 発電電力量により、機械的・簡易的に計算した。割引率は3%と仮定。最新の調達価格等の想定値を使用し、IRR0%及びIRR3%の場合の比率をもとに機械的・簡易的に計算した。

⑤ 陸上風力発電（リプレース）のコスト動向

- リプレース区分における資本費データ(14件)の平均値は36.3万円/kW、中央値は36.2万円/kWであり、2025年度の想定値(26.1万円/kW)⁸を上回った。なお、7,500kW以上(6件)では、平均値は30.8万円/kW、中央値は31.0万円/kWであり、新設同様に大規模案件ほど低い資本費で事業を実施できている傾向があった。一方で、件数が限定されているため、リプレース区分の資本費の検討に当たっては、引き続き実態把握が必要である。
- 運転維持費の定期報告データは13件で、平均値は1.5万円/kW/年、中央値は1.1万円/kW/年であり、2025年度の想定値(0.85万円/kW/年)を上回った。なお、7,500kW以上(5件)では、平均値は1.0万円/kW/年、中央値は0.9万円/kW/年であり、件数が少ないことに留意が必要で

⁸ 資本費は、電源線等の系統設備は基本的に全て流用可能であることから、同年度の陸上風力発電（新設）の想定値から接続費を差し引いた値を採用しており、運転維持費・設備利用率は、新設の場合と特段別異に取り扱う理由がないことから、同年度の陸上風力発電（新設）の想定値と同じ値を採用している。

あるが、新設同様に大規模案件ほど低い運転維持費で事業を実施できている傾向があった。

- 設備利用率のデータは13件で、平均値は35.8%、中央値は33.4%であり、2025年度の想定値(29.1%)をやや上回った。

(2) 陸上風力発電(新設)の2026年度の入札上限価格等

① 2026年度の入札上限価格等の想定値

- 2026年度の入札上限価格等の設定に当たっては、「固定価格買取制度からの電源自立化に向けて、発電コストの水準が2030年までに8～9円/kWhとなること」という価格目標の達成に向けた道筋が見えるかたちで、上限価格を設定するという方針のもと、資本費・運転維持費・設備利用率・IRRについて想定値の設定を行わなかったものの、昨年度には価格目標の考え方を変更したこと等を踏まえ、今年度の本委員会において、最新のコストデータに基づいて新たに2026年度の想定値を設定することとした。

② 2026年度以降の入札上限価格の設定方法

- 運転年数について、昨年度は、2026年度については20年、2027年度については、自立化に向けて、調達期間終了後も長期安定的な稼働を継続するよう促していく観点から、25年と想定値を設定した⁹。特段の事情の変化が見られなかったことから、それぞれを据え置くこととした。
- 設備利用率について、既に設定されている2025・2027年度の想定値と概ね同程度であることから、2026年度については2025年度の想定値を据え置くこととし、2027年度については既に設定されている想定値を据え置くこととした。
- 陸上風力発電のIRRについては、FIT制度当初の利潤配慮期間の終了以降、2014年度の本委員会において、「供給量勘案上乗せ措置」として、利潤配慮期間に上乗せされてきたIRR1～2%分に相当する分を上乗せ

⁹ 事業用太陽光発電と同様に、2027年度の調達期間/交付期間終了後の売電価格の想定値については、2016年度(電力小売全面自由化)から2024年度までのシステムプライス平均値の平均(ただし、2022年2月のロシアによるウクライナ侵略開始等による燃料輸入価格の高騰に伴う影響を受けている2021～2022年度を除く)を採用し、10.0円/kWhを想定。

した¹⁰。

- こうした中で、2020 年度及び 2021 年度の本委員会では、資金調達コストの低減の状況や、直近の認定・入札結果や事業環境変化等も踏まえて、2024 年度の陸上風力発電の IRR の想定値を新設区分は 6 %、リプレース区分は 4 %とした。また、昨年度の本委員会では、2027 年度の IRR の想定値について、日本の陸上風力発電の資金調達コストが供給量勘案上乘せ措置を導入することとした 2014 年下半期と比較して 2023 年下半期時点で 3 %程度低減していること及び 2027 年度まで向こう 2 年間の期間があることを踏まえて、さらに 1 %低減させて、新設区分は 5 %とした。
- 2026 年度の IRR の想定値については、これまでの本委員会における議論を踏まえ、2025 年度の想定値（6 %）を据え置くこととした。
- なお、民間機関の調査によれば、日本における足下の陸上風力発電の資金調達コストは、昨年度に参照したデータと比較して変動がほぼ見られなかった。昨年度の本委員会においては、2027 年度に向けて 2 年の期間があることを踏まえて 1 %の引き下げを行ったものの、最新の資金調達コストに変動が見られないことを踏まえ、引き続き資金調達コストの動向を注視することとし、2027 年度の IRR 想定値を 2025 年度の想定値を据え置く形で 6 %と設定し直すこととした。
- また、最新のコストデータによると、資本費・運転維持費については、既に設定されている 2025・2027 年度の想定値を上回っていることから、今後の FIT/FIP 制度における価格算定のあり方についての今年度の本委員会の方針¹¹に基づき、以下の点を確認した。
 - ①について、FIT 制度開始以降におけるコストダウンの着実な進展をもって、自立化に向けた取組がなされていることが確認された。
 - ②について、陸上風力発電の入札上限価格等の設定に当たり、資本費・運転維持費ともに 37,500kW 以上の中央値を想定値として設定

¹⁰ 2014 年度の本委員会においては、2015 年度の IRR を 8 %と設定した。

¹¹ 陸上風力について、コストデータの上昇を調達価格等/基準価格等に反映する場合、以下 2 点を確認の上、総合的に判断を行うこととした。

① 自立化に向けた取組がなされているか。

② コストデータの上昇について、当該電源の中でも事業が特に効率的に実施されている場合においても生じているものか。

しているが、最新のコストデータに基づくと、それぞれに上昇が見られたことから、特に効率的に実施されている場合においても上昇が見られることが確認された。

- 以上を総合的に判断し、コストデータの上昇を調達価格等/基準価格等に適切に反映を行うこととした。
- また、今年度の委員会では、コストデータの上昇について調達価格等/基準価格等への反映を行ったうえで、当該価格が既に設定している2026・2027年度の調達価格等/基準価格等を上回る場合には、2026・2027年度の調達価格等/基準価格等を改めて設定することとした。
- 最新のコストデータに基づいた想定値を用いて改めて2026・2027年度の入札上限価格等を算出した場合、既に設定した2026・2027年度の入札上限価格を上回ることから、上記方針を踏まえ、2026・2027年度の想定値については、今年度の本委員会において改めて設定することとした。

③ 2026・2027年度の入札対象範囲外の調達価格の設定方法

- 2026・2027年度の入札対象範囲外の調達価格については、2022～2026年度と同様、入札上限価格と整合的になるように設定することが適切であるため、入札区分における上限価格と同様の考え方にに基づき設定することとした。

(3) 陸上風力発電（リプレース）の2026年度の調達価格/基準価格

- これまで、リプレース区分については、FIT認定の件数・容量が限定的であり、入札がもたらす競争・価格低減のメカニズムが期待しにくいことから、入札制の対象としないこととしてきた。引き続き、同様の傾向にあることから、2026年度についても、入札制の対象としないこととした。
- その上で、調達価格については、新設区分とは資本費とIRRのみ異なるという考え方にに基づき想定値を設定してきたことから、2026年度についても同様の設定方法とすることとした。
- 資本費については、現時点までに得られている定期報告データは14件のみであるところ、引き続き実態把握に努めることとし、2026年度のリプレース区分の資本費の想定値については、2025年度までと同様、2026年度の入札対象範囲外の調達価格における資本費の想定値から接続費

(1.0 万円/kW) を差し引く考え方にに基づき設定した (参考 41)。

- IRR については、2026 年度の新設区分における考え方 (2025 年度の想定値を維持) と同様、リプレース区分についても、2025 年度の想定値を維持することとした。

【参考 41】陸上風力発電 (新設・リプレース) の想定値

年度	2024年度		2025年度		2026年度		2027年度	
区分	新設	リプレース	新設	リプレース	新設 ※	リプレース	新設 ※	リプレース
資本費 [万円/kW]	27.1	26.1	27.1	26.1	27.5	26.5	27.5	-
運転維持費 [万円/kW/年]	0.93	0.93	0.85	0.85	1.00	1.00	1.00	-
設備利用率 [%]	28.0	28.0	29.1	29.1	29.1	29.1	29.1	-
IRR [%]	6	4	6	4	6	4	6	-

※2026年度・2027年度価格は、コストデータの上昇を反映する形で上限価格を改めて設定。

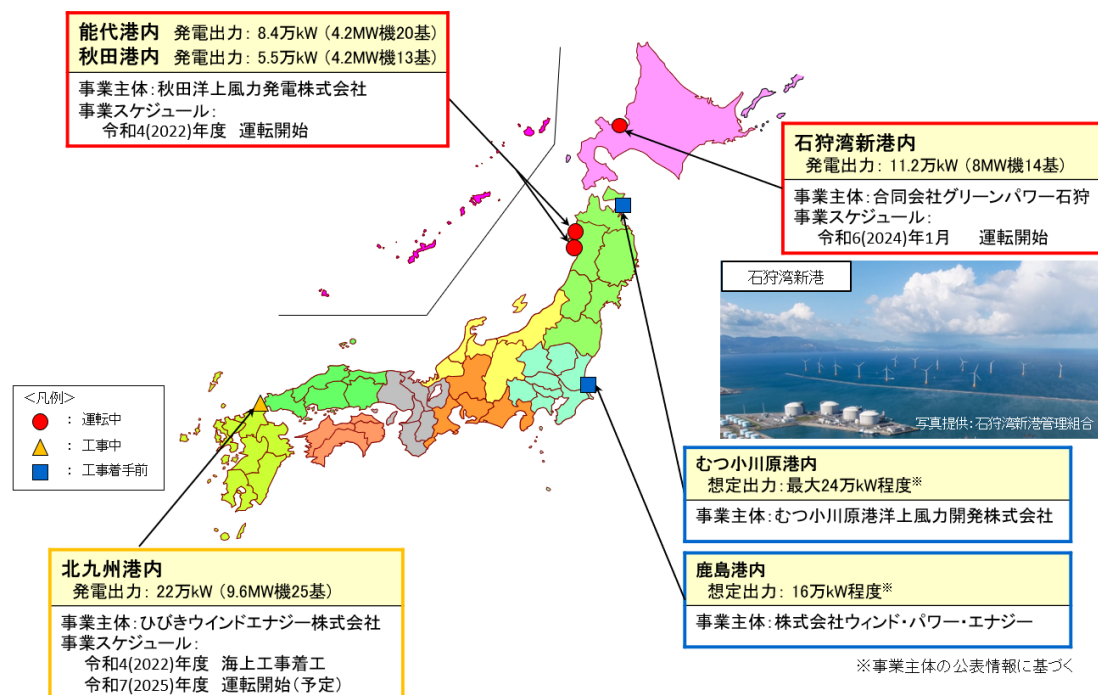
(4) 陸上風力発電の 2027 年度に FIP 制度のみ認められる対象

- 昨年度の本委員会で、陸上風力発電の電力市場への統合を促していく観点から、50kW 以上を 2026 年度に FIP 制度のみ認められる対象として設定した。
- 2027 年度についても、引き続き 50kW 以上を FIP 制度のみ認められる対象とし、引き続き、動向を注視していくこととした。
- なお、陸上風力発電については、2025 年 12 月時点で計 88 件・約 2,351MW の FIP 認定、計 30 件・約 926MW の認定申請が確認できている。
- また、リプレース区分については、他の電源のリプレース区分等を踏まえ、2026 年度は 1,000kW 以上を FIP 制度のみ認められる対象とした。2027 年度も同様とし、FIP 制度の動向等に注視することとした。

(5) 着床式/浮体式洋上風力発電 (再エネ海域利用法適用外) の取扱い

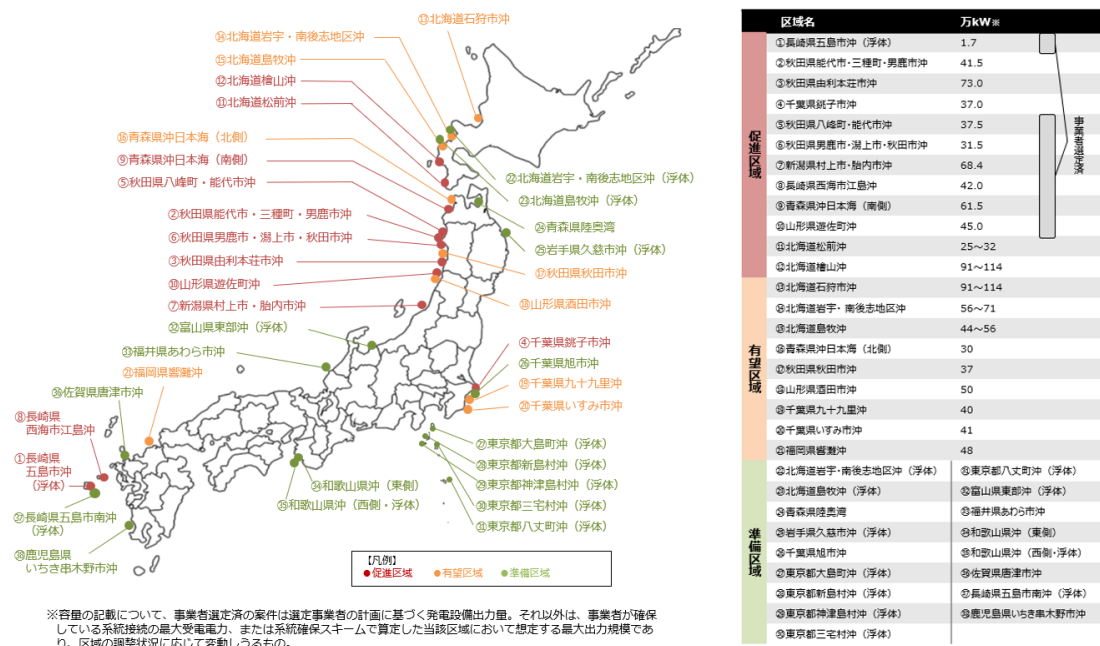
- 洋上風力発電 (再エネ海域利用法適用外) においては、条例や港湾法に基づき海域占用許可を得た上で、小規模な洋上風力発電の導入が進んでいる (参考 42)。

【参考 42】 港湾法・都道府県条例に基づく海域占用許可



- 洋上風力発電について、以下のとおり、資本費、運転維持費の定期報告データ及び設備利用率のデータが得られた。ただし、一部実証機によるものが含まれている点に留意が必要である。
 - 資本費の定期報告データは6件得られた。そのうち実証機2件の平均値は205.6万円/kWであり、想定値(56.5万円/kW)を上回った。商用機4件の平均値は77.9万円/kWであり、想定値を上回ったものの、実証機の平均値を大きく下回った。
 - 運転維持費の定期報告データは5件得られた。そのうち実証機は1件で3.0万円/kW/年であり、想定値(2.25万円/kW/年)をやや上回った。商用機4件の平均値は2.6万円/kW/年であり、同様に想定値(2.25万円/kW/年)をやや上回った。
 - また、設備利用率のデータは5件で、平均値は31.6%であり、想定値(30.0%)をやや上回った。
- また、洋上風力発電(再エネ海域利用法適用対象)については、参考43にあるとおり、再エネ海域利用法に基づき、各区域における協議会の進捗、促進区域指定基準への適合状況や都道府県からの情報提供を踏まえ、促進区域の指定や公募の実施、事業者選定等を進めている。

【参考 43】再エネ海域利用法の施行等の状況



※容量の記載について、事業者選定済の案件は選定事業者の計画に基づく発電設備出力量。それ以外は、事業者が確保している系統接続の最大受電電力、または系統確保スキームで算定した当該区域において想定する最大出力規模であり、区域の調整状況に応じて変動しうるもの。

① 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）の2027年度の取扱い

- 2023年度の本委員会では、着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用対象）における複数事業者の参加状況等を踏まえ、再エネ海域利用法適用外を含め、国内の着床式洋上風力発電において一定程度の競争効果が見込まれることから、2025年度について入札制を適用することとした。
- また、昨年度の本委員会においては、FIT制度の活用状況や着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用対象）公募の参加状況を踏まえ、引き続き競争的な状況であることは変わらないことから、2026年度についても入札制を採用することとしつつ、更なる競争を促す観点から上限価格を事前非公表とした。
- 国内における洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）のFIT認定件数・認定容量については11件・743MWと一定の実績はあることから、2027年度についても、引き続き入札制を採用することとした。なお、上限価格の事前公表/非公表については、洋上風力を取り巻く状況を踏まえ、以降の本委員会で検討を行うこととした。

② 浮体式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）の2028年度の取扱い

- 国内における浮体式洋上風力発電のFIT認定量は3件・34MW、導入量は2件・5MWとなっており、導入済の発電事業は、実証事業として導入さ

れ、実証事業終了後から現在まで運転を継続しているものである。国内外において、現時点では大規模な商用発電所の運転開始に至っていない。

- また、長崎県五島市沖における浮体式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用対象）の公募の選定事業者の供給価格は、2027年度までの浮体式洋上風力発電の調達価格・基準価格と同じ36円/kWhである。
- 2025年12月17日に開催された関係審議会（洋上風力促進WG・洋上風力促進小委員会）において¹²、第1ラウンド3海域の事業からの事業者の撤退に至った要因の検証や公募制度の見直しを含む洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための事業環境整備のあり方等について一定の整理がなされた。その中では、洋上風力発電を取り巻く事業環境の変化（インフレ等）や風車調達費用等の建設費用の増加が見られた点についても言及されたところ、これらが浮体式洋上風力発電へ与える影響や、FIT/FIP制度において支援を行う前提となる自立化に向けた道筋を確認した上で、2028年度以降の浮体式洋上風力発電の取扱いについて来年度以降の本委員会で検討を行うこととした。

(6) 洋上風力発電の2028年度にFIP制度のみ認められる対象

- 昨年度の本委員会で、2027年度の着床式洋上風力発電については、再エネ海域利用法適用対象の公募における複数事業者の参加状況・評価結果や、将来的なアジア市場等への展開を見据えた国内の環境整備等を踏まえて、FIP制度のみ認められる対象とした。
- 一方で、浮体式洋上風力発電については、国内外においても、現時点では大規模な商用発電所の運転開始に至っていないことを踏まえて、2027年度もFIP制度のみ認められる対象を設けないこととした。
- 再エネ海域利用法適用対象の公募については、第1ラウンド3海域の事業からの事業者の撤退等の状況の変化はあったものの、引き続き国民負担の抑制を図りながら、導入拡大を進めていくという方針を踏まえ、2028年度においても、洋上風力発電のFIP制度のみ認められる対象は2027年度と同様とすることを基本としつつ、来年度に検討を行うこととした。

¹² 洋上風力発電に係る第1ラウンド公募事業の撤退要因等の分析については、当日座長一任となり、一部修正の上で2025年12月23日に公開。

(7) 洋上風力発電（再エネ海域利用法適用）の取扱い（価格調整スキーム）

- 昨年度の本委員会で、大規模な洋上風力発電に係る電源投資の確実な完遂という観点から、大規模な洋上風力発電の特性を踏まえ、収入・費用の変動リスクへの対応として価格調整スキームが導入された。
- 昨年度の本委員会においては、足下における洋上風力発電事業の実態等を踏まえつつ、民間側での適切なリスク分担を段階的に促していく観点から、設定する下限については1%から開始することとしたが、契約や調達などにおいて、発電事業者自身が創意工夫を行った上での適切な事業実施を促していく観点から、物価変動率の下限を早期に引き上げることを目指すなど、今後不断の見直しの実施が重要であることが確認されたとともに、物価変動率の下限を2%に引き上げることについて今年度議論を行うとの意見が取りまとめられた。
- しかしながら、今般、第1ラウンドの事業撤退が生じたことを受け、関係審議会（洋上風力促進WG・洋上風力促進小委員会）において、再エネ海域利用法に基づく公募制度に係る見直しを行っているところであり、本スキームを適用した事例も存在していないことから、引き続き案件の形成状況等を注視しつつ、本スキームにおける物価変動率の下限については来年度以降の本委員会で検討していくこととした。

(8) 風力発電の解体等積立基準額等

- これまでの調達価格等/基準価格等の設定に当たって、風力発電の廃棄等費用及び撤去費は、陸上風力発電・浮体式洋上風力発電においては資本費の5%、着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）においては工事費の70%の水準を採用してきたが、再生可能エネルギー発電設備の適切かつ確実な廃棄等をこれまで以上に確保するため、2025年9月30日に開催された第76回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において、FIT/FIP制度における風力発電についても、同制度に基づく廃棄等費用積立制度の対象とすることについて議論が行われた¹³（参考44～46）。

¹³ システムの対応に掛かる期間も勘案しながら速やかに実施すべきであるところ、パブコメ等を実施した上で、関係規定等を整備し、2027年4月を目処に施行することとされている。

【参考 44】 風力発電における廃棄等費用積立制度の整理の全体像

主な論点	太陽光発電設備に対する措置		風力発電設備に対する措置の整理（案）
	措置内容	措置の考え方	
1. 廃棄等積立の対象範囲	・ 10kW以上の事業用太陽光発電設備。	・ 10kW未満は住宅用が大半で、建物の解体と同時に撤去・処分される場合が多いと想定されるため除外。	・ 風力発電設備は基本的に事業用であることから、原則として、出力によらず 全ての風力発電設備を対象 とすることとする。（P.14）
2. 廃棄等積立を行う期間	・ 調達期間/交付期間の後半10年間で積立て。	・ 運転維持費に対して初期にかかる 資本費が大きい ことや、積立て時期を複数設定した場合に生じる 管理運営コストの抑制及び認定事業者の混乱の防止等 の観点から、一律に後半10年として設定。	・ 風力発電設備についても同様の取扱いとしつつ、 制度開始時に残存期間が10年未満 となっている案件についても、原則、 残存期間によらず必要な廃棄等費用の全額が確保される制度 とすることとする。（P.15、P.17）
3. 廃棄等積立を行う金額の水準	・ 調達価格/基準価格の算定において 想定されている廃棄等費用の水準 。	・ 2019年度までの認定案件は、調達価格の算定において 資本費の5%を廃棄等費用として計上 していたこと等を踏まえて設定。 ・ 2020年度以降の認定案件は、太陽光廃棄WG [※] でのヒアリング結果等を踏まえ、 想定額を1万円/kWで固定 。	・ 風力発電設備についても、 調達価格/基準価格の算定において想定している廃棄等費用の水準の積立てを 求めることを軸に、積立金額を決定することとする。（P.15、P.17）
4. 積立金の一部取戻しを認める場合	・ 調達期間/交付期間中は、 事業終了・縮小のみ取戻しを認める 。 ・ 調達期間/交付期間終了後については、 事業終了・縮小する場合のほか、パネルを交換して事業継続する場合であって、当該パネルが一定値を超える場合には取戻しを許容 。	・ 将来的な再投資の促進及び制度運用コスト抑制等の観点から、廃棄される太陽光パネルの割合や量が一定値を超える場合に限定する 形で設定。	・ 調達期間/交付期間中は、 事業終了・縮小の場合のみ取戻しを認める 。 ・ 調達期間/交付期間終了後については、 事業終了・縮小する場合のほか、風力発電設備を交換して事業継続する場合であって、風車単位での交換である場合には取戻しを認める こととする。（P.18）

（※）その他、源泉徴収的な外部積立の方法や内部積立での取扱い等については、太陽光発電設備に対する措置と同様とすることとする。

（注）総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ

13

【参考 45】 風力発電における廃棄等費用積立制度の対象範囲

		認定件数 ^{※2}	対象範囲
陸上風力		6,292件	設備出力が20kW未満の風力発電設備も含めて、 全ての風力発電設備を制度の対象 とする。 ○ なお、RPS制度からの移行認定案件については、残存期間が極めて短い案件も存在することから、その積立金額等については、 太陽光発電設備に対する措置と同様の配慮を行う こととする。（次ページ参照）
	再エネ海域利用法に基づく公募案件	5件	公募占用指針に基づき、 廃棄等費用の確保に関して、具体の金額や方法まで含めて厳格な確認が実施される ことから、一律に 本制度の対象外 とする。
洋上風力	再エネ海域利用法に基づく公募案件以外	14件	○ 再エネ海域利用法に基づく公募案件と同様の廃棄等費用の確保はなされていない ことから、一律に 本制度の対象 とする。

※1：海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）

※2：認定件数は、2025年3月時点の数値

1

【参考 46】風力発電における廃棄等費用積立制度の対象範囲

- 積立期間は、**調達期間/交付期間の後半10年間（制度開始時に残存期間が10年未満である場合はその残存期間内）**とすることとする。
- 積立金額は、以下の方針を軸に、調達価格等算定委員会で御議論いただくこととしてはどうか。
 - （1）**調達価格等が既に決定されている案件と今後決定される案件の取扱いの違い**
 - ▶ 既に調達価格/基準価格が決定されている**2027年度までの認定案件**については、**調達価格/基準価格の算定において想定している廃棄等費用及び廃棄等費用の実態を踏まえ、原則一律に、当該想定してきた廃棄等費用の水準を積み立てることとする。**
 - ▶ 今後新たに調達価格/基準価格が決定される**2028年度以降の認定案件**については、これまでと同様に廃棄等費用を一律に資本費の5%等と想定するのではなく、**廃棄等費用の実態を踏まえて調達価格等算定委員会で定める額を積み立てることとする。**
 - （2）**本制度開始時に残存期間が10年未満となっている案件の取扱い**
 - ▶ 制度開始時に残存期間が10年未満となっている案件についても、本制度において確実に廃棄等費用を確保するため、**RPS制度からの移行認定案件を除き、残存期間によらず、当該残存期間に応じて算定した積立単価に基づき、必要な廃棄等費用の全額が確保される制度とすることとする。**
 - ▶ **RPS制度からの移行認定案件**については、残存期間が極めて短い案件もあるところ、原則、**当該新規認定案件における調達価格の算定において想定されてきた廃棄等費用について、10年間で積立てを行うこととした場合と同じ積立ての単価等を適用しつつ、調達期間/交付期間が終了した時点で一律に積立て時期を終了することとする。**
 - （3）**入札案件の取扱い**
 - ▶ **入札案件**については、コスト低減効果によって非入札案件と比較して調達価格/基準価格が低くなる傾向にあるが、FIT/FIP制度が適用される観点からは、**調達価格/基準価格の算定において想定している廃棄等費用の水準を参考にした廃棄等費用が確保されることが期待される。**
 - ▶ 他方で、既認定の案件については**事業者の予見可能性に配慮する必要があること**などを考慮し、入札案件については、太陽光発電設備と同様に、**非入札案件において想定されてきた廃棄等費用の額を、当該年度の非入札案件の調達価格/基準価格で除して、入札案件の最低落札価格を乗じた額を積み立てることとする。**

■ 議論の結果、風力発電を FIT/FIP 制度における廃棄等費用積立制度の対象とするに当たっては、既に同制度の対象である太陽光発電の取扱いを前提に、現在風車の大型化が進んでいる中で、廃棄等の実例が少なく十分なデータが蓄積されていない現状において、特に既認定事業者に対する財産権制約の観点も考慮しつつ、調達価格/基準価格の算定に当たって計上された廃棄等費用の積立てを求める方針を軸に、具体的な金額を定め、それに応じて調達価格等/基準価格等を設定するよう、同委員会から本委員会へ要請がなされた。

■ 以上を踏まえ、本委員会においては、①風力発電における今後の廃棄等費用の取扱い、②風力発電の解体等積立基準額について検討を行った。

① 陸上風力発電における今後の廃棄等費用の取扱い

a) 陸上風力発電における廃棄等費用の取扱い

■ 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において、事務局資料として提示した陸上風力発電を廃棄等した事業者に対する調査結果によると、その廃棄等費用は、事業者によるばらつきはあるものの、中央値は 1.95 万円/kW であり、これまでの認定案件において、調達価格の算定に当たり計上された廃棄等費用から著しい乖離は見られなかった。

■ 現在風車の大型化が進んでいる中で、今後想定する資本費が低減する場

合に、それと同等のスピードで廃棄等費用が低減するかについては、今後の動向を注視する必要があることから、長期安定的な事業運営の確保に向けた廃棄等費用の確保に向けて、今後新たに調達価格/基準価格が決定される認定案件における陸上風力発電における廃棄等費用の想定値については、入札対象範囲の内外に関わらず、資本費の5%ではなく、定額として定めることとした。

- 具体的には、その額については、調査結果や現行の想定値の水準も踏まえ、想定する資本費の額に関わらず、1.95万円/kWとすることとし、廃棄等の実例が少なく十分なデータが蓄積されていない状況を踏まえ、廃棄等費用の水準については、今後も随時見直していくこととした(参考47)。陸上風力発電は、こうした廃棄等費用の新たな算定方法について、2026年度の調達価格等/基準価格等から適用することとした(参考48～50)。

【参考47】陸上風力発電の廃棄等費用の水準

項目	廃棄等費用 [万円/kW]		
	最小値	中央値	最大値
A.風車 (ブレード、ナセル、タワー)	0.43	1.24	2.87
B.基礎	0.23	0.62	1.72
C.付属設備	-0.05	0.09	2.36
廃棄等費用の合計	0.61	1.95	6.95
基礎を撤去しない場合の費用合計	0.38	1.33	5.23

b) 洋上風力発電における廃棄等費用の取扱い

- 着床式洋上風力発電(再エネ海域利用法適用外)については、国内における廃棄等の実績が極めて少ないことも踏まえ、引き続き実態の把握に努めることとしつつ、従来の方法によって算定することとした。
- 浮体式洋上風力発電についても、国内外における廃棄等の実績が極めて少ないことを踏まえ、引き続き実態の把握に努めることとしつつ、2028年度以降における廃棄等費用の具体的な算定方法についてはその支援のあり方とともに以降の本委員会で検討することとした。

c) 今後の調達価格等/基準価格等に係る算定方法

- 現行の調達価格等/基準価格等においては、廃棄等費用を運転開始20年目に一括して支出することを念頭に算定されているが、廃棄等費用積立

制度における外部積立では一律調達価格の終了前 10 年間で積み立てるとされていることから、今後は、運転開始 11～20 年目に分割して積み立てる想定で算定を行うこととした。

② 風力発電における解体等積立基準額の考え方

- これまでの本委員会においては、同制度に基づき、事業用太陽光発電における解体等積立基準額を設定してきたが、具体的な考え方としては、各年度の調達価格・基準価格・入札上限価格における想定値（廃棄等費用、設備利用率等）に基づき、「想定設備利用率で電気供給したときに、調達期間又は交付期間の終了前 10 年間で、想定廃棄等費用を積み立てられる kWh 当たりの単価」としてきたことから、風力発電の解体等積立基準額についても、同様の設定方法とすることとした。

a) 残存期間が 10 年未満となっている案件の取扱い

- 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会においては、制度開始時に残存期間が 10 年未満となっている案件についても、本制度において確実に廃棄等費用を確保するため、RPS 制度からの移行認定案件を除き、残存期間によらず、当該残存期間に応じて算定した積立単価に基づき、必要な廃棄等費用の全額が確保される制度とすることとされた。これを踏まえ、制度開始時に残存期間が 10 年未満となっている案件における解体等積立基準額は、想定設備利用率で電気供給したときに、調達期間又は交付期間終了前の残存期間で、想定廃棄等費用を積み立てられる kWh 当たりの単価とした。その際の残存期間については、月単位で算定することとした。
- 同委員会においては、RPS 制度からの移行認定案件については、残存期間が極めて短い案件もあるところ、原則、当該新規認定案件における調達価格の算定において想定されてきた廃棄等費用について、10 年間で積立を行うこととした場合と同じ積立の単価等を適用することとされた。これを踏まえ、RPS 制度からの移行認定案件の解体等積立基準額は、当該年度の調達価格の想定設備利用率で電気供給すると想定した単価とした。

b) 2025 年度までの入札案件の取扱い

- 同委員会においては、既認定の案件については事業者の予見可能性に配慮する必要があることなどを考慮し、入札案件については、太

陽光発電と同様に、非入札案件において想定されてきた廃棄等費用の額を、当該年度の非入札案件の調達価格/基準価格で除して、入札案件の最低落札価格を乗じた額を積み立てることとされた。これを踏まえ、2025年度までの入札案件の解体等積立基準額は、当該年度の調達価格の想定設備利用率で電気供給すると想定した単価とした¹⁴。

【参考 48】陸上風力発電（新設）の解体等積立基準額¹³

認定年度※		調達価格/基準価格	廃棄等費用の想定額	解体等積立基準額の想定設備利用率	自家消費比率	解体等積立基準額
2012年度- 2017年度上半期	20kW未満	55円/kWh	6.3万円/kW	16.7%	-	4.27円/kWh
	20kW以上	22円/kWh	1.5万円/kW	20.0%	-	0.86円/kWh
2017年度下半期	20kW未満	55円/kWh	6.3万円/kW	16.7%	-	4.27円/kWh
	20kW以上	21円/kWh	1.6万円/kW	24.8%	-	0.72円/kWh
2018年度	全規模	20円/kWh	1.5万円/kW	24.8%	-	0.68円/kWh
2019年度	全規模	19円/kWh	1.4万円/kW	24.8%	-	0.65円/kWh
2020年度	全規模	18円/kWh	1.4万円/kW	25.6%	-	0.63円/kWh
2021年度	入札対象外	17円/kWh	1.4万円/kW	25.6%	-	0.63円/kWh
	第1回入札上限価格	17円/kWh	1.4万円/kW	25.6%	-	0.63円/kWh
	第1回入札対象	落札者ごと	1.3万円/kW	25.6%	-	0.57円/kWh
2022年度	入札対象外	16円/kWh	1.4万円/kW	26.8%	-	0.59円/kWh
	第2回入札上限価格	16円/kWh	1.4万円/kW	26.8%	-	0.59円/kWh
	第2回入札対象	落札者ごと	1.3万円/kW	26.8%	-	0.55円/kWh
2023年度	入札対象外	15円/kWh	1.4万円/kW	28.0%	-	0.56円/kWh
	第3回入札上限価格	15円/kWh	1.4万円/kW	28.0%	-	0.56円/kWh
	第3回入札対象	落札者ごと	1.2万円/kW	28.0%	-	0.49円/kWh
	第3回追加 入札上限価格	14.08円/kWh	1.3万円/kW	28.0%	-	0.53円/kWh
2024年度	第3回追加 入札対象	落札者ごと	0.9万円/kW	28.0%	-	0.37円/kWh
	入札対象外	14円/kWh	1.4万円/kW	28.0%	-	0.55円/kWh
	第4回入札上限価格	14円/kWh	1.4万円/kW	28.0%	-	0.55円/kWh
	第4回入札対象	落札者ごと	1.1万円/kW	28.0%	-	0.45円/kWh
2025年度	入札対象外	13円/kWh	1.4万円/kW	29.1%	-	0.53円/kWh
	第5回入札上限価格	13円/kWh	1.4万円/kW	29.1%	-	0.53円/kWh
	第5回入札対象	落札者ごと	1.1万円/kW	29.1%	-	0.45円/kWh
2026年度	全規模	(審議中)	2.0万円/kW	29.1%	-	0.76円/kWh
2027年度	全規模	(審議中)	2.0万円/kW	29.1%	-	0.76円/kWh

【参考 49】陸上風力発電（リプレース）の解体等積立基準額¹³

認定年度※	調達価格/基準価格	廃棄等費用の想定額	解体等積立基準額の想定設備利用率	自家消費比率	解体等積立基準額
2017年度	18円/kWh	1.5万円/kW	24.8%	-	0.70円/kWh
2018年度	17円/kWh	1.4万円/kW	24.8%	-	0.66円/kWh
2019年度	16円/kWh	1.4万円/kW	24.8%	-	0.63円/kWh
2020年度	16円/kWh	1.4万円/kW	25.6%	-	0.61円/kWh
2021年度	15円/kWh	1.4万円/kW	25.6%	-	0.61円/kWh
2022年度	14円/kWh	1.3万円/kW	26.8%	-	0.57円/kWh
2023年度	13円/kWh	1.3万円/kW	28.0%	-	0.54円/kWh
2024年度	12円/kWh	1.3万円/kW	28.0%	-	0.53円/kWh
2025年度	12円/kWh	1.3万円/kW	29.1%	-	0.51円/kWh
2026年度	(審議中)	2.0万円/kW	29.1%	-	0.76円/kWh

¹⁴ 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）については、これまでの入札において落札された案件が存在していないことから、各入札における入札上限価格での解体等積立基準額を設定することとする。

【参考 50】洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）の解体等積立基準額¹³¹⁵

【着床式洋上風力発電】

認定年度※	調達価格/基準価格	廃棄等費用の想定額	解体等積立基準額の 想定設備利用率	自家消費比率	解体等積立基準額
2014年度-2019年度	36円/kWh	2.8万円/kW	30.0%	-	1.07円/kWh
2020年度	第1回入札 (事前非公表)	工事費の70%	-	-	4.79円/kWh
2021年度	32円/kWh	-	-	-	4.23円/kWh
2022年度	29円/kWh	10.7万円/kW	33.2%	-	3.68円/kWh
2023年度	第2回入札 (事前非公表)	工事費の70%	-	-	4.43円/kWh
2024年度	第3回入札 (事前非公表)	工事費の70%	-	-	2.64円/kWh

【浮体式洋上風力発電】

認定年度※	調達価格/基準価格	廃棄等費用の想定額	解体等積立基準額の 想定設備利用率	自家消費比率	解体等積立基準額
2014年度～2027年度	36円/kWh	2.8万円/kW	30.0%	-	1.07円/kWh

(9) 洋上風力発電に係る今後の進め方

- 今年度の本委員会における洋上風力発電の事業者団体からのヒアリングを踏まえ、委員から以下の指摘がなされた。以降の本委員会においては、これらの点を踏まえ、洋上風力発電全体における価格設定や案件形成の進め方に係る方針について、事務局が一定の整理を行うこととした。
 - 我が国のエネルギー事情を踏まえると、四方を海に囲まれているというポテンシャルの高さを活かし、エネルギー自給率の向上や脱炭素化に貢献する洋上風力発電に対する期待が大きいこと。
 - その上で、導入拡大を進めるに当たっては、国民負担とのバランス・他の電源とのバランスを考えていく必要があること。
 - コストが低減していくかという点については、風車の大型化が進み、海外製も取り入れることによってコスト低減を実現してきた欧州の

¹⁵ 上限価格を事前非公開で実施している着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）第1～4回入札における解体等積立基準額については、廃棄等費用及び設備利用率の想定値を引き続き非公表とした上で、同様に運転開始11～20年目に分割して廃棄等費用を積み立てる想定にて解体等積立基準額を設定した。また、2022年度の解体等積立基準額については、当該年度の基準価格設定の考え方にに基づき、着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用）における、第1ラウンドの供給上限価格の設定時と同様の廃棄等費用（撤去費）及び設備利用率の想定値を準用することとする。なお、2021年度の解体等積立基準額については、当該年度の基準価格設定に当たっての考え方にに基づき、解体等積立基準額についても同様の考え方（第1回着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）入札及び2022年度着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用）の平均値）に基づいて設定した。

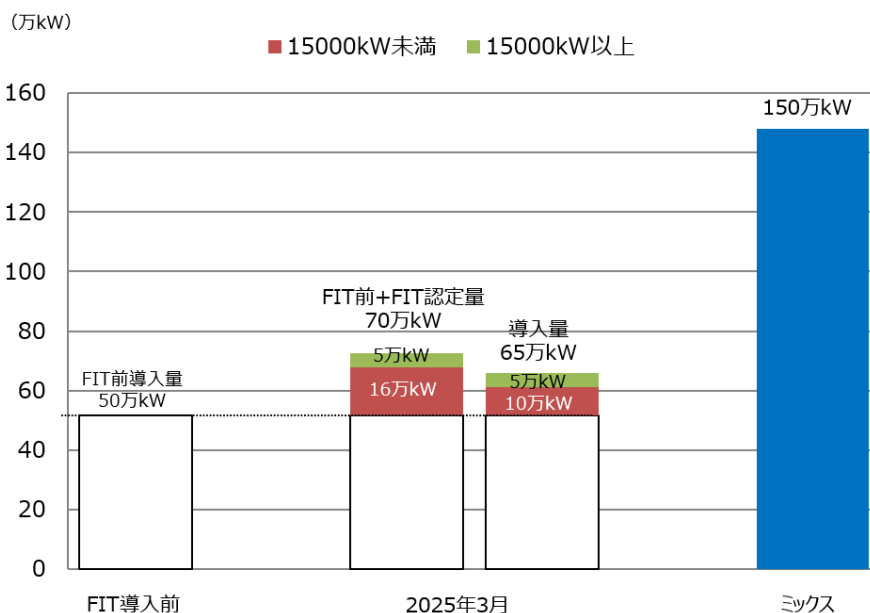
状況を踏まえた時に、日本においても今後同様の習熟効果が働くのか、慎重に見極めていく必要があること。

- 海域ごとにその条件を踏まえた上限価格を設定してほしいとの業界からの要望については、風況・地盤・自営線の距離等、海域ごとに条件が異なる中で、基本的には、費用効率的に事業が実施できる海域から順に案件形成を進めていくことが望ましいこと。
- 条件が悪いことによりコストが高い段階で、当該海域の案件形成を進めることについては、国民負担との関係では慎重に考えていく必要があること。

3. 地熱発電

- 地熱発電については、2030年エネルギーミックス（150万kW）の水準に対して、2025年3月末時点では、FIT前導入量+FIT・FIP認定量は70万kW、導入量は65万kWであった（参考51、52）。

【参考51】地熱発電のFIT・FIP認定量・導入量



※ 失効分（2025年3月末時点）を反映済。

【参考52】地熱発電の年度別・規模別のFIT・FIP認定量・導入量

＜地熱発電（新設）のFIT・FIP認定量＞

単位：kW（件）

認定年度（新設）	100kW未満	100kW以上 500kW未満	500以上 1,000kW未満	1,000kW以上 2,000kW未満	2,000以上 7,500kW未満	7,500以上 15,000kW未満	15,000kW以上	合計
2012年度認定	97(2件)	225(2件)	0(0件)	3,405(2件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	3,727(6件)
2013年度認定	70(2件)	440(1件)	500(1件)	0(0件)	9,330(2件)	0(0件)	0(0件)	10,340(6件)
2014年度認定	342(9件)	115(1件)	0(0件)	0(0件)	12,049(2件)	0(0件)	46,199(1件)	58,705(13件)
2015年度認定	203(5件)	3,085(17件)	1,100(2件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	4,388(24件)
2016年度認定	463(8件)	2,332(11件)	550(1件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	3,345(20件)
2017年度認定	99(2件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	99(2件)
2018年度認定	320(7件)	480(1件)	720(1件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	1,520(9件)
2019年度認定	50(1件)	250(1件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	14,900(1件)	0(0件)	15,200(3件)
2020年度認定	278(6件)	280(1件)	625(1件)	1,998(1件)	10,668(3件)	14,990(1件)	0(0件)	28,839(13件)
2021年度認定	184(4件)	1,435(5件)	1,745(3件)	0(0件)	14,985(3件)	14,999(1件)	0(0件)	33,348(16件)
2022年度認定	0(0件)	280(1件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	280(1件)
2023年度認定	0(0件)	125(1件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	125(1件)
2024年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	4,985(2件)	0(0件)	0(0件)	4,985(2件)
合計	2,107(46件)	9,047(42件)	5,240(9件)	5,403(3件)	52,017(12件)	44,889(3件)	46,199(1件)	164,902(116件)

＜地熱発電（新設）のFIT・FIP導入量＞

単位：kW（件）

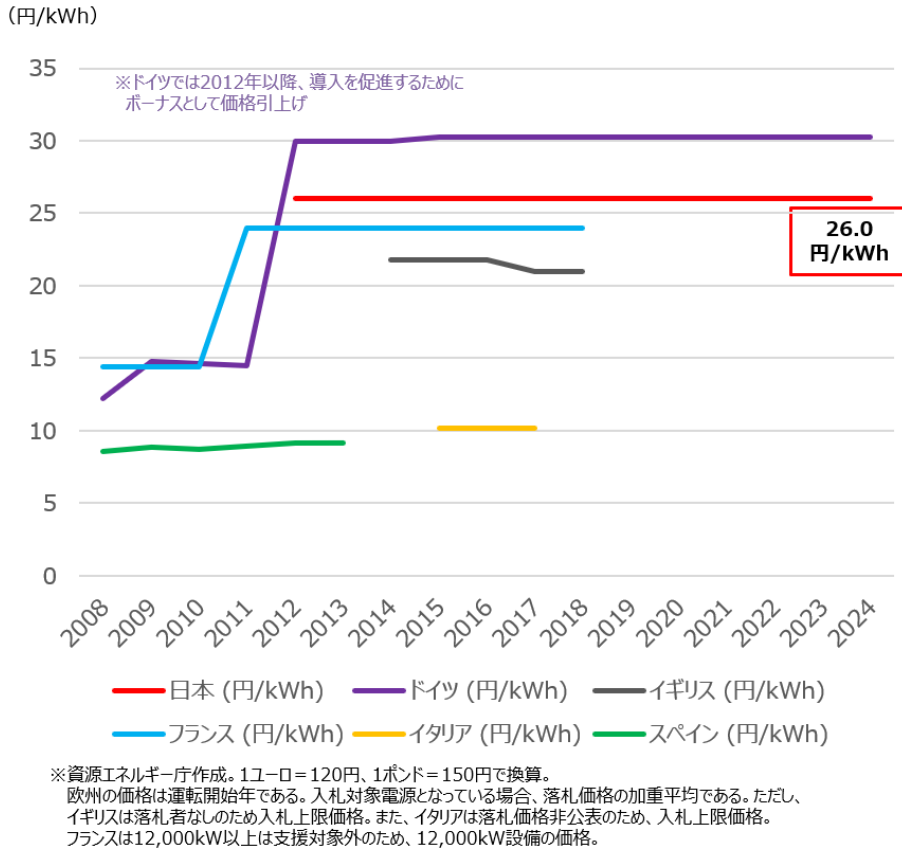
認定年度（新設）	100kW未満	100kW以上 500kW未満	500以上 1,000kW未満	1,000kW以上 2,000kW未満	2,000以上 7,500kW未満	7,500以上 15,000kW未満	15,000kW以上	合計
2012年度認定	97(2件)	225(2件)	0(0件)	3,405(2件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	3,727(6件)
2013年度認定	70(2件)	440(1件)	500(1件)	0(0件)	9,330(2件)	0(0件)	0(0件)	10,340(6件)
2014年度認定	342(9件)	115(1件)	0(0件)	0(0件)	12,049(2件)	0(0件)	46,199(1件)	58,705(13件)
2015年度認定	134(4件)	3,085(17件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	3,219(21件)
2016年度認定	414(7件)	1,417(8件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	1,831(15件)
2017年度認定	99(2件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	99(2件)
2018年度認定	274(6件)	480(1件)	720(1件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	1,474(8件)
2019年度認定	50(1件)	250(1件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	14,900(1件)	0(0件)	15,200(3件)
2020年度認定	229(5件)	280(1件)	625(1件)	1,998(1件)	10,668(3件)	0(0件)	0(0件)	13,800(11件)
2021年度認定	0(0件)	655(2件)	0(0件)	0(0件)	4,990(1件)	0(0件)	0(0件)	5,645(3件)
2022年度認定	0(0件)	280(1件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	280(1件)
2023年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)
2024年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)
合計	1,708(38件)	7,227(35件)	1,845(3件)	5,403(3件)	37,037(8件)	14,900(1件)	46,199(1件)	114,319(89件)

※ 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

※ リリース区分については、全設備更新で16,600kW（2件）の認定（導入は14,900kW（1件）のみ）、地下設備流用で28,185kW（2件）の認定・導入（導入は13,195kW（1件）のみ）がある。

- 2025年度の調達価格/基準価格は、15,000kW以上で26円/kWh、15,000kW未満で40円/kWhである（参考53）。

【参考53】地熱発電（30,000kW）の各国の買取価格



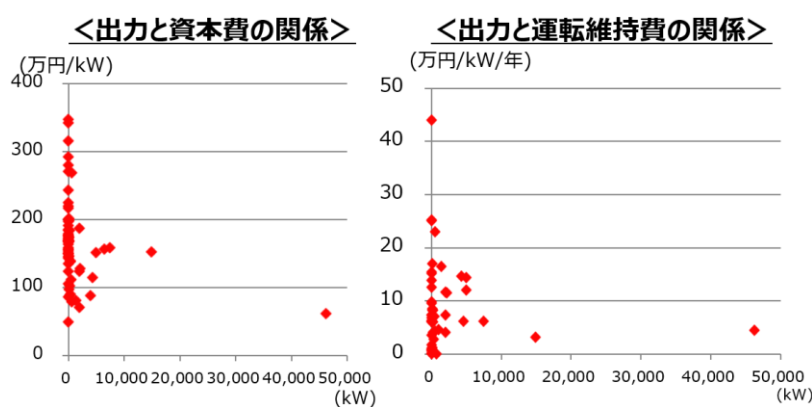
(1) 地熱発電のコスト動向

① 地熱発電の資本費・運転維持費

- 15,000kW未満の資本費の定期報告データは69件、運転維持費の定期報告データは47件得られた。
 - 資本費の平均値は167万円/kW、中央値は167万円/kWとなり、小規模地熱発電の想定値（123万円/kW）を上回った。また、運転維持費の平均値は9.0万円/kW/年、中央値は7.3万円/kW/年となり、小規模地熱発電の想定値（4.8万円/kW/年）を上回った。
 - 一方で、導入件数は少ないものの、1,000kW以上15,000kW未満案件において、資本費の平均値は128万円/kWと小規模地熱発電の想定値（123万円/kW）と同水準であり、効率的に設置ができていることが確認された。

- 15,000kW 以上の資本費及び運転維持費の定期報告データは1件であった。資本費は61万円/kWとなり、大規模地熱発電の想定値(79万円/kW)を下回った。また、運転維持費は4.4万円/kW/年となり、大規模地熱発電の想定値(3.3万円/kW/年)を上回った。
- リプレース区分の資本費の定期報告データは2件、運転維持費の定期報告データは2件(15,000kW未滿)であった。資本費の平均値は107万円/kWとなり、小規模地熱発電(リプレース)の想定値(77万円/kW)を上回った。また、運転維持費は5.3万円/kW/年となり、小規模地熱発電(リプレース)の想定値(4.8万円/kW/年)を上回った(参考54)。

【参考54】地熱発電の出力と資本費・運転維持費の関係



- さらに詳細に資本費・運転維持費の規模別内訳を分析すると、
 - 資本費について、100kW未滿は平均値192万円/kW、100kW以上1,000kW未滿は平均値153万円/kWとなっている一方、データが少ない点に留意が必要であるが、1,000kW以上15,000kW未滿は平均値128万円/kW、15,000kW以上は61万円/kWとなっており、規模が大きくなるほどコストが低減し、1,000kWを超えると特に低コストでの設置が可能となる。
 - 運転維持費については、得られたデータが少なく、案件間・年度間のばらつきが大きい点に留意が必要ではあるが、規模によるコストの違いは見られなかった(参考55)。

【参考 55】地熱発電の規模別のコスト動向

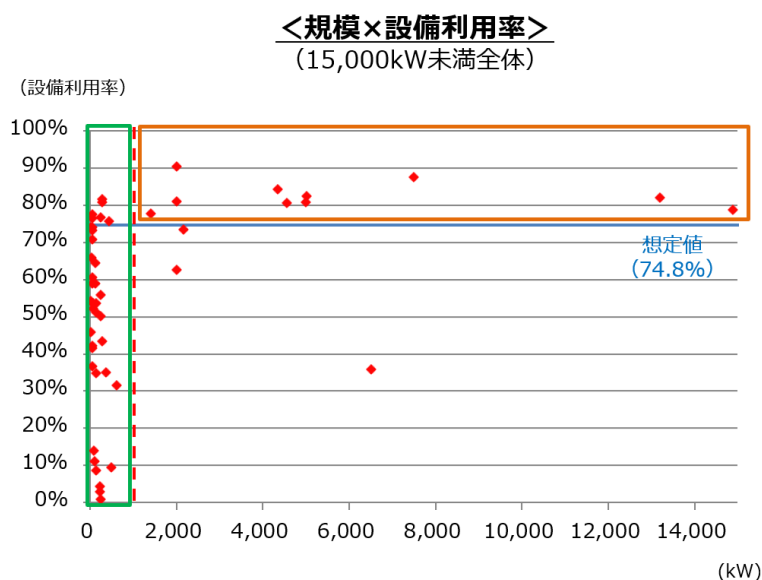
	-100kW	100-1,000kW	1,000-15,000kW	15,000kW-
認定件数 導入件数 (新設)	46件 38件	51件 38件	18件 12件	1件 1件
資本費 平均値 (万円/kW)	192	153	128	61
運転維持費 平均値 (万円/kW/年)	9.6	7.2	9.8	4.4

※資本費・運転維持費については、2025年7月22日時点までに報告された定期報告を分析対象としている。

② 地熱発電の設備利用率

- 15,000kW 未満の設備利用率データは、ばらつきが大きいものの平均値は 56.0%、中央値は 59.8% となっており、小規模地熱発電の想定値 (74.8%) を下回った。一方で、1,000kW 以上 15,000kW 未満に着目すると、その設備利用率データの平均値は 76.8%、中央値は 80.7% となっており、小規模地熱発電の想定値を上回った。
- 15,000kW 以上の設備利用率データは 1 件で、設備利用率は 76.8% であり、大規模地熱発電の想定値 (73.9%) を上回った (参考 56)。

【参考 56】地熱発電の出力と設備利用率の関係



※2024年6月～2025年5月までのデータを対象。

- なお、運転開始後の設備利用率の低下状況を確認するため、運転開始後経過年数と設備利用率の関係を分析すると、運転開始年数が長い設備のデータが少ない点に留意が必要であるが、運転年数の経過による設備利用率の低下傾向は見られなかった。

(2) 地熱発電に係る 2027 年度以降の取扱い

① 地熱発電に係る今後の調達価格・基準価格の設定について

- 地熱発電については、業界ヒアリングの際に、業界団体から、発電コストや採算性についての現状把握やコスト削減策の具体化、新たなビジネスモデルの構築に向けた検討が進められている旨の報告があったとともに、委員から、今後、コストの低減が見込めるのかという点についての指摘がなされた。
- 業界ヒアリングにおける議論等を踏まえ、地熱発電に係る今後の調達価格/基準価格の設定について、以下の方針とすることとした。
 - 自立化に向けた取組として、来年度に予定されている業界ヒアリングにおいて、具体的なコスト削減策や JOGMEC のフロンティアプロジェクトの実施等の官民のリスク分担のあり方の見直しによるリスク低減状況について確認することとし、確認を行った後、特に効率的に事業が実施されている場合においてもコストデータに上昇が見られることが確認されるときには、上昇分について適切に反映を行う。
 - 加えて、業界団体に対しては、インフレ等のコスト動向の要因など、調達価格/基準価格の検討に資する情報の収集について報告を求める。
- なお、本委員会においては、再エネ特措法に基づいて事業者から提出のあったコストデータの分析を行った上で、法第 2 条の 3 第 2 項又は第 3 条第 5 項の規定に基づき、再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎とし、適正な利潤その他の事情を勘案して調達価格/基準価格を定めてきた。一方で、大規模な地熱発電については、足下複数年における認定件数及び導入件数が少なく、建設費等の実態変化について、定期報告データのみでは実態の確認が困難であることから、今後の調達価格/基準価格の設定に当たっては、こうした状況についても勘案し、モデル分析等の代替的方法の活用も含めて検討をしていくこととした。

② 地熱発電に係る 2027 年度以降の取扱いについて

- 地熱発電の調達価格/基準価格については 2026 年度まで取扱いが決定しており、2027 年度を取扱いについては、昨年度の本委員会において、JOGMEC による資源調査の拡大等を通じて事業者の開発リスクの低減が見込まれることによる開発リスクの低減の程度などの検討を踏まえ、今年度の本委員会において決定することとしていた。
- しかしながら、上記のとおり、地熱発電についてはコストデータの上昇を適切に反映するに当たり、まずは、来年度に予定されている本委員会の業界ヒアリングにおいて、自立化に向けた取組を確認することとしていることから、2027 年度以降の取扱いについては、原則として、業界団体から説明がなされる取組内容も踏まえた上で、来年度の本委員会において検討することとした。
- 一方で、事務局が業界団体に対して別途ヒアリングを実施したところ、事業の予見可能性確保に向けた配慮が必要との意見があった。こうした業界団体からの意見や、本委員会においては、地元調整、関係法令の手続きに時間が掛かるおそれがあるため、これまで原則向こう 3 年間の複数年度の調達価格等を取りまとめてきたことを踏まえ、来年度までに自立化に向けた取組に一定の進捗が見込まれることを前提に、2027 年度についても引き続き支援を行うことを基本とした。
- なお、今後の FIT/FIP 制度における価格算定のあり方についての今年度の本委員会の方針を踏まえ、その取扱いについては来年度の本委員会において検討することとした。

③ 長期安定稼働が可能な電源への支援のあり方の検討

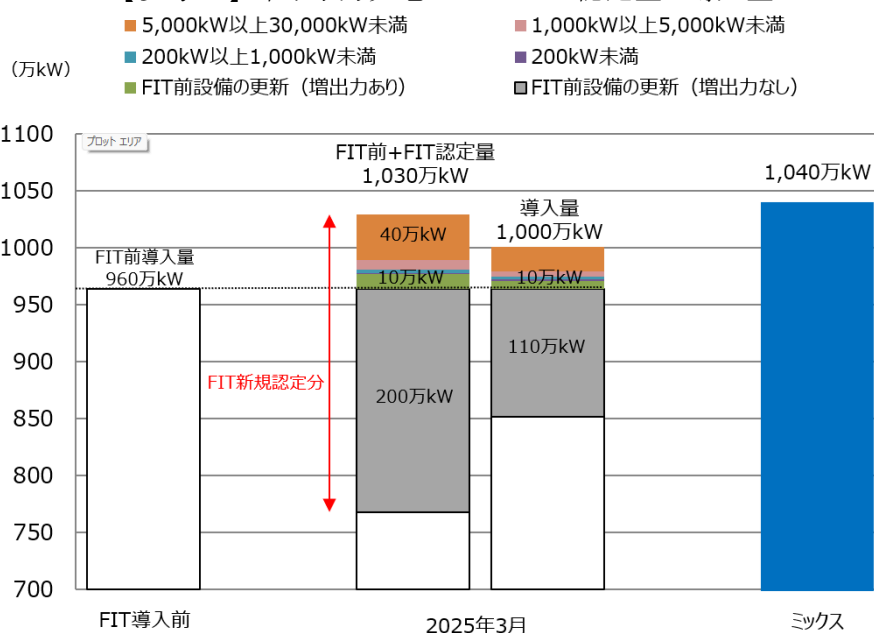
- 地熱発電は長期稼働が見込まれる電源であり、これまでの業界ヒアリングにおいても、業界団体から、50 年以上の長期稼働を前提としたエネルギーであるとの説明があった。また、実態としても、50 年程度運転を継続した地熱発電所は日本に複数存在している。
- 調達期間/交付期間の終了後も長期間にわたって稼働可能という特性を踏まえると、①長期稼働が可能という特性を必ずしも評価し切れない現行の FIT/FIP 制度と、他の措置との役割分担を検討するとともに、②FIT/FIP 制度においても、調達期間/交付期間終了後の便益も加味した調達価格/基準価格の算定を検討することが必要となる。このため、引き続き更なる実態把握に努めつつ、長期的な稼働が可能な実態に合

わせた地熱発電への支援のあり方について検討することとした。

4. 中小水力発電

- 中小水力発電については、2030年エネルギーミックス(1,040万kW)の水準に対して、2025年3月末時点のFIT前導入量+FIT・FIP認定量は1,030万kW、導入量は1,000万kWであった(参考57~59)。

【参考57】 中小水力発電のFIT・FIP認定量・導入量



※ 失効分(2025年3月末時点)を反映済。

※ 新規認定案件の75%は既存設備の更新(増出力なし)、5%は既存設備の更新(増出力あり)と仮定している。

【参考58】 中小水力発電(新設)の年度別・規模別のFIT・FIP認定量・導入量

<中小水力発電(新設)のFIT・FIP認定量>

単位: kW (件)

認定年度(新設)	200kW未満	200kW以上1,000kW未満	1,000以上5,000kW未満	5,000以上30,000kW未満	合計
2012年度認定	2,404(30件)	7,877(15件)	12,394(5件)	54,251(5件)	76,927(55件)
2013年度認定	5,415(54件)	11,112(19件)	18,120(9件)	185,741(15件)	220,389(97件)
2014年度認定	10,459(107件)	20,745(37件)	50,527(22件)	228,859(21件)	310,590(187件)
2015年度認定	3,941(50件)	7,079(14件)	5,100(2件)	59,640(4件)	75,760(70件)
2016年度認定	5,218(57件)	6,882(15件)	5,729(3件)	193,414(13件)	211,242(88件)
2017年度認定	1,813(26件)	2,870(6件)	7,999(2件)	47,641(4件)	60,323(38件)
2018年度認定	3,518(57件)	864(2件)	6,303(3件)	21,830(1件)	32,515(63件)
2019年度認定	3,362(44件)	5,783(9件)	20,866(7件)	27,600(3件)	57,611(63件)
2020年度認定	3,904(53件)	10,261(17件)	33,039(10件)	70,580(4件)	117,783(84件)
2021年度認定	9,308(117件)	19,539(32件)	79,377(26件)	298,250(18件)	406,474(193件)
2022年度認定	1,550(16件)	7,103(9件)	4,200(2件)	11,798(1件)	24,651(28件)
2023年度認定	1,358(23件)	5,417(11件)	5,816(4件)	24,423(1件)	37,015(39件)
2024年度認定	988(14件)	2,587(5件)	7,486(4件)	0(0件)	11,061(23件)
合計	53,238(648件)	108,118(191件)	256,956(99件)	1,224,029(90件)	1,642,341(1,028件)

<中小水力発電(新設)のFIT・FIP導入量>

単位: kW (件)

認定年度(新設)	200kW未満	200kW以上1,000kW未満	1,000以上5,000kW未満	5,000以上30,000kW未満	合計
2012年度認定	2,404(30件)	7,877(15件)	12,394(5件)	54,251(5件)	76,927(55件)
2013年度認定	5,415(54件)	11,112(19件)	18,120(9件)	185,741(15件)	220,389(97件)
2014年度認定	10,459(107件)	20,745(37件)	50,527(22件)	228,859(21件)	310,590(187件)
2015年度認定	3,749(49件)	7,079(14件)	5,100(2件)	59,640(4件)	75,568(69件)
2016年度認定	4,925(55件)	6,882(15件)	5,729(3件)	121,707(9件)	139,242(82件)
2017年度認定	1,793(25件)	2,870(6件)	7,999(2件)	47,641(4件)	60,303(37件)
2018年度認定	3,464(55件)	864(2件)	6,303(3件)	0(0件)	10,631(60件)
2019年度認定	3,272(40件)	4,272(6件)	13,272(4件)	27,600(3件)	48,416(53件)
2020年度認定	3,881(52件)	8,088(14件)	18,390(6件)	0(0件)	30,360(72件)
2021年度認定	5,660(66件)	8,311(15件)	18,089(6件)	0(0件)	32,060(87件)
2022年度認定	1,261(12件)	2,383(3件)	0(0件)	0(0件)	3,644(15件)
2023年度認定	799(16件)	1040(2件)	0(0件)	0(0件)	1,839(18件)
2024年度認定	92(3件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	92(3件)
合計	47,174(564件)	81,523(148件)	155,923(62件)	725,441(61件)	1,010,060(835件)

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

【参考 59】 中小水力発電（既設導水路活用法）の年度別・規模別の FIT・FIP 認定量・導入量

＜中小水力発電（既設導水路活用法）の FIT・FIP 認定量＞

単位：kW（件）

認定年度 (既設導水路活用法)	200kW未満	200kW以上 1,000kW未満	1,000kW以上 5,000kW未満	5,000kW以上 30,000kW未満	合計
2012年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)
2013年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)
2014年度認定	0(0件)	5,923(8件)	8,006(2件)	12,333(1件)	26,262(11件)
2015年度認定	0(0件)	3,925(7件)	1,007(1件)	33,801(3件)	38,733(11件)
2016年度認定	198(1件)	3,413(5件)	3,186(1件)	122,288(10件)	129,086(17件)
2017年度認定	0(0件)	0(0件)	3,000(1件)	16,200(1件)	19,200(2件)
2018年度認定	0(0件)	627(1件)	4,650(1件)	0(0件)	5,277(2件)
2019年度認定	0(0件)	1,040(2件)	6,853(3件)	24,842(2件)	32,735(7件)
2020年度認定	199(1件)	3,522(5件)	10,296(5件)	132,570(9件)	146,587(20件)
2021年度認定	162(3件)	19,424(31件)	82,752(35件)	296,476(23件)	398,814(92件)
2022年度認定	479(3件)	2,190(3件)	5,169(3件)	127,359(10件)	135,197(19件)
2023年度認定	0(0件)	1,486(2件)	27,980(8件)	0(0件)	29,466(10件)
2024年度認定	0(0件)	1,310(2件)	4,700(2件)	0(0件)	6,010(4件)
合計	1,038(8件)	42,860(66件)	157,598(62件)	765,870(59件)	967,366(195件)

＜中小水力発電（既設導水路活用法）の FIT・FIP 導入量＞

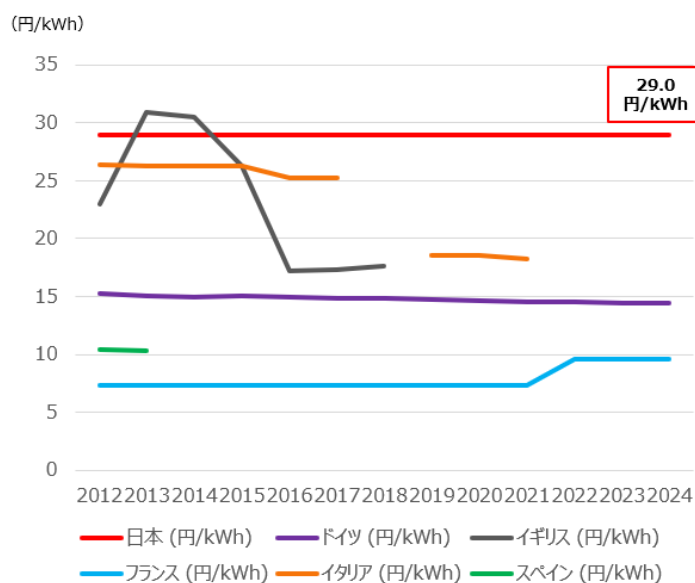
単位：kW（件）

認定年度 (既設導水路活用法)	200kW未満	200kW以上 1,000kW未満	1,000kW以上 5,000kW未満	5,000kW以上 30,000kW未満	合計
2012年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)
2013年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)
2014年度認定	0(0件)	5,923(8件)	8,006(2件)	12,333(1件)	26,262(11件)
2015年度認定	0(0件)	3,925(7件)	1,007(1件)	33,801(3件)	38,733(11件)
2016年度認定	198(1件)	3,413(5件)	3,186(1件)	70,688(6件)	77,486(13件)
2017年度認定	0(0件)	0(0件)	3,000(1件)	16,200(1件)	19,200(2件)
2018年度認定	0(0件)	627(1件)	4,650(1件)	0(0件)	5,277(2件)
2019年度認定	0(0件)	1,040(2件)	6,853(3件)	24,842(2件)	32,735(7件)
2020年度認定	199(1件)	3,522(5件)	8,496(4件)	98,300(6件)	110,517(16件)
2021年度認定	45(1件)	12,707(19件)	28,758(15件)	91,926(9件)	133,436(44件)
2022年度認定	279(2件)	990(1件)	5,169(3件)	22,520(1件)	28,959(7件)
2023年度認定	0(0件)	0(0件)	9,500(3件)	0(0件)	9,500(3件)
2024年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)
合計	721(5件)	32,147(48件)	78,624(34件)	370,611(29件)	482,103(116件)

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

- 2025 年度の調達価格/基準価格は、200kW 以上 1,000kW 未満で 29 円/kWh などであるが、海外の買取価格と比べて高い（参考 60）。

【参考 60】 中小水力発電（200kW）の各国の買取価格



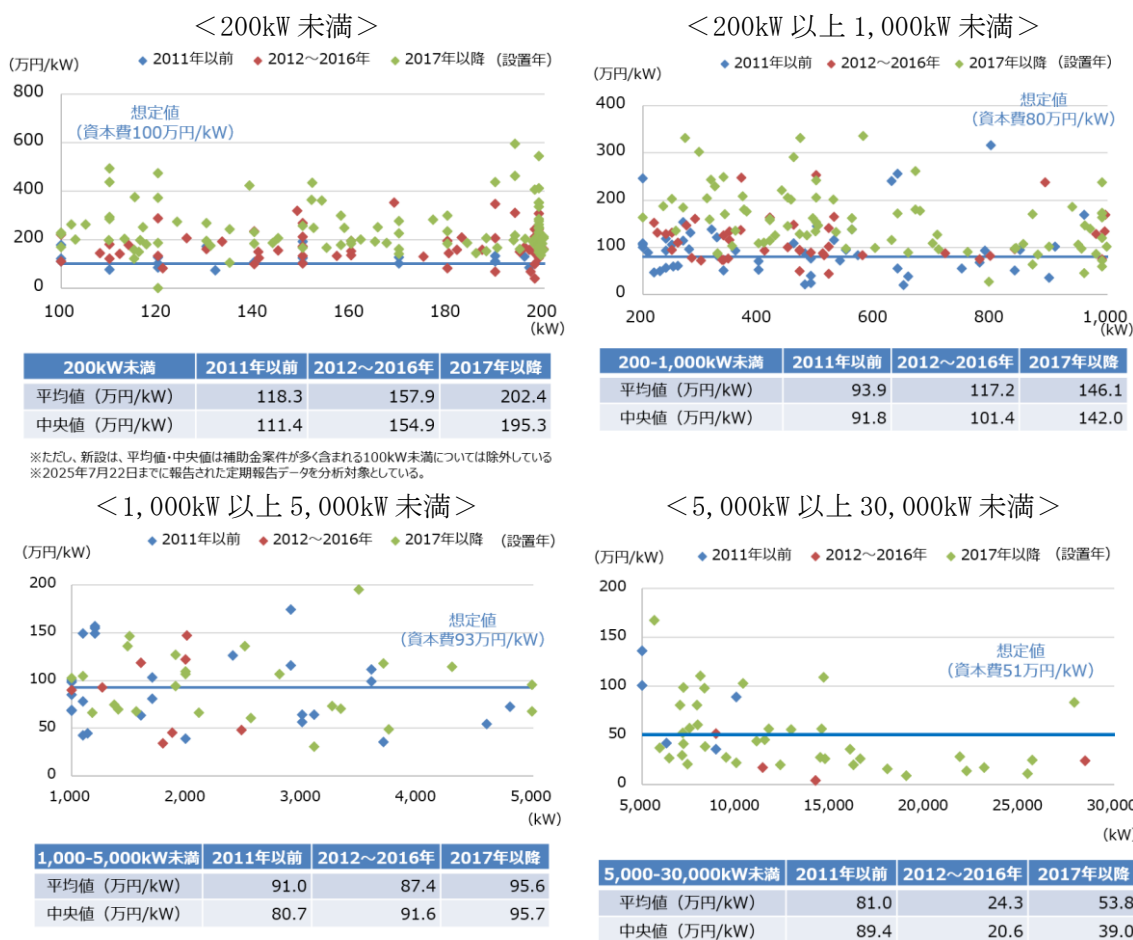
※資源エネルギー庁作成。1ユーロ=120円、1ポンド=150円で換算。
 欧州の価格は運転開始年である。入札対象電源となっている場合、落札価格の加重平均である。
 フランスは発電効率等により価格が異なるが、最も安い場合の価格を採用した。

(1) 中小水力発電のコスト動向

① 中小水力発電の資本費

- 資本費の定期報告データはFIT制度開始後に運転開始した案件に限られるが、中小水力発電はFIT制度開始前から運転している案件が多数存在することから、例年どおり、FIT制度開始前に運転開始した案件に対して別途コストデータの調査を行った結果を加えて分析を行っている。
- 200kW未満の資本費の定期報告データは555件得られた。既設導水路活用型に相当する案件を除くと(529件)、平均値297万円/kW、中央値217万円/kWであった。補助金案件が多く含まれる100kW未満及び異常値除外のため300万円/kW以上の高額案件を除くと、平均値177万円/kW、中央値176万円/kWとなる。想定値(100万円/kW)を上回っており、分散が大きい。
- 200kW以上1,000kW未満の定期報告データは246件得られた。既設導水路活用型に相当する案件を除くと(176件)、平均値144万円/kW、中央値115万円/kWであった。異常値除外のため300万円/kW以上の高額案件を除外すると、平均値123万円/kW、中央値112万円/kWとなる。想定値(80万円/kW)を上回っており、分散が大きい。
- 1,000kW以上5,000kW未満の資本費のデータは135件得られた。既設導水路活用型に相当する案件を除くと(61件)、平均値176万円/kW、中央値93万円/kWであった。想定値の設定時と同様に300万円/kW以上の高額案件を除外すると、平均値92万円/kW、中央値92万円/kWとなり、想定値(93万円/kW)と同水準である。
- 5,000kW以上30,000kW未満の資本費のデータは102件得られた。既設導水路活用型に相当する案件を除くと(49件)、平均値75万円/kW、中央値41万円/kWであった。想定値の設定時と同様に300万円/kW以上の高額案件を除外すると、平均値54万円/kW、中央値40万円/kWとなり、想定値(51万円/kW)とは概ね同水準である(参考61)。

【参考 61】 中小水力発電（新設） の出力と資本費の関係

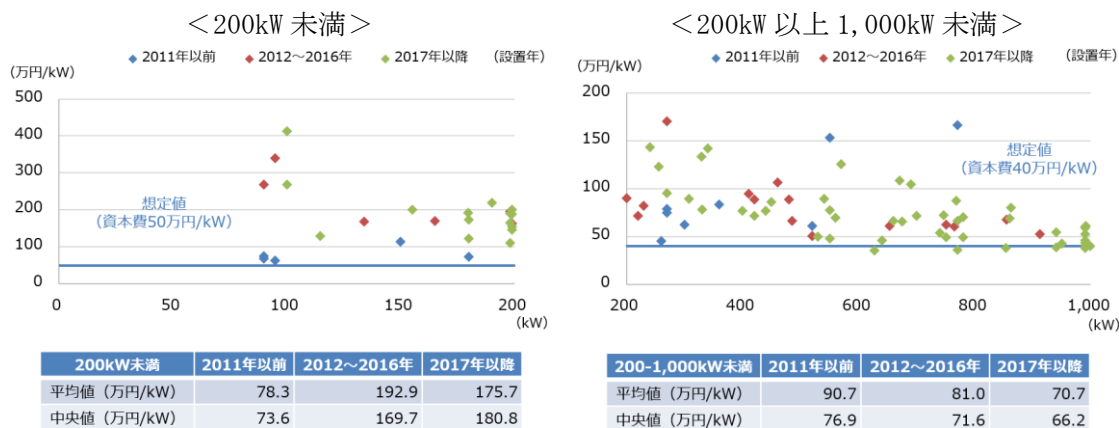


■ 既設導水路活用型¹⁶については、200kW 未満（24 件）の平均値は 159 万円/kW、中央値は 167 万円/kW となり、想定値（50 万円/kW）を上回る。また、200kW 以上 1,000kW 未満（70 件）の平均値は 75 万円/kW、中央値は 69 万円/kW となり、想定値（40 万円/kW）を上回る。

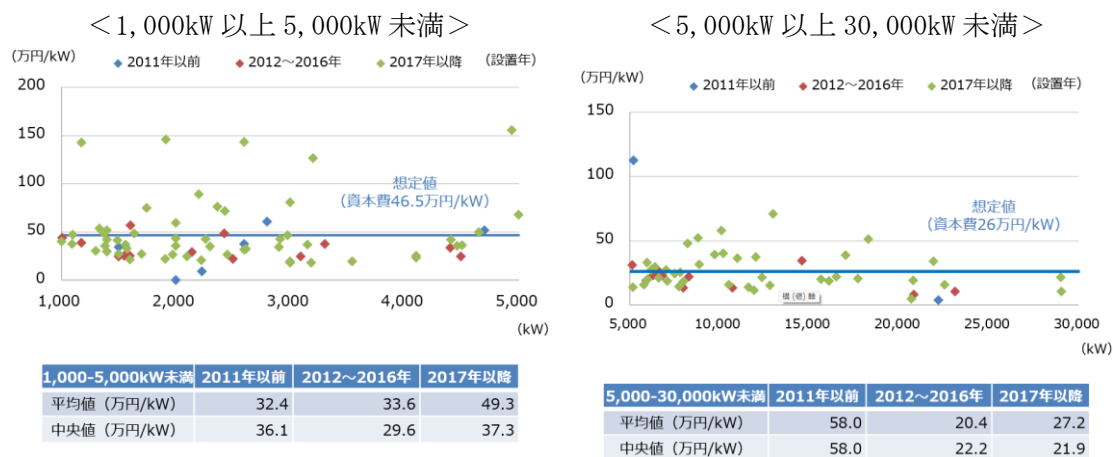
■ 1,000kW 以上 5,000kW 未満（74 件）の平均値は 45 万円/kW、中央値は 37 万円/kW となり、想定値（46.5 万円/kW）と概ね同水準である。また、5,000kW 以上 30,000kW 未満（53 件）の平均値は 27 万円/kW、中央値 22 万円/kW となり、想定値（26 万円/kW）とは概ね同水準である（参考 62）。

¹⁶ これらは想定値の設定時と同様に 300 万円/kW 以上の高額案件を除いたデータである。

【参考 62】 中小水力発電（既設導水路活用型）の出力と資本費の関係



※ 2025年7月22日までに報告された定期報告データを分析対象としている。



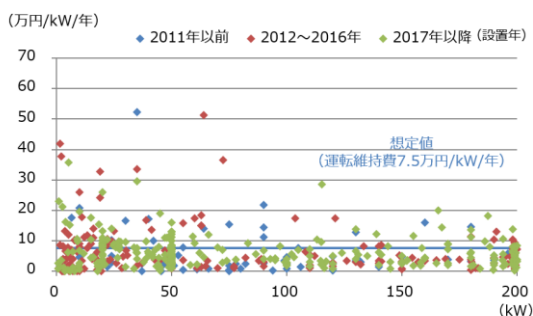
※ 2025年7月22日までに報告された定期報告データを分析対象としている。

② 中小水力発電の運転維持費

- 200kW 未満の運転維持費の定期報告データは 538 件得られた。平均値 6.6 万円/kW/年、中央値 4.2 万円/kW/年となり、想定値（7.5 万円/kW/年）を下回るが、想定値より高い案件も一定数存在する。
- 200kW 以上 1,000kW 未満の運転維持費の定期報告データは 303 件得られた。平均値 3.8 万円/kW/年、中央値 2.7 万円/kW/年となり、想定値（6.9 万円/kW/年）を下回るが、想定値より高い案件も一定数存在する。
- 1,000kW 以上 5,000kW 未満の運転維持費のデータは 130 件得られた。平均値 2.3 万円/kW/年、中央値 1.9 万円/kW/年となり、分散が大きいものの、想定値（2.0 万円/kW/年）と同水準となった。
- 5,000kW 以上 30,000kW 未満の運転維持費のデータは 97 件得られた。平均値 1.3 万円/kW/年、中央値 1.1 万円/kW/年となり、想定値（0.95 万円/kW/年）をやや上回るが、分散が大きい（参考 63）。

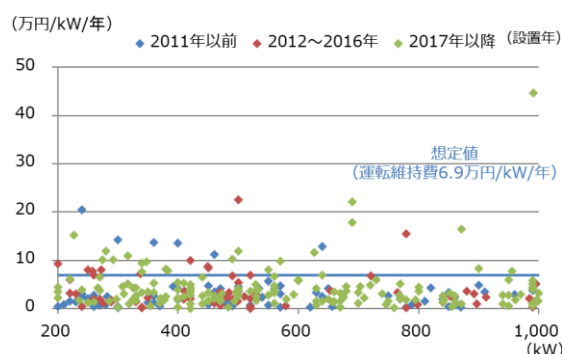
【参考 63】 中小水力発電の出力と運転維持費の関係

<200kW 未満>



200kW未満	2011年以前	2012~2016年	2017年以降
平均値 (万円/kW)	5.9	6.5	6.8
中央値 (万円/kW)	2.9	4.0	4.7

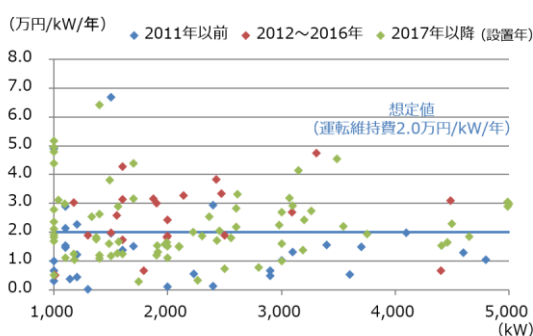
<200kW 以上 1,000kW 未満>



200-1,000kW未満	2011年以前	2012~2016年	2017年以降
平均値 (万円/kW)	3.1	3.8	4.1
中央値 (万円/kW)	2.1	2.5	3.0

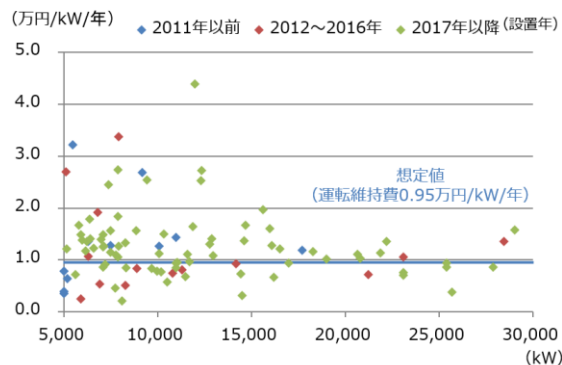
※ 2025年7月22日までに報告された定期報告データを分析対象としている。

<1,000kW 以上 5,000kW 未満>



1,000-5,000kW未満	2011年以前	2012~2016年	2017年以降
平均値 (万円/kW)	2.4	2.5	2.2
中央値 (万円/kW)	1.4	2.6	1.9

<5,000kW 以上 30,000kW 未満>



5,000-30,000kW未満	2011年以前	2012~2016年	2017年以降
平均値 (万円/kW)	1.3	1.2	1.3
中央値 (万円/kW)	1.3	0.9	1.2

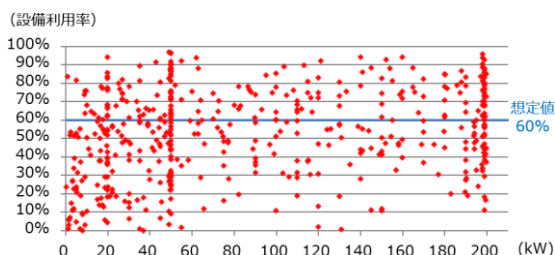
※ 2025年7月22日までに報告された定期報告データを分析対象としている。

③ 中小水力発電の設備利用率

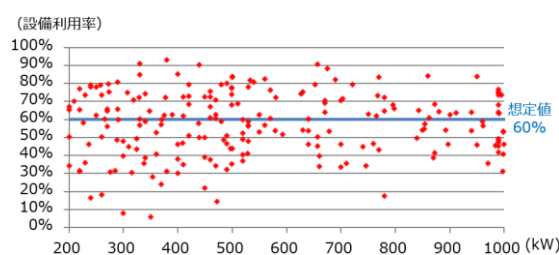
- 設備利用率は、全体としてばらつきが大きいものの、1,000kW 以上の各区分では、想定値と概ね同水準又は上回る (参考 64)。

【参考 64】 中小水力発電の出力と設備利用率の関係¹⁷

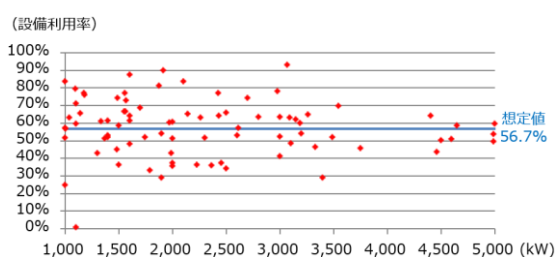
<200kW 未満>



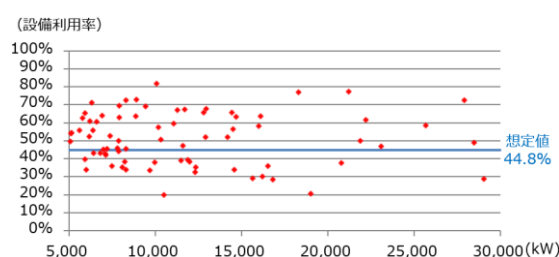
<200kW 以上 1,000kW 未満>



<1,000kW 以上 5,000kW 未満>



<5,000kW 以上 30,000kW 未満>



出力	件数	平均値	中央値	想定値
200kW未満	506	52.7%	54.8%	60.0%
200-1,000kW	211	57.5%	58.9%	60.0%
1,000-5,000kW	83	57.3%	58.6%	56.7%
5,000-30,000kW	75	51.0%	50.6%	44.8%

- 令和3年度の本委員会において、中小水力4団体から、設備利用率は年ごとの降雨量等により変化し、かつ、水力発電は保安規程等に基づきオーバーホールなど数ヶ月にわたる運転停止が必要となることから、長期的なデータを基に調達価格/基準価格を算出する必要があるという意見があった。
- こうした意見を踏まえ、これまでの運転開始からの全期間での運転維持費の平均値・中央値を分析したところ、いずれの規模においても、直近1年間の運転維持費の平均値・中央値と同水準となった。
- また、設備利用率についても、運転開始からの全期間での平均値・中央値を分析したところ、いずれの規模においても、直近1年間の設備利用率の平均値・中央値と同水準となった（参考65）。

¹⁷ 2024年6月～2025年5月までのデータを対象としている。

【参考 65】 中小水力発電の全期間での運転維持費・設備利用率

＜全期間での運転維持費＞

出力	件数	平均値 (万円/kW/年)	中央値 (万円/kW/年)	想定値 (万円/kW/年)
200kW未満	538	6.6	4.7	7.5
200-1,000kW	303	3.6	2.8	6.9
1,000-5,000kW	130	2.2	2.0	2.0
5,000-30,000kW	97	1.3	1.1	0.95

＜全期間での設備利用率＞

出力	件数	平均値	中央値	想定値
200kW未満	629	49.9%	51.9%	60.0%
200-1,000kW	317	57.5%	58.2%	60.0%
1,000-5,000kW	128	56.3%	56.9%	56.7%
5,000-30,000kW	97	50.6%	49.9%	44.8%

※ 運転維持費は2025年7月22日までに報告された定期報告データを分析対象としている。

※ 設備利用率は2024年6月～2025年5月までのデータを対象としている。

(2) 中小水力発電に係る 2027 年度以降の取扱い

① 中小水力発電に係る今後の調達価格/基準価格の設定について

- 中小水力発電については、本委員会の業界ヒアリングでは、高コストとなる中でもなお開発を進めていくことについての是非や、中小水力発電の自立化に向けた可能性について指摘がなされた。
- 今後の FIT/FIP 制度における価格算定のあり方についての今年度の本委員会の方針を踏まえ、中小水力発電に係る今後の調達価格/基準価格の設定の進め方としては、来年度に予定されている業界ヒアリングにおいて、今後の開発ポテンシャルを踏まえた自立化に向けた道筋について確認することとし、確認を行った後、特に効率的に事業が実施されている場合においてもコストデータに上昇が見られることが確認される場合には、上昇分を適切に反映することとした。

② 中小水力発電に係る 2027 年度以降の取扱いについて

- 中小水力発電については、2026 年度¹⁸までの取扱いが既に決定しているところであるが、上記のとおり、中小水力発電についてはコストデータの上昇を適切に反映するに当たり、まずは、来年度に予定されている本委員会の業界ヒアリングにおいて、自立化に向けた取組を確認すること

¹⁸ ただし、1,000kW 未満の調達価格/基準価格については、2027 年度まで決定している。

としていることから、2027 年度以降の取扱いについては、原則として、業界団体から説明がなされる自立化の取組内容も踏まえた上で、来年度の本委員会において検討することとした。

- 一方で、事務局が業界団体に対して別途ヒアリングを実施したところ、事業の予見可能性確保に向けた配慮が必要との意見があった。こうした業界団体からの意見や、地元調整、関係法令の手続きに時間が掛かるおそれがあることから、本委員会において、これまで原則向こう 3 年間の複数年度の調達価格等を取りまとめてきたことを踏まえ、来年度までに自立化に向けた取組に一定の進捗が見込まれることを前提に、2027 年度についても引き続き支援を行うことを基本とした。なお、今後の FIT/FIP 制度における価格算定のあり方についての今年度の本委員会の方針を踏まえ、その取扱いについては来年度の本委員会において検討することとした。
- ただし、既に 2027 年度まで取扱いを決定している 1,000kW 未満については、来年度の本委員会において 2028 年度以降の取扱いについて検討することとした。

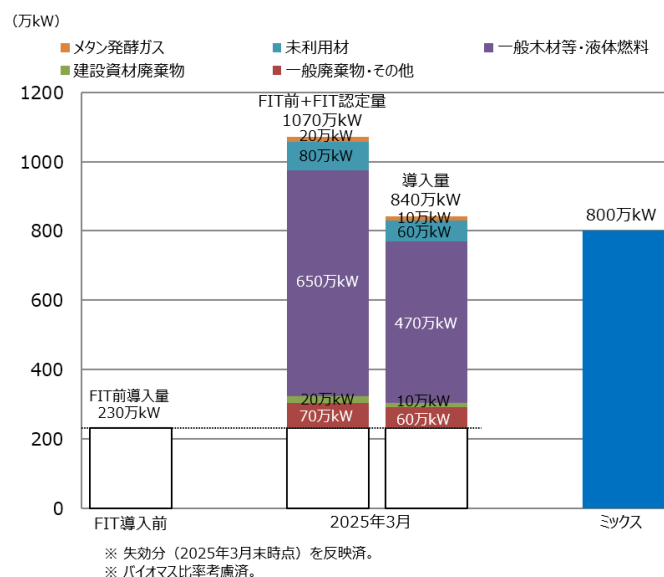
③ 長期安定稼働が可能な電源への支援のあり方

- 中小水力発電は長期稼働が見込まれる電源であり、これまでの業界ヒアリングにおいても、業界団体から、補修を適切に行えば 40 年程度は稼働可能であるとの説明があった。また、実態としても、50 年以上運転を継続した水力発電所は日本に複数存在している。
- こうした調達期間/交付期間の終了後も長期間にわたって稼働可能という特性を踏まえると、①長期稼働が可能という特性を必ずしも評価し切れない現行の FIT/FIP 制度と、他の措置との役割分担を検討するとともに、②FIT/FIP 制度においても、調達期間/交付期間終了後の便益も加味した調達価格/基準価格の算定を検討することが必要となる。このため、引き続き更なる実態把握に努めつつ、長期的な稼働が可能な実態に合わせた中小水力発電への支援のあり方について検討することとした。

5. バイオマス発電

- バイオマス発電については、FIT 制度開始前の導入量と 2025 年 3 月末時点の FIT・FIP 認定量を合わせた容量は、バイオマス発電全体で 1,070 万 kW となっており、2030 年エネルギーミックスの水準（800 万 kW）を超えている（参考 66～68）。

【参考 66】 バイオマス発電の FIT・FIP 認定量・導入量



【参考 67】 バイオマス発電の年度別・規模別の FIT・FIP 認定量

認定	メタン発酵バイオガス		未利用材		一般木材等	
	10,000kW未満	2,000kW未満	2,000kW以上 10,000kW未満	10,000kW以上	10,000kW未満	10,000kW以上
2012年度認定	2,552(16件)	0(0件)	17,800(3件)	16,530(1件)	10,365(3件)	40,000(2件)
2013年度認定	10,784(36件)	4,700(5件)	106,190(16件)	197,677(10件)	12,109(3件)	378,507(12件)
2014年度認定	17,519(45件)	3,989(2件)	37,704(6件)	0(0件)	9,990(1件)	449,389(11件)
2015年度認定	12,266(30件)	9,126(6件)	33,100(5件)	0(0件)	28,290(4件)	494,037(11件)
2016年度認定	22,791(46件)	28,797(28件)	25,647(4件)	18,195(2件)	37,136(7件)	2,999,201(49件)
2017年度認定	7,446(17件)	5,387(10件)	20,998(3件)	18,000(1件)	9,850(1件)	1,193,942(16件)
2018年度認定	6,335(16件)	10,804(9件)	19,800(2件)	0(0件)	20,440(2件)	0(0件)
2019年度認定	6,958(21件)	11,161(22件)	13,350(2件)	0(0件)	16,040(3件)	0(0件)
2020年度認定	8,176(24件)	18,489(38件)	7,100(1件)	0(0件)	7,500(1件)	0(0件)
2021年度認定	27,774(45件)	47,315(49件)	48,740(6件)	0(0件)	76,553(16件)	0(1件)
2022年度認定	29,815(65件)	9,309(29件)	38,300(5件)	0(0件)	10,100(2件)	0(0件)
2023年度認定	4,771(7件)	12,371(47件)	19,989(2件)	0(0件)	15,960(4件)	0(0件)
2024年度認定	49(1件)	7,948(4件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)
合計	157,235(369件)	169,395(249件)	388,718(55件)	250,401(14件)	244,333(47件)	5,555,077(101件)

認定	液体燃料	建設資材廃棄物		一般廃棄物その他バイオマス		合計
		10,000kW未満	10,000kW以上	10,000kW未満	10,000kW以上	
2012年度認定	0(0件)	3,146(2件)	12,100(1件)	42,222(15件)	89,627(10件)	234,341(53件)
2013年度認定	53,363(2件)	9,300(2件)	33,566(1件)	41,640(14件)	21,781(3件)	869,617(104件)
2014年度認定	25,862(2件)	0(0件)	0(0件)	44,650(25件)	29,680(3件)	618,783(95件)
2015年度認定	31,279(2件)	0(0件)	24,400(1件)	27,364(9件)	6,429(1件)	666,291(69件)
2016年度認定	571,080(14件)	1,990(1件)	78,110(2件)	27,393(18件)	0(1件)	3,810,339(172件)
2017年度認定	33,496(8件)	0(0件)	0(0件)	4,002(2件)	84,817(3件)	1,377,938(61件)
2018年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	25,260(12件)	0(0件)	72,638(41件)
2019年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	51,493(16件)	17,713(2件)	116,715(66件)
2020年度認定	1,920(1件)	0(0件)	8,520(1件)	9,262(3件)	0(0件)	60,967(69件)
2021年度認定	0(0件)	17,825(3件)	0(0件)	31,208(15件)	95,032(7件)	344,447(141件)
2022年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	40,449(17件)	10,024(1件)	137,997(119件)
2023年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	3,817(3件)	15,682(2件)	72,590(65件)
2024年度認定	0(0件)	1990(1件)	0(0件)	9,250(4件)	12,605(1件)	31,843(11件)
合計	717,001(29件)	34,250(9件)	156,696(6件)	358,008(153件)	383,390(34件)	8,414,504(1,066件)

単位：kW（件）
※出力はバイオマス比率考慮後出力
※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

【参考 68】 バイオマス発電の年度別・規模別の FIT・FIP 導入量

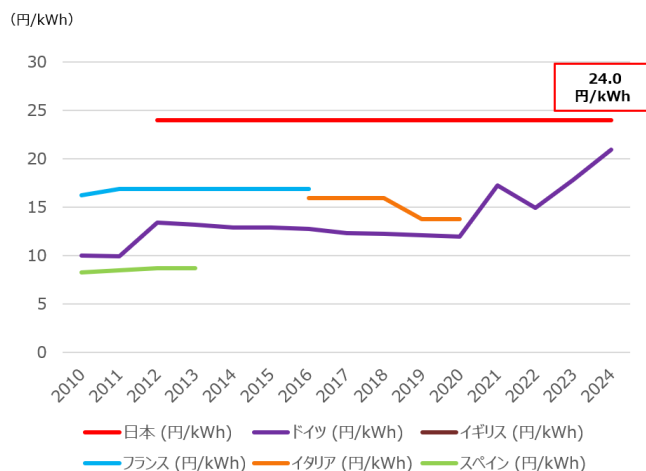
導入	メタン発酵バイオガス		未利用材		一般木材等	
	10,000kW未満	2,000kW未満	2,000kW以上 10,000kW未満	10,000kW以上	10,000kW未満	10,000kW以上
2012年度認定	2,552(16件)	0(0件)	17,800(3件)	16,530(1件)	10,365(3件)	40,000(2件)
2013年度認定	10,784(36件)	4,700(5件)	106,190(16件)	197,677(10件)	12,109(3件)	378,507(12件)
2014年度認定	17,519(45件)	1,995(1件)	37,704(6件)	0(0件)	0(0件)	449,389(11件)
2015年度認定	11,176(27件)	7,186(5件)	33,100(5件)	0(0件)	12,550(2件)	494,037(11件)
2016年度認定	18,448(38件)	22,347(21件)	18,547(3件)	18,195(2件)	27,146(6件)	2,125,651(35件)
2017年度認定	6,518(14件)	1,312(5件)	20,998(3件)	18,000(1件)	0(0件)	929,192(11件)
2018年度認定	6,335(16件)	6,806(7件)	19,800(2件)	0(0件)	9,990(1件)	0(0件)
2019年度認定	6,140(18件)	6,324(16件)	13,350(2件)	0(0件)	16,040(3件)	0(0件)
2020年度認定	6,816(22件)	9,840(21件)	7,100(1件)	0(0件)	7,500(1件)	0(0件)
2021年度認定	11,370(33件)	11,233(18件)	14,600(0件)	0(0件)	9,079(2件)	0(0件)
2022年度認定	6,343(25件)	1,137(6件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)
2023年度認定	147(3件)	50(1件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)
2024年度認定	0(0件)	0(1件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)
合計	110,148(293件)	72,929(106件)	289,189(43件)	250,401(14件)	104,778(21件)	4,416,777(82件)

導入	液体燃料	建設資材廃棄物		一般廃棄物その他バイオマス		合計
		10,000kW未満	10,000kW以上	10,000kW未満	10,000kW以上	
2012年度認定	0(0件)	3,146(2件)	12,100(1件)	42,222(15件)	89,682(10件)	234,341(53件)
2013年度認定	53,363(2件)	9,300(2件)	33,566(1件)	41,640(14件)	21,781(3件)	869,617(104件)
2014年度認定	25,862(2件)	0(0件)	0(0件)	44,650(25件)	29,680(3件)	606,799(93件)
2015年度認定	1,999(1件)	0(0件)	24,400(1件)	27,364(9件)	6,429(1件)	618,241(62件)
2016年度認定	41,100(1件)	1,990(1件)	50,000(1件)	27,393(18件)	0(0件)	2,350,816(126件)
2017年度認定	7,966(4件)	0(0件)	0(0件)	4,002(2件)	84,817(3件)	1,072,805(43件)
2018年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	25,260(12件)	0(0件)	68,190(38件)
2019年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	51,493(16件)	17,713(2件)	111,060(57件)
2020年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	7,462(2件)	0(0件)	38,718(47件)
2021年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	27,931(14件)	31,415(4件)	111,629(73件)
2022年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	8,313(7件)	0(0件)	15,792(38件)
2023年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	3,767(2件)	10,151(1件)	14,115(7件)
2024年度認定	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)	0(0件)
合計	130,291(10件)	14,436(5件)	120,066(4件)	311,495(136件)	291,612(27件)	6,112,122(741件)

単位：kW（件）
 ※出力はバイオマス比率考慮後出力
 ※四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

- 2025年度の調達価格/基準価格は、入札対象外の一般木材等（10,000kW未満）では24円/kWhであり、また、一般木材等（10,000kW以上）は入札対象となっているが、海外では、大規模な一般木材等バイオマスは、支援対象でない場合もある（参考69）。

【参考 69】 バイオマス発電（5,000kW、ペレット使用）の各国の買取価格



※資源エネルギー庁作成。1ユーロ=120円、1ポンド=150円で換算。
 欧州（イタリアを除く。）の価格は運転開始年である。イギリスはFIT制度では支援対象外。
 入札対象電源となっている場合、落札価格の加重平均である。
 フランス・ドイツは技術等により価格が異なるが、最も安い場合の価格を採用した。

- 10,000kW以上の一般木材等バイオマス、全規模のバイオマス液体燃料は、2018年度より入札制に移行している。これまでの入札結果は、参考70のとおりである。

【参考70】木質等バイオマス発電のこれまでの入札結果

	バイオマス								
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	
実施時期	2018年度		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
入札対象	一般木材等：10,000kW以上 液体燃料：全規模								
募集容量	一般木材等： 180MW	液体燃料： 20MW	120MW	120MW	120MW	120MW	120MW	30MW ※一定の条件 下で拡大	30MW ※一定の条件 下で拡大
上限価格	20.6円/kWh (事前非公表)		19.6円/kWh (事前非公表)	19.6円/kWh (事前非公表)	18.5円/kWh (事前非公表)	18.0円/kWh (事前非公表)	17.8円/kWh (事前非公表)	17.8円/kWh (事前非公表)	18.2円/kWh (事前非公表)
入札参加申込容量(件数) ※入札参加者の最大出力	264MW(7件) ※100MW	169MW(26件) ※47MW	101MW(20件) ※39MW	319MW(7件) ※112MW	129MW(3件) ※75MW	0MW(0件)	0MW(0件)	0MW(0件)	0MW(0件)
参加資格を得た容量(件数)	95MW(4件)	11MW(5件)	6MW(4件)	164MW(3件)	129MW(3件)	0MW(0件)	0MW(0件)	0MW(0件)	0MW(0件)
入札容量(件数)	35MW(1件)	2MW(1件)	4MW(3件)	2MW(1件)	54MW(2件)	0MW(0件)	0MW(0件)	0MW(0件)	0MW(0件)
平均入札価格	19.60円/kWh	23.90円/kWh	20.55円/kWh	18.50円/kWh	18.53円/kWh	-	-	-	-
落札容量(件数)	35MW(1件)	0MW(0件)	0MW(0件)	2MW(1件)	51MW(1件)	0MW(0件)	0MW(0件)	0MW(0件)	0MW(0件)
落札価格	19.60円/kWh (第2次保証金を納付せず辞退)	-	-	18.50円/kWh	18.50円/kWh	-	-	-	-
調達価格決定方法	応札額を調達価格として採用 (pay as bid 方式)								

※ バイオマス比率考慮済。

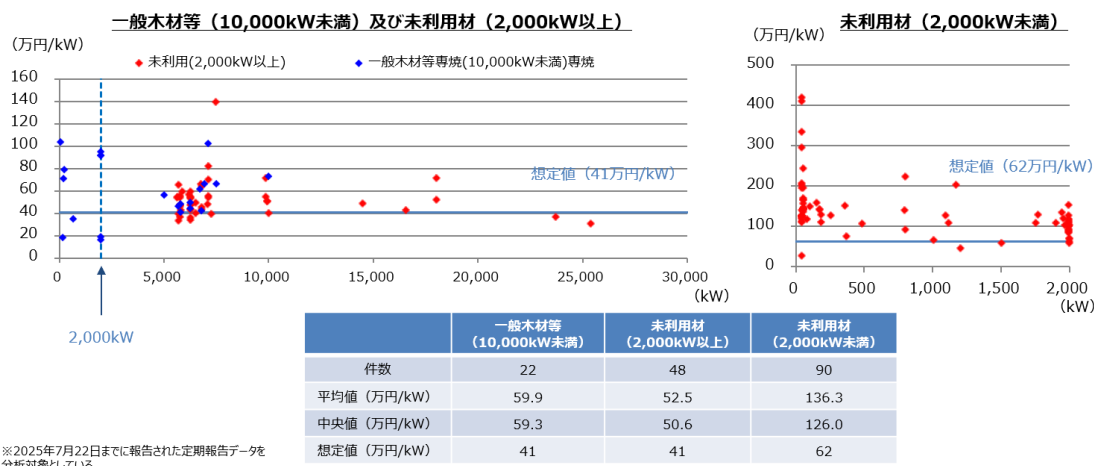
(1) バイオマス発電のコスト動向

① 木質等バイオマス発電のコスト動向

(資本費)

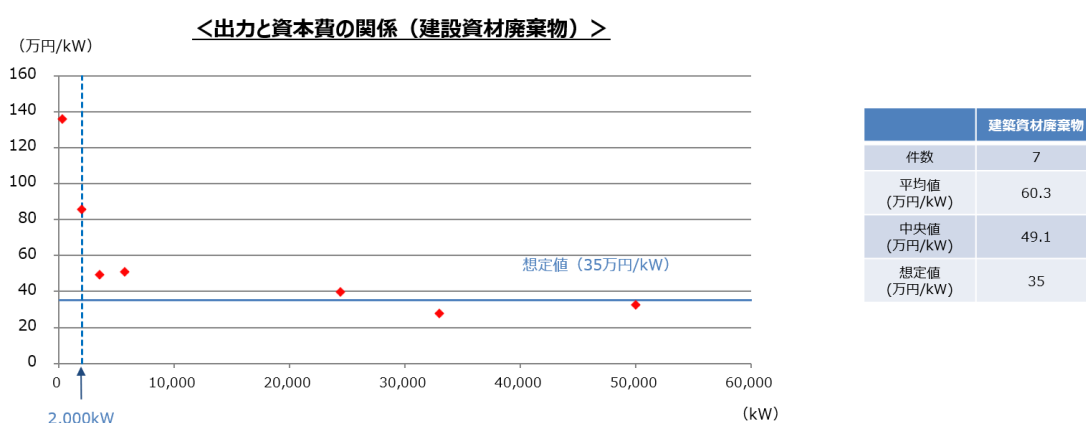
- 一般木材等（10,000kW未満）の資本費の定期報告データは22件得られた。平均値は59.9万円/kW、中央値は59.3万円/kWとなり、想定値（41万円/kW）を上回る。また、2,000kW未満ではばらつきが大きくなる。
- 未利用材（2,000kW以上）の資本費の定期報告データは48件得られた。平均値は52.5万円/kW、中央値は50.6万円/kWとなり、想定値（41万円/kW）をやや上回る。
- 未利用材（2,000kW未満）の資本費の定期報告データは90件得られた。平均値は136.3万円/kW、中央値は126.0万円/kWとなり、想定値（62万円/kW）を上回るが、分散が大きい（参考71）。

【参考 71】 一般木材等・未利用材バイオマス発電の資本費



- 建築資材廃棄物の資本費の定期報告データは7件得られた。平均値は60.3万円/kW、中央値は49.1万円/kWとなり、想定値（35万円/kW）を上回る。また、2,000kW以上は2,000kW未満と比べて低コストとなっている。ただし、コストデータが少ない点に留意が必要である（参考72）。

【参考 72】 建設資材廃棄物バイオマス発電の資本費



(運転維持費)

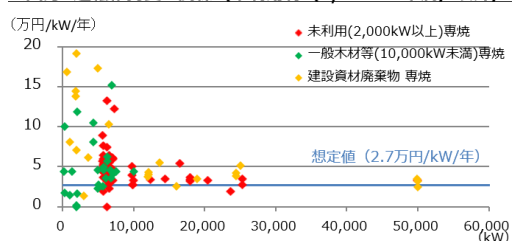
- 一般木材等(10,000kW未満)の運転維持費の定期報告データは26件得られた。平均値4.9万円/kW/年、中央値4.4万円/kW/年となり、想定値(2.7万円/kW/年)を上回るが、分散も大きい。
- 未利用材(2,000kW以上)の運転維持費の定期報告データは52件得られた。平均値4.7万円/kW/年、中央値4.4万円/kW/年となり、想定値(2.7万円/kW/年)を上回るが、分散も大きい。
- 未利用材(2,000kW未満)の運転維持費の定期報告データは61件得られ

た。平均値 9.0 万円/kW/年、中央値 7.3 万円/kW/年となり、想定値（6.4 万円/kW/年）を上回るが、分散も大きい。

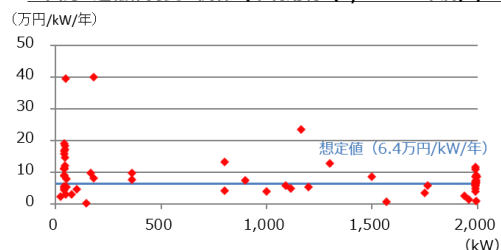
- 建設資材廃棄物の運転維持費の定期報告データは 22 件。平均値 7.3 万円/kW/年、中央値 4.7 万円/kW/年となり、想定値（2.7 万円/kW/年）を上回る（参考 73）。

【参考 73】一般木材等・未利用材・建設資材廃棄物バイオマス発電の運転維持費

<出力と運転維持費の関係（未利用材（2,000kW未満）以外）>



<出力と運転維持費の関係（未利用材（2,000kW未満））>



	一般木材等 (10,000kW未満)	未利用材 (2,000kW以上)	未利用材 (2,000kW未満)	建設資材廃棄物
件数	26	52	61	22
平均値 (万円/kW/年)	4.9	4.7	9.0	7.3
中央値 (万円/kW/年)	4.4	4.4	7.3	4.7
想定値 (万円/kW/年)	2.7	2.7	6.4	2.7

※2025年7月22日までに報告された定期報告データを分析対象としている。

(燃料費)

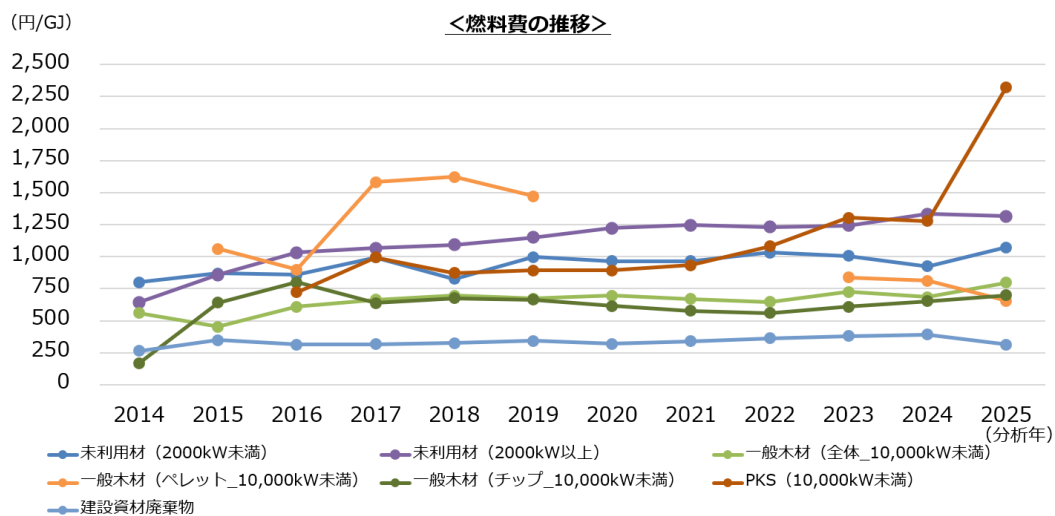
- 未利用材 (2,000kW 以上) の燃料費の定期報告データは 133 件得られた。平均値は 1,301 円/GJ、中央値は 1,200 円/GJ となり、想定値（1,200 円/GJ）と概ね同水準である。
- 未利用材 (2,000kW 未満) の燃料費の定期報告データは 75 件得られた。平均値は 941 円/GJ、中央値は 1,000 円/GJ となり、想定値（900 円/GJ）と概ね同水準である。
- 一般木材等 (10,000kW 未満) の燃料費の定期報告データは 91 件得られた。平均値は 679 円/GJ、中央値は 638 円/GJ となり、想定値（750 円/GJ）を下回る。
- 建設資材廃棄物の燃料費の定期報告データは 84 件得られた。平均値は 356 円/GJ、中央値は 340 円/GJ となり、想定値（200 円/GJ）を上回る（参考 74）。
- 想定値と若干のずれが見られる燃料種もあるものの、引き続き、燃料市場の動向を注視する必要がある。

【参考 74】 一般木材等・未利用材・建設資材廃棄物バイオマス発電の燃料費

		実績平均値（熱量ベース）		想定値（熱量ベース）	（参考） 実績設備利用率
未利用木材	2,000kW以上	1,301円/GJ（133件）		1,200円/GJ	74.1%
	2,000kW未満	941円/GJ（75件）		900円/GJ	47.4%
一般木材等 （10,000kW未満）	ペレット	679円/GJ（91件） ※ペレット、チップ、PKS以外も含む	655円/GJ（1件）	750円/GJ	—
	チップ		631円/GJ（71件）		43.2%
	PKS		1,466円/GJ（9件）		—
建設資材廃棄物		356円/GJ（84件）		200円/GJ	46.5%

- なお、定期報告データより得られた燃料費の推移を分析したところ、燃料費は全体的に横ばいの傾向であるが、一般木材（10,000kW未満）や未利用材（2,000kW未満）については、足下では上昇傾向にある（参考 75）。
- なお、PKS（10,000kW未満）は2025年の燃料費が高くなっているが、コストデータが2件のみである点に留意が必要である。

【参考 75】 燃料費の推移

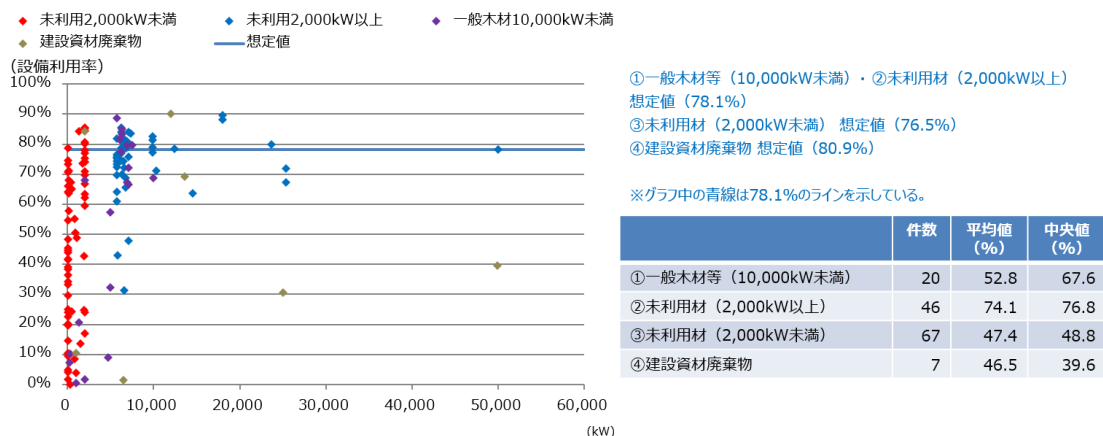


※一般木材（ペレット_10,000kW未満）は2020年～2022年のコストデータが0件であるため折れ線グラフが不連続となっている

（設備利用率）

- 木質等バイオマス発電の設備利用率の分析の結果、未利用材（2,000kW以上）の設備利用率が高い傾向にある一方、未利用材（2,000kW未満）・一般木材等（10,000kW未満）は比較的低い傾向にある。ただし、全体的に分散が大きい（参考 76）。

【参考 76】一般木材等・未利用材・建設資材廃棄物バイオマス発電の設備利用率



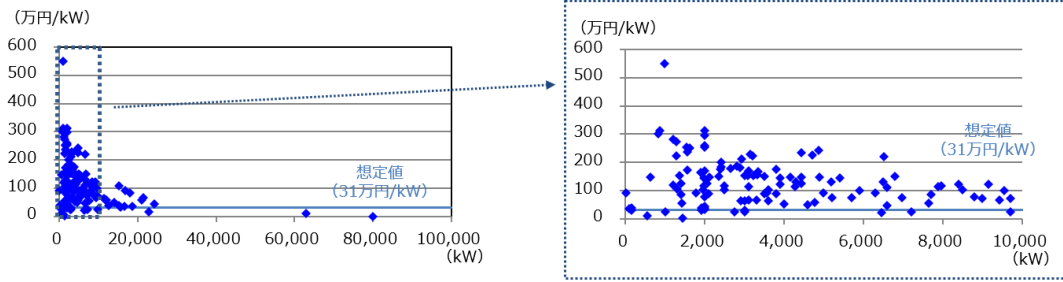
- これは、小規模案件は主に国内から燃料調達を行っているところ、季節変動等により、国内材の安定的な調達が必ずしも容易ではないことが一要因と考えられる。

② 一般廃棄物その他バイオマス発電のコスト動向

(資本費)

- 資本費の定期報告データは 136 件得られた。平均値は 119.0 万円/kW、中央値は 103.4 万円/kW となり、想定値 (31 万円/kW) を上回る。現在の想定値は、制度開始当初の事業者団体からのヒアリングに基づいて大規模な設備を想定しているため、10,000kW 以上の設備 (18 件) に限定すると、平均値は 49.7 万円/kW、中央値は 46.0 万円/kW となり、想定値 (31 万円/kW) をやや上回る。
- また、2,000kW 以上の平均値は 105.6 万円/kW、中央値は 99.8 万円/kW である一方、2,000kW 未満の平均値は 151.2 万円/kW、中央値は 122.1 万円/kW と特に高額となる (参考 77)。

【参考 77】一般廃棄物その他バイオマス発電の資本費



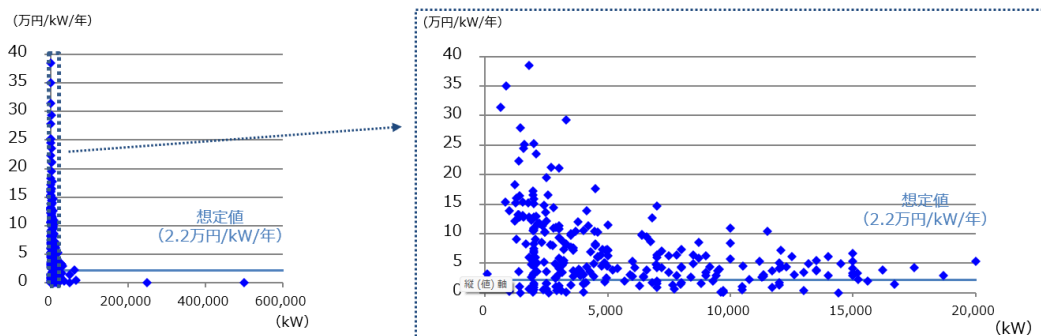
	全規模	2,000kW未満	2,000kW以上全体	10,000kW以上全体
件数	136	40	96	18
平均値 (万円/kW)	119.0	151.2	105.6	49.7
中央値 (万円/kW)	103.4	122.1	99.8	46.0
想定値 (万円/kW)	31	-	-	-

※2025年7月22日までに報告された定期報告データを分析対象としている。

(運転維持費)

- 運転維持費の定期報告データは 288 件得られた。平均値は 6.6 万円/kW/年、中央値は 4.7 万円/kW/年となり、想定値 (2.2 万円/kW/年) を上回る。現在の想定値は、制度開始当初の事業者団体からのヒアリングに基づいて大規模な設備を想定しているため、10,000kW 以上の設備 (69 件) に限定すると、平均値は 3.3 万円/kW/年、中央値は 3.0 万円/kW/年となり、想定値に近い水準となる。一方、2,000kW 未満はばらつきが大きい¹⁹ (参考 78)。

【参考 78】一般廃棄物その他バイオマス発電の運転維持費



	全規模	10,000kW以上
件数	288	69
平均値 (万円/kW/年)	6.6	3.3
中央値 (万円/kW/年)	4.7	3.0
想定値 (万円/kW/年)	2.2	-

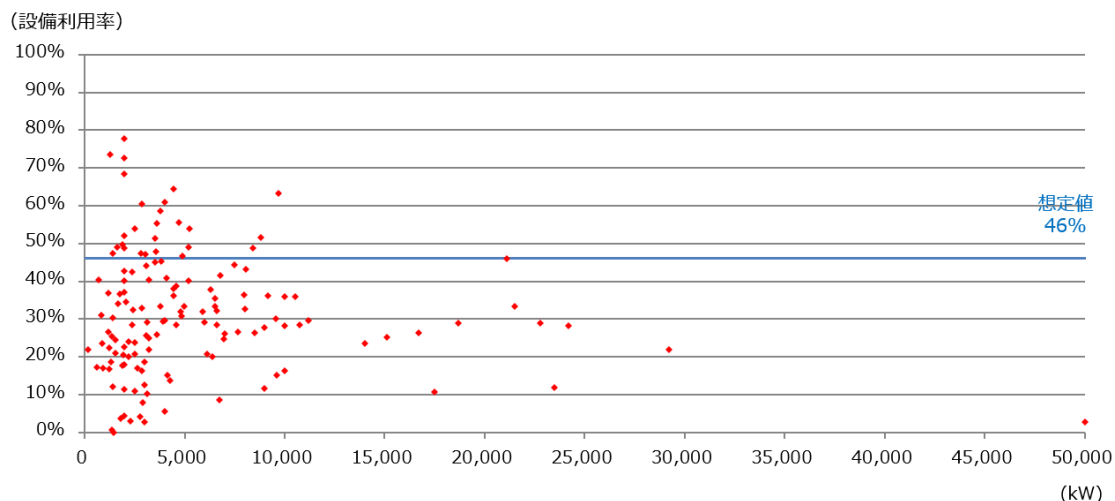
※2025年7月22日までに報告された定期報告データを分析対象としている。

¹⁹ 運転維持費 0 円/kW/年の案件を除く。

(設備利用率)

- 一般廃棄物その他バイオマス発電の設備利用率について、平均値は31.2%、中央値は29.5%となり、想定値(46%)を下回っている。ただし、分散も大きい。ごみ処理焼却施設などでは、ごみの受入状況などにより、設備利用率に変動が生じ得る点に留意が必要である(参考79)。

【参考79】一般廃棄物その他バイオマス発電の設備利用率



	件数	平均値	中央値	想定値
設備利用率	141	31.2%	29.5%	46%

※2024年6月～2025年5月までのデータを対象としている。

③ メタン発酵バイオガス発電のコスト動向

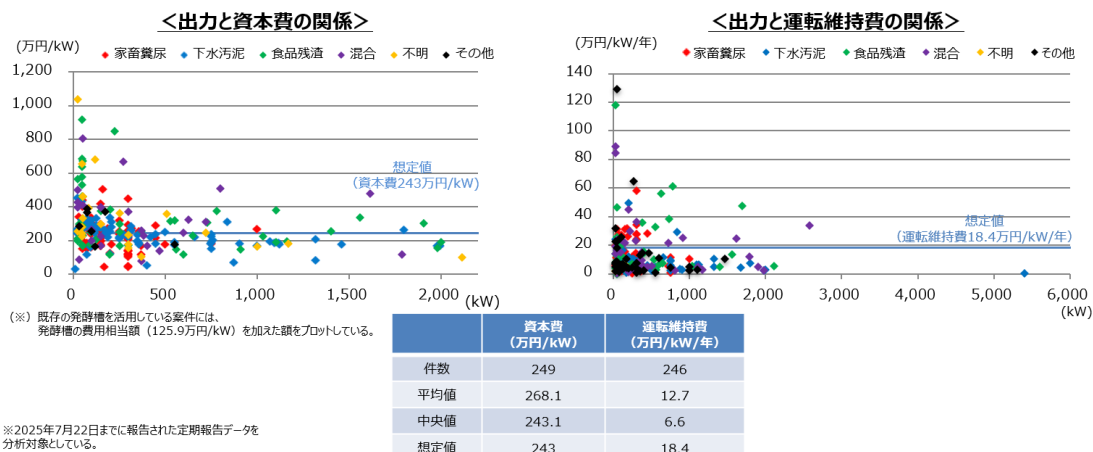
(資本費・運転維持費)

- 資本費の定期報告データは249件得られた²⁰。平均値は268.1万円/kW、中央値は243.1万円/kWとなるが、2026年度の想定値(243万円/kW)と概ね同水準。
- また、運転維持費の定期報告データは246件得られた。平均値は12.7万円/kW/年、中央値は6.6万円/kW/年となり、2026年度の想定値(18.4万円/kW/年)を下回った(参考80)。
- なお、昨年度と同様に、今後、案件の増加が期待される原料混合(特に

²⁰ 249件のうち134件が、過去に投資をしたメタン発酵バイオガス発電に必要な発酵槽を有効利用したケースである点を勘案し、こうしたケースの案件に発酵槽の費用相当額(125.9万円/kW)を加えて分析している。

500kW 未満) に着目すると、資本費の平均値は 322.5 万円/kW、中央値は 263.6 万円/kW となり、運転維持費の平均値は 20.8 万円/kW/年、中央値は 15.1 万円/kW/年となる。

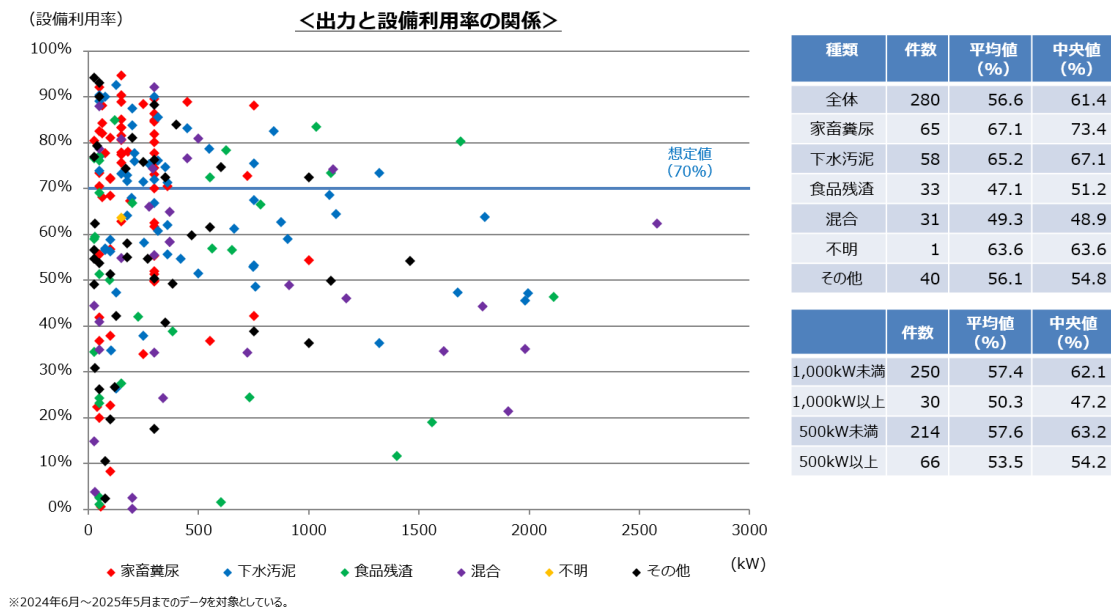
【参考 80】メタン発酵バイオガス発電の資本費・運転維持費



(設備利用率)

- メタン発酵バイオガス発電の設備利用率の分析の結果、全体的には 2026 年度の想定値 (70%) を下回るが、分散が大きい (参考 81)。

【参考 81】メタン発酵バイオガス発電の設備利用率



(2) バイオマス発電に係る 2027 年度以降の取扱い

① バイオマス発電に係る今後の調達価格/基準価格の設定について

- バイオマス発電については、本委員会の業界ヒアリングにおいて、発電コストの大半を燃料費を含む運転維持費が占める構造にあることから、FIT/FIP 制度による支援終了後の事業の安定継続に課題が生じており、自立化への課題が大きいコスト構造にある電源として指摘されている。
- 今後の FIT/FIP 制度における価格算定のあり方についての今年度の本委員会の方針を踏まえ、バイオマス発電については、来年度に予定されている業界ヒアリングにおいて、自立化に向けた全体の取組に加え、特に、コスト低減を進めていくに当たって重要な燃料供給サプライチェーンの強化・構築の状況について確認することとし、確認を行った後、特に効率的に事業が実施されている場合においてもコストデータに上昇が見られることが確認されるときには、上昇分を適切に反映することとした。
- なお、燃料費については、資本費や運転維持費と比べ、国際的な市場動向等によって、上昇・下落の両方の意味において価格変動が生じやすいという特徴がある。したがって、燃料費におけるコストデータの上昇については、中長期的な価格推移の動向や変動幅を踏まえながら、調達価格/基準価格へ適切に反映していくこととした。

② バイオマス発電に係る 2027 年度以降の取扱いについて

- バイオマス発電については、2026 年度までの取扱いが決定しているところであるが、上記のとおり、バイオマス発電についてはコストデータの上昇を適切に反映するに当たり、まずは、来年度に予定されている業界ヒアリングにおいて、自立化に向けた取組を確認することとしていることから、2027 年度以降の取扱いについては、原則として、業界団体から説明がなされる取組内容も踏まえた上で、来年度の本委員会において検討することとした。
- ただし、事務局が業界団体に対して別途ヒアリングを実施したところ、事業の予見可能性確保に向けた配慮が必要との意見があった。他方で、バイオマス発電については、FIT/FIP 制度における支援の前提である自立化に向けた課題が大きい点には留意をした上で、その取扱いを検討していく必要がある。

- これらの点を踏まえ、来年度までに自立化に向けた取組に一定の進捗が見込まれることを前提に、2027年度については引き続き支援を行うことを基本としつつ、自立化に向けた取組状況の進捗に関する確認結果や、今後のFIT/FIP制度における価格算定のあり方についての今年度の本委員会の方針を踏まえ、その取扱いについては来年度の本委員会において検討することとした。

(3) バイオマス持続可能性 WG からの報告

- バイオマス持続可能性 WG で取りまとめられた以下内容（参考 82）について、報告があった。

【参考 82】 バイオマス持続可能性ワーキンググループからの報告

バイオマスの持続可能性の確保に向けて ※赤色：今年度のバイオWGにて検討・整理

(1) 持続可能性確保に向けた基準等の整理

調達価格等算定委員会における輸入材に関するFIT認定量の急増等に係る議論を踏まえ、2019年度以降、バイオWGでは、FIT/FIP制度で定める燃料の持続可能性や食料競合、ライフサイクルGHGの基準等について、専門的・技術的な検討を実施。

- 農産物の収穫に伴い生じるバイオマス（輸入）について、持続可能性基準（環境、社会・労働、ガバナンス等）を整理し、第三者認証スキームによって確認することを求めると整理。また、非可食かつ副産物のバイオマスを食料競合の懸念がないものと整理し、持続可能性等の確認方法が整理された候補を算定委に報告し、新規燃料として追加。
- 輸入木質バイオマスについて、クリーンウッド法に基づき合法性が確認された燃料を調達・使用すること等を求めると整理。
- バイオマス発電のライフサイクルGHG基準について、化石燃料による火力発電と比較して2030年度に70%削減、それまでの間は50%削減を求めると整理。

(2) 基準を満たすことでの確認方法の整備

各第三者認証スキームが必要要件を満たすことの評価や、ライフサイクルGHG既定値が実態を適切に反映するよう必要に応じた見直しなどを実施。

- ライフサイクルGHGを確認できる第三者認証スキームとして、PEFC（輸入木質バイオマス）及びMSPOのCOC認証（PKS等）を追加。
- ライフサイクルGHG既定値について、一律の値としていた加工工程のLCA電力排出係数を、各生産国の電源構成等を反映した値に見直しと整理。

(3) サプライチェーン全体での取組の趣上げ

ライフサイクルGHG基準が適用されない案件も含め自主的取組により排出削減に努める。

- 2024年度は、発電出力ベースで対象事業者の約58%が自主的取組に参加。全てのデータで50%削減水準を下回ることを確認。
- 引き続き、業界団体等が中心となって普及促進を進め、ライフサイクルGHG算定体制構築や燃料サプライチェーンの最適化、発電効率の向上など取組状況のフォローアップを行う。

(4) 今後の国際動向を踏まえた適正な水準の確保

さらに、世界的に脱炭素の機運が高まる中で、燃料需給がタイトになっていることや、欧州を中心に持続可能性基準を強化する動きもあり、持続可能性が確保された燃料のニーズはますます高まると考えられ、引き続き適正な水準の確保に向けた検討を進めていく。

2031年度以降のライフサイクルGHG基準の検討

- 事業者への影響や削減水準を満たすバイオマスの供給可能性について留意しつつ、業界団体等からのヒアリングや2025年度の自主的取組のフォローアップを行い、目標水準の検討を進める。
- **輸入木質バイオマスに今後求めるべき持続可能性基準等の検討**
- 輸入木質バイオマスの持続可能性基準等の整理に向け、EUの動向等をフォローしつつ、日本における木材利用の実態等も踏まえ、引き続き検討を進める。今後の議論に柔軟に対応できるよう、輸入木質バイオマスの持続可能性の確認方法については、林野庁が策定した木質バイオマス証明ガイドラインに内容を統合すると整理。

持続可能性の確保やライフサイクルGHG低減の取組を通じ、
燃料の安定調達や燃料コストの低減、環境価値の向上など、バイオマス発電の信頼性確立に繋げていく。

IV. 入札制度

1. 太陽光発電

(1) 2026年度の入札上限価格の事前公表/事前非公表

- 入札制度の設計に当たっては、以下の2つの大きな方向性が考えられる。
 - 上限価格を非公表としたうえで、相対的に余裕のある募集容量の下で、上限価格を意識した競争を促す。
 - 上限価格を公表としたうえで、募集容量を絞り、限られた容量の下で、他の事業者との競争を促す。
- 事業用太陽光の入札については、事業者の積極的な参入を促すため、2021年度より、上限価格を事前公表する形で実施している。引き続き、事業者の参入を促していく観点から、2026年度も上限価格を事前公表することとした。

(2) 2026年度の入札対象範囲

- 事業用太陽光発電については、2017年度の入札制の適用以降、順次、その対象範囲を拡大してきた。引き続きコスト低減の加速を図る観点から、入札対象範囲は可能な限り拡大していくことが望ましい一方で、入札準備に必要な経費は小規模案件ほど相対的に重い負担であることも踏まえ、2026年度の入札については、これまでと同様に、原則250kW以上とした。
- なお、昨年度の本委員会では、比較的地域共生がしやすく、自家消費型で導入されることで系統負荷の低い屋根設置太陽光発電のポテンシャルを更に積極的に活用していくことを目的に「初期投資支援スキーム」を措置したこと等を踏まえて、屋根設置区分に該当する案件についてのみ入札制の適用を免除することとした。
- こうした状況を踏まえ、2026年度の事業用太陽光発電の入札制においても、2023年10月から設けられた屋根設置区分に該当する案件についてのみ入札制の適用を免除することとした。

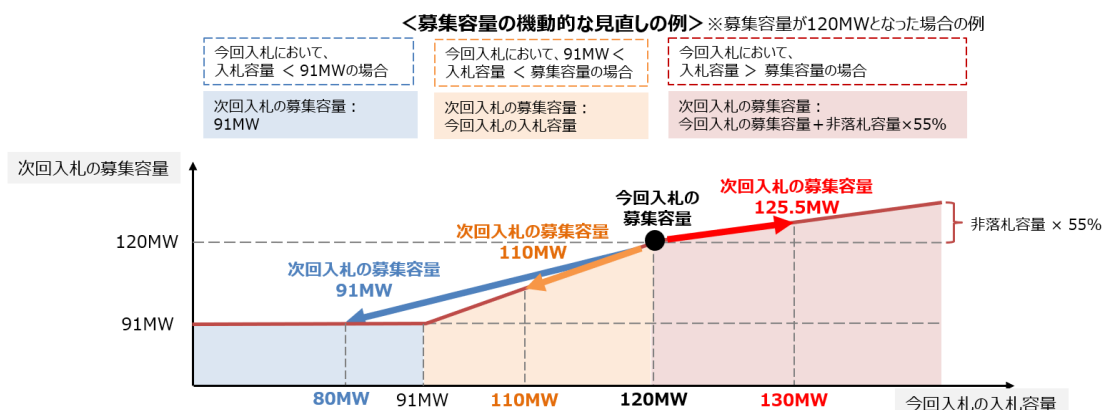
(3) 2026年度の入札実施回数

- 事業用太陽光発電については、事業者の案件形成スケジュールと入札スケジュールのタイムラグを可能な限り低減させるため、2021年度より年間4回の入札を実施している。
- 案件形成の促進と入札の実務負担の観点から、2026年度の入札実施回数は、今年度と同様、年間4回とすることとした。

(4) 2026年度の入札募集容量

- 昨年度の本委員会では、入札対象を FIP 電源のみとし、250kW 以上全体で単一の入札枠の中で競争することとし、2025 年度初回の募集容量は、過去1年間（一昨年度第4回から昨年度第3回までの応札量の平均）の落札容量（全体）の平均値である 79MW とした。
- 今年度についても同様の考え方にに基づき、昨年度第4回から今年度第3回までの落札容量の平均を採ることで、過去1年間（通年）の平均値を参照すると、91MW となる。
- 事業用太陽光発電（地上設置）については、来年度が最後の入札となることも踏まえ、事業者の落札機会を確保する観点から、直近1年間（通年）の落札容量（全体）の平均値である 91MW を 2026 年度初回の募集容量とした。
- また、今年度の事業用太陽光発電の入札においては、前回の入札における入札容量を踏まえて、以下のとおり、募集容量を機動的に見直すこととしている（参考 83）。
 - 今回入札で入札容量が募集容量を上回った場合には、次回入札の募集容量は、今回入札の募集容量に今回入札の非落札容量の 55% を加えた容量
 - 今回入札で入札容量が募集容量を下回った場合には、次回入札の募集容量は、今回入札の入札容量（ただし、年度初回入札の募集容量を下限とする）
- 来年度の入札においても、同様に、こうした募集容量の機動的な見直しの仕組みにより、競争性の確保と太陽光発電の導入の加速化を図ることとした。

【参考 83】 募集容量の機動的な見直しの例



(5) 2026 年度の入札上限価格

- 昨年度の本委員会では、今年度の入札上限価格については、2025 年度の事業用太陽光発電（入札対象範囲外の 50kW 以上の地上設置）の調達価格/基準価格 8.9 円/kWh と、昨年度に設定した 2026 年度の事業用太陽光発電（入札対象範囲外の 50kW 以上の地上設置）の調達価格/基準価格 8.6 円/kWh の間を刻む形で、第 24 回から第 27 回にかけて、8.90 円/kWh、8.83 円/kWh、8.75 円/kWh、8.68 円/kWh と設定した。
- 一方で、今年度の本委員会においては、2027 年度以降の事業用太陽光発電（地上設置）については支援の対象外として議論を行ったことを踏まえ、来年度の入札上限価格については、今年度改めて設定する 2026 年度の事業用太陽光発電（入札対象範囲外の 50kW 以上の地上設置）の調達価格/基準価格の諸元を前提に、4 回実施する入札全てについて、同一の入札上限価格を設定することとした（参考 84）。

【参考 84】 2026 年度の事業用太陽光発電の入札の上限価格のイメージ



2. 陸上風力発電

(1) 2026年度の入札対象範囲

- 陸上風力発電については、入札制を導入することで事業者間の競争によるコスト低減を促していくという基本方針の中で、昨年度の本委員会では、入札制の下で事業者間の競争によるコスト低減を促していくことが重要であること等を踏まえ、2025年度の入札対象を50kW以上とすることとしたことから、引き続き、2026年度の入札対象についても50kW以上とすることとした。

(2) 2028年度以降の入札制の活用

- FIT/FIP制度における入札制度について、件数が減少する場合であっても、入札システムの保守・運用費用等の事務コストは一定程度要することが課題となる。今年度の本委員会においては、効率的・効果的にコスト低減を促していく上限価格や落札価格の水準、入札件数等を踏まえつつ、FIT/FIP制度における入札制度の活用のあり方として、①入札制度を継続するか、②入札ではなく政府が一律の調達価格/基準価格を設定する方法とするか、検討することとした。
- 陸上風力発電については、足下では入札件数が減少傾向にあることや、入札上限価格を一定程度下回る平均落札価格となり、着実なコスト低減が確認されていることから、こうした入札の動向については来年度も注視することとしつつ、2028年度以降については政府が一律の調達価格/基準価格を設定する方法とする方向で、来年度以降の本委員会において検討することとした。

(3) 2026年度の入札上限価格の事前公表/事前非公表

- 上限価格の事前公表/非公表については、事業者の価格予見性の向上のため、引き続き、事前公表とした。

(4) 2026年度の入札募集容量・入札実施回数

- 2025年度の入札制の募集容量の設定に当たっては、エネルギーミックスの実現に向けた導入加速化にも配慮しつつ、他の応札者との競争が働くよう、2023年度及び2024年度と同様の考えに基づき、募集容量を設定した。

- 具体的には、2023 年度の設定時に考慮した以下の実績も踏まえ、2025 年度の初回入札の募集容量を 0.9GW とした上で、初回入札で入札容量が 1.2GW を超える場合には、同年度内に追加の入札を実施することとした。
 - 直近 5 年間の年間認定量（2018-2022 年度）²¹の平均が 1.5GW/年、最低水準が 1.0GW/年程度
 - これまでの年間認定量（2012-2022 年度）²¹の平均が 1.3GW/年
- 2026 年度の入札制の募集容量及び追加入札の設定に当たっては、これまで同様に、エネルギーミックスの実現に向けた導入加速化にも配慮しつつ、今年度の入札では、応札容量は 651MW と、募集容量 0.9GW を下回ったことを踏まえ、他の応札者との競争が働くよう、応札容量が上回ることが想定されるような募集容量を設定することとした（参考 85）。
- 具体的には、以下の実績もふまえ、2026 年度の初回入札の募集容量を 0.7GW とした上で、初回入札で入札容量が 1.1GW を超える場合には、同年度内に追加の入札を実施することとした。
 - 直近 5 年間の年間認定量（2021-2025 年度）²²の平均が 0.9GW/年、最低水準が 0.7GW/年程度
 - これまでの年間認定量（2012-2025 年度）²²の平均が 1.1GW/年

【参考 85】2026 年度の陸上風力発電の入札のイメージ

	初回入札		追加入札
入札対象範囲	50kW以上	初回入札で入札容量が 1.1GWを超える場合 	50kW以上
募集容量	0.7GW		初回入札の非落札容量×40%
上限価格の事前公表/非公表	事前公表		事前公表
上限価格	審議中		初回入札の加重平均落札価格または 2027年度入札の上限価格（審議中） のいずれが高い額

²¹ 2021, 2022 年度については、入札容量

²² 2024, 2025 年度については、入札容量

3. 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）

(1) 2025・2026年度の入札制の取扱い

- 2025年10月1日の本委員会においては、2025年度の入札制について以下のとおりの意見が取りまとめられた。
 - ①着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）第4回入札の実施に当たって本委員会で決定する入札上限価格については、2025年内目途に行う上記一定の整理を踏まえた検討を行う必要があること、②入札への参加要件である事業計画の提出は2025年9月19日をもって受付を終了しているところ、当該計画の提出はなかったことから、来年度に入札を延期した場合であっても延期による不利益を被る事業者が存在しないことを踏まえ、2025年10月14日を予定していた第4回入札の開始を延期すること。
 - 今回延期する第4回入札を含め、今年度から来年度にわたっての具体的な入札実施回数及び時期についても、年内目途に行う関係審議会において、第1ラウンド3海域の事業からの事業者の撤退に至った要因の検証や公募制度の見直しも含む洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための事業環境整備のあり方についての一定の整理を踏まえた上で、来年1月下旬を目途に本委員会で検討を行うこと。
- 前述のとおり、2025年12月17日に開催された関係審議会（洋上風力促進WG・洋上風力促進小委員会）において、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための事業環境整備のあり方等について一定の整理がなされ、その中では、洋上風力発電を取り巻く事業環境の変化（インフレ等）や風車調達費用等の建設費用の増加が見られた点についても言及されている。
- 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）の入札実施に当たっては、洋上風力発電全体における価格設定や案件形成の進め方に係る方針との整合性が確保されることが必要不可欠である。国民負担の抑制と導入拡大の両立に向けた入札上限価格の設定に関する考え方やその具体的水準については、今後整理される当該方針を踏まえ、以降の本委員会において検討することとした。

- その上で、昨秋に実施を延期した第4回入札について、事業者に対し一定の予見可能性に配慮する観点から、その取扱いは以下のとおりとすることとした。

① 入札実施時期

- 延期した第4回入札について、上記の方針を踏まえて入札上限価格の設定に向けた検討を行うに当たって一定の期間を要することを踏まえて、来年度に実施することとした。具体的には、例年秋頃に着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）の入札を実施していることを踏まえ、入札実施回数については2025・2026年度の2年間で1回、秋頃の実施とすることとした。
- 入札への参加要件である事業計画の提出は2025年9月19日をもって受付を終了しているところ、当該計画の提出はなかったことを踏まえ、第4回入札の実施に当たっては、再度事業計画の受付を実施することとした。

② 入札上限価格の事前公表/事前非公表

- 入札制度の設計に当たっては、以下の2つの大きな方向性が考えられる。
 - 上限価格を非公表としたうえで、相対的に余裕のある募集容量の下で、上限価格を意識した競争を促す。
 - 上限価格を公表としたうえで、募集容量を絞り、限られた容量の下で、他の事業者との競争を促す。
- 再エネ海域利用法適用外の着床式洋上風力の認定件数・容量は11件・743MW（2025年12月時点）であり、これまでには認定案件のない年度も存在し、次回の入札においては、複数事業者の入札参加がない可能性も考えられる。こうした中でも入札による競争効果を促すため、延期する第4回入札については、上限価格を事前非公表として、上限価格を意識した競争を促すこととした。

③ 入札募集容量

上述のとおり、複数事業者の入札参加がない可能性も考えられるものの、これまでには設備容量187MWで認定した案件も存在したことから、こうした案件と同程度の規模の案件が落札できる可能性も維持するため、190MWを募集容量とした。

4. 入札実施スケジュール

(1) 2026年度の入札実施スケジュール

- 2026年度の入札実施スケジュールについて、
 - 太陽光発電は計4回（第28回、第29回、第30回、第31回）。なお、例年、落札者の認定の取得期限については、入札結果が公表された日の翌日から起算して7ヶ月以内に認定を受けなければならないとしてきたことを踏まえ、2026年度中に落札が決定した案件については、2027年度中も新規認定の対象とすることとする。
 - 陸上風力発電は1回（第6回）。ただし、1.1GWを超える入札容量があった場合には、同年度内に追加の入札を実施する。
 - 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）は1回（第4回）の入札を実施する。詳細は参考86のとおりとした。

【参考86】2026年度の入札実施スケジュール

	2026年度				
	第28回太陽光	第29回太陽光	第30回太陽光※2	第31回太陽光※2	第6回陸上風力（・追加） 第4回着床式洋上風力 （再エネ海域利用法適用外）
4月	入札説明会				
	事業計画受付(4/13)				
5月	事業計画受付〆切 (5/11) 事業計画審査〆切 (5/25)				
6月	入札募集開始 (6/2) 入札募集〆切 (6/15) 入札結果公表 (6/22)	事業計画受付(6/23)			
7月		事業計画受付〆切 (7/13) 事業計画審査〆切 (7/27)			
8月		入札募集開始 (8/3) 入札募集〆切 (8/17) 入札結果公表 (8/24)			事業計画受付 (8/31)
9月			事業計画受付 (9/24)		事業計画受付〆切 (9/18)
10月			事業計画受付〆切 (10/14) 事業計画審査〆切 (10/28)		事業計画審査〆切 (10/2) 入札募集開始 (10/13) 入札募集〆切 (10/26) 入札結果公表 (11/2)
11月			入札募集開始 (11/9) 入札募集〆切 (11/18) 入札結果公表 (11/25)		陸上風力追加入札※1
12月					
2027年1月	認定補正期限 (1/8) 認定取得期限 (1/22)			事業計画受付(1/4) 事業計画受付〆切 (1/21)	事業計画受付(1/19)
2027年2月				事業計画審査〆切 (2/4) 入札募集開始 (2/17) 入札募集〆切 (2/26)	事業計画受付〆切 (2/5) 事業計画審査〆切 (2/19)
2027年3月		認定補正期限 (3/10) 認定取得期限 (3/24)		入札結果公表 (3/5)	入札募集開始 (3/1) 入札募集〆切 (3/12) 入札結果公表 (3/19)
2027年4月以降			認定補正期限 (6/11) 認定取得期限 (6/25)	認定補正期限 (9/21) 認定取得期限 (10/5)	認定補正期限 (5/19) 認定取得期限 (6/2) 認定補正期限 (10/5) 認定取得期限 (10/19)

※1 陸上風力発電の追加入札については、第6回陸上風力の入札容量が1.1GWを超えた場合に実施する。

※2 例年、落札者の認定の取得期限については、入札結果が公表された日の翌日から起算して7ヶ月以内に認定を受けなければならないとしてきたことを踏まえ、2026年度中に落札が決定した案件については、2027年度中も新規認定の対象とすることとする。

5. その他の制度見直し

(1) 2026年度に実施される入札（太陽光発電）における第2次保証金の繰り越しの取扱い

■ 保証金については、

- ① 適正な入札実施を担保するため、入札参加者に対して第1次保証金（500円/kW）
- ② 落札者の確実な事業実施を担保するため、落札者に対して第2次保証金（5,000円/kW）

を求めることとし、例えば、認定取得期限までに認定を取得できなかった場合等の保証金の没収事由に該当する場合には、保証金を返還しないこととしている。

■ ただし、2017年度の本委員会においては、接続契約の締結に至るまでのスケジュールが見通しづらくなってきている中で、第2次保証金の没収条件が、入札参加に対するリスク要因となっているという事業者の声などを踏まえ、認定取得期限までに認定を取得できないときは、第2次保証金は即時没収とはせず、当該認定取得期限の経過後、最初に実施される入札に参加し当初落札価格以下の価格で入札することを条件に、1回に限り、当該入札の保証金として充当することができることとした。

■ 事業用太陽光発電（地上設置）については、2027年度以降、FIT/FIP制度における支援区分の対象外とすることとして今年度の本委員会において議論がされたことを踏まえ、現行の区分としては最後となる2026年度に実施する太陽光発電の入札における保証金について、認定取得期限までに認定を取得できない場合における取扱いを整理する必要がある。

■ 2026年度に実施する入札における当該措置については、以下を踏まえ、認定取得期限までに認定を取得できないときには、第2次保証金は一律没収し、返還しないこととした。

- ① 第2次保証金は落札者の確実な事業実施の担保を目的として求めていること。
- ② 落札後に接続契約の申込みを行った場合でも、十分に認定取得にすることができるよう配慮し、落札した案件に係る認定取得期限を入

札結果公表後、7ヶ月が経過した期日とする入札制度の見直しを行ったこと。

- ③ 新規案件については、2027年度以降のFIT/FIP制度における支援区分の対象外とするという方針と整合性が取れた形で、認定取得期限を含めたスケジュールを設定すべきであること。

(2) 2026年度に実施される入札（太陽光発電）における保証金免除事由の取扱い

- 2021・2023年度における本委員会においては、電源接続案件一括検討プロセス・計画策定プロセスに伴う対応として、以下の場合においては、これまでの入札で没収となった保証金の額と同額の保証金を免除することとした。

- ① これまでの入札において、当該案件が電源接続案件一括検討プロセスの対象となったことを理由に辞退した結果として保証金が没収となった案件と同一の案件であって、既に電源一括検討プロセスに参加しており、当該プロセスにおいて、期日までの接続契約が見込まれることが確認できた場合。
- ② これまでの入札において、計画策定プロセスを理由に接続申請への回答が「暫定的回答」となった案件のうち、期日までに系統接続申請に係る正式な回答を一般送配電事業者から得られないことを理由に辞退した結果として保証金が没収となった案件と同一の案件であって、期日までの接続契約が見込まれることが確認できた場合。

- 前述のとおり、事業用太陽光発電（地上設置）については、2027年度以降、FIT/FIP制度における支援区分の対象外とすることとして今年度の本委員会において議論されたが、上記の保証金免除事由は、一度没収した保証金を以降の入札において返還するものではなく、あくまでも以降の入札において没収された保証金額分の保証金の支払いを免除するものであることから、2026年度における入札において上記の理由で保証金が没収されたとしても、その後に返還は行わないこととすることが妥当である。

V. 地域活用要件

1. 2026 年度以降の地域活用要件について

- FIT 制度では、①需要地に近接して柔軟に設置できる、②災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消に資するといった再エネ電源の特性を活かしつつ、地域の信頼を獲得しながら導入拡大を図っていくため、以下のとおり、地域活用要件を設定している。昨年度の本委員会においては、2025 年度以降（事業用太陽光発電以外は 2026 年度以降）についても、引き続き、こうした地域活用要件を維持することとして意見を取りまとめたことを踏まえ、今後、特段の事情が生じない限りは、以降の地域活用要件については同様の設定とする。
- ただし、事業用太陽光発電（10kW 以上 50kW 未満）については、2027 年度以降、事業用太陽光発電（地上設置）について FIT/FIP 制度における支援区分の対象外とし、支援の重点化を行う対象等の 2027 年度以降の屋根設置等の地域との共生が図られた形での太陽光発電への具体的な支援のあり方を来年度以降の本委員会で検討・決定することとして議論がされたことから、2027 年度の太陽光発電における地域活用要件については、こうした議論を踏まえて来年度以降の本委員会で検討することとした。
 - 事業用太陽光発電（10kW 以上 50kW 未満）
 - ・ 再エネ発電設備の設置場所で少なくとも 30%の自家消費等を実施すること²³
 - ・ 災害時に自立運転²⁴を行い、給電用コンセントを一般の用に供すること
 - 風力発電・地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電（FIT 制度適用対象規模）
 - ・ 自家消費型・地域消費型/地域一体型の要件（参考 87）

²³ 農地一時転用許可が 3 年間を超える営農型太陽光発電は、自家消費等を行わないものであっても、災害時活用を条件に、FIT 制度の対象。

²⁴ 災害時のブラックスタート（停電時に外部電源なしで発電を再開すること）が可能であること。

【参考 87】自家消費型・地域消費型/地域一体型の要件

<p>自家消費型・地域消費型の地域活用要件</p> <p>以下のいずれかの要件を満たすこと</p> <p>A) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により発電される電気量の少なくとも3割を自家消費^{※1}するもの（すなわち、7割未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するもの）。</p> <p>B) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、その契約の相手方にあたる小売電気事業者または登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の5割以上を当該発電設備が所在する都道府県内へ供給^{※2}するもの。</p> <p>C) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により産出された熱^{※3}を、原則として常時利用する構造を有し、かつ、当該発電設備により発電される電気量の少なくとも1割を自家消費^{※1}するもの（すなわち、9割未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するもの）。</p> <p>※1 自家消費比率を把握するため、発電電力量を記録することが求められる。 ※2 小売供給の状況については、小売電気事業者または登録特定送配電事業者の協力によって必要な書類の添付等を行うことが求められる。 ※3 発電過程で発生した熱を活用する場合に加え、発電設備の一部（井戸等）から産出される熱を活用する場合も認める。</p>
<p>地域一体型の地域活用要件</p> <p>以下のいずれかの要件を満たすこと</p> <p>D) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体の名義（第三者との共同名義含む）の取り決め^{※1}において、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付けられているもの。 ※1 当該取り決めには、法律に基づいて当該発電設備に係る認定を地方公共団体が行うものを含む。</p> <p>E) 地方公共団体が自ら事業を実施または直接出資するもの</p> <p>F) 地方公共団体が自ら事業を実施または直接出資する小売電気事業者または登録特定送配電事業者に、当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給するもの</p>

VI. その他電源共通事項

1. 2026 年度以降のバラシグコスト

- 昨年度の再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会では、出力制御の順番を FIT 電源→FIP 電源の順とする出力制御順の変更により結果的に生じる国民負担の減少の範囲内で、一定の電源（FIT/FIP 全体の約 25%）が FIP 電源に移行するまでの間、バラシグコストの更なる増額措置により、発電量予測などの FIP 電源に係る事業環境整備への支援を強化することとされた。
- 上記を踏まえ、昨年度の本委員会においては、増額措置の詳細について、措置期間は、FIP 比率が 25%に達した年度まで、交付額については、年度を経るにつれて交付額が減少していくこととしつつ、今般の出力制御順の変更により結果的に生じる国民負担の抑制効果²⁵の範囲内において設定し、国民負担の抑制の観点から、当該抑制効果を全て活用するのではなく、限定的に活用することとして意見を取りまとめた。なお、2026 年度以降のバラシグコストの増額分（単価）は、その時点での FIP 対象電源の量によって、国民負担の抑制効果内となる単価水準が変わることから、以降の本委員会において算定することとしていた。
- 今年度の本委員会においても、前述の考え方にに基づき、一定の仮定の下で機械的な計算を行うと、出力制御順の変更による国民負担の抑制額は、約 37 億円（バラシグコスト単価に換算すると 1.12 円/kWh 程度に相当）²⁶となる。この範囲内での支援とする観点から、2026 年度のバラシグコストの増額分は、+1.00 円/kWh とした。
- 2027 年度以降のバラシグコストの増額分（単価）は、その時点での FIP

²⁵ FIP 電源は、出力制御時間帯（卸電力取引市場価格が 0.01 円/kWh となるコマ）はプレミアムの交付対象外であるため、出力制御順の変更により、出力制御確率が減少しても国民負担の額は不変となる。したがって、出力制御順の変更後の状況においては、FIT 電源の出力制御確率が増加することにより、一定の国民負担の抑制効果が生じる。

²⁶ 出力制御順の変更を行うタイミングでの FIP 比率を、現在の約 2 倍である 7%と仮定して、出力制御順を変更した場合における国民負担の抑制効果を、FIT 電気 1 kWh の買取りに要する費用に、FIT→FIP の順に出力制御を実施した場合に、追加で出力制御の対象となる FIT 電力量を乗じて計算すると、約 37 億円となる。これを現時点での FIP 発電電力量（約 33 億 kWh）で除すと、約 1.12 円/kWh となる。

対象電源の量によって、国民負担の抑制効果内となる単価水準が変わることから、来年度の本委員会で算定²⁷することとした。

2. 変更認定申請案件の取扱い

- 現在は、既認定案件が発電設備の出力増加等を行い、変更認定申請した場合に、適用される調達価格/基準価格が変わる場合は、以下のような運用としている。
 - 入札対象外案件については、最新の調達価格/基準価格を変更認定申請後の調達価格/基準価格として適用する。
 - 入札対象案件について、直近に実施された入札における上限価格を変更認定申請後の調達価格/基準価格として適用する。ただし、直近の入札における上限価格よりも、当該事業における変更認定申請前の調達価格/基準価格の方が低い場合は、調達価格/基準価格は据え置くこととする。
- 今後の FIT/FIP 制度における価格算定のあり方についての今年度の本委員会の方針に基づいて算定を行うと、今後設定される調達価格/基準価格が過去設定された調達価格/基準価格よりも高い水準となる可能性も考えられ、そのような場合には、変更認定申請を行い、認定を受けた価格よりも高い価格での支援を受けようとする事業者が現れることも想定される。
- 変更認定申請した場合に適用される調達価格/基準価格が変わる場合における現行の運用や国民負担抑制の観点から、入札対象外案件について変更認定申請した場合に、適用される調達価格/基準価格が変わる場合においては、引き続き、最新の調達価格/基準価格を変更認定申請後の調達価格/基準価格として適用することとしつつ、変更認定申請前の調達価格/基準価格よりも、最新の調達価格/基準価格の方が高い場合については、調達価格/基準価格は据え置くこととした。

²⁷ 来年度以降の算定においても、引き続き、出力制御順の変更により結果的に生じる国民負担の抑制効果の範囲内において設定するという考え方は維持する。その際に、前述の範囲内でどの程度の額を設定するかは、必ずしも小数点第1位を切り捨てる考え方によらず、その時点での状況等を見極めつつ、本委員会で議論して決定する。

3. FIT 移行の取扱い

- 昨年度の本委員会においては、大規模バイオマス発電（一般木質等（10,000kW以上）及び液体燃料（全規模））について、発電コストの大半を燃料費が占めるというコスト構造による将来的な自立化が見通しづらい状況や、直近の応札がないという足下における案件形成状況等を踏まえ、2026年度以降にFIT/FIP制度からの支援の対象外とすることとして意見が取りまとめられた。
- また、今年度の本委員会においては、事業用太陽光発電（地上設置）について、FIT/FIP制度における支援の対象外とすることとした。
- FIT/FIP制度からの支援の対象外とする措置に至った理由や背景は、大規模バイオマス発電（一般木質等（10,000kW以上）及び液体燃料（全規模））と事業用太陽光発電（地上設置）で異なるものの、既にFIT認定を受けた案件について、FIP制度への移行を通じて再エネの電力市場への統合を促していくことは、再エネの自立化という観点から重要である。
- こうした点も踏まえ、既にFIT認定を受けたバイオマス発電（一般木質等（10,000kW以上）及び液体燃料（全規模））²⁸、事業用太陽光発電（地上設置）については、FIT/FIP制度の支援の対象外となるそれぞれ2026年度、2027年度以降においてもFIP移行について認めることとした。

4. 再生可能エネルギーの自立化

(1) 技術動向等を踏まえた再生可能エネルギーの自立化に向けた取組状況の検証

- FIT/FIP制度は、再エネのコスト競争力が他電源と比べてまだ十分ではない段階において、国民負担により価格支援を行うことで導入拡大を図り、導入拡大によるスケールメリット・習熟効果等を通じてコストダウンを実現していく制度である。したがって、FIT/FIP制度の対象となる電源は、将来的にFIT/FIP制度がない状態でも新規の電源投資が進展する状況までコストダウンを実現していくこと、すなわち、再生可能エネルギーの自立化を実現していくことが制度の前提である。
- こうした前提のもと、今年度の本委員会においては、各再エネ電源につ

²⁸ ただし、バイオマス発電（一般木質（10,000kW以上）及び液体燃料（全規模））については、既認定案件であったとしても、2026年度以降に変更認定申請した際に、適用される調達価格/基準価格が変わる場合には、FIT/FIP制度の支援の対象外となる。

いて、今年度の本委員会における、再生可能エネルギーの自立化に係る論点に基づいて、自立化に向けた進捗の確認やそれを踏まえた支援のあり方について検討していくことの重要性を改めて確認した上で、全ての電源に関し業界団体へのヒアリングを通じ事業者の取組を確認するとともに、最新のコストデータに基づき、技術進展を踏まえたコスト低減の状況・自立化に向けた進捗状況について検証を行い、結果は下記のとおりであった。

➤ 太陽光発電について、

- 事業用太陽光発電（地上設置）については、FIT 制度開始から現在にかけて、大規模のみならず全ての規模において技術革新等による着実なコスト低減が実現され、FIT/FIP 制度からの自立の時期が到来しつつあることが確認されたことを踏まえ、2027 年度以降、再エネ賦課金を用いた FIT/FIP 制度における支援の対象外とすることについて、議論が行われた。
- 住宅用太陽光発電・事業用太陽光発電（屋根設置）については、コスト低減が着実に進展してきたものの、自立化に向けては更なるコスト低減が必要であることが確認された。
- ペロブスカイト太陽電池については、今年度から予算による導入支援が開始されているが、需要地に近接した設置が可能であるという特長を活かし適切な自家消費を促していく観点に留意しつつ、引き続き、量産化や低コスト化に向けた取組やコスト低減の状況を確認していくこととした。

- 陸上風力発電について、コスト低減が着実に進展してきたものの、自立化に向けては更なるコスト低減が必要であることが確認された。
- 洋上風力発電について、大規模化や案件形成等を行うことによる産業基盤の構築を通じてコスト低減が図られることが期待される電源であるが、黎明期にある状況やインフレ等の事業環境変化を踏まえて、今後の洋上風力発電全体における価格設定や案件形成の進め方に係る方針について整理する必要があることが確認された。
- 地熱発電・中小水力発電について、中長期的にコスト低減を進めながら、電源の特性に応じた形で自立化を目指していく必要があることが確認された。

▶ バイオマス発電について、発電コストの大半を燃料費を含む運転維持費が占める構造にあり、FIT/FIP 制度による支援終了後の事業の安定継続に課題が生じるなど、自立化への課題が大きいコスト構造にある電源であることが確認された。

■ 上記の議論等を踏まえ、来年度の本委員会においては、下記に記載の観点から、自立化に向けた取組状況を確認した上で、国民負担の抑制と導入拡大の両立を図る観点から、支援のあり方について引き続き検証・検討を行うこととした。

(2) 来年度に向けた論点

① 太陽光発電

■ 太陽光発電については、着実なコスト低減を実現してきた電源である²⁹。特に、屋根設置等をはじめとした、地域共生が図られた形で導入がされる太陽光発電のコスト動向については、注視していく必要がある。

② 風力発電

■ 陸上風力発電については、コスト低減が着実に進展してきている電源である。地域との共生の観点から、関係法令に基づいて適切に事業規律の確保を図りながら、自立化に向けた道筋の検討を加速化させる必要がある。

■ 着床式洋上風力発電については、他電源とのバランスを踏まえながら、導入拡大と国民負担抑制の両立に向けた価格設定や案件形成の進め方に係る方針について整理を行った上で支援のあり方について検討する必要がある。浮体式洋上風力発電については、洋上風力発電全体における事業環境変化等の影響を踏まえつつ、中長期的な自立化に向けた道筋を確認した上で、支援のあり方について検討することとした。

③ 地熱発電

■ 地熱発電は、地熱資源の開発を伴うという電源の性質上、開発リスク/開発コストが高いという特徴を持つ。こうした点を踏まえ、官民におけ

²⁹ 事業用太陽光発電（地上設置）については、FIT 制度開始から現在にかけて、大規模のみならず全ての規模において技術革新等による着実なコスト低減が実現されてきたこと等を踏まえ、2027 年度以降、FIT/FIP 制度における支援の対象外とすることとした。

る適切なリスク分担に向けた具体的なスキームやコスト削減策について関係審議会等にて議論が行われているところであることから、これらの取組・検討状況を引き続き確認していくこととした。

- 特に小規模な案件については、資本費・運転維持費・設備利用率にばらつきが大きい。コスト効率的に実施できている案件も見られている一方で、足下では案件の形成は進んでいないことから、今後の案件形成の見通しを踏まえた自立化の道筋について確認した上で、設定する価格水準を含めた支援のあり方を検討していくこととした。

④ 中小水力発電

- 中小水力発電について、特に、小規模な案件については、既に一定量の導入が進んできた中で、足下でも高コストとなっている実態や条件の良い地点から開発されてきたと考えられることを踏まえ、将来の自立化に向けた道筋を確認した上で、区分のあり方を含めた支援のあり方を検討することとした。

⑤ バイオマス発電

- バイオマス発電については、発電コストの大半を燃料費を含む運転維持費が占める構造にあり、FIT/FIP 制度による支援終了後の事業の安定継続に課題が生じるなど、自立化への課題が大きいコスト構造にあるという点や、地域の農林業・地域活性化等のバイオマス固有の価値について、当該価値に対する政策間の役割分担についても留意しつつ、支援のあり方を検討していくこととした。
- 検討に当たっては、自立化に向けた全体の取組に加え、特に、国産木質バイオマス発電については、地域の林業と連携したコスト低減や燃料安定調達の確保に向けた取組として燃料供給サプライチェーンの強化・構築の状況を確認することとした。

VII. 調達価格等に関する結論

以上を踏まえ、2026年度以降の交付対象区分等、基準価格等、特定調達対象区分等、調達価格等、入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等並びに解体等積立基準額に関する本委員会の意見を、別紙のとおり取りまとめた。

令和8年度以降（2026年度以降）の調達価格等について

①太陽光発電（10kW未満）：

	(参考) 2024年度	(参考) 2025年度	2026年度	2027年度
FIT調達価格	16円/kWh	15円/kWh (注1)	24円/kWh(~4年) 8.3円/kWh(5~10年) (注1)	24円/kWh(~4年) 8.3円/kWh(5~10年)
資本費	システム費用	25.5万円/kW	2024年度の想定値を据え置き	2026年度の想定値を据え置き
運転維持費	0.30万円/kW/年	2024年度の想定値を据え置き	2025年度の想定値を据え置き	2026年度の想定値を据え置き
設備利用率	13.7%	2024年度の想定値を据え置き	2025年度の想定値を据え置き	2026年度の想定値を据え置き
余剰売電比率	70.0%	2024年度の想定値を据え置き	2025年度の想定値を据え置き	2026年度の想定値を据え置き
自家消費分の便益	26.46円/kWh	27.31円/kWh	2025年度の想定値を据え置き	2026年度の想定値を据え置き
調達期間終了後の 売電価格	10.0円/kWh	2024年度の想定値を据え置き	2025年度の想定値を据え置き	2026年度の想定値を据え置き
IRR (税引前) <small>(法人税等の税引前の内部収益率)</small>	3.2%	2024年度の想定値を据え置き	2025年度の想定値を据え置き	2026年度の想定値を据え置き
調達期間	10年間	10年間 (注1)	10年間 (注1)	10年間

(注1) 2026年度のFIT調達価格・調達期間については、2025年度下半期にも適用。

※ 2025年度及び2026年度は、FIT制度のみ認められる対象とし、FIP制度が認められる対象としない。

(全電源共通事項)

※ 調達価格については、FIT認定事業者が課税事業者の場合には当該価格に消費税を加えた額とし、FIT認定事業者が免税事業者の場合には当該価格に消費税を含むものとする。

※ 2024年度以降の調達価格・基準価格等（同年度以降に新規認定を取得した案件に限る）について、最大受電電力が10kW以上の場合には、追加的に発電側課金相当額を加えた額とする。

※ 2026年度はFIP制度が認められる対象を50kW以上とする。

ただし、事業用太陽光については、一定の条件を満たす場合には50kW未満であってもFIP制度が認められる対象とする。

※ 沖縄地域・離島等供給エリアについては、FIP制度のみ認められる対象とされている場合にも、FIT制度を適用できることとする。

令和8年度以降（2026年度以降）の調達価格等について

②太陽光発電（10kW以上入札対象範囲外）：

	(参考) 2025年度 地上設置 10kW以上 50kW未満	(参考) 2025年度 地上設置 50kW以上 入札対象範囲外	(参考) 2025年度 屋根設置 10kW以上	2026年度 地上設置 10kW以上 50kW未満	2026年度 地上設置 50kW以上 入札対象範囲外	2026年度 屋根設置 10kW以上	2027年度 屋根設置 10kW以上
FIT調達価格	10円/kWh (注2)	8.9円/kWh	11.5円/kWh (注2)(注4)	9.9円/kWh (注2)	9.6円/kWh	19円/kWh(～5年) 8.3円/kWh(6～20年) (注2)(注4)	19円/kWh(～5年) 8.3円/kWh(6～20年) (注2)(注4)
FIP基準価格 (注3)	10円/kWh	8.9円/kWh	11.5円/kWh	9.9円/kWh	9.6円/kWh	19円/kWh(～5年) 8.3円/kWh(6～20年)	19円/kWh(～5年) 8.3円/kWh(6～20年)
資本費	システム費用	17.8万円/kW	11.3万円/kW	2025年度の想定値を 据え置き	12.9万円/kW	2025年度の想定値を 据え置き	2025年度の想定値を 据え置き
	土地造成費	0.9万円/kW	0.9万円/kW	2025年度の想定値を 据え置き	1.21万円/kW	-	-
費用	接続費用	1.35万円/kW	1.35万円/kW	2025年度の想定値を 据え置き	1.45万円/kW	2025年度の想定値を 据え置き	2025年度の想定値を 据え置き
	運転維持費	0.5万円/kW/年	0.5万円/kW/年	0.42万円/kW/ 年	0.42万円/kW/ 年	2025年度の想定値を 据え置き	2025年度の想定値を 据え置き
設備利用率	21.3%	18.3%	14.5%	2025年度の想定値を 据え置き	2025年度の想定値を 据え置き	2025年度の想定値を 据え置き	2025年度の想定値を 据え置き
自家消費比率	-	-	30%	-	-	2025年度の想定値を 据え置き	2025年度の想定値を 据え置き
自家消費分の便益	-	-	19.56円/kWh	-	-	2025年度の想定値を 据え置き	2025年度の想定値を 据え置き
運転年数	25年間	25年間	20年間	25年間	25年間	20年間	20年間
調達期間終了後の 売電価格	11.6円/kWh	11.6円/kWh	-	9.6円/kWh	10.0円/kWh	-	-
IRR（税引前） （法人税等の税引前の 内部収益率）	4%	4%	4%	2025年度の想定値を 据え置き	2025年度の想定値を 据え置き	2025年度の想定値を 据え置き	2025年度の想定値を 据え置き
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間	20年間	20年間	20年間	20年間

(注2) 10kW以上50kW未満については原則、自家消費型の地域活用要件を適用。

(注3) 2026・2027年度は50kW以上をFIP制度のみ認められる対象とし、FIT制度が認められる対象としない。また、一定の条件を満たす場合には50kW未満であってもFIP制度が認められる。

(注4) 2026年度の屋根設置（10kW以上）のFIT調達価格/FIP基準価格については、2025年度下半期にも適用。

(注5) 地上設置（10kW以上）区分について、2027年度以降は支援停止。

※太陽光パネルを更新・増設する際は、当初設備相当分は調達価格/基準価格を維持し、増出力相当分には最新の調達価格/基準価格を適用（按分計算により価格算定）。

③太陽光発電（地上設置250kW以上）：

	(参考) 2024年度	(参考) 2025年度	2026年度
FIP基準価格	入札制	入札制	入札制
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間

④太陽光発電（2026年度（第28回～第31回）入札制（地上設置250kW以上））

(参考) 2025年度	第24回	第25回	第26回	第27回
供給価格上限額	8.90円	8.83円	8.75円	8.68円
2026年度	第28回	第29回	第30回	第31回
供給価格上限額	9.60円	9.60円	9.60円	9.60円

(注6) 地上設置（10kW以上）区分について、2027年度以降は支援停止。

※太陽光パネルを更新・増設する際は、当初設備相当分は調達価格/基準価格を維持し、増出力相当分には最新の調達価格/基準価格を適用（按分計算により価格算定）。

令和8年度以降（2026年度以降）の調達価格等についての

⑤解体等積立基準額（太陽光（10kW以上））：

認定年度（注7）	（参考）調達価格・基準価格	解体等積立基準額（注8）
2012年度	40円/kWh	1.62円/kWh
2013年度	36円/kWh	1.40円/kWh
2014年度	32円/kWh	1.28円/kWh
2015年度	29円/kWh、27円/kWh	1.25円/kWh
2016年度	24円/kWh	1.09円/kWh
2017年度	21円/kWh	0.99円/kWh
2018年度	落札者ごと	0.81円/kWh
	入札対象外	0.80円/kWh
	（落札者なし）	—
2019年度	第1回入札対象	0.63円/kWh
	入札対象外	0.66円/kWh
	第2回入札対象	0.54円/kWh
	第3回入札対象	0.52円/kWh
	入札対象外	1.33円/kWh
2020年度	第4回入札対象	0.66円/kWh
	第5回入札対象	0.66円/kWh
	10kW以上50kW未満	1.33円/kWh
	50kW以上250kW未満	0.66円/kWh
	250kW以上	0.66円/kWh
2021年度	10kW以上50kW未満	1.33円/kWh
	50kW以上	0.66円/kWh
	10kW以上50kW未満	0.66円/kWh
2022年度	50kW以上	1.33円/kWh
	10kW以上50kW未満	0.66円/kWh
	50kW以上	0.64円/kWh
2023年度	地上設置・10kW以上50kW未満	0.60円/kWh
	地上設置・50kW以上	0.62円/kWh
	屋根設置・10kW以上	1.12円/kWh
2024年度	地上設置・10kW以上50kW未満	0.60円/kWh
	地上設置・50kW以上	0.62円/kWh
	屋根設置・10kW以上	1.12円/kWh
2025年度	地上設置・10kW以上50kW未満	0.60円/kWh
	地上設置・50kW以上	0.62円/kWh
	屋根設置・10kW以上	1.12円/kWh
2026年度	地上設置・10kW以上50kW未満	0.60円/kWh
	地上設置・50kW以上	0.62円/kWh
	屋根設置・10kW以上	1.12円/kWh
2027年度	屋根設置・10kW以上	1.12円/kWh

（注7）簡易的に認定年度を記載しているが、想定される廃棄等費用を積み立てる観点から、実際には、適用される調達価格・基準価格に対応する解体等積立基準額が適用されることとする。
なお、参考として記載している調達価格については「消費税」を省略している。入札対象の調達価格/基準価格は落札者ごと。

（注8）太陽光パネルを更新・増設する際は、当初設備相当分は解体等積立基準額を維持し、増出力相当分には最新の解体等積立基準額を適用（按分計算により基準額算定）。

令和8年度以降（2026年度以降）の調達価格等について

⑥陸上風力発電（新設（50kW未満））：

	(参考) 2025年度	2026年度	2027年度
FIT調達価格 (注9)	13円/kWh	14円/kWh	13.7円/kWh
資本費	27.1万円/kW	27.5万円/kW	27.5万円/kW
運転維持費	0.85万円/kW/年	1.00万円/kW/年	1.00万円/kW/年
設備利用率	29.1%	29.1%	29.1%
運転年数	20年間	20年間	25年間
IRR (税引前) (法人税等の税引前の内部収益率)	6%	6%	6%
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間

⑦陸上風力発電（新設（50kW以上））：

	(参考) 2025年度	2026年度	2027年度
FIP基準価格	入札制 供給価格上限額は 13円/kWh	入札制 供給価格上限額は14円/kWh 追加入札(注10)の供給価格上限額は、第6回入札の加重平均落札価格または2027年度入札の供給価格上限額のいずれが高い額（事前公表）	入札制 供給価格上限額は 13.7円/kWh
資本費	27.1万円/kW	27.5万円/kW	27.5万円/kW
運転維持費	0.85万円/kW/年	1.00万円/kW/年	1.00万円/kW/年
設備利用率	29.1%	29.1%	29.1%
運転年数	20年間	20年間	25年間
IRR (税引前) (法人税等の税引前の内部収益率)	6%	6%	6%
交付期間	20年間	20年間	20年間

(注9) 自家消費/地域消費・地域一体型の地域活用要件を満たすもののみ、FIT制度を適用。ただし、沖縄・離島等供給エリアは、地域活用要件を求めないこととする。

(注10) 2026年度の追加入札は、第6回入札において入札容量が1.1GWを超えた場合に実施。

令和8年度以降（2026年度以降）の調達価格等について

⑧陸上風力発電（リブリース）：

	(参考) 2025年度 ※FIT/FIPが選択可能	2026年度 ※FIT/FIPが選択可能
FIT調達価格（注11）	12円/kWh	13円/kWh
FIP基準価格	12円/kWh	13円/kWh
資本費	26.1万円/kW	26.5万円/kW
運転維持費	0.85万円/kW/年	1.00万円/kW/年
設備利用率	29.1%	29.1%
IRR（税引前） （法人税等の税引前の内部収益率）	4%	2025年度の想定値を 据え置き
調達期間/交付期間	20年間	20年間

（注11）自家消費/地域消費・地域一体型の地域活用要件を満たすもののみ、FIT制度を適用。ただし、沖縄・離島等供給エリアは、地域活用要件を求めないこととする。1,000kW以上については、FIP制度のみ認められる対象とし、FIT制度が認められる対象としない。

⑨着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）：

	(参考) 2024年度 (注12)	2025・2026年度 (注12)	2027年度
FIP基準価格	入札制 供給価格上限額は24円/kWh	入札制 供給価格上限額は事前非公表	入札制
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間

（注12）2025・2026年度の2年間で1回、秋頃に入札を実施する。入札の実施にあたっては、再度事業計画の受付を行う。

⑩浮体式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）：

	(参考) 2025年度 ※FIT/FIPが選択可能	(参考) 2026年度 ※FIT/FIPが選択可能	(参考) 2027年度 ※FIT/FIPが選択可能	2028年度
FIT調達価格	36円/kWh	36円/kWh	36円/kWh	(注13)
FIP基準価格	36円/kWh	36円/kWh	36円/kWh	
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間	

（注13）洋上風力発電を取り巻く事業環境の変化等が浮体式洋上風力発電へ与える影響等や、FIT/FIP制度において支援を行う前提となる自立化に向けた道筋を確認した上で、2028年度以降の浮体式洋上風力発電の取扱いについて来年度以降の本委員会にて検討を行う。

※ 着床式・浮体式ともに、FIP制度のみ認められる対象は再エネ海域利用法適用対象も同様。

⑪解体等積立基準額（陸上風力（新設））：

認定年度（注14）		（参考）調達価格/基準価格	解体等積立基準額
2012年度- 2017年度上半期	20kW未満	55円/kWh	4.27円/kWh
	20kW以上	22円/kWh	0.86円/kWh
2017年度下半期	20kW未満	55円/kWh	4.27円/kWh
	20kW以上	21円/kWh	0.72円/kWh
2018年度 2019年度 2020年度	全規模	20円/kWh	0.68円/kWh
	全規模	19円/kWh	0.65円/kWh
	全規模	18円/kWh	0.63円/kWh
2021年度	入札対象外	17円/kWh	0.63円/kWh
	第1回入札上限価格	17円/kWh	0.63円/kWh
	第1回入札対象	落札者ごと	0.57円/kWh
	入札対象外	16円/kWh	0.59円/kWh
	第2回入札上限価格	16円/kWh	0.59円/kWh
2022年度	第2回入札対象	落札者ごと	0.55円/kWh
	入札対象外	15円/kWh	0.56円/kWh
	第3回入札上限価格	15円/kWh	0.56円/kWh
	第3回入札対象	落札者ごと	0.49円/kWh
	第3回追加 入札上限価格	14.08円/kWh	0.53円/kWh
2023年度	第3回追加 入札対象	落札者ごと	0.37円/kWh
	入札対象外	14円/kWh	0.55円/kWh
	第4回入札上限価格	14円/kWh	0.55円/kWh
	第4回入札対象	落札者ごと	0.45円/kWh
	入札対象外	13円/kWh	0.53円/kWh
2024年度	第5回入札上限価格	13円/kWh	0.53円/kWh
	第5回入札対象	落札者ごと	0.45円/kWh
	入札対象外	表⑥～⑦のとおり	0.76円/kWh
	第5回入札対象	表⑥～⑦のとおり	0.76円/kWh
	全規模	表⑥～⑦のとおり	0.76円/kWh
2026年度	全規模	表⑥～⑦のとおり	0.76円/kWh
2027年度	全規模	表⑥～⑦のとおり	0.76円/kWh

（注14）簡易的に認定年度を記載しているが、調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用を積み立てるという観点から、
実際には、適用される調達価格/基準価格に対応する解体等積立基準額が適用されることとする。

⑫解体等積立基準額（陸上風力（リブリース））：

認定年度（注15）	（参考）調達価格/基準価格	解体等積立基準額
2017年度	18円/kWh	0.70円/kWh
2018年度	17円/kWh	0.66円/kWh
2019年度	16円/kWh	0.63円/kWh
2020年度	16円/kWh	0.61円/kWh
2021年度	15円/kWh	0.61円/kWh
2022年度	14円/kWh	0.57円/kWh
2023年度	13円/kWh	0.54円/kWh
2024年度	12円/kWh	0.53円/kWh
2025年度	12円/kWh	0.51円/kWh
2026年度	表⑧のとおり	0.76円/kWh

⑬解体等積立基準額（着床式洋上風力（再工ネ海域利用法適用外））：

認定年度（注16）	（参考）調達価格/基準価格	解体等積立基準額
2014年度-2019年度	36円/kWh	1.07円/kWh
2020年度	34円/kWh	4.79円/kWh
2021年度（注17）	32円/kWh	4.23円/kWh
2022年度（注18）	29円/kWh	3.68円/kWh
2023年度	24円/kWh	4.43円/kWh
2024年度	24円/kWh	2.64円/kWh

⑭解体等積立基準額（浮体式洋上風力（再工ネ海域利用法適用外））：

認定年度（注16）	（参考）調達価格/基準価格	解体等積立基準額
2014年度-2027年度	36円/kWh	1.07円/kWh

（注15）簡易的に認定年度を記載しているが、調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用を積み立てるという観点から、実際には、適用される調達価格/基準価格に対応する解体等積立基準額が適用されることとする。

（注16）簡易的に認定年度を記載しているが、調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用を積み立てるという観点から、実際には、適用される調達価格/基準価格に対応する解体等積立基準額が適用されることとする。

（注17）2021年度の解体等積立基準額については、当該年度の基準価格設定にあたっての考え方にに基づき、解体等積立基準額についても同様の考え方（第1回着床式洋上風力発電（再工ネ海域利用法適用外）入札及び2022年度着床式洋上風力発電（再工ネ海域利用法適用）の平均値）に基づいて設定。

（注18）2022年度の解体等積立基準額については、当該年度の基準価格設定の考え方にに基づき、着床式洋上風力（再工ネ海域利用法適用）における、第1ラウンドの供給上限価格の設定時と同様の廃棄等費用（撤去費）及び設備利用率の想定値を準用することとする。

⑮地熱発電（1,000kW未満）新設：

	(参考) 2024年度	(参考) 2025年度	(参考) 2026年度	2027年度
FIT調達価格 (注19)	40円/kWh	40円/kWh	40円/kWh	
FIP基準価格	40円/kWh	40円/kWh	40円/kWh	(注20)
調達期間/交付期間	15年間	15年間	15年間	

⑯地熱発電（1,000kW未満）全設備更新型：

	(参考) 2024年度	(参考) 2025年度	(参考) 2026年度	2027年度
FIT調達価格 (注19)	30円/kWh	30円/kWh	30円/kWh	
FIP基準価格	30円/kWh	30円/kWh	30円/kWh	(注20)
調達期間/交付期間	15年間	15年間	15年間	

⑰地熱発電（1,000kW未満）地下設備流用型：

	(参考) 2024年度	(参考) 2025年度	(参考) 2026年度	2027年度
FIT調達価格 (注19)	19円/kWh	19円/kWh	19円/kWh	
FIP基準価格	19円/kWh	19円/kWh	19円/kWh	(注20)
調達期間/交付期間	15年間	15年間	15年間	

(注19) 1,000kW未満については、自家消費/地域消費・地域一体型の地域活用要件を満たすもののみ、FIT制度を適用。

ただし、沖縄・離島等供給エリアは、地域活用要件を求めないこととする。

(注20) 来年度に自立化に向けた取組に一定の進捗が見込まれることを前提に、2027年度に支援を行うことを基本としつつ、今後の

FIT/FIP制度における価格算定のあり方についての今年度の本委員会の方針を踏まえ、取扱いを来年度の本委員会において検討する。

令和8年度以降（2026年度以降）の調達価格等について

⑱地熱発電（1,000kW以上30,000kW未満）新設：

	(参考) 2024年度	(参考) 2025年度	(参考) 2026年度	2027年度
FIP基準価格 (15,000kW未満)	40円/kWh	40円/kWh	出力に応じて 価格が連続的に変化 ※	(注21)
FIP基準価格 (15,000kW以上)	26円/kWh	26円/kWh		
調達期間/交付期間	15年間	15年間	15年間	

⑲地熱発電（1,000kW以上30,000kW未満）全設備更新型：

	(参考) 2024年度	(参考) 2025年度	(参考) 2026年度	2027年度
FIP基準価格 (15,000kW未満)	30円/kWh	30円/kWh	出力に応じて 価格が連続的に変化 ※	(注21)
FIP基準価格 (15,000kW以上)	20円/kWh	20円/kWh		
調達期間/交付期間	15年間	15年間	15年間	

⑳地熱発電（1,000kW以上30,000kW未満）地下設備流用型：

	(参考) 2024年度	(参考) 2025年度	(参考) 2026年度	2027年度
FIP基準価格 (15,000kW未満)	19円/kWh	19円/kWh	出力に応じて 価格が連続的に変化 ※	(注21)
FIP基準価格 (15,000kW以上)	12円/kWh	12円/kWh		
調達期間/交付期間	15年間	15年間	15年間	

※1,000kW未満の調達価格・基準価格をa 円/kWh、30,000kW以上の基準価格をb 円/kWhとすると、出力x kWの際の価格は以下の式で算出。

(小数点第3位以下は切り捨て)

$$\text{基準価格(円/kWh)} = \frac{b-a}{29,000} \times x + a - \frac{1,000(b-a)}{29,000}$$

(注21) 来年度に自立化に向けた取組に一定の進捗が見込まれることを前提に、2027年度に支援を行うことを基本としつつ、今後の

FIT/FIP制度における価格算定のあり方についての今年度の本委員会の方針を踏まえ、取扱いを来年度の本委員会において検討する。

②¹地熱発電（30,000kW以上）新設：

	(参考) 2024年度	(参考) 2025年度	(参考) 2026年度	2027年度
FIP基準価格	26円/kWh	26円/kWh	26円/kWh	(注22)
交付期間	15年間	15年間	15年間	

②²地熱発電（30,000kW以上）全設備更新型：

	(参考) 2024年度	(参考) 2025年度	(参考) 2026年度	2027年度
FIP基準価格	20円/kWh	20円/kWh	20円/kWh	(注22)
交付期間	15年間	15年間	15年間	

②³地熱発電（30,000kW以上）地下設備流用型：

	(参考) 2024年度	(参考) 2025年度	(参考) 2026年度	2027年度
FIP基準価格	12円/kWh	12円/kWh	12円/kWh	(注22)
交付期間	15年間	15年間	15年間	

(注22) 来年度に自立化に向けた取組に一定の進捗が見込まれることを前提に、2027年度に支援を行うことを基本としつつ、今後のFIT/FIP制度における価格算定のあり方についての今年度の本委員会の方針を踏まえ、取扱いを来年度の本委員会において検討する。

令和8年度以降（2026年度以降）の調達価格等について

②4水力（200kW未満）新設：

	(参考) 2025年度 ※FIT/FIPが選択可能	(参考) 2026年度 ※FIT/FIPが選択可能	(参考) 2027年度 ※FIT/FIPが選択可能	2028年度
FIT調達価格（注23）	34円/kWh	34円/kWh	34円/kWh	
FIP基準価格	34円/kWh	34円/kWh	34円/kWh	（注24）
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間	

②5水力（200kW未満）既設導水路活用型：

	(参考) 2025年度 ※FIT/FIPが選択可能	(参考) 2026年度 ※FIT/FIPが選択可能	(参考) 2027年度 ※FIT/FIPが選択可能	2028年度
FIT調達価格（注23）	25円/kWh	25円/kWh	25円/kWh	
FIP基準価格	25円/kWh	25円/kWh	25円/kWh	（注24）
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間	

②6水力（200kW以上1,000kW未満）新設：

	(参考) 2025年度 ※FIT/FIPが選択可能	(参考) 2026年度 ※FIT/FIPが選択可能	(参考) 2027年度 ※FIT/FIPが選択可能	2028年度
FIT調達価格（注23）	29円/kWh	29円/kWh	29円/kWh	
FIP基準価格	29円/kWh	29円/kWh	29円/kWh	（注24）
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間	

②7水力（200kW以上1,000kW未満）既設導水路活用型：

	(参考) 2025年度 ※FIT/FIPが選択可能	(参考) 2026年度 ※FIT/FIPが選択可能	(参考) 2027年度 ※FIT/FIPが選択可能	2028年度
FIT調達価格（注23）	21円/kWh	21円/kWh	21円/kWh	
FIP基準価格	21円/kWh	21円/kWh	21円/kWh	（注24）
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間	

（注23）1,000kW未満については、自家消費/地域消費・地域一体型の地域活用要件を満たすもののみ、FIT制度を適用。

ただし、沖縄・離島等供給エリアは、地域活用要件を求めないこととする。

（注24）来年度に自立化に向けた取組に一定の進捗が見込まれることを前提に、今後のFIT/FIP制度における価格算定の方角についての今年度の本委員会の方針を踏まえ、取扱いを来年度の本委員会において検討する。

②8水力（1,000kW以上5,000kW未満）新設：

	（参考）2025年度	（参考）2026年度	2027年度
FIP基準価格	23円/kWh	23円/kWh	(注25)
交付期間	20年間	20年間	

②9水力（1,000kW以上5,000kW未満）既設導水路活用型：

	（参考）2025年度	（参考）2026年度	2027年度
FIP基準価格	14円/kWh	14円/kWh	(注25)
交付期間	20年間	20年間	

③0水力（5,000kW以上30,000kW未満）新設：

	（参考）2025年度	（参考）2026年度	2027年度
FIP基準価格	16円/kWh	16円/kWh	(注25)
交付期間	20年間	20年間	

③1水力（5,000kW以上30,000kW未満）既設導水路活用型：

	（参考）2025年度	（参考）2026年度	2027年度
FIP基準価格	9円/kWh	9円/kWh	(注25)
交付期間	20年間	20年間	

(注25) 来年度に自立化に向けた取組に一定の進捗が見込まれることを前提に、2027年度に支援を行うことを基本としつつ、今後の

FIT/FIP制度における価格算定のあり方についての今年度の本委員会の方針を踏まえ、取扱いを来年度の本委員会において検討する。

③②バイオマス（一般木材等（2,000kW未満））：

	(参考) 2025年度 <small>※FIT/FIPが選択可能</small>	(参考) 2026年度 <small>※FIT/FIPが選択可能</small>	2027年度 <small>※FIT/FIPが選択可能</small>
FIT調達価格	24円/kWh (注26)	24円/kWh (注26)	
FIP基準価格	24円/kWh	24円/kWh	(注27)
調達期間/交付期間	20年間	20年間	

③③バイオマス（一般木材等（2,000kW以上10,000kW未満））：

	(参考) 2025年度	(参考) 2026年度	2027年度
FIP基準価格	24円/kWh	24円/kWh	(注27)
調達期間/交付期間	20年間	20年間	

③④バイオマス（一般木材等（10,000kW以上）・液体燃料）：

	(参考) 2025年度
FIP基準価格	入札制 供給価格上限額は18.2円/kWh (事前非公表)
調達期間/交付期間	20年間

(注26) 1,000kW未満（廃棄物の焼却施設に設置されるものは2,000kW未満）であって自家消費/地域消費・地域一体型の地域活用要件を満たすもののみ、FIT制度を適用。ただし、沖縄・離島等供給エリアは、地域活用要件を求めないこととする。
1,000kW以上（廃棄物の焼却施設に設置されるものは2,000kW以上）については、FIP制度のみ認められる対象とし、FIT制度が認められる対象としない。

(注27) 来年度に自立化に向けた取組に一定の進捗が見込まれることを前提に、2027年度に支援を行うことを基本としつつ、今後のFIT/FIP制度における価格算定のあり方についての今年度の本委員会の方針を踏まえ、取扱いを来年度の本委員会において検討する。

※バイオマス（一般木材等（10,000kW以上）・液体燃料）区分について、2026年度以降は支援停止。

③⑤バイオマス（未利用材（2,000kW未満））：

	(参考) 2025年度 ※FIT/FIPが選択可能	(参考) 2026年度 ※FIT/FIPが選択可能	2027年度 ※FIT/FIPが選択可能
FIT調達価格	40円/kWh（注28）	40円/kWh（注28）	
FIP基準価格	40円/kWh	40円/kWh	（注29）
調達期間/交付期間	20年間	20年間	

③⑥バイオマス（未利用材（2,000kW以上））：

	(参考) 2025年度	(参考) 2026年度	2027年度
FIP基準価格	32円/kWh	32円/kWh	（注29）
調達期間/交付期間	20年間	20年間	

（注28）1,000kW未満（廃棄物の焼却施設に設置されるものは2,000kW未満）であって自家消費/地域消費・地域一体型の地域活用要件を満たすもののみ、FIT制度を適用。ただし、沖縄・離島等供給エリアは、地域活用要件を求めないこととする。

1,000kW以上（廃棄物の焼却施設に設置されるものは2,000kW以上）については、FIP制度のみ認められる対象とし、FIT制度が認められる対象としない。

（注29）来年度に自立化に向けた取組に一定の進捗が見込まれることを前提に、2027年度に支援を行うことを基本としつつ、今後のFIT/FIP制度における価格算定のあり方についての今年度の本委員会の方針を踏まえ、取扱いを来年度の本委員会において検討する。

③7) バイオマス（建設資材廃棄物）：

	(参考) 2025年度	(参考) 2026年度	2027年度
FIT調達価格	13円/kWh (注30)	13円/kWh (注30)	
FIP基準価格	13円/kWh	13円/kWh	(注31)
調達期間/交付期間	20年間	20年間	

③8) バイオマス（一般廃棄物その他バイオマス）：

	(参考) 2025年度	(参考) 2026年度	2027年度
FIT調達価格	17円/kWh (注30)	17円/kWh (注30)	
FIP基準価格	17円/kWh	17円/kWh	(注31)
調達期間/交付期間	20年間	20年間	

③9) バイオマス（メタン発酵バイオガス発電）：

	(参考) 2025年度	(参考) 2026年度	2027年度
FIT調達価格	35円/kWh (注30)	35円/kWh (注30)	
FIP基準価格	35円/kWh	35円/kWh	(注31)
調達期間/交付期間	20年間	20年間	

(注30) 2025・2026年度は、1,000kW未満（廃棄物の焼却施設に設置されるものは2,000kW未満）であって自家消費/地域消費・地域一体型の地域活用要件を満たすもののみ、FIT制度を適用。ただし、沖縄・離島等供給エリアは、地域活用要件を求めないこととする。
1,000kW以上（廃棄物の焼却施設に設置されるものは2,000kW以上）については、FIP制度のみ認められる対象とし、FIT制度が認められる対象としない。

(注31) 来年度に自立化に向けた取組に一定の進捗が見込まれることを前提に、2027年度に支援を行うことを基本としつつ、今後のFIT/FIP制度における価格算定のあり方についての今年度の本委員会の方針を踏まえ、取扱いを来年度の本委員会において検討する。

※リブリースにおいても同一の発電側課金相当額が適用となる。

(1) 太陽光発電設備

10kW未満	地上設置 10kW以上50kW未満	地上設置50kW以上 入札対象範囲外	屋根設置 10kW以上	地上設置 250kW以上
0.38円/kWh	0.82円/kWh	0.91円/kWh	1.43円/kWh	0.91円/kWh

(2) 風力発電設備

陸上風力50kW未満	陸上風力50kW以上	着床式洋上風力	浮体式洋上風力
0.69円/kWh	0.69円/kWh	0.68円/kWh	0.68円/kWh

(3) 地熱発電設備

15,000kW未満	15,000kW以上
0.43円/kWh	0.43円/kWh

(4) 水力発電設備

200kW未満	200kW以上1,000kW未満	1,000kW以上5,000kW未満	5,000kW以上30,000kW未満
0.47円/kWh	0.47円/kWh	0.48円/kWh	0.53円/kWh

(5) バイオマス発電設備

一般木材等 2,000kW未満	一般木材等 2,000kW以上10,000kW未満	一般木材等10,000kW以上	液体燃料
0.39円/kWh	0.39円/kWh	0.39円/kWh	0.39円/kWh
未利用材 2,000kW未満	未利用材 2,000kW以上	建設資材廃棄物	メタン発酵 バイオガス
0.39円/kWh	0.39円/kWh	0.38円/kWh	0.46円/kWh
			0.40円/kWh

※発電側課金相当額の算定方法については、令和6年度以降の調達価格等に関する意見(2024年2月7日)において取りまとめ。

※水力発電設備(1,000kW以上5,000kW未満)について、記載を訂正。

(1) 太陽光発電設備

※リブレースにおいても同一の発電側課金相当額が適用となる。

10kW未満	地上設置 10kW以上50kW未満	地上設置50kW以上 入札対象範囲外	屋根設置 10kW以上	地上設置 250kW以上
0.38円/kWh	0.82円/kWh	0.91円/kWh	1.43円/kWh	0.91円/kWh

(2) 風力発電設備

陸上風力50kW未満	陸上風力50kW以上	着床式洋上風力	浮体式洋上風力
0.69円/kWh	0.69円/kWh	0.68円/kWh	0.68円/kWh

(3) 地熱発電設備

1,000kW未満	1,000kW以上 30,000kW未満	30,000kW以上
0.43円/kWh	0.43円/kWh	0.43円/kWh

(4) 水力発電設備

200kW未満	200kW以上1,000kW未満	1,000kW以上5,000kW未満	5,000kW以上30,000kW未満
0.47円/kWh	0.47円/kWh	0.48円/kWh	0.53円/kWh

(5) バイオマス発電設備

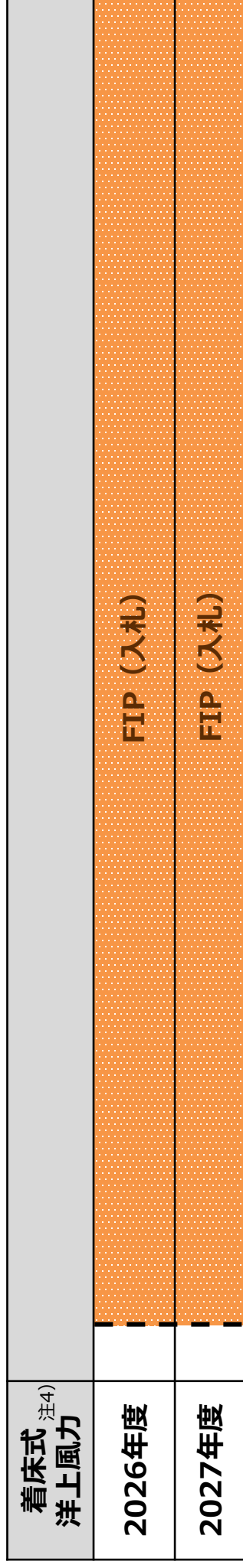
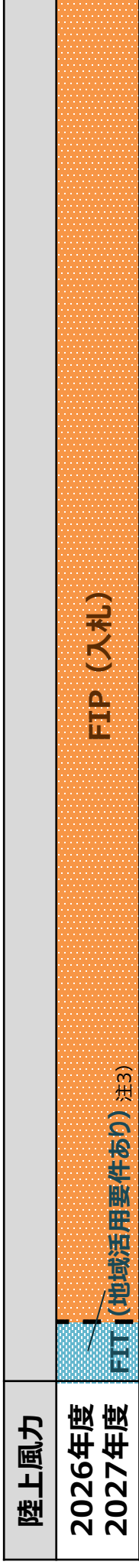
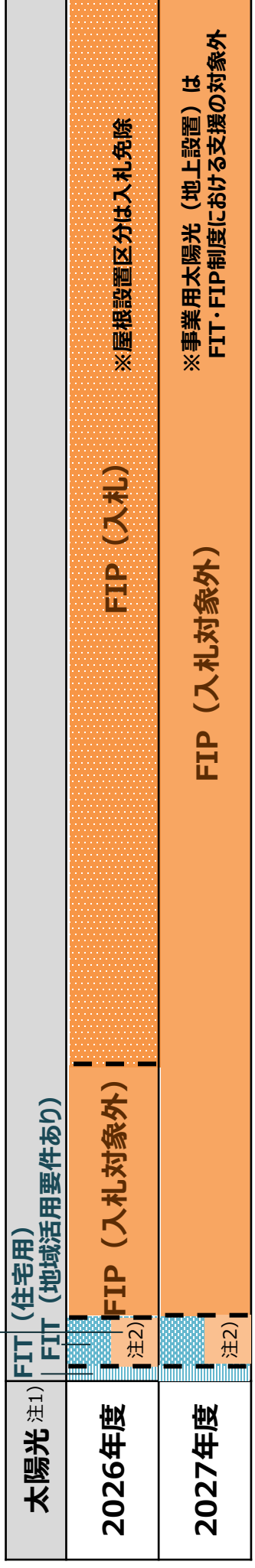
一般木材等 2,000kW未満	一般木材等 2,000kW以上10,000kW未満	建設資材廃棄物	一般廃棄物 その他バイオマス	メタン発酵 バイオガス
0.39円/kWh	0.39円/kWh	0.38円/kWh	0.46円/kWh	0.40円/kWh
未利用材 2,000kW未満	未利用材 2,000kW以上			
0.39円/kWh	0.39円/kWh			

※発電側課金相当額の算定方法については、令和6年度以降の調達価格等に関する意見(2024年2月7日)において取りまとめ。

※地熱発電(1,000kW以上30,000kW未満)については、調達価格/基準価格の算定にフォーミュラ方式を採用していることを踏まえ、発電側課金相当額を計算するにあたっては、設備利用率を1,000kW未満と30,000kW以上の価格算定に使用した諸元の平均値とする。

(参考) FIT/FIP・入札の対象（太陽光・風力）のイメージ

FIP ※選択可能



注1) 今年度の本委員会において、屋根設置等の地域との共生が図られた形での太陽光発電の導入を促進していくことは重要との観点から、支援の重点化を行う対象等の2027年度以降の太陽光発電への具体的な支援のあり方を2026年度以降の本委員会にて議論がされたこととして踏まえ、追加で検討すべき事項が生じた場合には、2026年度の本委員会において検討することとする。

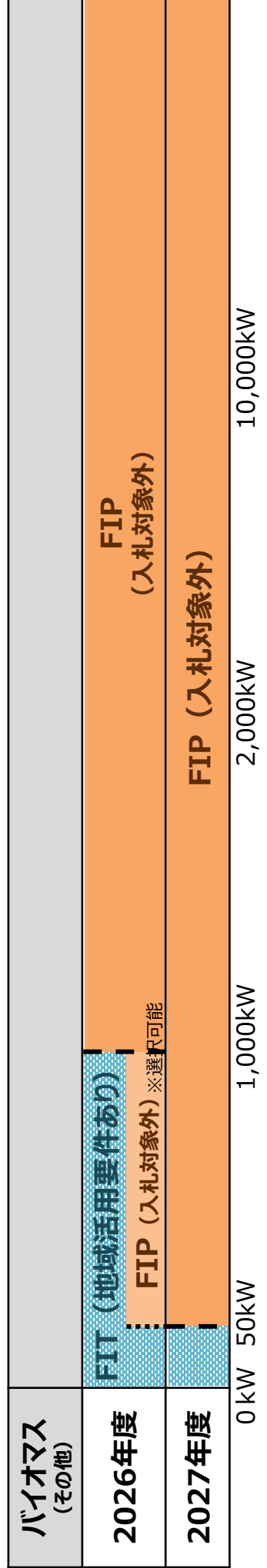
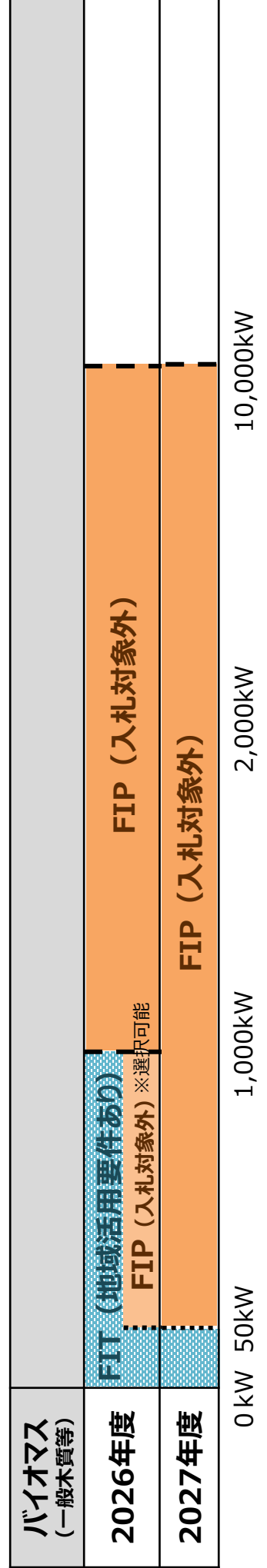
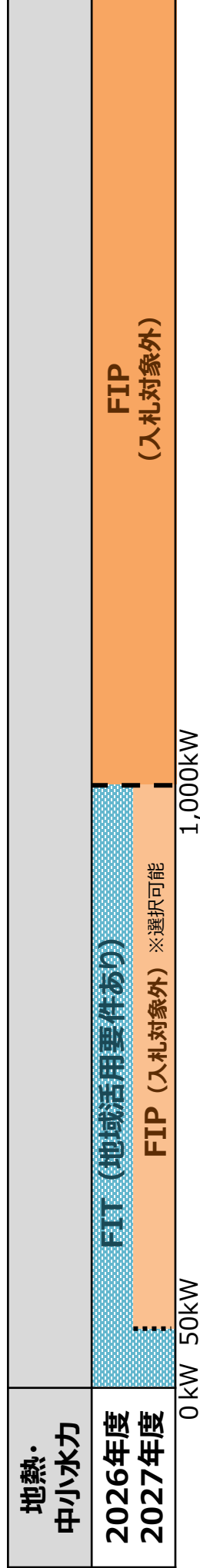
注2) 事業用太陽光は、一定の条件を満たさず場合には50kW未満であってもFIP制度が認められる。

注3) リブレードは入札対象外。特に1,000kW未満は、FIT/FIPが選択可能。

注4) 浮体式洋上風力については、FIT/FIPが選択可能。

※沖縄地域・離島等供給エリアはいずれの電源も地域活用要件なしでFITを選択可能とする。

(参考) FIT/FIP・入札の対象（地熱・中小水力・バイオマス）のイメージ 20



注1) 地熱・中小水力発電のブレイスは新設と同様の取扱い。注2) 一般木質等 (10,000kW以上) 及び液体燃料 (全規模) は、2026年度以降、FIT/FIP制度の支援の対象外。
 ※沖縄地域・離島等供給エリアは、いずれの電源も地域活用要件なしでFITを選択可能とする。
 ※バイオマス発電 (液体燃料を除く) のうち、廃棄物の焼却施設に設置されるものについては、50kW以上2,000kW未満の範囲においてFIT (地域活用要件あり) がFIP (入札対象外) を選択可能。

(裏綴じ)

附 則

1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2 この告示の施行前に実施された入札については、なお従前の規定を適用する。

<p>2 (略)</p> <p>(7)~(15) (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(8)~(16) (略)</p> <p>る。)</p> <p>合若しくは当該部分の供給にあたり供給 促進交付金の交付を受けない場合にあつ ては、当該調達上限量に含まれる部分に 限る。)が20%以上である場合に限</p>
----------------------------------	---

係る合計のバイオマス比率を40%以上減

少させる変更

イ 当該設備において用いるバイオマスに

係る合計のバイオマス比率を増加させる

変更（当該合計のバイオマス比率考慮後

出力に増加がない場合又は当該設備によ

る再生可能エネルギー電気の供給量のう

ち調達上限量を超える部分を特定契約に

よらないで供給する場合若しくは当該部

分の供給にあたり供給促進交付金の交付

を受けない場合を除く。）

ウ 調達上限比率を増加させる変更

エ 当該落札に係るバイオマス以外のバイ

オマスに係る再生可能エネルギー発電設

備の区分等ごとのバイオマス比率を増加

させる変更（当該設備を用いて行う発電

に係る電気の供給量（併せて当該設備の

出力を減少させる場合においては、当該

減少前の出力を基礎とした電気の供給

量）に占める当該増加に係る再生可能エ

ネルギー電気の量（調達上限量を超える

部分を特定契約によらないで供給する場

出力

第7 落札者決定の取消し等

1 落札者決定の取消事由

(略)

(1) (略)

(2) 落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力(バイオマス発電設備にあっては、入札バイオマス比率考慮後出力)を20%以上減少させたこと(バイオマス発電設備であって、バイオマス燃料の供給に係る設備

第7 落札者決定の取消し等

1 落札者決定の取消事由

(略)

(1) (略)

(2) 落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を20%以上減少させたこと。

る場合を除く。)

バイオマス比率考慮後出力が20%以上減少す

統する2年間に満たない範囲で当該入札バ

イオマ燃料の投入量を減らさざるを得ず、連

の故障により入札対象区分等に係るバイオ

設備が当該落札に係るバイオマス以外のバ

イオマスをを用いるバイオマス発電設備であ

るときは、次に掲げる変更をしたこと。

ア 当該設備において用いるバイオマスに

(3)~(6) (略)

(削る)

(略)

(1) 入札の結果
ア～ウ (略) (削る)

(2) 落札の結果
ア～ウ (略) (削る)

(略)

(1) 入札の結果
ア～ウ (略) (削る)

エ バイオマス発電設備にあっては、入札
された設備の入札バイオマス比率考慮後
出力の合計

(2) 落札の結果
ア～ウ (略) (削る)

エ バイオマス発電設備にあっては、落札
に係るバイオマス発電設備の入札バイオ
マス比率及び入札バイオマス比率考慮後

イ (略)

(5)・(6) (略)

3 (略)

4 入札の結果の公表

(略)			
10～	(略)	(略)	(略)
17	(略)	(略)	(略)

イ (略)

(5)・(6) (略)

3 (略)

4 入札の結果の公表

(略)			
11～	(略)	(略)	(略)
18	(略)	(略)	(略)
該調達上限量に含まれる部分に限る。)が2 0%以上である場合に 限る。)			

<p>少前の出力を基礎とし た電気の供給量)に占 める当該増加に係る再 生可能エネルギー電気 の量(調達上限量を超 える部分を特定契約に よらないで供給する場 合若しくは当該部分の 供給にあたり供給促進 交付金の交付を受けな い場合)については、当</p>		
--	--	--

--	--	--

<p>エ 当該落札に係るバイ オマス以外のバイオマ スに係る再生可能エネ ルギー発電設備の区分 等ごとのバイオマス比 率を増加させる変更 (当該設備を用いて行 う発電に係る電気の供 給量(併せて当該設備 の出力を減少させる場 合)については、当該減</p>		
--	--	--

--	--	--

	<p>比率」という。)を乗じて得た量(以下「調達上限量」という。)を超える部分を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該部分の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合を除く。)を\times 調達上限比率を増加させる変更</p>												
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>を増加させる変更(当該合計のバイオマス比率考慮後出力が増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち、当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量に当該変更前の当該合計のバイオマス比率(以下「調達上限</p>												
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

るバイオマス発電設備で	あるときは、次に掲げる	変更をしたこと。	ア 当該設備において用	いるバイオマスに係る	合計のバイオマス比率	を40%以上減少させ	る変更	イ 当該設備において用	いるバイオマスに係る	合計のバイオマス比率
-------------	-------------	----------	-------------	------------	------------	------------	-----	-------------	------------	------------

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ひ備考において同じ。)	のうち一部について落札	がなかったものとされ、	その結果により事業を中	止した場合を除く。)。	4～	9	第2	次保	証金	以外のバイオマスを用い
					(略))	当該落札に係る再生可能	エネルギー発電設備が当	該落札に係るバイオマス	全額

除く。)。					4～	9				
					(略))				

に第2次保証金の全額を	提供していることが確認	できなかったこと(入札	における最後の順位の落	札者(繰上げ落札者のう	ち最後の順位の者を含	む。)が、入札した発電	設備の出力のうち一部に	ついて落札がなかったも	のとされ、その結果によ	り事業を中止した場合を
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

に第2次保証金の全額を	提供していることが確認	できなかったこと(入札	における最後の順位の落	札者(繰上げ落札者のう	ち最後の順位の者を含	む。)が、入札した発電	設備の出力(バイオマス	発電設備にあつては、入	札バイオマス比率考慮後	出力。第5号、第15号及
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------------

合に同条の規定に基づき国庫納付すべき額

(以下「没収額」という。)はそれぞれ次の表のとおりとする。

保証	没収事由	金の種類	1・(略)	2)	3	第1	当該入札参加者が落札し	全額	次保	たにもかかわらず、第2	証金	次保証金の提供期限まで
没収	没収事由	金の種類	(略)	(略)								

合に同条の規定に基づき国庫納付すべき額

(以下「没収額」という。)はそれぞれ次の表のとおりとする。

保証	没収事由	金の種類	1・(略)	2)	3	第1	当該入札参加者が落札し	全額	次保	たにもかかわらず、第2	証金	次保証金の提供期限まで
没収	没収事由	金の種類	(略)	(略)								

第2次保証金への充当」の規定により、落札者が第1次保証金として提供した額が第2次保証金に充当される(落札者が第1次保証金として提供した額が第2次保証金として提供した額として提供した額が第2次保証金に充当される(落札者が第1次保証金として提供した額が第2次保証金に充当される)ため、当該保証書が第2次保証金の提供に追加的に納付すべき額は、当該落札者が提供すべき第2次保証金の額から当該落札者が第1次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

第1次保証金への充当」の規定により、落札者が第1次保証金として提供した額が第2次保証金に充当される(落札者が第1次保証金として提供した額が第2次保証金に充当される)ため、当該保証書が第2次保証金の一部に係る保証書とみなされる)ため、落札者が第2次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、当該落札者が提供すべき第2次保証金の額から当該落札者が第1次保証金として提供した額とする。

イ～エ (略)

(3) (略)

(4) 保証金の没収に関する事項

ア 没収事由及び没収額

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令(平成29年経済産業省令第5号)第5条に規定する入札実施指針に定める事由(以下「没収事由」という。)は次の表のとおりとし、没収事由に該当した場合

イ～エ (略)

(3) (略)

(4) 保証金の没収に関する事項

ア 没収事由及び没収額

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令(平成29年経済産業省令第5号)第5条に規定する入札実施指針に定める事由(以下「没収事由」という。)は次の表のとおりとし、没収事由に該当した場合

た非落札者が2以上ある場合には、くじで繰上げ落札者の順位を決定するものとする。

2 保証金

(略)

(1) 第1次保証金

ア 第1次保証金の額

第1次保証金の単価は、500円/kWとす

る。したがって、入札参加者が入札実施機

関に提供すべき第1次保証金の額は、当該

入札参加者の当該入札に係る再生可能エネ

ルギー発電設備の出力(バイオマス発電設

定するものとする。

2 保証金

(略)

(1) 第1次保証金

ア 第1次保証金の額

第1次保証金の単価は、500円/kWとす

る。したがって、入札参加者が入札実施機

関に提供すべき第1次保証金の額は、当該

入札参加者の当該入札に係る再生可能エネ

ルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて

備にあつては、入札バイオマス比率考慮後

出力)に当該単価を乗じて得た額とする。

イ・ウ (略)

(2) 第2次保証金

ア 第2次保証金の額

第2次保証金の単価は、5,000円/kWとす

る。したがって、落札者が入札実施機関に

提供すべき第2次保証金の額は、当該落札

者が落札した再生可能エネルギー発電設備

の出力(バイオマス発電設備にあつては、

入札バイオマス比率考慮後出力)に当該単

得た額とする。

イ・ウ (略)

(2) 第2次保証金

ア 第2次保証金の額

第2次保証金の単価は、5,000円/kWとす

る。したがって、落札者が入札実施機関に

提供すべき第2次保証金の額は、当該落札

者が落札した再生可能エネルギー発電設備

の出力に当該単価を乗じて得た額とする。

ただし、「(1)ウ 第1次保証金の返還及び

(3) 入札参加者が(2)の規定に基づき入札した発電設備の出力が、当該入札参加者に係る入札参加資格の審査のための事業計画に記載したものと異なる場合には、当該入札は無効とする。

(4)・(5) (略)

(6) 入札における最後の順位の落札者の再生可能エネルギー発電設備の出力のうち入札量を超過する分について落札がなかったものとき

れ、当該落札者が「2(2)イ 第2次保証金の

提供期限」に規定する期限までに落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したときは、供給価格上限額を超過しない供給価格で入札した非落札者(落札者以外の入札参加者を除く)のうち、低価格の非落札者から順次当初の最後の順位の落札者が落札した容量に達するまで非落札者をもって、1回に限り、改めて落札者(以下「繰上げ落札者」という。)として決定するものとする。なお、同冊で入札をした非落札者が2以上ある場合には、くじで繰上げ落札者の順位を決

(3) 入札参加者が(2)の規定に基づき入札した発電設備の出力(バイオマス発電設備にあっては、入札バイオマス比率考慮後出力)が、当該入札参加者に係る入札参加資格の審査のための事業計画に記載したものと異なる場合には、当該入札は無効とする。

(4)・(5) (略)

(6) 入札における最後の順位の落札者の再生可能エネルギー発電設備の出力(バイオマス発電設備にあっては、入札バイオマス比率考慮後出力)のうち入札量を超過する分について落

札がなかったものとき、当該落札者が「2(2)イ 第2次保証金の提供期限」に規定する期限までに落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したときは、供給価格上限額を超過しない供給価格で入札した非落札者(落札者以外の入札参加者をいう。以下同じ。)のうち、低価格の非落札者から順次当初の最後の順位の落札者が落札した容量に達するまでの非落札者をもって、1回に限り、改めて落札者(以下「繰上げ落札者」という。)として決定するものとする。なお、同冊で入札をし

ある。よって、地域との共生を図るための取組を求めることとし、次に掲げる事項を入札参加資格に関する基準に加えることとする。

(1)・(2) (略)

その他、入札実施機関に手数料を期限までに納付していることを入札参加資格に関する基準とする。

2 (略)

第5 入札の実施等

であることから、地域住民及びその周辺環境に対する配慮は不可欠である。よって、地域との共生を図るための取組を求めることとし、次に掲げる事項を入札参加資格に関する基準に加えることとする。

(1)・(2) (略)

その他、入札実施機関に手数料を期限までに納付していることを入札参加資格に関する基準とする。

2 (略)

第5 入札の実施等

(2) 入札参加者は、供給価格及びその用いる再生可能エネルギー発電設備の出力について入札する。供給価格については、円単位で、小数点以下第2位まで定めるものとする。なお、同一の入札の回数において、複数の発電設備について入札しようとする者は、発電設備ごとに入札することとする。

(1) (略)

1 入札の実施方法

(2) 入札参加者は、供給価格及びその用いる再生可能エネルギー発電設備の出力(バイオマス発電設備にあっては、入札バイオマス比率考慮後出力)について入札する。供給価格については、円単位で、小数点以下第2位まで定めるものとする。なお、同一の入札の回数において、複数の発電設備について入札しようとする者は、発電設備ごとに入札することとする。

(1) (略)

1 入札の実施方法

は、当該同意を得るために一定の期間を要することを考慮し、入札の参加に当たって事業計画が適合すべき基準から除くこととする。また、同条第4号に規定する許可等の処分の事前取得に係る基準については、認定の申請までの取得を求めるものとし、入札の参加に当たって事業計画が適合すべき基準から除くこととする。

また、施行規則第4条の2の2に規定する要件に該当し、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する事項の内容を周知させるための措置が必要となる場合にあっては、当該措置の実施

は、当該同意を得るために一定の期間を要することを考慮し、入札の参加に当たって事業計画が適合すべき基準から除くこととする。また、同条第4号に規定する許可等の処分の事前取得に係る基準については、認定の申請までの取得を求めるものとし、入札の参加に当たって事業計画が適合すべき基準から除くこととする。

また、施行規則第4条の2の2に規定する要件に該当し、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する事項の内容を周知させるための措置が必要となる場合にあっては、当該措置の実施

に係る基準を入札の参加資格に関する基準とせず、同令第4条の2の3第2項第7号イからホまで（同号第8号の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる時期に、同条に規定する措置を実施することを求めるものとする。

さらに、入札対象区分のうち出力2,000kW以上の太陽光発電設備、出力2,000kW以上の陸上風力発電設備及び着床式洋上風力発電設備は、比較的大規模なものであることから、地域住民及びその周辺環境に対する配慮は不可欠で

に係る基準を入札の参加資格に関する基準とせず、同令第4条の2の3第2項第7号イからホまで（同号第8号の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる時期に、同条に規定する措置を実施することを求めるものとする。

さらに、入札対象区分のうち出力2,000kW以上の太陽光発電設備、出力2,000kW以上の陸上風力発電設備、着床式洋上風力発電設備及び出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備は、比較的大規模なもの

バイオマス発電設備については、落札し、認定を受けた後に入札バイオマス比率考慮後出力を増加させた場合、結果として全体の入札量を超過し、当初想定していなかった国民負担が発生することになる。このため、当該発電設備が発電し供給する電力量に、認定時の入札バイオマス比率考慮後出力を当該発電設備の出力で除して得た値を乗じて得た量を、法第2条第5項に規定する特定契約に基づき電気事業者が調達する入札対象区分等に係る再生可能エネルギー電気の量の上限及び法第2条の2第2項に規定

第4 入札参加資格等
1 入札参加資格に関する基準
入札参加資格に関する基準は、事業計画が、施行規則第5条及び第5条の2（同条第1号及び第4号を除く。）並びに法第9条第4項第4号に規定する認定に係る基準に適合するものであることとする。なお、施行規則第5条の2第1号に規定する接続の同意に係る基準について

(削る)

様、20年間とする。ただし、認定を受けた日から起算して4年を経過した日を運転開始期限日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、20年間から運転開始期限日を超えた期間に相当する期間を減じて得た期間を交付期間又は調達期間とする。

7 バイオマス発電設備に係る再生可能エネルギー電気の調達量の上限及び供給促進交付金の交付対象となる再生可能エネルギー電気の量の上

限

する。着床式洋上風力発電設備（第4回）に

ついては、非公表とし、入札募集開始の日ま

でに設定することとする。

5 (略)

6 入札対象区分等に係る交付期間又は調達期

間

(1)～(3) (略)

(削る)

する。着床式洋上風力発電設備（第4回）及

びバイオマス発電設備（第8回）について

は、非公表とし、各回の入札募集開始の日ま

でに設定することとする。

5 (略)

6 入札対象区分等に係る交付期間又は調達期

間

(1)～(3) (略)

(4) バイオマス発電設備に係る交付期間又は

調達期間

入札対象でないバイオマス発電設備と同

4 供給価格上限額
供給価格上限額は、太陽光発電設備について、第28回9.60円、第29回9.60円、第30回9.60円、第31回9.60円、陸上風力発電設備(第6回)については、14.00円とし、追加入札を実施する場合は、第6回入札の加重平均落札価格又は13.70円のいずれか高い額と

4 供給価格上限額
供給価格上限額は、太陽光発電設備について、第24回8.90円、第25回8.83円、第26回8.75円、第27回8.68円、陸上風力発電設備(第5回)については、13.00円とし、追加入札を実施する場合は、第5回入札の加重平均落札価格又は12.00円のいずれか高い額と

4 供給価格上限額
供給価格上限額は、太陽光発電設備について、第6回における入札量は700MWとする。ただし、追加入札を実施する場合には、入札量は、第6回入札において落札されなかつた容量の40%の量とする。
(3) (略)
(削る)

4 供給価格上限額
供給価格上限額は、太陽光発電設備について、第5回における入札量は900MWとする。ただし、追加入札を実施する場合には、入札量は、第5回入札において落札されなかつた容量の40%の量とする。
(3) (略)
(4) 出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備及びバイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備
第8回における入札量は30MWとする。ただし、供給価格上限額を超えない供給価格の入札参加者を低価格の者から順に並べた際

3 入札量

入札対象区分等に係る入札量は、それぞれ下記のとおりとする。

3 入札量

するものとする。)

入札対象区分等に係る入札量は、それぞれ

下記のとおりとする。なお、バイオマス発電

設備について入札対象区分等に該当するバイオ

マス燃料とそれ以外の燃料を混焼する場合

は、当該設備の出力に入札対象区分等に該当

する燃料の投入比率(以下「入札バイオマス

比率」という。)を乗じたもの(以下「入札

バイオマス比率考慮後出力」という。)を、

入札に付する量とする。

(2) 陸上風力発電設備

ウ (略)

における応札量

上入札量未滿となった場合 前回入札

イ 前回入札において、応札量が91MW以

滿となった場合 91MW

ア 前回入札において、応札量が91MW未

りとする。

回から第31回までの入札量は、以下のとお

第28回における入札量は91MWとし、第29

(1) 太陽光発電設備

(2) 陸上風力発電設備

ウ (略)

における応札量

上入札量未滿となった場合 前回入札

イ 前回入札において、応札量が79MW以

滿となった場合 79MW

ア 前回入札において、応札量が79MW未

りとする。

回から第27回までの入札量は、以下のとお

第24回における入札量は79MWとし、第25

(1) 太陽光発電設備

発電設備については、令和9年度以降は入札対象外となる。

屋根に設ける場合を除く。)、出力50kW以上の陸上風力発電設備、着床式洋上風力発電設備、出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備及びバイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備とする(ただし、再生可能エネルギー発電設備の設置場所が沖縄県又は離島等(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第8号イに規定する離島等をいい、沖縄県に属するものを除く。))に属する場合には、特定調達対象区分等のうち入札対象区分等に該当

対象区分等のうち入札対象区分等は、出力250kW以上の太陽光発電設備(建築物の屋根に設ける場合を除く。)、出力50kW以上の陸上風力発電設備及び着床式洋上風力発電設備とする(ただし、再生可能エネルギー発電設備の設置場所が沖縄県又は離島等(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第8号イに規定する離島等をいい、沖縄県に属するものを除く。))に属する場合には、特定調達対象区分等のうち入札対象区分等に該当するものとする。))。なお、太陽光

出力10,000kW以上の一般木質バイオマス及び農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるもの(以下「一般木材等バイオマス」という。)によるバイオマス発電設備(石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。以下同じ。)並びに農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるもの(以下「バイオマス液体燃料」という。)によるバイオマス発電設備とする。また、特定調達対象区分等のうち入札対象区分等は、出力250kW以上の太陽光発電設備(建築物の

電設備については令和9年度以降は入札対

象外となる。陸上風力発電設備に係る入札

対象区分等の入札は、令和8年度の1年間

に1回の実施とし、着床式洋上風力発電設

備に係る入札対象区分等の入札は、令和7

年度及び令和8年度の2年間に1回の実施

とする。ただし、陸上風力発電設備につい

ては、応札量が1,100MWを超えた場合に

は、同年度内に追加入札を行うこととす

る。

(4) (略)

2 入札対象区分等

交付対象区分等のうち入札対象区分等は、

出力250kW以上の太陽光発電設備（建築物の

屋根に設ける場合を除く。）、出力50kW以上

の陸上風力発電設備及び着床式洋上風力発電

設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整

備に関する法律（平成30年法律第89号。以下

「整備法」という。）第16条第2項第10号に

規定する選定事業者が提出した整備法第17条

第1項に規定する公募占用計画に係るものを

除く。以下同じ。）とする。また、特定調達

2 入札対象区分等

交付対象区分等のうち入札対象区分等は、

出力250kW以上の太陽光発電設備（建築物の

屋根に設ける場合を除く。）、出力50kW以上

の陸上風力発電設備、着床式洋上風力発電設

備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備

に係る海域の利用の促進に関する法律（平成

30年法律第89号。以下「促進法」という。）

第13条第2項第10号に規定する選定事業者が

提出した促進法第14条第1項に規定する公募

占用計画に係るものを除く。以下同じ。）

(4) (略)

る。

は、同年度内に追加入札を行うこととす

いては、応札量が1,200MWを超えた場合に

は、同年度内に追加入札を行うこととす

入札対象区分等の入札は、各年度1回の実

力発電設備及びバイオマス発電設備に係る

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第五条第九項において準用する同条第一項及び第三項の規定に基づき、平成三十年経済産業省告示第五十三号（入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣 赤澤 亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第2 入札の実施に関する基本的事項</p> <p>1 入札の実施についての基本的考え方</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入札における公正かつ適正な競争を促進</p>	<p>第2 入札の実施に関する基本的事項</p> <p>1 入札の実施についての基本的考え方</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入札における公正かつ適正な競争を促進</p>

するため、入札は入札対象区分ごとに実施することとする。

(3) 事業機会の分散化と入札に係る手続に要

する時間を考慮し、太陽光発電設備に係る

入札対象区分等の入札は、令和8年度の1

年間に4回の実施とする。なお、太陽光発

するため、入札は入札対象区分ごとに実施することとする。ただし、バイオマス発電設備については、これまでの入札結果の検証を踏まえ、入札の競争性を確保するため、バイオマス発電設備に係る全ての入札対象区分等の入札を合わせて実施することとする。

(3) 事業機会の分散化と入札に係る手続に要

する時間を考慮し、太陽光発電設備に係る

入札対象区分等の入札は、各年度4回の美

施とし、陸上風力発電設備、着床式洋上風

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第二条第一項の規定は、令和九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和八年経済産業省令第二十九号。次項において「令和八年改正省令」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた設備の区分等に係る入札の対象とする交付対象区分等及び特定調達対象区分等の指定については、なお従前の例による。

2 令和八年改正省令附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた設備の

区分等に係る入札の対象とする交付対象区分等及び特定調達対象区分等の指定については、なお従前の例による。

2 特定調達対象区分等（法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等をいう。以下同じ。）のうち、入札の対象とする特定調達対象区分等は、設備の区分等のうち、施行規則第三条第五号の二及び第六号に掲げる設備の区分等（法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備の設置場所が沖縄県又は離島等（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号に規定する離島等をい、沖縄県に属するものを除く。）に属する場合に限る。）とする。

2 特定調達対象区分等（法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等をいう。以下同じ。）のうち、入札の対象とする特定調達対象区分等は、設備の区分等のうち、施行規則第三条第三号の三、第四号、第四号の二、第五号の二及び第六号に掲げる設備の区分等（法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備の設置場所が沖縄県又は離島等（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号に規定する離島等をい、沖縄県に属するものを除く。）に属する場合に限る。）とする。

用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する交付対象区分等をいう。以下同じ。）のうち、入札の対象とする交付対象区分等は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第三条に規定する設備の区分等（以下単に「設備の区分等」という。）のうち、同条第五号の二及び第六号に掲げる設備の区分等とする。

用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する交付対象区分等をいう。以下同じ。）のうち、入札の対象とする交付対象区分等は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第三条に規定する設備の区分等（以下単に「設備の区分等」という。）のうち、同条第三号の三、第四号、第四号の二、第五号の二及び第六号に掲げる設備の区分等とする。

1 交付対象区分等 (再生可能エネルギー電気の利	改正後
1 交付対象区分等 (再生可能エネルギー電気の利	改正前

(傍線部分は改正部分)

交付対象区分等及び特定調達対象区分等を指定する件の一部を次の表のように改正する。

第二条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第四条第一項に基づき入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等を指定する件の一部改正)

(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第四条第一項に基づき入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等を指定する件の一部改正)

十号) 第二条第一項第八号に規定する離島等を い、沖縄県に属するものを除く。) に属する場 合に限る。) とする。	(昭和三十九年法律第七十号) 第二条第一項第 八号に規定する離島等をい、沖縄県に属する ものを除く。) に属する場合に限る。) とする。
---	--

分等」という。)のうち、同条第三号の三、第四 号、第四号の一、第五号の一及び第六号に掲げる 設備の区分等とする。	2 特定調達対象区分等 (法第三条第一項に規定す る特定調達対象区分等をいう。以下同じ。) のう ち、入札の対象とする特定調達対象区分等は、設 備の区分等のうち、施行規則第三条第三号の三、 第四号、第四号の一、第五号の一及び第六号に掲 げる設備の区分等 (法第二条第二項に規定する再 生可能エネルギー発電設備の設置場所が沖縄県又 は離島等 (電気事業法 (昭和三十九年法律第七 十号) 及び第二十八号に掲げる設備の区分等 (法 第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電 設備の設置場所が沖縄県又は離島等 (電気事業法
分等」という。)のうち、同条第三号の三、第四 号、第四号の一、第五号の一、第六号、第二十七 号及び第二十八号に掲げる設備の区分等とする。	2 特定調達対象区分等 (法第三条第一項に規定す る特定調達対象区分等をいう。以下同じ。) のう ち、入札の対象とする特定調達対象区分等は、設 備の区分等のうち、施行規則第三条第三号の三、 第四号、第四号の一、第五号の一、第六号、第二 十七号及び第二十八号に掲げる設備の区分等 (法 第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電 設備の設置場所が沖縄県又は離島等 (電気事業法

○経済産業省告示第三十五号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第四条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、令和四年経済産業省告示第九十三号（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第四条第一項に基づき入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等を指定する件）の一部を改正する告示のように定める。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣 赤澤 亮正

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第四条第一項に基づき入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等を指定する件の一部を改正する告示

（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第四条第一項に基づき入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等を指定する件）の一部改正）

第一条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第四条第一項に基づき入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等を指定する件（令和四年経済産業省告示第九十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>1 交付対象区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する交付対象区分等をいう。以下同じ。）のうち、入札の対象とする交付対象区分等は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第三十一条に規定する設備の区分等（以下単に「設備の区</p>	<p>1 交付対象区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する交付対象区分等をいう。以下同じ。）のうち、入札の対象とする交付対象区分等は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第三十一条に規定する設備の区分等（以下単に「設備の区</p>

（傍線部分は改正部分）

附 則

1 この告示は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第三号を加える改正規定は、令和

八年十月一日から施行する。

2 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

(令和八年経済産業省令第二十九号) 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるこ

とされた設備の区分等に係る積立対象区分等の指定については、なお従前の例による。

<p>光発電設備である場合を除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 施行規則第三条第五号から第八号の三までに掲げる設備の区分等(その設備が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律(平成三十年法律第八十九号)第十六条第二項第十号に規定する選定事業者が提出した同法第十七条第一項に規定する公募占用計画に係る風力発電設備である場合を除く。)</p>	<p>電設備である場合を除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	---

○経済産業省告示第三十四号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第十五条の十二第一項及び同条第八項において準用する同条第一項の規定に基づき、令和三年経済産業省告示第三百三十四号（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第十五条の十二第一項に規定する積立対象区分等を指定する件）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣 赤澤 亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号。以下「法」という。）第十五条の十二第一項に規定する積立対象区分等は、次に掲げる設備の区分等（法第二条の
改正前	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号。以下「法」という。）第十五条の十二第一項に規定する積立対象区分等は、次に掲げる設備の区分等（法第二条の

<p>二第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）</p> <p>第三条第四号の三から第四号の六までに掲げる設備の区分等（その設備が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件（平成二十九年経済産業省告示第三十五号）附則第二条に規定する特例太陽</p>	<p>二第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）</p> <p>第三条第三号から第四号の六までに掲げる設備の区分等（その設備が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件（平成二十九年経済産業省告示第三十五号）附則第二条に規定する特例太陽光</p>
---	--

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

<p>7・8 (略)</p> <p>焼却施設に設置されるものに限る。) 、 第二十九号、第二十九号の二(廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。) 、 第二十九号の二(廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。) 、 第三十号、第三十号の二(廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。) 、 第三十号、第三十号の二(廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。) に掲げる設備の区分等とする。</p>	<p>7・8 (略)</p> <p>号、第二十九号の二(廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。) 、 第二十九号の二(廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。) 、 第三十号、第三十号の二(廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。) 及び第三十号の二(廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。) に掲げる設備の区分等とする。</p>
--	---

○経済産業省告示第三十三号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第一項の規定に基づき、令和四年経済産業省告示第七十号（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等を指定する件）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣 赤澤 亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>1～5（略）</p> <p>6 法第九条第四項の認定の日が令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における特定調達対象区分等は、施行規則<u>第三条</u>第一号、第四号の三、第五号、第七号から第八号</p>	<p>1～5（略）</p> <p>6 法第九条第四項の認定の日が令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における特定調達対象区分等は、施行規則<u>第三条</u>第七号、第九号から第十二号まで、第十七号、第</p>

<p>の二まで、第九号から第十二号まで、第十七号、第十七号の二、第十九号、第十九号の二、第二十号、第二十一号の二、第二十三号、第二十三号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）</p> <p>第十四号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）</p> <p>第十四号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）</p> <p>第十四号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）</p> <p>第十四号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）</p> <p>第十四号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）</p> <p>第十四号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）</p> <p>第十四号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）</p> <p>第十四号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）</p>	<p>第十七号の二、第十九号、第十九号の二、第二十一号、第二十一号の二、第二十三号、第二十三号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）</p> <p>第十七号の二、第十九号、第十九号の二、第二十一号、第二十一号の二、第二十三号、第二十三号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）</p> <p>第十七号の二、第十九号、第十九号の二、第二十一号、第二十一号の二、第二十三号、第二十三号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）</p> <p>第十七号の二、第十九号、第十九号の二、第二十一号、第二十一号の二、第二十三号、第二十三号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）</p> <p>第十七号の二、第十九号、第十九号の二、第二十一号、第二十一号の二、第二十三号、第二十三号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）</p> <p>第十七号の二、第十九号、第十九号の二、第二十一号、第二十一号の二、第二十三号、第二十三号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）</p> <p>第十七号の二、第十九号、第十九号の二、第二十一号、第二十一号の二、第二十三号、第二十三号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）</p> <p>第十七号の二、第十九号、第十九号の二、第二十一号、第二十一号の二、第二十三号、第二十三号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）</p> <p>第十七号の二、第十九号、第十九号の二、第二十一号、第二十一号の二、第二十三号、第二十三号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）</p> <p>第十七号の二、第十九号、第十九号の二、第二十一号、第二十一号の二、第二十三号、第二十三号の二（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）</p>
--	---

省令（令和八年経済産業省令第二十九号。次項において「令和八年改正省令」という。）附

則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた設備の区分等に係る交付対象

区分等の指定については、なお従前の例による。

2 令和八年改正省令附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた設備の

区分等に係る交付対象区分等の指定については、なお従前の例による。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条の二第一項の規定に基づき、令和四年経済産業省告示第六十九号（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等を指定する件）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣 赤澤 亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する交付対象区分等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一（略）</p>	<p>1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する交付対象区分等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一（略）</p>

<p>1 施行規則第三条第四号の三に掲げる設備の区分等</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>1 太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p>
---	--

附 則
（施行期日）

第一条 この告示は、令和九年四月一日から施行する。ただし、附則第二条第二項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する

令和七年三月三十一日（号外第七十一号）経済産業省告示第三十六号（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件）

（原稿誤り）

八八ページ改正後欄終りから一二行目は次のとおりの誤り。

(3) 水力発電設備

再生可能エネルギー発電設備の区分等 が属する期間	出力が千キロワット未満のもの	令和六年四月一日以降	○・六〇〇	除すべき率
	出力が千キロワット以上五千キロワット未満のもの	令和七年三月三十一日以前	○・四四八	
	出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの	令和七年四月一日以降	○・五六七	
	出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの	令和六年四月一日以降	○・四四八	
乗じるべき率	○・九二〇			除すべき率

(4)・(5) (略)

同ページ改正前欄終りから七行目は次のとおりの誤り。

(3) 水力発電設備

再生可能エネルギー発電設備の区分等	出力が千キロワット未満のもの	(新設)	○・九二〇	除すべき率
	出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの	(新設)		
乗じるべき率	○・九二〇			除すべき率

(4)・(5) (略)

率」という。)を乗じて得た量(二において「調達上限量」という。)を超える部分を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合

ハ 調達上限比率の変更(調達上限比率を増加させる変更を除く。)

ニ 旧規則第三条第二十七号若しくは第二十八号に掲げる設備の区分等ごとのバイオマス比率を減少させる変更又は旧規則第三条第二十七号若しくは第二十八号に掲げる設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更であつて当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量(併せて当該設備の出力を減少させる場合にあつては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量とする。)に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量(調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合又は当該供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合にあつては、当該調達上限量に含まれる部

分に限る。)が二十パーセント未満である場合(バイオマス比率考慮後出力が増加がない場合に限る。)

四 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについて
の電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

2 この告示の施行前に法第九条第四項の認定（法第十条第一項の変更の認定を含む。）を受

けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定発電設備が、この告示の施行の際現に再生

可能エネルギー発電事業の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和

八年経済産業省令第二十九号）による改正前の再生可能エネルギー発電事業の促進に関す

る特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）（第三号ニにおいて「旧規

則」という。）第三条第二十七号又は第二十八号に掲げる設備の区分等に該当する場合にお

いて、当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画についてこの告示の施行後に次に掲

げる法第十条第一項の変更の認定を受けたときは、当該変更の認定の日以後、当該設備につ

いて基準価格等及び調達価格等は適用しない。

一 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前における出力の変更（出力を減少させ

る変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未

満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続

の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定

二 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後における出力の変更（出力を減少さ

せる変更を除く。）の認定

三 当該設備に係るバイオマス比率の変更（次に掲げる変更を除く。）の認定

イ バイオマス比率（複数の種類のバイオマスを用いる場合にあつては、当該バイオマス

に係るバイオマス比率の合計。ロ及びニにおいて同じ。）を減少させる変更であつて当

該減少が当該バイオマス比率の四十パーセント未満である場合

ロ バイオマス比率を増加させる変更であつて、バイオマス比率考慮後出力が増加がない

場合又は当該設備による再生可能エネルギー発電事業の供給量のうち、当該設備を用いて行

う発電に係る電気の供給量に当該変更前のバイオマス比率（ハにおいて「調達上限比

日から施行する。

1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年十月一

附 則

<p>14・15 (略)</p> <p>解体等積立基準額と同額とする。</p> <p>基準額は、当該設備に従前適用されていた 時契約期間において適用される解体等積立 調達契約を締結した風力発電設備に係る一 法第二条の七第一項の規定に基づき一時</p>	<p>満の端数があるときは、これを切り上げ た月数)で除して得た額とする。</p>
<p>13・14 (略)</p> <p>(新設)</p>	

<p>四条に規定する新エネルギー等認定設備 として再生可能エネルギー電気の発電を 行っていたものを除く。)に係る解体等 積立基準額は、再生可能エネルギー発電 設備の区分等及び法第七条第八項の規定 に基づき入札の結果が公表されている直 近の風力発電設備に係る入札の回の欄に 応じてそれぞれ解体等積立基準額の欄に 掲げる額に百二十を乗じて得た額を令和 九年四月一日から交付期間又は調達期間 が終了する日までの期間の月数(一月未</p>	
---	--

<p>12 前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における</p> <p>に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札の回の欄に於いてそれぞれ解体等積立基準額の欄に掲げる額に百二十を乗じて得た額を令和九年四月一日から交付期間又は調達期間が終了する日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）で除して得た額とする。</p>	<p>12 前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における</p>
---	--

<p>の適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。</p> <p>が 交付期間又は調達期間が終了する日から起算して十年前の日が令和九年四月一日より前の日である風力発電設備（法第九条第四項の認定を受ける前に法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー電気の発電を行っていたものを除く。）に係る解体等積立基準額は、再生可能エネルギー発電設備の区分等及び法第七条第八項の規定</p>	
---	--

て当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間とし、当該期間又は当該設備に係る運転開始日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。

二 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができる場合、当該設備に適用される調達価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いも

ロ 当該設備に係る供給開始日が運転開始日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ハ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受け

第三	<p>て「直 近入札 供給価 格上限 額」と い う。」 と、法 第十条 第一項 の変更</p>
○・五六円	<p>合にあって は、法第十 条第一項の 変更の認定 前に当該風 力発電設備 に従前適用 されていた 解体等積立 基準額）</p>
(新 設)	<p>の 変更 の 認定 （この 項各号 に掲げ る変更 の認定 に限 る。） 前に当 該風力</p>
(新設)	

力発電設備を 除く。）	
第二回	<p>電 設 備 に 係 る 入 札 に お い て 適 用 さ れ た 供 給 価 格 上 限 額 （以下 この表 におい て「直 前価格が （変更認定 前価格が直 近入札供給 価格上限額 より低い場 合）」</p>
○・五九円	<p>力 発 電 設 備 に 従 前 適 用 さ れ て い た 解 体 等 積 立 基 準 額）</p>
(新 設)	<p>電 設 備 に 係 る 入 札 に お い て 適 用 さ れ た 供 給 価 格 上 限 額 と、法 第十条 第一項</p>
(新設)	

風力発電	風力発電設備	(次号)	に掲げ	るも	の、浮	体式洋	上風力	発電設備	備及び	特定風
法第七	条第八	項の規	定に基	づき入	札の結	果が公	表され	ている	直近の	風力発
二十	年間									
(新設)										
法第七	条第八	項の規	定に基	づき入	札の結	果が公	表され	ている	直近の	風力発
二十	年間									
(新設)										
○・六三円	(変更認定)	前価格が直	近入札供給	価格上限額	より低い場	合にあつて	は、法第十	条第一項の	変更の認定	前に当該風
二十	年間									
法第七	条第八	項の規	定に基	づき入	札の結	果が公	表され	ている	直近の	風力発
二十	年間									
(新設)										

風力発電	風力発電設備	近の直	る直	いてい	され
法第七	条第八	項の規	定に基	づき入	札の結
二十	年間				
(新設)					
法第七	条第八	項の規	定に基	づき入	札の結
二十	年間				
(新設)					
法第七	条第八	項の規	定に基	づき入	札の結
二十	年間				
(新設)					

再生可能エネルギー	ルギ	発電設備の区分	分等						
法第	七条	第八項の	規定	に基づき	入札	の結果	公表		
基準価	格又は	調達価	格						
交付	期間	又は	調達	期間					
解體等積立	基準額								
(新設)	設	格又は	調達	期間					
(新設)	設	格又は	調達	期間					
(新設)	設	格又は	調達	期間					
(新設)	設	格又は	調達	期間					

当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解體等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札の回の欄に於いて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解體等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一〜三 (略)

当するものに係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一〜三 (略)

11 次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における風

	電設備	及び特	定風力	発電設	備を除	く。)
	(略)					
	力発電設備であつて、入札対象区分等に該					
	の日の間					
	に属する					

11 次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における風

	(略)					
	力発電設備であつて、入札対象区分等に該					
	の日の間					
	に属する					
	に属する					

二	特定風	力発電	設備を	除	く。)	機関)が	は、推	進にあ	つて	行う場	合を	札業務
回	洋上風	力発電	設備	機関)が	公表する	に係る	供	額				
第三	回	落札者	ご	公表する	に係る	供	額					
第四	回	式洋上	風力発	機関)が	公表する	に係る	供	額				
七六	円	二	一	円	六四	円						

設) (新	機関)が	は、推	進にあ	つて	行う場	合を	札業務
設) (新	公表する	に係る	供	額			
設) (新	落札者	ご	公表する	に係る	供	額	
設) (新	どの落札	ご	公表する	に係る	供	額	
設) (新	給價格の	額					
設) (新							

10 法第七条第三項に規定する落札者の当該
 (略)

落札に係る風力発電設備であつて、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合(次項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。)における当該風力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発

10 法第七条第三項に規定する落札者の当該
 (略)

落札に係る風力発電設備であつて、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合(次項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。)における当該風力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

札に係る	供給価格	の額(調	達価格	は、消費	税及び地	方消費税	の額に相	当する額	を加えて	得た額)

札に係る	供給価格	の額(調	達価格	は、消費	税及び地	方消費税	の額に相	当する額	を加えて	得た額)

（浮体	式洋上	風力発	電設備	及び特	定風力	発電設	備を除	く。）	
第二	回	進機関が	入札業務	を行う場	合にあつ	ては、推	進機関）	が公表す	
項の規定	により推	進機関が	入札業務	を行う場	合にあつ	ては、推	進機関）	が公表す	
								る落札者	
								この落	
（新	設）	（新	設）	（新	設）	（新	設）	（新	設）
四	四	四	四	四	四	四	四	四	
四	四	四	四	四	四	四	四	四	

上風力	発電設	備及び	特定風	力発電	設備を	除	く。）	
回	第三	回追	加入	札	あつて	は、指定	入札機	
項の規定	により指	定入札機	関が入札	業務を行	う場合に	あつて	は、指定	
							入札機	
							関、法第	
							七条第十	
（新	設）	（新	設）	（新	設）	（新	設）	（新
四	四	四	四	四	四	四	四	
四	四	四	四	四	四	四	四	

ルギール	発電設備の区分	一				
決定	した	一回	風力発電設備の区	入札	の回	価格
第一	回	第八項の	法第七条	二十年	間	又は
第三	回	第二	に掲げ	り経済産	業大臣	(新法第十
の、	も	に掲げ	(次号	規定によ	り経済産	業大臣
体式洋	の、	も	に掲げ	り経済産	業大臣	(新法第十

再生可能エネルギー	落札者	又は調達	標準価格	交付	期間	等積
一	発電設備の区分等及び落札者を決定した	入札の回の欄に応じて、それぞれ同表の基	準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同	表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期	間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げ	る額とする。
等及び解体等積立基準額は、前各項の規定	にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー					
力発電設備に係る基準価格等又は調達価格						

(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)
(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)
(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)
(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)
(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)
(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)
(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)
(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)
(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)
(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)

(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)
(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)
(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)
(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)
(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)
(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)
(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)
(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)
(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)
(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)
(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)

ら起算して十年前の日が令和九年四月一日より前の日である風力発電設備（法第九條第四項の認定を受ける前に法附則第四條に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー電気の発電を行っていたものを除く。）に係る解体等積立基準額は、再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じてそれぞれ解体等積立基準額の欄に掲げる額に百二十を乗じて得た額を令和九年四月一日から交付期間又は

調達期間が終了する日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）で除して得た額とする。

9 法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る風力発電設備であつて、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合（第十一項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該風

9 法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る風力発電設備であつて、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合（第十一項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該風

備考 イ〜ハ (略)	ト 交付期間又は調達期間が終了する日か	項の変更	の認定前	に当該設	備に従前	適用され	ていた解	体等積立	基準額)	
備考 イ〜ハ (略) (新設)										

備考 イ〜ハ (略)	ト 交付期間又は調達期間が終了する日か	項の変更	の認定前	に当該設	備に従前	適用され	ていた解	体等積立	基準額)	
備考 イ〜ハ (略) (新設)										

令和八 年四月 一日か 定日か この項 第二の に掲げ の第三 のに掲 九	十三円	令和八 年四月 一日か 定日か この項 第二の に掲げ の第三 のに掲 九		令和八 年四月 一日か 定日か この項 第二の に掲げ の第三 のに掲 九		

令和六 年四月 一日か 定日か この項 第二の に掲げ の第三 のに掲 九	十二円	令和六 年四月 一日か 定日か この項 第二の に掲げ の第三 のに掲 九		令和六 年四月 一日か 定日か この項 第二の に掲げ の第三 のに掲 九			

上風 一日か	力発 令和	電設 十年三	備 月三十	（次 一日ま	号に で	掲げ で	るも	のを	く。
上風 一日か	力発 令和	電設 十年三	備 月三十	（次 一日ま	号に で	掲げ で	るも	のを	く。

二	式洋 年四月	浮体 令和六	三十六円	格） 認定前価	十條第一 項の変更 の認定前 に当該設 備に従前 適用され ていた解 体等積立 基準額）	一、〇七 円	二	式洋 年四月	浮体 令和六	三十六円	格） 認定前価
二	式洋 年四月	浮体 令和六	三十六円	格） 認定前価	十條第一 項の変更 の認定前 に当該設 備に従前 適用され ていた解 体等積立 基準額）	一、〇七 円	二	式洋 年四月	浮体 令和六	三十六円	格） 認定前価
二	式洋 年四月	浮体 令和六	三十六円	格） 認定前価	十條第一 項の変更 の認定前 に当該設 備に従前 適用され ていた解 体等積立 基準額）	一、〇七 円	二	式洋 年四月	浮体 令和六	三十六円	格） 認定前価

月三十
一日ま
である場合
であつ
て、変更
認定前価
格が十
三・七円
より低い
ときに
あつて
は、法第
ける日
ある場合
であつ
て、変更
認定前価
格が十
三・七円
より低い
ときに
あつて
は、法第
月三十
一日ま
である場合
であつ
て、変更
認定前価
格が十
三・七円
より低い
ときに
あつて
は、変更
ける日
ある場合
であつ
て、変更
認定前価
格が十
三・七円
より低い
ときに
あつて
は、変更

十四円よ
り低いと
きにあつ
ては、変
更認定前
価格)
十三・七
円(価格
年四月
一日か
ら令和
十年三
二号に掲
〇・七六
円(価格
決定日
この項第
二号に掲
ては、変
更認定前
価格)
十三・七
円(価格
年四月
一日か
ら令和
十年三
二号に掲
(新設)

<p>として再生可能エネルギー電気の発電を 行っていたものを除く。)に係る解体等 積立基準額は、再生可能エネルギー発電 設備の区分等及び価格決定日が属する期 間の欄に応じてそれぞれ解体等積立基準 額の欄に掲げる額に百二十を乗じて得た 額を令和九年四月一日から交付期間又は 調査期間が終了する日までの期間の月数 (一月未満の端数があるときは、これを 切り上げた月数)で除して得た額とす る。</p>	
--	--

<p>として再生可能エネルギー電気の発電を 行っていたものを除く。)に係る解体等 積立基準額は、再生可能エネルギー発電 設備の区分等及び価格決定日が属する期 間の欄に応じてそれぞれ解体等積立基準 額の欄に掲げる額に百二十を乗じて得た 額を令和九年四月一日から交付期間又は 調査期間が終了する日までの期間の月数 (一月未満の端数があるときは、これを 切り上げた月数)で除して得た額とす る。</p>	<p>として再生可能エネルギー電気の発電を 行っていたものを除く。)に係る解体等 積立基準額は、再生可能エネルギー発電 設備の区分等及び価格決定日が属する期 間の欄に応じてそれぞれ解体等積立基準 額の欄に掲げる額に百二十を乗じて得た 額を令和九年四月一日から交付期間又は 調査期間が終了する日までの期間の月数 (一月未満の端数があるときは、これを 切り上げた月数)で除して得た額とす る。</p>
--	--

--	--

--	--

下この項において「価格決定日」という。) が令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる

一	再生可 価格決	能エネ 定日が	ルギー 属する	発電設 期間	備の区 間	風力発 令和四	電設備 年四月	一 (次号 日か
一・二 (略)	基準価格又	は調達価格	又は立基	調達	期間	十六円 (調	達価格は、 消費税及び	〇. 五九 円

額とする。

下この項において「価格決定日」という。) が令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一	再生可 価格決	能エネ 定日が	ルギー 属する	発電設 期間	備の区 間	風力発 令和四	電設備 年四月	一 (次号 日か
一・二 (略)	基準価格又	は調達価格	又は	調達	期間	十六円 (調	達価格は、 消費税及び	二十 (新 設)

7 次に掲げる日のうちいずれか遅い日 (以

して再生可能エネルギー電気の発電を行つていたものを除く。)に係る解体等積立基準額は、再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じてそれぞれ解体等積立基準額の欄に掲げる額に百二十を乗じて得た額を令和九年四月一日から調達期間が終了する日までの期間の月数(一月未満の端数があると

きは、これを切り上げた月数)で除して得た額とする。

7 次に掲げる日のうちいずれか遅い日 (以

らの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

ホ 調達期間が終了する日から起算して

十年前の日が令和九年四月一日より前

の日である風力発電設備(法第九条第四

項の認定を受ける前に法附則第四条

に規定する新エネルギー等認定設備と

Blank box for handwritten input.

Blank box for handwritten input.

四	特定風力発電設備	十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	電設備	四
○・六	年間	一円	特定風力発電	四
イ	調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。	イ	特定風力発電	四
ロ	調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。	ロ	特定風力発電	四

ハ	当該設備が平成三十年四月一日以降に新法第九条第三項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期日より後の日である場合に	ハ	特定風力発電	四
	は、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。		特定風力発電	四
ニ	複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備が	ニ	特定風力発電	四

四	特定風力発電	十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	電設備	四
二十	年間	一円	特定風力発電	四
(新設)	年間	一円	特定風力発電	四

備考 第五項の表中の「備考」に同じ。

--	--	--	--	--

再生可能エ	再生可能エ	一・二（略） 進額の欄に掲げる額とする。
エネルギー発	エネルギー発	
調達価格	調達価格	月三十一日までの間に属する場合における 風力発電設備に係る調達価格等及び解体等 積立基準額は、前各項の規定にかかわら ず、次の表の再生可能エネルギー発電設備 の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調 達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間 の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基 準額の欄に掲げる額とする。
期間	期間	
調達	調達	
解体等	解体等	
積立基	積立基	

再生可能エ	再生可能エ	一・二（略） る。
エネルギー発	エネルギー発	
調達価格	調達価格	月三十一日までの間に属する場合における 風力発電設備に係る調達価格等は、前各項 の規定にかかわらず、次の表の再生可能エ ネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、 それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格 及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とす
期間	期間	
調達	調達	
（新設）	（新設）	

6	次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和三年四月一日から令和四年三月	は、再生可能エネルギー発電設備の区分 等及び価格決定日が属する期間の欄に 応じてそれぞれ解体等積立基準額の欄に掲 げる額に百二十を乗じて得た額を令和九 年四月一日から調達期間が終了する日ま での期間の月数（一月未満の端数がある ときは、これを切り上げた月数）で除し て得た額とする。
6	次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和三年四月一日から令和四年三月	

6	次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和三年四月一日から令和四年三月	
6	次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和三年四月一日から令和四年三月	

<p>5 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成三十年四月一日から令和三年</p> <p>は、再生可能エネルギー発電設備の区分及び価格決定日が属する期間の欄に於いてそれぞれ解体等積立基準額の欄に掲げる額に百二十を乗じて得た額を令和九年四月一日から調達期間が終了する日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）で除して得た額とする。</p>	<p>5 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成三十年四月一日から令和三年</p>
--	---

<p>六 調達期間が終了する日から起算して十</p> <p>年前の日が令和九年四月一日より前の日である風力発電設備（法第九条第四項の認定を受ける前に法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー発電の発電を行つていたものを除く。）に係る解体等積立基準額</p> <p>調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。</p>	
---	--

<p>始日を起算日とする。</p> <p>ハ 当該設備に係る供給開始日が運転開始 期限日より後の日である場合には、当該 設備に係る調達期間は、調達期間の欄に 掲げる期間から、当該運転開始期限日か ら当該供給開始日までの期間を除いたも のとする。</p> <p>ニ 複数の再生可能エネルギー発電設備を 併設した場合で、それぞれの設備からの 再生可能エネルギー電気の供給量を特定 することができない場合に適用される調</p>
--

<p>備考</p>

<p>備考</p> <p>イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロ ワット時当たりのものとする。</p> <p>ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開</p>

<p>て、その 平成三十 地方消 費税の 出力が二 十キロ ワット以 上のも で</p> <p>平成三十 年三月三 十一日ま で</p> <p>地方消 費税の 額に相 当する 額を加 えて得 た額</p>

三	特定風力 発電設備 平成二十 九年四月 一日から 税及び	出力が二 年三月三 十一日ま の額に 消費税	十キロ ワット以 で	上のもの 額を 加えて 得た額	掲げるも のを除 く。)	特定風力 発電設備 平成二十 九年四月 一日から 税及び	三 二〇 七 〇 円
二	洋上風力 発電設備 平成二十 九年四月 一日から 費税及 び地方	平成三十 年三月三 十一日ま の額に 消費税	で	相当す る額を 加えて 得た額	て、その であつ	洋上風力 発電設備 平成二十 九年四月 一日から 費税及 び地方	二 一 〇 七 円

三	特定風力 発電設備 平成二十 九年四月 一日から 税及び	出力が二 年三月三 十一日ま の額に 消費税	十キロ ワット以 で	上のもの 額を 加えて 得た額	く。)	特定風力 発電設備 平成二十 九年四月 一日から 税及び	三 二〇 七 〇 円
二	洋上風力 発電設備 平成二十 九年四月 一日から 費税及 び地方	平成三十 年三月三 十一日ま の額に 消費税	で	相当す る額を 加えて 得た額	て、その であつ	洋上風力 発電設備 平成二十 九年四月 一日から 費税及 び地方	二 一 〇 七 円

上記の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体系積立基準額の欄に掲げる額とする。	一・二（略）
同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体系積立基準額の欄に掲げる額とする。	一・二（略）

上記のもの （次号及 九年九月 三十日ま で に掲げる ものを除 く。）	上記のもの （次号及 九年九月 三十日ま で に掲げる ものを除 く。）
一日から 平成二十 一年十月 に消費 税及 費税	一日から 平成二十 一年十月 に消費 税及 費税
得た額 加えて る額を 相当す る額に 相当す る額を 加えて 得た額	得た額 加えて る額を 相当す る額に 相当す る額を 加えて 得た額
費税及 び地方 平成二十 一年九月 消費税 の額に 相当す る額を 加えて 得た額	費税及 び地方 平成二十 一年九月 消費税 の額に 相当す る額を 加えて 得た額
（新 設）	（新 設）

上記のもの （次号及 九年九月 三十日ま で に掲げる ものを除 く。）	上記のもの （次号及 九年九月 三十日ま で に掲げる ものを除 く。）
一日から 平成二十 一年十月 に消費 税及 費税	一日から 平成二十 一年十月 に消費 税及 費税
得た額 加えて る額を 相当す る額に 相当す る額を 加えて 得た額	得た額 加えて る額を 相当す る額に 相当す る額を 加えて 得た額
費税及 び地方 平成二十 一年九月 消費税 の額に 相当す る額を 加えて 得た額	費税及 び地方 平成二十 一年九月 消費税 の額に 相当す る額を 加えて 得た額
（新 設）	（新 設）

再生可能 価格決定 調達価 格 日 が 属 す る 期 間 一 発 電 設 置 の 期 間 備 の 区 分 等	再生可能 価格決定 調達価 格 日 が 属 す る 期 間 一 発 電 設 置 の 期 間 備 の 区 分 等
出力が二 十キロ ワット以 上	出力が二 十キロ ワット以 上
平成二十 二年四月 から	平成二十 二年四月 から
（新 設）	（新 設）

再生可能 価格決定 調達価 格 日 が 属 す る 期 間 一 発 電 設 置 の 期 間 備 の 区 分 等	再生可能 価格決定 調達価 格 日 が 属 す る 期 間 一 発 電 設 置 の 期 間 備 の 区 分 等
出力が二 十キロ ワット以 上	出力が二 十キロ ワット以 上
平成二十 二年四月 から	平成二十 二年四月 から
（新 設）	（新 設）

十年前の日が令和九年四月一日より前
 の日である風力発電設備（法第九条第
 四項の認定を受ける前に法附則第四条
 に規定する新エネルギー等認定設備と
 して再生可能エネルギー電気の発電を
 行っていたものを除く。）に係る解体
 等積立基準額は、解体等積立基準額の
 欄に掲げる額に百二十を乗じて得た額
 を令和九年四月一日から調達期間が終
 了する日までの期間の月数（一月未満
 の端数があるときは、これを切り上げ

4 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以
 下この項において「価格決定日」とい
 う。）が平成二十九年四月一日から平成三
 十年三月三十一日までの間に属する場合に
 おける風力発電設備であつて、その出力が
 二十キロワット以上のもに係る調達価格
 等及び解体等積立基準額は、第一項及び第
 二項の規定にかかわらず、次の表の再生可
 能エネルギー発電設備の区分等及び価格決
 定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ

4 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以
 下この項において「価格決定日」とい
 う。）が平成二十九年四月一日から平成三
 十年三月三十一日までの間に属する場合に
 おける風力発電設備であつて、その出力が
 二十キロワット以上のもに係る調達価格
 等は、第一項及び第二項の規定にかかわら
 ず、次の表の再生可能エネルギー発電設備
 の区分等及び価格決定日が属する期間の欄
 に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に

期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

二 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

六 調達期間が終了する日から起算して

備考

イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から、当該運転開始

備考 第一項の表中の「備考」に同じ。

地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	円
----------------------	---

地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	円
----------------------	---

調達価格	五十五円に消費税及び
調達期 間	二十年
解体等積 立基準額	四・二七

3 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であつて、その出力が二十キロワット未満のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、前二項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一・二 (略)

調達価格	五十五円に消費税及び
調達期 間	二十年
(新設)	(新設)

3 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であつて、その出力が二十キロワット未満のものに係る調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一・二 (略)

三	洋上風力発電	三十六円に消費税及び地方	設備であつ	て、その出力	が二十キロ	ワット以上の	もの
八六	年間	円	一・	年間	円	加えて得た額	を除外するもの
二	年間	円	〇七	年間	円	加えて得た額	に掲げるもの
二	年間	円	一・	年間	円	加えて得た額	を除外するもの

三	洋上風力発電	三十六円に消費税及び地方	設備であつ	て、その出力	が二十キロ	ワット以上の	もの
八六	年間	円	一・	年間	円	加えて得た額	を除外するもの
二	年間	円	〇七	年間	円	加えて得た額	に掲げるもの
二	年間	円	一・	年間	円	加えて得た額	を除外するもの

二	出力が二十キ	の もの	加えて得た額 相当する額を 消費税の額に	二十二円に消	〇
一	出力が二十キ	の もの	加えて得た額 相当する額を 消費税の額に	二十五円に消	四
二	出力が二十キ	の もの	加えて得た額 相当する額を 消費税の額に	二十二円に消	〇
一	出力が二十キ	の もの	加えて得た額 相当する額を 消費税の額に	二十五円に消	四

一〇三 (略)

二	出力が二十キ	の もの	加えて得た額 相当する額を 消費税の額に	二十二円に消	〇
一	出力が二十キ	の もの	加えて得た額 相当する額を 消費税の額に	二十五円に消	四
二	出力が二十キ	の もの	加えて得た額 相当する額を 消費税の額に	二十二円に消	〇
一	出力が二十キ	の もの	加えて得た額 相当する額を 消費税の額に	二十五円に消	四

得た額とする。

2 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギーの表の再生可能エネルギー発電設備の区分の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

二	出力が二十キ	の もの	加えて得た額 相当する額を 消費税の額に	二十二円に消	二十
一	出力が二十キ	の もの	加えて得た額 相当する額を 消費税の額に	二十五円に消	二十
二	出力が二十キ	の もの	加えて得た額 相当する額を 消費税の額に	二十二円に消	二十
一	出力が二十キ	の もの	加えて得た額 相当する額を 消費税の額に	二十五円に消	二十

一〇三 (略)

二	出力が二十キ	の もの	加えて得た額 相当する額を 消費税の額に	二十二円に消	二十
一	出力が二十キ	の もの	加えて得た額 相当する額を 消費税の額に	二十五円に消	二十
二	出力が二十キ	の もの	加えて得た額 相当する額を 消費税の額に	二十二円に消	二十
一	出力が二十キ	の もの	加えて得た額 相当する額を 消費税の額に	二十五円に消	二十

2 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等は、前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

四項の認定を受ける前に法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー電気の発電を行っていたものを除く。）に係る解体等積立基準額は、再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じてそれぞれ解体等積立基準額の欄に掲げる額に百二十を乗じて得た額を令和九年四月一日から調達期間が終了する日までの期間の月数（一月未満の端数があると

きは、これを切り上げた月数）で除し

ホ 調達期間が終了する日から起算して十年前の日が令和九年四月一日より前の日である風力発電設備（法第九条第

イ（二）（略）

備考	二	出力が二十	二十二円に消	費税及び地方	消費税の額に	相当する額を	加えて得た額
	キロワット	年間	円				
	二	出力が二十	二十二円に消	費税及び地方	消費税の額に	相当する額を	加えて得た額
	キロワット	年間	円				

備考
イ（二）（略）
（新設）

備考	二	出力が二十	二十二円に消	費税及び地方	消費税の額に	相当する額を	加えて得た額
	キロワット	年間	円				
	二	出力が二十	二十二円に消	費税及び地方	消費税の額に	相当する額を	加えて得た額
	キロワット	年間	円				

及び解体等積立基準額を定める件の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	<p>(風力発電設備に係る基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額)</p> <p>第三条 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十四年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び風力発電設備に係る調達価格等、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同一</p>
改正前	<p>(風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等)</p> <p>第三条 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十四年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に</p>

表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一〜三 (略)	<table border="1"> <tr> <td>再生可能エネルギー調達価格</td> <td>再生可能エネルギー発電設備の区分</td> <td>出力が二十</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>調達期間</td> <td>期間</td> <td>五十五円に消費税及び地方</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>調達期間</td> <td>期間</td> <td>五十五円に消費税の額に</td> <td>三</td> </tr> <tr> <td>調達期間</td> <td>期間</td> <td>相当する額を</td> <td>四</td> </tr> </table>	再生可能エネルギー調達価格	再生可能エネルギー発電設備の区分	出力が二十	一	調達期間	期間	五十五円に消費税及び地方	二	調達期間	期間	五十五円に消費税の額に	三	調達期間	期間	相当する額を	四
再生可能エネルギー調達価格	再生可能エネルギー発電設備の区分	出力が二十	一														
調達期間	期間	五十五円に消費税及び地方	二														
調達期間	期間	五十五円に消費税の額に	三														
調達期間	期間	相当する額を	四														
一〜三 (略)	<table border="1"> <tr> <td>再生可能エネルギー調達価格</td> <td>再生可能エネルギー発電設備の区分</td> <td>出力が二十</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>調達期間</td> <td>期間</td> <td>五十五円に消費税及び地方</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>調達期間</td> <td>期間</td> <td>五十五円に消費税の額に</td> <td>三</td> </tr> <tr> <td>調達期間</td> <td>期間</td> <td>相当する額を</td> <td>四</td> </tr> </table>	再生可能エネルギー調達価格	再生可能エネルギー発電設備の区分	出力が二十	一	調達期間	期間	五十五円に消費税及び地方	二	調達期間	期間	五十五円に消費税の額に	三	調達期間	期間	相当する額を	四
再生可能エネルギー調達価格	再生可能エネルギー発電設備の区分	出力が二十	一														
調達期間	期間	五十五円に消費税及び地方	二														
調達期間	期間	五十五円に消費税の額に	三														
調達期間	期間	相当する額を	四														

掲げる期間とする。

<p>(略)</p> <p>従前適用されていた基準価格又は調達価格(消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合)については、これらの額を控除して得た額のうち、いずれか低い額</p>	<p>(略)</p> <p>送供給料金に相当する額が含まれる場合 については、これらの額を控除して得た額のうち、いずれか低い額</p>
--	--

(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件の一部改正)

第二条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等

<p>とおりとする。</p> <p>基準価格又は調達価格</p> <p>交付期 間又は 調達期 間</p> <p>二十年</p> <p>果が公表されている直近のバイオマス発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、法第十条第一項の変更の認定(前項各号に掲げる変更の認定に限る。)前に当該バイオマス発電設備に</p>	<p>とおりとする。</p> <p>基準価格又は調達価格</p> <p>交付期 間又は 調達期 間</p> <p>二十年</p> <p>果が公表されている直近のバイオマス発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該バイオマス発電設備の基準価格又は調達価格(消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託</p>
---	---

二十年	間	<p>法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近のバイオマス発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、法第十条第一項の変更の認定(この項各号に掲げる変更の認定に限る。)前に当該バイオマス発電設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格のうち、いずれか低い額(調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)</p>
-----	---	---

二十年	間	<p>9 前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備であつて、入札対象区分等に該当するもの(木質バイオマスを用いる場合にあつては、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証</p> <p>明のためのガイドライン(平成二十四年六月十八日)「に準拠して分別管理が行われたことが確認されたものに限る。)(に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の</p>
-----	---	---

二十年	間	<p>法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近のバイオマス発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該バイオマス発電設備の基準価格又は調達価格のうち、いずれか低い額(調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)</p>
-----	---	--

二十年	間	<p>9 前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備であつて、入札対象区分等に該当するもの(木質バイオマスを用いる場合にあつては、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証</p> <p>明のためのガイドライン(平成二十四年六月十八日)「に準拠して分別管理が行われたことが確認されたものに限る。)(に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の</p>
-----	---	---

交付期	基準価格又は調達価格
問又は	
調達期	

イオアスをを用いる場合にあつては、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオアスの証明のため」のガイドライン（平成二十四年六月十八日）に準拠して分別管理が行われたことが確認されたものに限る。）に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一〜四（略）

九	(略)
八	次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで間に属する場合におけるバイオマス発電設備であつて、入札対象区分等に該当するもの（木質バ

価格等）

第六条（略）

二〜七（略）

八 次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで間に属する場合におけるバイオマス発電設備であつて、入札対象区分等に該当するもの（木質バ

交付期	基準価格又は調達価格
問又は	
調達期	

イオアスをを用いる場合にあつては、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオアスの証明のため」のガイドライン（平成二十四年六月十八日）に準拠して分別管理が行われたことが確認されたものに限る。）に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一〜四（略）

九	(略)
八	次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで間に属する場合におけるバイオマス発電設備であつて、入札対象区分等に該当するもの（木質バ

価格等）

第六条（略）

二〜七（略）

八 次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで間に属する場合におけるバイオマス発電設備であつて、入札対象区分等に該当するもの（木質バ

七	の 未満のも ロケット 上三万キ ロット以	掲げる日のいずれかである 場合であつて、変更認定前 価格が二十九分の五百五十 八から再生可能エネルギー 発電設備の出力に二万九千 分の七を乗じて得た額を控 除して得た額より低いとき にあつては、変更認定前価 格)	七 (略)
七	の 未満のも ロケット 上三万キ ロット以		七 (略)

六	の 第二種特 定地熱発 再生可能エネルギー発電設 備の出力に二万九千分の七 あつて、 を乗じて得た額を控除して 得た額 が千キロ	設備の出力に二万九千分の 十を乗じて得た額を控除し て得た額より低いときに あつては、変更認定前価 格)	六 の
六	第二種特 定地熱発 再生可能エネルギー発電設 備の出力に二万九千分の七 あつて、 を乗じて得た額を控除して 得た額 が千キロ		六 の

備の区分 等	一	三	四					
	(略)		出力が千二十九分の千七百七十四から	キロワット 再生可能エネルギー発電設	以上三 備の出力(キロワットで表	した量をいう。以下この項	万キロ において同じ。)に二万九	満のもの
調達 期間		(略)	十五年	年間				

(次号及 を控除して得た額)	び第六号 に掲げる	ものを除く。	を控除して得た額(価格決 定日がこの項第二号から第 四号までに掲げる日のい れかである場合であつて、 法第十条第一項の変更の認 定(この項第二号から第四 号までに掲げる変更の認定 に限る。)前に当該設備に 従前適用されていた基準価 格又は調達価格(消費税及 び地方消費税に相当する額
(次号及 を控除して得た額)	び第六号 に掲げる	ものを除く。	を控除して得た額

再生可能 エネルギー	再生可能 基準価格又は調達価格	一〜四 (略)
一発電設 又は	又は	
<p>四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における地熱発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前三項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。</p>		

再生可能 エネルギー	再生可能 基準価格又は調達価格	一〜四 (略)
一発電設 又は	又は	
<p>する場合における地熱発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前三項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。</p>		

経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する選定事業者ごとの選定に係る公募 占用計画に記載された供給価格の額	(略)
経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する選定事業者ごとの選定に係る公募 占用計画に記載された供給価格の額	
2・3 (略)	(地熱発電設備に係る基準価格等及び調達価格等)
4 次に掲げる日のうちいずれか遅い日(以下この項において「価格決定日」という。)が令和八年	

経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する選定事業者ごとの選定に係る公募 占用計画に記載された供給価格の額	(略)
経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する選定事業者ごとの選定に係る公募 占用計画に記載された供給価格の額	
2・3 (略)	(地熱発電設備に係る基準価格等及び調達価格等)
4 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和八年	

整備法第二十條第二項の規定に基づき	二十年間	基準価格又は調達価格	交付期間 又は調達 期間
<p>のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 選定事業者が整備法第二十一條第二項の公募占用計画（公募開始日が令和七年三月三十一日以前のもにに限る。）の変更の認定（整備法第十六條第二項第六号に掲げる事項に係る変更の認定に限る。）を受けた日</p>			

経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する選定事業者ごとの選定に係る公募 占用計画に記載された供給価格の額 (調達価格は、消費税及び地方消費税 の額に相当する額を加えて得た額)	経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する選定事業者ごとの選定に係る公募 費用に相当する額を加えて得た額
<p>14 選定事業者が提出した公募占用計画に関する風 力発電設備であつて、次に掲げる日のうちいずれ か遅い日が令和七年四月一日以降に属する場合に おける当該風力発電設備に係る基準価格等及び調 達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表</p>	

促進法第十七條第二項の規定に基づき	二十年間	基準価格又は調達価格	交付期間 又は調達 期間
<p>のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 選定事業者が促進法第十八條第二項の公募占用計画（公募開始日が令和七年三月三十一日以前のもにに限る。）の変更の認定（促進法第十三條第二項第六号に掲げる事項に係る変更の認定に限る。）を受けた日</p>			

経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する選定事業者ごとの選定に係る公募 占用計画に記載された供給価格の額 (調達価格は、消費税及び地方消費税 の額に相当する額を加えて得た額)	経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する選定事業者ごとの選定に係る公募 費用に相当する額を加えて得た額
<p>14 選定事業者が提出した公募占用計画に関する風 力発電設備であつて、次に掲げる日のうちいずれ か遅い日が令和七年四月一日以降に属する場合に おける当該風力発電設備に係る基準価格等及び調 達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表</p>	

<p>整備法第二十條第二項の規定に基づき</p> <p>二十年間</p>	<p>基準価格又は調達価格</p> <p>交付期間</p> <p>又は調達</p> <p>期間</p>	<p>の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p> <p>設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項 三十一日以前に属する場合における当該風力発電 力発電設備であつて、公募開始日が令和七年三月</p> <p>13 選定事業者が提出した公募占用計画に関する風</p> <p>(略)</p> <p>て得た額)のうち、いずれか低い額</p>
<p>促進法第十七條第二項の規定に基づき</p> <p>二十年間</p>	<p>基準価格又は調達価格</p> <p>交付期間</p> <p>又は調達</p> <p>期間</p>	<p>の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p> <p>設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項 三十一日以前に属する場合における当該風力発電 力発電設備であつて、公募開始日が令和七年三月</p> <p>13 選定事業者が提出した公募占用計画に関する風</p> <p>(略)</p>

<p>法第七条第八項の規定に基づき入札の結</p> <p>二十年間</p>	<p>果が公表されている直近の風力発電設備</p> <p>に係る入札において適用された供給価格</p> <p>上限額と、<u>法第十条第一項の変更の認定</u></p> <p>(前項各号に掲げる変更の認定に限</p> <p>る。)前に当該風力発電設備に従前適用</p> <p>されていた基準価格又は調達価格(消費</p> <p>税及び地方消費税に相当する額並びに発</p> <p>電側託送供給料金に相当する額が含まれ</p> <p>る場合にあつては、これらの額を控除し</p>	<p>間</p>
<p>法第七条第八項の規定に基づき入札の結</p> <p>二十年間</p>	<p>果が公表されている直近の風力発電設備</p> <p>に係る入札において適用された供給価格</p> <p>上限額と、<u>当該風力発電設備の基準価格</u></p> <p>又は<u>調達価格</u>(消費税及び地方消費税に</p> <p>相当する額並びに発電側託送供給料金に</p> <p>相当する額が含まれる場合にあつては、</p> <p>これらの額を控除して得た額)のうち、</p> <p>いずれか低い額</p>	<p>間</p>

<p>基準価格又は調達価格</p>	<p>12 前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定</p>	<p>て得た額</p>
<p>交付期 間又は 調達期</p>	<p>12 前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定</p> <p>の日が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であつて、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p>	<p>(略)</p>
<p>基準価格又は調達価格</p>	<p>12 前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定</p> <p>の日が令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であつて、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p>	<p>(略)</p>

<p>法第七条第八項の規定に基づき入札の結 果が公表されている直近の風力発電設備 に係る入札において適用された供給価格 上限額と、<u>法第十条第一項の変更の認定</u> <u>(この項各号に掲げる変更の認定に限</u> <u>る。)</u>前に当該風力発電設備に従前適用 されていた<u>基準価格又は調達価格</u>のう ち、いずれか低い額(調達価格は消費税 及び地方消費税の額に相当する額を加え</p>	<p>問 調達期</p>
<p>法第七条第八項の規定に基づき入札の結 果が公表されている直近の風力発電設備 に係る入札において適用された供給価格 上限額と、当該風力発電設備の<u>基準価格</u> 又は<u>調達価格</u>のうち、いずれか低い額 (調達価格は消費税及び地方消費税の額 に相当する額を加えて得た額)</p>	<p>問 二十年</p>

基準価格又は調達価格	11 次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで
間又は交付期	11 次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで

9 (略)	10 法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る風力発電設備であつて、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合（次項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該風力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする
9 (略)	10 法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る風力発電設備であつて、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合（次項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該風力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする

基準価格又は調達価格	11 次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで
間又は交付期	11 次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで

9 (略)	10 法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る風力発電設備であつて、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合（次項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該風力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする
9 (略)	10 法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る風力発電設備であつて、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合（次項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該風力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする

札対象 区分等 で 一日ま	る変更の認定に限 る。)前に当該設備に 従前適用されていた基 準価格又は調達価格 (消費税及び地方消費 税に相当する額並びに 発電側託送供給料金に 相当する額が含まれる 場合にあつては、これ らの額を控除して得た 額。以下この表におい
札対象 区分等 で 一日ま	る変更の認定に限 る。)前に当該設備に 従前適用されていた基 準価格又は調達価格 (消費税及び地方消費 税に相当する額並びに 発電側託送供給料金に 相当する額が含まれる 場合にあつては、これ らの額を控除して得た 額。以下この表におい
札対象 区分等 で 一日ま	る変更の認定に限 る。)前に当該設備に 従前適用されていた基 準価格又は調達価格 (消費税及び地方消費 税に相当する額並びに 発電側託送供給料金に 相当する額が含まれる 場合にあつては、これ らの額を控除して得た 額。以下この表におい
札対象 区分等 で 一日ま	る変更の認定に限 る。)前に当該設備に 従前適用されていた基 準価格又は調達価格 (消費税及び地方消費 税に相当する額並びに 発電側託送供給料金に 相当する額が含まれる 場合にあつては、これ らの額を控除して得た 額。以下この表におい

発電設 備の区 分等 期間	一	風力発 電設備 (略)	風力発 電設備 (略)	令和八 年四月 及び第 二号に 掲げる ら令和 三年三 月三十 びに入	令和八 年四月 及び第 二号に 掲げる ら令和 三年三 月三十 びに入	調達 期間
発電設 備の区 分等 期間	一	風力発 電設備 (略)	風力発 電設備 (略)	令和八 年四月 及び第 二号に 掲げる ら令和 三年三 月三十 びに入	令和八 年四月 及び第 二号に 掲げる ら令和 三年三 月三十 びに入	調達 期間
発電設 備の区 分等 期間	一	風力発 電設備 (略)	風力発 電設備 (略)	令和八 年四月 及び第 二号に 掲げる ら令和 三年三 月三十 びに入	令和八 年四月 及び第 二号に 掲げる ら令和 三年三 月三十 びに入	調達 期間
発電設 備の区 分等 期間	一	風力発 電設備 (略)	風力発 電設備 (略)	令和八 年四月 及び第 二号に 掲げる ら令和 三年三 月三十 びに入	令和八 年四月 及び第 二号に 掲げる ら令和 三年三 月三十 びに入	調達 期間

再生可能エネルギー	再生可能エネルギー	再生可能エネルギー	再生可能エネルギー
交付期間	交付期間	交付期間	交付期間
又は	又は	又は	又は

一・二 (略)

間とする。

及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期
れ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格
び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞ
次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及
及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、
する場合における風力発電設備に係る基準価格等

再生可能エネルギー	再生可能エネルギー	再生可能エネルギー	再生可能エネルギー
交付期間	交付期間	交付期間	交付期間
又は	又は	又は	又は

一・二 (略)

間とする。

及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期
れ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格
び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞ
次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及
及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、
する場合における風力発電設備に係る基準価格等

52 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
チ (略)	第三條 (略)	第三條 (略)	第三條 (略)
	2 (略)	2 (略)	2 (略)

(風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格
項において「価格決定日」という。) が令和六年
四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属
8 次に掲げる日のうちいずれか遅い日 (以下この
項において「価格決定日」という。) が令和六年
四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属

48 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
チ (略)	第三條 (略)	第三條 (略)	第三條 (略)
	2 (略)	2 (略)	2 (略)

(風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格
項において「価格決定日」という。) が令和六年
四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属
8 次に掲げる日のうちいずれか遅い日 (以下この
項において「価格決定日」という。) が令和六年
四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属

<p>ト 市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であつて、法第十条第一項の變更の認定(第四十九項第四号に掲げる變更の認定に限る。)の場合に適用される基準価格は、当該變更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格の過積載率の欄に掲げる率を乗じて得た額に、この表の基準価格の欄に掲げる価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第一欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額とする。</p>	<p>ト 市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であつて、法第十条第一項の變更の認定(第四十五項第四号に掲げる變更の認定に限る。)の場合に適用される基準価格は、当該設備に従前適用されていた基準価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第一欄に掲げる率を乗じて得た額に、この表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じてそれぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第二欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額とする。</p>
--	--

<p>備考 イ〜(略)</p> <p>格(消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額。以下この表において「變更認定前価格」という。)のうち、いづれか低い額</p>	<p>備考 イ〜(略)</p> <p>給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額)のうち、いづれか低い額における解体等積立基準額</p>
--	--

に係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立 基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の とおりとする。	交付 解体等積立基準額	期間 又は 調達 期間	法第七条第八項の規定に	基準価格又は調達価格	とおりとする。
			法第七条第八項の規定に	基準価格又は調達価格	
に係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立 基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の とおりとする。	交付 解体等積立基準額	期間 又は 調達 期間	法第七条第八項の規定に	基準価格又は調達価格	とおりとする。
			法第七条第八項の規定に	基準価格又は調達価格	

発電設備に係る入札にお いて適用された供給価格 上限額（以下の表にお いて「直近入札供給価格 上限額」という。）と、 法第十条第一項の変更の 認定（第四十九項各号に 掲げる変更の認定に限 る。）前に当該太陽光発 電設備に従前適用されて いた基準価格又は調達価	発電設備に係る入札にお いて適用された供給価格 上限額、当該太陽光発 電設備の基準価格又は調 達価格（消費税及び地方 消費税に相当する額並び に発電側託送供給料金に 相当する額が含まれる場 合にあつては、これらの 額を控除して得た額）の うち、いずれか低い額	ける解体等積立基 準額	発電設備に係る入札にお いて適用された供給価格 上限額と、当該太陽光発 電設備の基準価格又は調 達価格（消費税及び地方 消費税に相当する額並び に発電側託送供給料金に 相当する額が含まれる場 合にあつては、これらの 額を控除して得た額）の うち、いずれか低い額	ている直近の太陽 光発電設備に係る 入札において適用 された供給価格上 限額と、当該再生 可能エネルギー発 電設備の基準価格 又は調達価格（消 費税及び地方消費 税に相当する額並 びに発電側託送供

<p>当該設備の出力に当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格を乗じた額に、太陽電池の合計出力から当該設備の出力を控除した値に、太陽電池の合計出力から当該設備の出力を控除した値に、太陽電池の合計出力を乗じた額とする。</p>	<p>51 第四十九項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、入札対象区分等に該当するもの</p>
<p>当該設備の出力に当該設備に従前適用されていた基準価格を乗じた額に、太陽電池の合計出力から当該設備の出力を控除した値に、太陽電池の合計出力を乗じた額とする。</p>	<p>47 第四十五項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、入札対象区分等に該当するもの</p>

<p>は、これらの額を控除して得た額。以下の表において「変更認定前価格」という。)のうち、いずれか低い額</p>	<p>備考 イ〜 (略) ト 市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であつて、法第十条第一項の変更の認定(前項第四号に掲げる変更の認定に限る。)の場合に適用される基準価格は、</p>
<p>得た額)のうち、いずれか低い額に おける解体等積立 基準額</p>	<p>備考 イ〜 (略) ト 市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であつて、法第十条第一項の変更の認定(前項第四号に掲げる変更の認定に限る。)の場合に適用される基準価格は、</p>

上限額」という。)と、 法第十条第一項の変更の 認定(前項各号に掲げる 変更の認定に限る。)前 に当該太陽光発電設備に 従前適用されていた基準 価格又は調達価格(消費 税及び地方消費税に相当 する額並びに発電側託送 供給料金に相当する額が 含まれる場合)であつて	連価格(消費税及び地方 消費税に相当する額並び に発電側託送供給料金に 相当する額が含まれる場 合)にあつては、これらの 額を控除して得た額)の うち、いずれか低い額	限度と、当該再生 可能エネルギー発 電設備の基準価格 又は調達価格(消 費税及び地方消費 税に相当する額並 びに発電側託送供 給料金に相当する 額)が含まれる場合 にあつては、これ らの額を控除して
---	---	---

法第七条第八項の規定に 基づき入札の結果が公表 されている直近の太陽光 発電設備に係る入札にお いて適用された供給価格 上限額(以下の表にお いて「直近入札供給価格 標準額	直近入札供給価格 上限額と変更認定 前価格のうち、い づれか低い額にお ける解体等積立基 準額	法第七条第八項の規定に 基づき入札の結果が公表 されている直近の太陽光 発電設備に係る入札にお いて適用された供給価格 上限額と、当該太陽光発 電設備の基準価格又は調 達期間	法第七条第八項の 規定に基づき入札 の結果が公表され ている直近の太陽 光発電設備に係る 入札において適用 された供給価格上 限額	期間 又は 調達 期間
---	--	--	--	----------------------

<table border="1"> <tr> <td>基準価格又は調達価格</td> <td>交付</td> <td>解体等積立基準額</td> </tr> </table>	基準価格又は調達価格	交付	解体等積立基準額	<p>50] 前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p>	<p>出力を控除した値に基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格を乗じた額を加え、太陽電池の合計出力で除した額とする。</p>
基準価格又は調達価格	交付	解体等積立基準額			
<table border="1"> <tr> <td>基準価格又は調達価格</td> <td>交付</td> <td>解体等積立基準額</td> </tr> </table>	基準価格又は調達価格	交付	解体等積立基準額	<p>49] 前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p>	<p>又は調達価格の欄に掲げる価格を乗じた額を加え、太陽電池の合計出力で除した額とする。</p>
基準価格又は調達価格	交付	解体等積立基準額			

<p>備考</p> <p>イ〜二 (略)</p> <p>ホ 市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であつて、法第十条第一項の変更の認定(この項第四号に掲げる変更の認定に限る。)の場合に適用される基準価格は、当該設備の出力に当該設備に従前適用されていた基準価格を乗じた額に、太陽電池の合計出力から当該設備の出力を控除した値に基準価格</p>	<table border="1"> <tr> <td>る解体等積</td> <td>立基準額</td> </tr> </table>	る解体等積	立基準額
る解体等積	立基準額		
<p>備考</p> <p>イ〜二 (略)</p> <p>ホ 市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であつて、法第十条第一項の変更の認定(第四号に掲げる変更の認定に限る。)の場合に適用される基準価格は、当該設備の出力に当該設備に従前適用されていた基準価格を乗じた額に、太陽電池の合計出力から当該設備の出力を控除した値に基準価格</p>	<table border="1"> <tr> <td>る解体等積</td> <td>立基準額</td> </tr> </table>	る解体等積	立基準額
る解体等積	立基準額		

交付 期間 又は 基準額	基準価格又は調達価格
	一〜四 (略)
<p>49) 次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで</p> <p>の間に属する場合における太陽光発電設備であつて、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p>	
交付 期間 又は 基準額	解体等積立

交付 期間 又は 基準額	基準価格又は調達価格
	一〜四 (略)
<p>49) 次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで</p> <p>の間に属する場合における太陽光発電設備であつて、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p>	
交付 期間 又は 基準額	解体等積立

第二十回 法第七条第八項の 二十年間 〇. 六一 円	七回 業大臣 (法第七条 第十項の規定によ り推進機関が入札 業務を行う場合に あつては、推進機 関) が公表する落 札者ごとの落札に 係る供給価格の額	第二十八回	回	第二十九回	回	第三十回	第三十一回
		(略)					

第二十回 法第七条第八項の 二十年間 〇. 六一 円	七回 業大臣 (法第七条 第十項の規定によ り推進機関が入札 業務を行う場合に あつては、推進機 関) が公表する落 札者ごとの落札に 係る供給価格の額	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)
		(略)					

入札の回	決定した価格	落札者を基準価格又は調達
期間	又は調達	交付期間
	又は調達	解体等積立基準額

第一項の変更の認定を受けた場合を除く。) における当該太陽光発電設備に係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の落札者を決定した入札の回の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

入札の回	決定した価格	落札者を基準価格又は調達
期間	又は調達	交付期間
	又は調達	解体等積立基準額

第一項の変更の認定を受けた場合を除く。) における当該太陽光発電設備に係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の落札者を決定した入札の回の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

49	表 (略)	が令和六年四月一日から令和九年三月三十一日まで	係る太陽光発電設備であつて、落札者の決定の日	法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に
----	-------	-------------------------	------------------------	-----------------------

格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の落札者を決定した入札の回の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

44	表 (略)	が令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで	係る太陽光発電設備であつて、落札者の決定の日	法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に
----	-------	-------------------------	------------------------	-----------------------

格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の落札者を決定した入札の回の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

法第九条第四項の認定の日が令和二年三月三十一日以前であつて、当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合するものに限る。）

45] 第三十七項から前項までの規定は、系統連系工事着工申込書を一般送配電事業者等に提出したみなし認定事業者が供給開始日までの間に法第十条第一項の変更の認定を申請（施行規則第九条第一項第十五号の二に基づく申請を除く。）した場合その他当該一般送配電事業者等から系統連系工事着工申込書の再度の提出を求められた場合において、当該みなし認定事業者が行つた当該再度の提出に係る系統連系工事着工申込みの受領の日について適用する。

46] (略)

47] 法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る太陽光発電設備であつて、落札者の決定の日が平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合（第四十九項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該太陽光発電設備に係る基準価

41] 第三十四項から前項までの規定は、系統連系工事着工申込書を一般送配電事業者等に提出したみなし認定事業者が供給開始日までの間に法第十条第一項の変更の認定を申請（施行規則第九条第一項第十五号の二に基づく申請を除く。）した場合その他当該一般送配電事業者等から系統連系工事着工申込書の再度の提出を求められた場合において、当該みなし認定事業者が行つた当該再度の提出に係る系統連系工事着工申込みの受領の日について適用する。

42] (略)

43] 法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る太陽光発電設備であつて、落札者の決定の日が平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合（第四十五項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該太陽光発電設備に係る基準価

定に限る。)により第二十四項、第二十七項、第三十項、第三十二項及び第三十五項の適用を受けているもの

二 令和六年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定(太陽電池の合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット以上であるもの若しくは当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの(当該設備の出力を増加させる場合を除く。)に限る。)により第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十二項

六項の適用を受けているもの
三 令和八年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定により第三十二項及び第三十三項の適用を受けているもの(出力が五十キロワット以上)のものに限り、屋根設置太陽光発電設備を除く。
四 令和八年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定により第三十三項の規定の適用を受けているもの(出力が十キロワット以上五十キロワット未満のものに限り、屋根設置太陽光発電設備を除く。)(新法第九条第三項の認定又は

開始予定日の変更の認定とみなして、第二十五項（当該設備を用いて発電した再生可能エネルギーを市場取引等により供給する場合にあつては、第二十四項）の規定を適用する。この場合において、第二十四項本文中「令和七年三月三十一日まで」とあるのは「令和九年三月三十一日まで」と、「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」と、同項第二号中「第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定」とあるのは「第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定及び当該設備

の運転開始予定日の変更の認定」と、第二十五項本文中「令和七年三月三十一日まで」とあるのは「令和九年三月三十一日まで」と、「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」と、同項第二号中「第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定」とあるのは「第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

一 令和六年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号ニに掲げる変更の認定

44 系統連系工事着工申込みの受領の日が令和八年
 四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属
 する場合における太陽光発電設備（第二十四項、
 第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項
 から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項
 に掲げるもの（次の各号に掲げるものを除く。）
 を除く。）については、第一項から第五項まで、
 第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、
 第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項ま
 で及び第三十七項から前項までの規定にかかわら
 ず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受
 領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転

（新設）
 二項本文中「令和六年三月三十一日まで」とある
 のは「令和八年三月三十一日まで」と、「以上の
 もの（入札対象区分等に該当するものを除
 く。）」とあるのは「以上のもの」と、同項第二
 号中「第十七項第二号イから二までに掲げる変更
 の認定」とあるのは「第十七項第二号イから二ま
 でに掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予
 定日の変更の認定」とする。

三月三十一日まで」とあるのは「令和七年三月三十一日まで」と、「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」とす

表で「以上のもの（入札対象区分等に該当するもの）」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、同項の認定「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」とす

四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属

する場合における太陽光発電設備（第二十一項、第二十二項、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるもの（令和五年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（第十六項第一号に掲げる変更の認定に限る。）により第二十一項、第二十四項、第二十七項、第三十項、第三十二項及び第三十五項の適用を受けているもの又は令和六年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット

と、「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」と、同項第二号イ中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、同項の表中「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」とする。

四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属

する場合における太陽光発電設備（第二十一項、第二十二項、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項まで）に掲げるもの（令和五年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（第十六項第一号に掲げる変更の認定に限る。）により第二十一項、第二十四項、第二十七項、第三十項及び第三十二項の適用を受けているもの又は令和六年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット以上であるもの若しくは当該合計出力を三

せるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除

く。）に限る。）により第二十四項、第二十五

項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三

十三項まで、第三十五項及び第三十六項の適用を

受けているものを除く。）を除く。）について

は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第

十項、第十二項、第十四項及び第三十七項から前

項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統

連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規

定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定

とみなして、第十七項（当該設備を用いて発電し

加させる場合を除く。）に限る。）により第二十

四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び

第三十項から第三十三項までの適用を受けている

ものを除く。）を除く。）については、第二項か

ら第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二

項、第十四項及び第三十四項から前項までの規定

にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工

申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該

設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、

第十七項（当該設備を用いて発電した再生可能エ

ネルギー電気を市場取引等により供給する場合に

た再生可能エネルギー電気を市場取引等により供

給する場合にあつては、第十六項）の規定を適用

する。この場合において、第十六項本文中「令和

五年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年三

月三十一日まで」と、「入札対象区分等に該当

するものを除く。）とあるのは「又はみなし認

定事業者に係るものうちその出力が十キロワッ

ト以上五十キロワット未満のもの」と、同項第二

号イ中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次

に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定

日の変更の認定」と、第十七項本文中「令和五年

あつては、第十六項）の規定を適用する。この場

合において、第十六項本文中「令和五年三月三十

日まで」とあるのは「令和七年三月三十一日ま

で」と、「入札対象区分等に該当するものを除

く。）とあるのは「又はみなし認定事業者に係

るものうちその出力が十キロワット以上五十キ

ロワット未満のもの」と、同項第二号イ中「次に

掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更

の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認

定」と、第十七項本文中「令和五年三月三十一日

まで」とあるのは「令和七年三月三十一日まで」

項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるもの（令和五年四月一日以降に法第十條第一項の変更の認定（第十六項第二号二に掲げる変更の認定に限る。）により第十九項、第二十一項、第二十四項、第二十七項、第三十項、第三十一項及び第三十五項の適用を受けているもの又は令和六年四月一日以降に法第十條第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力が増加させる変更であつて当該増加が三キロワット以上であるもの若しくは当該合計出力を三キロワット以上増加させるもの））

項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項までに掲げるもの（令和五年四月一日以降に法第十條第一項の変更の認定（第十六項第二号二に掲げる変更の認定に限る。）により第十九項、第二十一項、第二十四項、第二十七項、第三十項及び第三十二項の適用を受けているもの又は令和六年四月一日以降に法第十條第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット以上であるもの若しくは当該合計出力を三キロワット以上増加させるもの）（当該設備の出力を増

42] 系統連系工事着工申込みの受領の日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項以上のもの」と、同項第二号イ中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、同項の表中「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」とする。

39] 系統連系工事着工申込みの受領の日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項以上のもの」とする。

ては、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項及び第三十七項から前項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなし、第十四項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「令和四年三月三十一日まで」とあるのは「令和六年三月三十一日まで」と、「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもの」のうちその出力が二百五十キロワットに係るもの」のうちその出力が二百五十キロワット

で、第七項、第八項、第十項、第十二項及び第三十四項から前項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十四項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「令和四年三月三十一日まで」とあるのは「令和六年三月三十一日まで」と、「二百五十キロワット未満のもの」であるのは「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもの」のうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」と、同項第二

41 系統連系工事着工申込みの受領の日が令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるものを除く。）について

「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもの」のうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」とする。

38 系統連系工事着工申込みの受領の日が令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項まで）に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項ま

もの」とあるのは「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもの」のうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」とする。

更の認定」とする。

40| 系統連系工事着工申込みの受領の日が令和四年

四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項及び前三項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受

37| 系統連系工事着工申込みの受領の日が令和四年

四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項までに掲げるものを除く。）については、第二項から第五項まで、第七項、第八項、第十項及び前三項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定によ

領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転

開始予定日の変更の認定とみなして、第十二項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「令和三年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年三月三十一日まで」と、「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、同項の表中

る当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみな

して、第十二項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「令和三年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年三月三十一日まで」と、「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、同項の表中「二百五十キロワット未満の

げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の

変更の認定」とする。

39| 系統連系工事着工申込みの受領の日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十項、第十項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項及び前二項の規定にかかわらず、

び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とす

る。

36| 系統連系工事着工申込みの受領の日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十項、第十項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項まで）に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項及び前二項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工

当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を

法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始

予定日の変更の認定とみなして、第十項の規定を

適用する。この場合において、同項本文中「令和

二年三月三十一日まで」とあるのは「令和四年三

月三十一日まで」と、「五百キロワット未満のも

の」とあるのは「五百キロワット未満のもの又は

みなし認定事業者に係るものうちその出力が五

百キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中

「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げ

る変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変

事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定によ

る当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみな

して、第十項の規定を適用する。この場合におい

て、同項本文中「令和二年三月三十一日まで」と

あるのは「令和四年三月三十一日まで」と、「五

百キロワット未満のもの」とあるのは「五百キロ

ワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るも

ののうちその出力が五百キロワット以上のもの

と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定

とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備

の運転開始予定日の変更の認定」とする。

「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始

予定日の変更の認定」とする。

一・二 (略)

38) 系統連系工事着工申込みの受領の日が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるものを除く。）については、第一項から第五

項まで、第七項及び前項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第八項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「平成三十一年三月三十一日まで」とあるのは「令和三年三月三十一日まで」と、二千キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るものうちその出力が二千キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲

定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定

とする。

一・二 (略)

39) 系統連系工事着工申込みの受領の日が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項まで）に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項及び前項の

規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第八項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「平成三十一年三月三十一日まで」とあるのは「令和三年三月三十一日まで」と、二千キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るものうちその出力が二千キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及

る。以下「系統連系工事着工申込書」という。）

の当該一般送配電事業者等による受領（以下「系

統連系工事着工申込みの受領」という。）の日が

第二号に掲げる期間に属する場合における太陽光

発電設備（その出力が十キロワット以上のもので

あって、みなし認定事業者に係るものうち、平

成二十九年三月三十一日以前に旧認定を受け、平

成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接

続契約が締結されたものに限る。次項から第四十

四項までにおいて同じ。）（第七項、第八項、第

十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七

項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、

第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項

から第三十三項まで及び前二項に掲げるものを除

く。）については、第一項から第五項までの規定

にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工

申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該

設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、

第七項の規定を適用する。この場合において、同

項本文中「平成三十年三月三十一日まで」とある

のは「令和二年三月三十一日まで」と、同項第二

号イ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは

る。以下「系統連系工事着工申込書」という。）

の当該一般送配電事業者等による受領（以下「系

統連系工事着工申込みの受領」という。）の日が

第二号に掲げる期間に属する場合における太陽光

発電設備（その出力が十キロワット以上のもので

あって、みなし認定事業者に係るものうち、平

成二十九年三月三十一日以前に旧認定を受け、平

成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接

続契約が締結されたものに限る。次項から第四十

四項までにおいて同じ。）（第七項、第八項、第十

項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、

第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二

十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項か

ら前項までに掲げるものを除く。）については、

第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該

設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第

十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定

日の変更の認定とみなして、第七項の規定を適用

する。この場合において、同項本文中「平成三十

年三月三十一日まで」とあるのは「令和二年三月

三十一日まで」と、同項第二号イ(1)中「次に掲げ

る変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認

調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

ト 法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット以上であるもの又は当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの）（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）を受けた場合には、増設等に係る部分以外に適用する調達価格及び解体等積立基準額は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた調達価格及び解体等積立基準

額とし、当該増設等に係る部分に適用する調達価格及び解体等積立基準額は、調達価格の欄に掲げる価格及び解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

37 認定発電設備と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続するための工事の申込みの内容を記載した書面（当該設備について第一号に掲げる要件を満たしており、当該書面を受領することにより一般送配電事業者等が自らの意思のみに基づいて当該電氣的な接続の予定日を決定することができる状態にあるものに限

34 認定発電設備と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続するための

工事の申込みの内容を記載した書面（当該設備について第一号に掲げる要件を満たしており、当該書面を受領することにより一般送配電事業者等が自らの意思のみに基づいて当該電氣的な接続の予定日を決定することができる状態にあるものに限

二十九年三月三十一日以前である場合又は平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。)又は当該設備が認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

六 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー

一電気を市場取引等により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を調達期間から除く。

二 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調

期間 積立基 進額	備考	
	十九円（調達期間が終了する日 から起算して十五年前の日以降 にあつては、八・三円）	年間 二円

イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワッ
ト当たりのものとし、当該設備に係る認定
事業者が適格請求書発行事業者である場合に
おける調達価格は、消費税及び地方消費税の
額に相当する額を加えた額、適格請求書発行

事業者でない場合における調達価格は、消費 税及び地方消費税の額に相当する額を含むも のとする。	ロ 当該設備に係る認定事業者が発電側記送供 給料金の支払者である場合における調達価格 は、発電側記送供給料金に相当する額を加え た額とする。
ハ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日 を起算日とする。	ニ 当該設備がみなし認定事業者に係るもので ある場合（当該設備に係る旧認定の日が平成

調達価格	の日
調達	号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。）
解体等	<p>一 法第九条第四項の認定の日</p> <p>二 法第十条第一項の変更の認定（第十七項第二</p>

五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで及び前項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

36	<p>次に掲げる日のうちいずれが遅い日が令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における屋根設置太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第三</p>
----	---

進額は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格及び解体等積立基準額とし、当該増設等に係る部分に適用する基準価格及び解体等積立基準額は、基準価格の欄に掲げる価格及び解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

(新設)

きない場合に適用される基準価格は、当該複数設備に適用される基準価格のうち、最も基準価格の低いものを適用するものとし、交付期間もこれに従う。

ト 市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であつて、法第十条第一項の変更の認定(第十六項第二号二に掲げる変更の認定に限る。)の場合に適用される基準価格は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第一欄に掲げる率を

乗じて得た額に、この表の基準価格の欄に掲げる価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第二欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額とする。

チ 法第十条第一項の変更の認定(太陽電池の合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット以上であるもの又は当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの(当該設備の出力を増加させる場合を除く。))に限る。)を受けた場合には、増設等に係る部分以外に適用する基準価格及び解体等積立基

二 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（当該設備に係る旧認定の日が平成二十九年三月三十一日以前である場合又は平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間は、交付期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

六 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギーを当該設備を用いて発電した再生可能エネルギーとして供給するものとして、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間から除く。

七 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することがで

備考	日	日から起算して十五年前の日
	年間	以降にあつては、八、三円)
イ	基準価格の欄に掲げる価格は、一キロワット当たりのもとする。	
ロ	当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における基準価格は、発電側託送供給料金に相当する額を加えた額とする。	
ハ	交付期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。	

基準価格	交付	解体等積	立基準額	二十九円(交付期間が終了する
	期間	二十	一、二	
第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。				
一 法第九条第四項の認定の日				
二 法第十条第一項の変更の認定(第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。)の日				

<p>35 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における屋根設置太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のものに係る基準価格等及び解体等積立基進額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="790 593 925 873"> <p>調達価格</p> </td> <td data-bbox="790 873 925 952"> <p>二十四円（調達期間が終了する日から起算して六年前の日以降にあつては、八、三円）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 593 1420 873"> <p>調達期間</p> </td> <td data-bbox="925 873 1420 952"> <p>十年間</p> </td> </tr> </table> <p>備考 第二十三項の表中の「備考」に同じ。</p>	<p>調達価格</p>	<p>二十四円（調達期間が終了する日から起算して六年前の日以降にあつては、八、三円）</p>	<p>調達期間</p>	<p>十年間</p>
<p>調達価格</p>	<p>二十四円（調達期間が終了する日から起算して六年前の日以降にあつては、八、三円）</p>				
<p>調達期間</p>	<p>十年間</p>				

(新設)

<p>34 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項まで、第九項、第十一項、第十三項、第十五項、第十八項、第二十三項、第二十六項及び第二十九項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p> <p>一 法第九条第四項の認定の日</p> <p>二 住宅用太陽光発電出力等変更認定の日</p>	<p>(略)</p>
--	------------

(新設)

(略)

(略)	条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合に
(略)	九、九円
(略)	
(略)	
(略)	

	が九、六円
	よりの低いと
	きにあつて
	は変更認
	定前価格)
	(当該設備
	に係る再生
	可能エネルギー
	ギ発電事
	業計画が施
	行規則第五

一	出力が 令和 十キロ 二年 三月 以上五 十キロ 一日 以前	定の 日が 属す る期 間	業計画が施 業計画が施
一	出力が 令和 十キロ 二年 三月 以上五 十キロ 一日 以前	定の 日が 属す る期 間	業計画が施 業計画が施
一	出力が 令和 十キロ 二年 三月 以上五 十キロ 一日 以前	定の 日が 属す る期 間	業計画が施 業計画が施

未満の もの (第三 号に掲 げるも のを除 く。)	未満の もの (第三 号に掲 げるも のを除 く。)	行規則第五 条第一項第 九号の二及 び第二項第 五号の二に 規定する基 進に適合す る場合に あつては、 九・九巴)	行規則第五 条第一項第 九号の二及 び第二項第 五号の二に 規定する基 進に適合す る場合に あつては、 九・九巴)
あつて、法 第十條第一 項の変更の 認定(第十 七項第二号 イからニま でに掲げる 変更の認定 に限る。以 下この表に おいて同	あつて、変 更認定前価 格が九・六 円より低い ときにあつ ては、法第 十條第一項 の変更の認 定前に当該 設備に従前 適用されて	あつて、法 第十條第一 項の変更の 認定(第十 七項第二号 イからニま でに掲げる 変更の認定 に限る。以 下この表に おいて同	あつて、法 第十條第一 項の変更の 認定(第十 七項第二号 イからニま でに掲げる 変更の認定 に限る。以 下この表に おいて同

33	次に掲げる日のうちいずれか遅い日(以下この項において「価格決定日」という。)が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの(入札対象区分等に該当するものを除く。)に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第	(略)
	三	定前価格
	(略)	
	(略)	

33	次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの(入札対象区分等に該当するものを除く。)に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第	(略)
	三	
	(略)	
	(略)	

格(発電側送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、その額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。)が九・六円より低いときにあつては、変更認定	の変更の認定前に当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額)

一・二	再生可 能エネ ルギ一 発電設 備の区 分等	一	二	再生可 能エネ ルギ一 発電設 備の区 分等
(略)	基準価格	(略)	出力が 八・六円	基準価格
交付 期間	交付 期間	(略)	二十	交付 期間
解体等積立 基準額	解体等積立 基準額	(略)	〇・六二円	解体等積立 基準額
一・二	再生可 能エネ ルギ一 発電設 備の区 分等	一	二	再生可 能エネ ルギ一 発電設 備の区 分等
(略)	基準価格	(略)	出力が 八・六円	基準価格
交付 期間	交付 期間	(略)	二十	交付 期間
解体等積立 基準額	解体等積立 基準額	(略)	〇・六二円	解体等積立 基準額

一・二	再生可 能エネ ルギ一 発電設 備の区 分等	一	二	再生可 能エネ ルギ一 発電設 備の区 分等
(略)	基準価格	(略)	出力が 八・六円	基準価格
交付 期間	交付 期間	(略)	二十	交付 期間
解体等積立 基準額	解体等積立 基準額	(略)	〇・六二円	解体等積立 基準額
一・二	再生可 能エネ ルギ一 発電設 備の区 分等	一	二	再生可 能エネ ルギ一 発電設 備の区 分等
(略)	基準価格	(略)	出力が 八・六円	基準価格
交付 期間	交付 期間	(略)	二十	交付 期間
解体等積立 基準額	解体等積立 基準額	(略)	〇・六二円	解体等積立 基準額

32 次に掲げる日のうちいずれか遅い日(以下この項において「価格決定日」という。)が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その

28 ～ 31 (略)

チ (略)

とする。

第二欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額

別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の

それぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格に

能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて

出力が十キロワット以上のもの(入札対象区分等に該当するものを除く。)に係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び前二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

32 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの(入札対象区分等

28 ～ 31 (略)

チ (略)

得た額を加えた額とする。

してそれぞれ同表の第二欄に掲げる率を乗じて

の欄に掲げる価格に別表の過積載率の欄に応

区分等の欄に応じてそれぞれ同表の基準価格

に該当するものを除く。)に係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び前二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

ト 市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であつて、法第十条第一項の変更の認定(第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。)の場合に適用される基準価格は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格に別表の過積載率(当該設備に係る太陽電池の合計出力を当該設備の出力で除して得た割合をいう。以下同じ。)の欄に応じてそれぞれ同表の第一欄に掲げる率を乗じて得た額に、この表の再生可

ト 市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であつて、法第十条第一項の変更の認定(第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。)の場合に適用される基準価格は、当該設備に従前適用されていた基準価格に別表の過積載率(当該設備に係る太陽電池の合計出力を当該設備の出力で除して得た割合をいう。以下同じ。)の欄に応じてそれぞれ同表の第一欄に掲げる率を乗じて得た額に、この表の再生可能エネルギー発電設備の

第二十四項及び第二十五項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

第二十四項及び第二十五項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

備考	一	再生可能エネルギー	解体等積立基準額
	二	基準	交付
備考	一	再生可能エネルギー	解体等積立基準額
	二	基準	交付

備考	一	再生可能エネルギー	解体等積立基準額
	二	基準	交付
備考	一	再生可能エネルギー	解体等積立基準額
	二	基準	交付

27	表 (略)	の 日	27	次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和七年四月一日から令和七年九月三十日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、
----	-------	-----	----	---

26	表 (略)	の 日	26	次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和七年四月一日から令和七年九月三十日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、
----	-------	-----	----	---

一 (略)	る。	及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とすに掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間の欄に於いて、それぞれ同表の調達価格の欄の認定又は法第九条第四項の認定の日が属するエネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三及び前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能	十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで
二 法第十条第一項の変更の認定（第十七項第二	号イからニまでに掲げる事項の變更に限る。）	及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とすに掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間の欄に於いて、それぞれ同表の調達価格の欄の認定又は法第九条第四項の認定の日が属するエネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三及び前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能	十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで

一 (略)	る。	及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とすに掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間の欄に於いて、それぞれ同表の調達価格の欄の認定又は法第九条第四項の認定の日が属するエネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三及び前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能	十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで
二 法第十条第一項の変更の認定（第十七項第二	号イからニまでに掲げる事項の變更に限る。）	及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とすに掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間の欄に於いて、それぞれ同表の調達価格の欄の認定又は法第九条第四項の認定の日が属するエネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三及び前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能	十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで

一	再生可能エネルギー	解体等積立基準額
(略)	価格	基準
(略)	期間	交付
(略)	価格	交付
(略)	期間	解体等積立基準額

一・二 (略)

欄に掲げる額とする。

の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の表の基準価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間ギ一発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同での規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー十六項、第十七項及び第十九項から第二十二項まで七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第

一	再生可能エネルギー	解体等積立基準額
(略)	価格	基準
(略)	期間	交付
(略)	価格	交付
(略)	期間	解体等積立基準額

一・二 (略)

欄に掲げる額とする。

の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の表の基準価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間ギ一発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同での規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー十六項、第十七項及び第十九項から第二十二項まで七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第

二	法第十条第一項の変更の認定(第十七項第二
号イからニまでに掲げる事項の認定に限る。)	表
の日	23 (略)
四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属	24
する場合における太陽光発電設備であつて、その	出力が十キロワット以上のもの(入札対象区分等
に該当するものを除く。)に係る基準価格等及び	解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第

二	法第十条第一項の変更の認定(第十七項第二
号イからニまでに掲げる事項の認定に限る。)	表
の日	23 (略)
四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属	24
する場合における太陽光発電設備であつて、その	出力が十キロワット以上のもの(入札対象区分等
に該当するものを除く。)に係る基準価格等及び	解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第

備考	一・二	再生可能エネルギー 基準 交付 解体等積 立基準額
	一・(略)	発電設備の区分等 価格 期間 立基準額
再生可能エネルギー以上のもの（入札対象区分等に 該当するものを除く。）に係る基準価格等及び解 体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七 項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十 六項及び第十七項の規定にかかわらず、次の表の 再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じ て、それぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格、 同表の交付期間の欄に掲げる期間及び同表の解体 等積立基準額の欄に掲げる額とする。		
一・二 (略)		

場合における太陽光発電設備であつて、その出
 力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に
 該当するものを除く。）に係る基準価格等及び解
 体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七
 項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十
 六項及び第十七項の規定にかかわらず、次の表の
 再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じ
 て、それぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格、
 同表の交付期間の欄に掲げる期間及び同表の解体
 等積立基準額の欄に掲げる額とする。

備考	一・二	再生可能エネルギー 基準 交付 解体等積 立基準額
	一・(略)	発電設備の区分等 価格 期間 立基準額
再生可能エネルギーにより再生可能エネルギー 市場取引等により再生可能エネルギー を供給する場合であつて、法第十条第一項の 変更の認定（第十六項第二号二に掲げる変更 の認定に限る。）の場合に適用される基準価 格は、当該設備の出力に当該設備に従前適用		
一・二 (略)		

場合における太陽光発電設備であつて、その出
 力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に
 該当するものを除く。）に係る基準価格等及び解
 体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七
 項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十
 六項及び第十七項の規定にかかわらず、次の表の
 再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じ
 て、それぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格、
 同表の交付期間の欄に掲げる期間及び同表の解体
 等積立基準額の欄に掲げる額とする。

(公募開始日が令和七年三月三十一日以前の
 場合であつて、選定事業者が整備法第二十一
 条第二項の公募占用計画の変更の認定(整備
 法第十六条第二項第六号に掲げる事項に係る
 変更の認定に限る。)を受けたときは、当該
 変更の認定を申請した日の属する月の前月ま
 での一年間)

ロ 選定事業者が認定公募占用計画に記載した
 電気事業法第四十八条第一項の規定による届
 出(海域における電気事業法第三十八条第二
 項の事業用電気工作物の設置の工事に係るも

表
 間
 る。)の予定日の属する月の前月までの一年
 十九 (略)
 (太陽光発電設備に係る基準価格等、調達価格等
 及び解体等積立基準額)
 第二条 (略)
 2～18 (略)
 19 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和五年
 四月一日から令和五年九月三十日までの間に属す

(公募開始日が令和七年三月三十一日以前の
 場合であつて、選定事業者が促進法第十八条
 第二項の公募占用計画の変更の認定(促進法
 第十三条第二項第六号に掲げる事項に係る変
 更の認定に限る。)を受けたときは、当該変
 更の認定を申請した日の属する月の前月まで
 の一年間)

ロ 選定事業者が認定公募占用計画に記載した
 電気事業法第四十八条第一項の規定による届
 出(海域における電気事業法第三十八条第二
 項の事業用電気工作物の設置の工事に係るも

表
 の一年間
 十九 (略)
 (太陽光発電設備に係る基準価格等、調達価格等
 及び解体等積立基準額)
 第二条 (略)
 2～18 (略)
 19 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和五年
 四月一日から令和五年九月三十日までの間に属す

う。)の決定の日とし、選定事業者が提出した公募占用計画については整備法第十六条第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により経いて準用する場合を含む。)の規定により経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する公募占用指針(以下「公募占用指針」という。)に基づく公募の開始の日(以下「公募開始日」という。)とする。以下この号において「日」という。)が属する期間の欄)に応じて、それぞれ同表の乗じるべき率の欄に掲げる率を乗じ、これをそれぞれ同表の除すべき率の欄に掲げる率で除して、これをそれぞれ同表の除すべき率の欄に掲げる率で除して

掲げる率で除して得た額	(1)～(3) (略)	再生可能エネ	ルギ一発電設備の区分等	法第九条第	四項の認定	の日の属する期間	令和六年四月一日以降	出力が千キロワット未満のもの	出力が千キロワット未満のもの	一
乗じる	べき率	除すべ	べき率	乗じる	○.九	○.七	○.七	○.七	○.七	(新設)
乗じる	べき率	除すべ	べき率	乗じる	○.九	○.七	○.七	○.七	○.七	(新設)

日とし、選定事業者が提出した公募占用計画に関する風力発電設備にあっては促進法第十三条第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する公募占用指針(以下「公募占用指針」という。)に基づく公募の開始の日(以下「公募開始日」という。)とする。以下この号において「日」という。)が属する期間の欄)に応じて、それぞれ同表の乗じるべき率の欄に掲げる率を乗じ、これをそれぞれ同表の除すべき率の欄に掲げる率で除して

得た額	(1)～(3) (略)	再生可能エネ	ルギ一発電設備の区分等	再生可能エネ	備の区分等	出力が一五五	出力が一五五	出力が千キロワット未満のもの	出力が千キロワット未満のもの	一
乗じる	べき率	除すべ	べき率	乗じる	○.九	○.七	○.七	○.七	○.七	(新設)
乗じる	べき率	除すべ	べき率	乗じる	○.九	○.七	○.七	○.七	○.七	(新設)

の選定事業者が占有区域と一体的に利用す

る港湾及びその利用時期

十三(十五) (略)

た額をいう。

税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得
ける額にロに掲げる額を加えて得た額に、消費

十六 発電側託送供給料金に相当する額 イに掲

イ 全ての一般送配電事業者の発電側託送供給

料金のうち発電電等量にかかわらず支払うべ

き料金の一キロワット当たりの単価(電気事

業法第十八条第一項の規定により経済産業大

の選定事業者が占有区域と一体的に利用す

る港湾及びその利用時期

十三(十五) (略)

た額をいう。

税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得
ける額にロに掲げる額を加えて得た額に、消費

十六 発電側託送供給料金に相当する額 イに掲

イ 全ての一般送配電事業者の発電側託送供給

料金のうち発電電等量にかかわらず支払うべ

き料金の一キロワット当たりの単価(電気事

業法第十八条第一項の規定により経済産業大

臣の認可を受けた託送供給等約款において一

般送配電事業者が定めたものをいう。)を平

均した額に八千七百六十分の十二を乗じて得

た額に、次の(1)から(5)までの各表の再生可

能エネルギー発電設備の区分等の欄(2)から

(4)までの各表において、再生可能エネルギー

発電設備の区分等及び法第九條第四項の認

定の日(法第四條第一項の規定による指定を

受けた区分等(以下「入札対象区分等」とい

う。)にあっては法第七條第三項又は第六項

の規定による落札者(以下「落札者」とい

臣の認可を受けた託送供給等約款において一

般送配電事業者が定めたものをいう。)を平

均した額に八千七百六十分の十二を乗じて得

た額に、次の(1)から(5)までの各表の再生可

能エネルギー発電設備の区分等の欄(2)の表

において、再生可能エネルギー発電設備の

区分等及び法第九條第四項の認定の日(法第

四條第一項の規定による指定を受けた区分等

(以下「入札対象区分等」という。)にあって

ては法第七條第三項又は第六項の規定による

落札者(以下「落札者」という。)の決定の

いう。)と一体的に利用される港湾及びその利用時期が、次に掲げるいずれかの港湾及びその利用時期と重複した場合は、経済産業大臣及び国土交通大臣が認定公募占用計画に記載された事業の実施時期の調整を行つたときに限り、選定事業者が、整備法第二十一条第一項の規定に基づき変更の認定を受けた公募占用計画に記載した事業の実施時期の起算日。

(1) (略)

(2) 整備法第二十条第一項の認定を受けた他

下「整備法」という。)第十六条第二項第十号に規定する選定事業者(以下「選定事業者」という。)が提出した整備法第十七条第一項に規定する公募占用計画(以下「公募占用計画」という。)に係る風力発電設備に於ては、選定事業者が、整備法第二十条第一項の認定を受けた公募占用計画(以下「認定公募占用計画」という。)に記載した事業の実施時期の起算日。ただし、認定公募占用計画に記載された整備法第十七条第二項第一号に掲げる占用の区域(以下「占用区域」と

(以下「占用区域」という。)と一体的に利用される港湾及びその利用時期が、次に掲げるいずれかの港湾及びその利用時期と重複したときは、経済産業大臣及び国土交通大臣が認定公募占用計画に記載された事業の実施時期の起算日の調整を行つた場合に限り、選定事業者が、促進法第十八条第一項の規定に基づき変更の認定を受けた公募占用計画に記載した事業の実施時期の起算日。

(1) (略)

(2) 促進法第十七条第一項の認定を受けた他

十年法律第八十九号。以下「促進法」という。)第十三条第二項第十号に規定する選定事業者(以下「選定事業者」という。)が提出した促進法第十四条第一項に規定する公募占用計画(以下「公募占用計画」という。)に係る風力発電設備に於ては、選定事業者が、促進法第十七条第一項の認定を受けた公募占用計画(以下「認定公募占用計画」という。)に記載した事業の実施時期の起算日。ただし、認定公募占用計画に記載された促進法第十四条第二項第一号に掲げる占用の区域

○経済産業省告示第三十一号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、平成二十九年経済産業省告示第三十五号（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等及び解体等積立基準額を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣 赤澤 亮正

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件の一部を改正する告示
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件の一部改正）

第一条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件（平成二十九年経済産業省告示第三十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条（定義） 2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十一（略） 十二 運転開始期限 次に掲げる日をいう。</p> <p>ホ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成二十年法律第八十九号。以下</p>	<p>第一条（定義） 2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十一（略） 十二 運転開始期限 次に掲げる日をいう。</p> <p>ホ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三</p>

（傍線部分は改正部分）

